平成 22 年 12 月

定　例　会　会　議　録

亀　山　市　議　会

質　疑　内　容　（通告要旨）

【１１月３０日】

１　服部孝規（日本共産党議員団）	１２～１７ページ

議案第６４号　亀山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び
議案第６５号　亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

１　議員の報酬額や市長、副市長の給料額は市長が「特別職報酬等審議会」に諮問し、それを受けて議会で決めることになっているが、議員と市長、副市長の期末手当はこの審議会に諮問せずに、人事院勧告に準じてとなっている。こうした決め方は妥当なのか

議案第６６号　亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

１　教育長の期末、勤勉手当を人事院勧告に準ずるのはなぜか

議案第６７号　亀山市職員給与条例等の一部改正について

１　国会では「人事院勧告を超えた削減をめざす」と表明した菅首相の民主党代表選の発言が問題になったが、そもそも人事院勧告とは何のためにあるのか

２　公務員の給与水準が地域の民間企業や市の関連団体などで働く人達に大きな影響を与えるが、今度の引き下げで市内の働く人達への影響をどう考えているのか

３　「当分の間、５５歳を超える職員（行政職給料表（一）６級相当以上の職員）の給料月額を１．５％減額する」とあるが、これにより年間、職員１人あたりどれぐらいの収入減になるのか。また、こうしたことで職員の働く意欲に影響は出ないのか

質　疑　内　容　（通告要旨）

【１２月８日】

１　小坂直親（緑風会）　３２～４２ページ

議案第６９号　亀山市自然公園条例の一部改正について

１　森林公園を自然公園とした根拠について

２　開園後の利活用計画の策定について

３　投資額と今後の継続管理と経費について

議案第７１号　亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について

１　条例廃止の根拠と意義について

２　事業仕分け対象事業とした根拠について

議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

１　繰越明許費について

２　債務負担行為補正について

３　歳入（市税、繰入金、繰越金）について

４　歳出（職員手当等）について

２　岡本公秀（新和会）　４２～４６ページ

議案第７０号　亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

１　本条例改正の背景となる昨今の状況について

２　代理人による不正の危険性の認識について

３　代理人の資格制度と不正防止の確認手続きについて

４　印鑑登録証の大きさについて

３　竹井道男（市民クラブ）　４７～５４ページ

議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

１　市民税の補正について

（１）法人市民税の法人の増額、個人の減額補正の内容について

（２）平成２３年度の市税収入の予測について

２　第１２款諸支出金、第１項基金費への積み立てについて

（１）臨時財政対策債の縮減の考え方はなかったのかについて

（２）基金繰入の減額補正の考えはなかったのかについて

３　債務負担行為の補正について

（１）コンビニ収納代行業務委託料の債務負担行為の変更について

4　伊藤彦太郎（ぽぷら）	５４～５９ページ

議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

１　保健衛生費　子宮頚がん予防ワクチン接種費用助成事業について

（１）事業を実施するに至った背景は

（２）ワクチン接種の効果をどのように認識しているのか

（３）子宮頚がん予防そのものの啓発についての考え方は

5　福沢美由紀（日本共産党議員団）	５９～６７ページ

議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

１　子宮頚がん等ワクチン接種緊急促進事業について

２　火葬施設費について

３　中山間地域等直接支払事業について

議案第７１号　亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について

１　制度が出来てから、少子化対策としての成果はどうであったか

6　森　美和子（公明党）	６７～７３ページ

議案第７１号　亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について

１　この条例が出来た経緯について

２　この条例が出来たことによる成果について

３　この条例が廃止される時期について

議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

１　子宮頚がん等ワクチン接種緊急促進事業について（子宮頚がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン）

（１）開始時期について

（２）自己負担額について

（３）市民への周知について

7　前田耕一（市民クラブ）	７４～８１ページ

議案第６９号　亀山市自然公園条例の一部改正について

１　亀山森林公園について

（１）自然公園に位置づけた理由と経緯について

（２）利用規定の内容について

（３）管理・運用の方法について

報告第３２号及び報告第３４号　寄附受納について

１　寄付を受けた物件（絵画７点）について

（１）寄付受納の経緯について

（２）絵画（７点）の詳細について
（３）絵画（７点）の今後の取扱いについて
２　寄付を受けた物件（土地・建物）について
（１）寄付受納の経緯について
（２）土地・建物の詳細について
（３）土地・建物の利用計画について

８　鈴木達夫（ぽぷら）　８１～８８ページ

議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

１　退職手当について
（１）第２款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費の内、退職手当１６２，２０３千円について
（２）第１０款教育費、第１項教育総務費、第２目事務局費の内、退職手当６９，６５３千円について
（３）第９款消防費、第１項消防費、第１目常備消防費の内、退職手当２８，６９９千円について
２　空調機整備事業について
（１）第１０款教育費、第２項小学校費、第１目学校管理費の内、空調機整備事業４３，６７１千円の減額について

９　服部孝規（日本共産党議員団）　８９～９７ページ

議案第７３号　平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

１　歳出で約１億円を一般会計へ繰出金として戻しているが、戻さなければならない根拠はあるのか

議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

１　歳入で個人市民税が減額、法人市民税と固定資産税が増額となっているがその要因は何か
２　歳出の基金費で、財政調整基金に５億円、減債基金に３億円も積み増しする理由は何か
３　歳出のほとんどが基金費と退職手当だが、市民生活向上のための補正は必要なかったのか

１０　櫻井清蔵（ぽぷら）　９７～１０３ページ

議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

１　第１２款諸支出金、第１項基金費、第１目財政調整基金費（積立金）５０９，３５９千円及び、第２目減債基金費（積立金）３００，０００千円について問う
２　第１０款教育費、第２項小学校費について
（１）トイレ改修事業６，３００千円の減額とあるが年度内に改修すべき施設がなかったのかを問う

（２）空調機整備事業４３，６７１千円の減額の根拠について問う

１１　豊田恵理　１０４～１０７ページ

議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

１　第２款総務費、第１項総務管理費の内、新エネルギー普及支援事業（８００万円）について

（１）どのような事業か、事業費がなぜ増えたのか

（２）「新エネルギー普及支援」について、亀山市の考え方（目的）について

（３）実際にこの事業による成果を数値化もしくは把握できるデータはあるのか

２　第１２款諸支出金、第１項基金費について

（１）ふるさと納税として受けた寄付金を限られた基金へ積み立てているが、その根拠について

（２）今まで積み立てた基金から、どのような目的で使われたのか

質　問　内　容　（通告要旨）

【１２月９日】

１　尾崎邦洋（緑風会）	１１２～１１９ページ

医療センター再生について

１　櫻井市長が市長選挙で公約した医療センター再生の具体的な内容と現状について

２　公立病院改革プランについて

３　医療センター再生に向けた取り組みについて

２　中村嘉孝（新和会）	１１９～１３３ページ

平成２３年度予算編成について

１　平成２３年度予算編成方針について

２　行財政運営の基本理念について（最小の経費で最大の効果）

３　国の地域主権改革への対応について

４　中期財政見通しについて

次世代育成支援対策推進法（少子化対策）について

１　前期計画５事業の進捗状況について

２　一般及び特定事業主行動計画について

介護保険事業（第４期介護保険事業計画）について

１　施設入所希望者の待機状況及び対応について

２　施設整備について

３　片岡武男（市民クラブ）	１３４～１４３ページ

地区コミュニティセンターについて

１　各小学校区における設置数と、今後の運営や新設への方向性について問う

（１）コミュニティセンター設置基準の要綱は策定されているのか

（２）一小学校区に何箇所設置されているのか。また、自治会会員数の最低戸数と最高戸数について

（３）新規設置要望への対応の方向性について

学童保育所について

１　今後の学童保育所の設置基準について問う

（１）学童保育所設置基準の要綱は策定されているのか

（２）今後の学童保育所は「公設・公営」か、「公設・民営」か、それとも「民設・民営で受益者負担」で設置するのか

川崎小学校改築計画について

１　学校改築の進捗状況と計画の方向性には要綱が策定されているのか

（１）要綱が策定されていて、特色のある学校を目指して建設されるのか

（２）学校建設については、スタンダードな建物を考えているのか

（３）小学校敷地内に地域の部屋や学童保育所の設置を提案するが、その考え方について

４　伊藤彦太郎（ぽぷら）　１４３～１５０ページ

議員定数について

１　市長提案で議員定数削減を行う考えはないのか

特別職の報酬等について

１　議員報酬削減を行う考えはないのか

２　市長、副市長、教育長の給与削減を行う考えはないのか

５　服部孝規（日本共産党議員団）　１５０～１６０ページ

国民健康保険について

１　国民健康保険の現状はどうなっているのか

２　なぜ、国民健康保険税はこれほど高くなったのか

３　国民健康保険制度は社会保障なのか、相互扶助なのか。また、国や都道府県の義務は何か

４　民主党政権が進める「国保の広域化」で国民健康保険制度が良くなるのか

５　国民健康保険税を引き下げるとともに、保険証の取り上げをやめ、減免制度などの十分な活用と充実を求める

市の事業仕分けについて

１　今回の事業仕分けのやり方で妥当な「判定結果」が出たと受け止めているのか

２　市長の「判定結果を厳粛に受け止める」という発言について問う

３　「不要」と判定されたいくつかの事業について

４　事業仕分けより予算編成過程の公開を

６　新　秀隆（公明党）　１６０～１６７ページ

生きがいを持てる福祉の展開について

１　障がい福祉サービスついて

（１）重度身体障がい児および、家族への支援について

（２）知的障がい児および、家族への支援について

危機管理体制について

１　災害時の公共施設における窓ガラスの飛散防止対策の実態について

（１）学校、幼稚園、保育園等について

（２）公共施設について

（３）危機管理の窓口である危機管理局の今後の考え方について

7　坊野洋昭（緑風会）	１６７～１７９ページ

地籍調査について

１　地積調査とは

２　国土交通大臣の要請文について

３　亀山市としての事業の進捗度は

４　新設道路、拡幅道路部分の登記はどうなっているか

県道亀山関線・市道野村布気線について

１　事業仕分けでの判定は

２　事業費の額は。合併特例債は使えるのか

３　工事着手、完成の目途は

４　市道部分の地権者の協力に何か問題があるのか

５　他の道路との取り付け等付帯工事も含めて細部設計はどうなっているか

６　先日の大惨事をふまえて、市長の見解を聞く

質　問　内　容　（通告要旨）

【１２月１０日】

1　中﨑孝彦（新和会）	１８２～１９３ページ

震災対策について

１　三連動地震（東海、東南海、南海）について

（１）発生時における被害状況の想定について

（２）震災対策についての心がまえ、今後の取り組みについて

２　住宅における耐震化の進捗状況及び耐震化率について

３　輸送路、避難路の確保について

４　橋梁における耐震補強の進捗状況及び今後の取り組みについて

５　ライフライン等における各関係機関との連絡調整及び協議について

６　地震後の消火活動等、協力を求めるべき消防団の充足について

交通安全対策について

１　野村２丁目交差点事故に対する対策について

2　竹井道男（市民クラブ）	１９３～２０８ページ

平成２３年度予算編成の基本的な考え方について

１　中期財政見通し資料の歳出額について

２　平成２３年度の予算編成について

３　マニフェストの施策反映はできるのかについて

事業仕分けについて

１　事業仕分けの目的について

２　対象事業の選定について

３　事業仕分け結果の反映について

４　議会との関係について

５　事業仕分けとともに、施策の見直しも必要ではないのかについて

3　鈴木達夫（ぽぷら）	２０８～２１８ページ

亀山市地域医療再構築プランの推進について

１　「亀山市地域医療推進会議」と「地域医療再構築ネットワーク会議」について

２　具体的取り組みについて

（１）国民健康保険の医療費適正化について

（２）地域医療と健康を支える住民組織づくりについて

（３）市民と医療従事者の双方にとって魅力ある病院づくりについて

（４）地方公営企業法の全部適用について

３　庁内体制とプランの推進について

4　福沢美由紀（日本共産党議員団）　２１８～２２９ページ

１１月２８日発生の県道交差点におけるマイクロバスとトレーラーの事故より

１　消防署の対応について

２　医療センターの対応について

３　今回の事故を受けて、今後の課題について

住宅リフォーム助成について

１　中小企業を支援する有効な施策として、広がりをみせている「住宅リフォーム助成」だが、他市の実態はどうか

２　亀山市の中小企業の実態はどうか

３　亀山市として住宅リフォーム助成制度をつくるべきだと思うがどうか

獣害対策について

１　電気柵等の補助金制度について

２　狩猟免許取得の促進について

３　有害獣駆除に対する報償金について

４　他の施策について

5　森　美和子（公明党）　２３０～２３６ページ

安心のカタチについて

１　ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型（HTLV－1）からの感染の悲劇をなくす対策について

（１）母子感染を防止する対策について

（２）市民への周知及び相談体制について

公のカタチについて

１　亀山市の選挙における投票方法について

（１）期日前投票の手続きの簡素化について

（２）投票所設置の考え方について

（３）投票所におけるバリアフリー化について

6　小坂直親（緑風会）　２３６～２５０ページ

平成２３年度予算編成について

１　施政方針と予算編成の考え方について

２　財政改革の取り組みについて

３　中期財政見通しについて

４　事業仕分けと市民サービスについて

7　櫻井清蔵（ぽぷら）　２５０～２６９ページ

事業仕分けについて

１　事業仕分けの議事録（審議経過）について問う

（１）だれのための事業仕分けなのか

（２）市民の知る権利をどのように思っているのか

（３）審議経過の議事録の作成の意義を考えなかったのか

（４）審議経過をケーブルテレビにより発信することを市長として指示しなかった根拠を知りたい

ＡＥＤの設置について

１　以前質問をしたが、その後の検討結果について知りたい

（１）地域的な配置のバランスの状況をどこまで行政として把握しているのか

（２）現在各地区コミュニティセンターに設置してあるが、２４時間使用可能な体制は確立してあるのか

（３）消防団車庫、防災資機材倉庫及び自治会公民館への設置について

ア　消防団車庫、防災資機材倉庫及び自治会公民館の数は

イ　消防団車庫、防災資機材倉庫及び自治会公民館への設置について市長の考えは

（４）企業等の設置における補助制度を作るべきと考えるが市長として今後の考えは

市民要望について

１　自治会、各種団体の要望の２２年度の達成状況を知りたい

（１）要望件数

（２）要望に対する是非の回答状況

（３）要望達成状況

狭隘道路について

１　市民まちづくり基金１０億円の活用により市民生活道路を充実する考えはないのか

（１）市内各所の狭隘道路状況を市長としてどのように認識しているかを知りたい

（２）今後の対応に市長として担当部局にどのような指示をしているのかを知りたい

地上デジタル対応について

１　関の観音山にあるテレビの中継施設はアナログ対応であるが、地上デジタル対応にする考えは

8　豊田恵理　２６９～２７９ページ

ふるさと納税について

１　亀山市のふるさと納税への取組みについて

（１）市の考え方及び窓口対応について

（２）現在までの実績について

（３）受けた寄付に対する対応について

２　三重県のふるさと納税の取組み状況について

３　今後のふるさと納税の取組みについて

（１）亀山市として市をアピールする方法を考えていくべきと思うが、市はどのように考えているか

亀山市の障がい福祉について

１　障がい福祉サービスについて

（１）車いす利用状況について

（２）補装具及び住宅改修補助事業について

２　車いすレクダンス全国大会について

（１）大会の概要・経緯について

（２）市はどのように関わっていくのかについて

（３）今後の対応について

亀山市の救急医療体制について

１　事故の搬送状況について

２　今後の課題について

９　髙島　真　２７９～２８９ページ

市長のマニフェストについて

１　櫻井市長が、就任されて約２年経過し、選挙前に公約されたマニフェストの項目に対して、それぞれの進捗状況を伺う

（１）項目の「期限すぐに」について

ア　市長交際費の全面開示

イ　隣接する４市との政策連携（広域連携）

ウ　子育て５つのモデル事業の実施

エ　医療・福祉分野を志す学生・若者に対する奨学金制度

オ　野登地区から加太地区への鈴鹿山系において環境保全区の指定

カ　食育、緑育、街育の３つの理念の具現化

キ　学童保育所の設置・拡充

ク　農林特産品の亀山ブランド応援制度

ケ　国道や県道整備の国、県への働きかけ

コ　コミュニティーバスと連携した関・下庄・加太駅への利便性の向上

サ　公園、街路樹等の清掃や管理に対する「里親制度の条例」の制定

（２）項目の「１年以内」について

ア　年に一度、市の財政や事業の進捗状況を「市政つうしんぼ」として作成、各戸配布

イ　ＷＨＯ健康都市連合に加盟

ウ　年間１００カ所防犯灯整備

エ　歴史、芸能、文化的資産などをデジタル映像として保存・継承

オ　環境林の間伐など延べ１０００ｈａを適正管理

カ　青少年健全育成活動支援のため新たな仕組み作り

キ　事業所の社会貢献活動に対する「ＣＳＲ優遇制度」の検討

ク　「シルバー人材センター」の活動の後方支援

ケ　地区コミュニティを単位とした「地域予算制度」の創設

コ　スポーツ・レクリエーション指導者の育成、総合型スポーツクラブの設置、関地区運動会継続開催

リニア中央新幹線亀山駅について

１　現在までの積立金額は

２　今後の方針と新年度の積立予算額

３　積立金の根拠と割合（パーセンテージ）

タクシー券について

１　７５歳以上の方は、申請すれば、年間１万円（１回の利用につき２千円）のタクシー券が交付されるが、対象人数と申請者数、利用率を聞きたい

２　タクシーを利用できない寝たきりの方や、自分で車を運転できる方は、タクシー券の必要性が無いと思うがどの様な目的でこの制度が出来たか聞きたい

３　この制度の存在自体が解らない方もみえるのでないか。どうして全員の方に配布せず申請制度を導入したのか聞きたい

４　タクシー券に限定せず、別の形（例えば、亀山市限定地域振興券）で７５歳以上の方全員に配布すれば、使い道もそれぞれ個々に違うため市や地域の活性化に繋がるのでは。今後この様なタクシーチケットだけに限定せずこの様な提案も検討して頂きたい

平成２２年１１月３０日

亀 山 市 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 １ 号 ）

●議事日程（第１号）

平成２２年１１月３０日（火）午前１０時　開会及び開議

第　　１　諸報告

第　　２　会議録署名議員の指名

第　　３　会期の決定

第　　４　現況報告

第　　５　議案第６４号　亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第　　６　議案第６５号　亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

第　　７　議案第６６号　亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

第　　８　議案第６７号　亀山市職員給与条例等の一部改正について

第　　９　議案第６８号　亀山市学童保育所条例の一部改正について

第　１０　議案第６９号　亀山市自然公園条例の一部改正について

第　１１　議案第７０号　亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

第　１２　議案第７１号　亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について

第　１３　議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

第　１４　議案第７３号　平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

第　１５　議案第７４号　平成２２年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について

第　１６　議案第７５号　平成２２年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

第　１７　議案第７６号　平成２２年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

第　１８　議案第７７号　平成２２年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

第　１９　議案第７８号　平成２２年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

第　２０　議案第７９号　平成２２年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第１号）について

第　２１　報告第３２号　寄附受納について

第　２２　報告第３３号　寄附受納について

第　２３　報告第３４号　寄附受納について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２２名）

１番	髙　島　　真　君	２番	新　　秀　隆　君
３番	尾　崎　邦　洋　君	４番	中　﨑　孝　彦　君

５番	豊田恵理君	６番	福沢美由紀君
７番	森　美和子君	８番	鈴木達夫君
９番	岡本公秀君	１０番	坊野洋昭君
１１番	伊藤彦太郎君	１２番	前田耕一君
１３番	中村嘉孝君	１４番	宮崎勝郎君
１５番	片岡武男君	１６番	宮村和典君
１７番	前田　稔君	１８番	服部孝規君
１９番	小坂直親君	２０番	竹井道男君
２１番	大井捷夫君	２２番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田　正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森　繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	川戸正則君	健康福祉部長	山﨑裕康君
環境・産業部長	国分　純君	建設部長	岡﨑賢一君
上下水道部長	三谷久夫君	関支所長	稲垣勝也君
危機管理局長	片岡久範君	医療センター 事務局長	伊藤誠一君
会計管理者	多田照和君	消防長	渥美正行君
教育委員会委員長	宮﨑洋子君	教育長	伊東靖男君
教育次長	上田寿男君	監査委員	落合弘明君
監査委員事務局長	宮村常一君	選挙管理委員会 事務局長	井上友市君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	松村　大
書記	原　千里		

●会議の次第

（午前１０時０４分　開会）

○議長（大井捷夫君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成２２年１２月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしてあります議事日程第１号により取り進めます。

日程第１、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第１２１条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第２３５条の２第３項の規定に基づく例月出納検査結果報告書４件が提出されており、いずれも印刷の上、お手元に配付いたしてありますので、ごらんおきを願いたいと存じます。

次に日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第７７条の規定により、議長におきまして、

２番　新　　秀　隆　議員

１３番　中　村　嘉　孝　議員

のご両名を指名いたします。ご両名にはよろしくお願いをいたします。もし、会期中におきまして、ただいま指名の方にお差し支えが生じました場合には、それぞれ次の議席の方にお願いをいたします。

次に日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から１２月１７日までの１８日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から１２月１７日までの１８日間と決定いたしました。

次いで、日程第４、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成２２年１２月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、政府は、先月８日に「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ２～」を閣議決定し、平成２３年度までの時間軸を考慮した３段構えで、デフレ脱却と雇用を起点とした経済成長の実現を目指すこととしております。

一方、地域主権改革につきましては、経済成長などの一体的実現のかぎと位置づけ、ひもつき補助金の一括交付金化に着手するとともに、本年末までに国の出先機関改革のためのアクションプランや、平成２３年度に向けた一括交付金の制度設計が決定される予定であります。

このような中、市といたしましては、先月１２日に平成２３年度の行政経営方針及び予算編成方針を定めましたので、国の各分野における具体的な施策展開を注視し、変化に対し柔軟に対応しな

がら新年度に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

ところで、先月１６日に、我が国彫刻界の第一人者で本市の名誉市民である中村晋也氏から、ブロンズ像「わたしの宝物」を寄贈いただき、市文化会館に設置いたしました。また、その卓越した芸術性がつくり出す、すぐれた作品群を多くの市民の方々に直接ごらんいただけるよう、今月２日から昨日まで総合保健福祉センターにおいて中村氏の作品展を開催いたしました。改めまして、これらのご厚意に対し感謝の意を表しますとともに、市民が芸術に触れ、感性を磨いていただける機会を今後も大切に考えてまいります。

一方、先月開催いたしました第６回市民文化祭を初め、東町商店街一帯では、今月７日まで「アート亀山２０１０」が開催されるなど、積極的に市民活動が展開されておりますので、これらの取り組みを通じて、今後も本市の文化振興の深まりとすそ野の広がりを期待するところであります。

それでは、市政の各部門にわたり、第１次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、美しい都市環境の創造と産業の振興についてご説明申し上げます。

にぎわいの場の創造、商店街の活性化につきましては、身近な地域商業の維持・活性化を目指し、商業活性化調査研究事業を通じて、市内商業の現状と課題を整理するとともに、先般、市内商業者、行政関係者等で組織する調査研究ワーキンググループを設置いたしましたので、今後は商業振興施策の方向性、施策案等の調査研究を進めてまいります。

次に、都市づくりの推進でありますが、ＪＲ亀山駅バリアフリー化促進補助金交付事業により、ＪＲ東海が昨年度から進めております亀山駅バリアフリー化工事は、昨年度の１番ホームのエレベーター設置に引き続き、残る二つのホームのエレベーター及び多機能トイレ１ヵ所の設置工事が進められ、本年１２月中に完成する予定と伺っております。

次いで、景観づくりの推進につきましては、先月２５日に県下７番目の景観行政団体になりましたので、今後は本市独自の景観施策が推進できることから、その基本となる亀山市景観計画の策定を進めてまいります。

次に、上下水道の整備につきましては、今月１５日、国土交通省主催による下水道に関する市町村長意見交換会が開催され、本県からは本市が出席いたしました。参加した市町村長からは、厳しい財政状況の中で下水道施設を拡張し、維持していかなければならない現状が報告され、国土交通省に対して、社会資本総合整備計画における一括交付金化について、地方の意見を十分反映した制度となるよう要望を行ったところでございます。

次いで、公共施設の整備・活用のうち、市斎場の葬儀場につきましては、多くの方々にご利用いただくため、現状としてその使用時間を定めておりますが、告別式の開始時間によっては、引き続き宗教行事に使用できない状況もあります。そこで、待合室スペースの活用により、その利用ニーズに対応していくため、本議会に関係経費の予算補正を提案させていただいております。

また、旧斎場の跡地利用につきましては、必要性、近隣施設との関連性等を考慮し検討を進めてまいりました。その結果、旧亀山斎場については、待合棟を歴史博物館の収蔵スペースとして活用するとともに、火葬棟を解体し、亀山公園でのイベント時等の臨時駐車場としての利用を考えております。また、旧関斎場はすべての建物を解体し、亀山市関乳幼児センターアスレ及びまるやま公園の駐車場として利用したいと考えております。

続きまして、市民参画・協働と地域づくりの推進についてご説明申し上げます。

まず、分権自治の推進のうちコミュニティセンターの整備につきましては、老朽化した川崎地区コミュニティセンターの建てかえに向け、現在地元の方々とワークショップを開催し、当該施設での活動内容に沿った空間利用について議論を進めるとともに、並行して用地測量業務を進めております。

次に、外国人との共生につきましては、今月８日開催の外国人集住都市会議において、国に対し、外国人住民が自立して地域で共生していくために、日本語の学習機会が保障される制度等の確立を求める提言を行いました。今後も外国人集住都市会議の一員として、外国人住民が日常生活において、円滑なコミュニケーションが図れる仕組みづくりを国に対し働きかけてまいります。

続きまして、健康で自然の恵み豊かな環境の創造についてご説明申し上げます。

まず、循環型社会の形成・エコシティの実現につきましては、自然エネルギーの利用促進のため、太陽光発電システム設置の費用に対する補助制度として、新エネルギー普及支援事業を行っております。この補助申請件数が、国の余剰電力買取制度の改正などの影響で急増していることから、本議会に関係経費の予算補正を提案させていただいております。

次に、森林の保全のうち、森林公園整備・活用事業により進めております加太梶ヶ坂地区の森林公園につきましては、来年４月の開園に向け、現在、最終的な整備を行うとともに、開園後、広範な利活用を展開していくため、その具体的な取り組み内容について、地元や環境市民大学院の方々で組織する委員会において検討をいただいております。

また、市民に親しまれる公園として一層ご利用いただくため、愛称を市広報紙等で広く募集してまいります。

なお、この公園を自然公園として設置するため、亀山市自然公園条例の一部改正を提案させていただいております。

次いで、健康づくりと地域医療の充実についてでありますが、先月２６日から４日間、第４回健康都市連合国際大会が韓国・ソウル市において開催され、副市長及び担当室長が出席いたしました。大会期間中の総会の場において、本市が新たな加入団体となった旨、紹介されるとともに、その認証書を受け取ってまいりました。これを契機に当該連合が志向する健康都市の実現に向け、健康をキーワードとして、持続可能なまちづくりや市民の暮らしの質の向上に向けて取り組みを進めてまいります。

また、健康づくりの充実でありますが、２ヵ年の継続事業として取り組んでおります亀山市食育推進・健康増進計画につきましては、策定委員会、専門部会等で検討を重ね、素案を作成しましたので、今後パブリックコメントを実施し、年度内の計画策定を目指してまいります。

ところで、先月１日からインフルエンザの予防接種を実施しており、本年は季節性インフルエンザと新型インフルエンザを合わせた混合ワクチン１種の接種となっております。なお、国の新型インフルエンザ予防接種助成事業にあわせ、市民税非課税世帯に対しましても、新たに接種費用の助成を行っております。

一方、任意予防接種のうち、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、国が子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金（仮称）を創設し、県に基金が設置される予定ですので、市といたしましても、当該基金による助成事業を活用し、これ

らの予防接種を促進するため、本議会に関係経費の予算補正を提案させていただいております。

次に、医療センターにつきましては、診療体制の充実に努めており、今月１５日には、最新鋭のＭＲ装置を導入し、稼働させたところであります。この装置は従来の機種と比較し、より鮮明な画像が得られるとともに、撮影時間の短縮や造影剤を使用せずに血管撮影ができるなど、患者の負担軽減が図れますので、脳ドック等の検査を初め医師会との連携による検査に有効に活用してまいります。

次いで、安心・安全なまちづくりにつきましては、今月９日から秋季全国火災予防運動がスタートし、この運動を機に市民に対し、火災に対する警戒心を喚起し、一人一人に防火の重要性を再認識していただけるよう、日常生活での防火の実践を呼びかけたところであります。

特に今秋は、伝統的財産を守ることを目的として、関宿重要伝統的建造物群保存地区での住宅用火災警報器の全戸設置を目標に、地区内各家庭の設置状況を調査し、未設置の家庭には必要性を十分説明するなど啓発活動を行いました。

今後とも、市全域において継続的な事業所への立ち入り検査、火災予防の啓発イベント等を通じて、火災予防思想の一層の普及に努めてまいります。

また、今月８日に大阪府泉大津市を中心とする、全国１４市町による市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定を締結いたしました。この協定は地震等による災害が発生し、被災団体独自では十分な応急処置ができない場合に相互に救援協力し、被災団体の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的とするものであり、本市の災害対策のさらなる整備が図れるものと期待いたしております。

続きまして、道路・交通ネットワークの形成についてご説明申し上げます。

道路網の整備のうち、市道和賀白川線の整備につきましては、鈴鹿川橋梁の本体デザイン及び橋上施設デザイン等を検討する亀山市和賀白川線詳細デザイン検討委員会の調査検討結果の報告を受けましたので、本年度末をめどに詳細設計を取りまとめ、平成２５年度の事業完了を目指してまいります。

続きまして、生きがいを持てる福祉の展開についてご説明申し上げます。

まず、高齢者・障がい者の介護・支援につきましては、地域福祉の今後のあり方等を一体的に定める亀山市地域福祉計画の策定について、社会福祉協議会を初め各種団体や学識経験者から組織する策定委員会を設置し、現在検討を進めているところであります。

また、介護基盤緊急整備事業につきましては、２７５平米未満の認知症高齢者のための市内グループホームに関し、当該施設へのスプリンクラー整備について県との協議が調いましたので、本議会に関係経費の予算補正を提案させていただいております。

ところで、民生委員・児童委員の皆様方のご協力により、毎年実施しております高齢者実態調査が先般終了しましたので、地域の実情に応じた共助による高齢者福祉対応が図られていくようつなげてまいります。なお、本年度はこの実態調査の結果を初め、各種情報をもとに災害時要援護者台帳の整備も行ってまいります。

次に、人権の尊重につきましては、来月４日に広く人権意識の高揚を図るため、「ヒューマンフェスタｉｎ亀山」を開催し、さらなる人権啓発に努めてまいります。

続きまして、次世代を担う人づくりと歴史文化の振興についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援につきましては、本年度園舎の建てかえを計画しております川崎愛児園でありますが、土地の境界確定等に時間を要し、着工がおくれましたことから、本年度内の完成が見込めないため、本議会に当該事業に関する補助金の繰越明許費の予算補正を提案させていただいております。

また、学童保育所の整備につきましては、入所希望児童の増加に対応するため、来年度の開所を目指し、井田川小学校の敷地内に学童保育所の建設を進めておりますので、本議会に亀山市学童保育所条例の一部改正を提案させていただいております。

さて、子育て支援策として取り組んでまいりました亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金につきましては、本年度子育て世帯の経済的支援という点において、市の祝金制度と目的を同じくする制度である子ども手当の支給が始まり、今後も継続されることから廃止いたしたく、本議会に関係条例の廃止を提案させていただいております。

次に、歴史文化の継承でありますが、市史編さん事業につきましては、本年度の完成、公開に向けて、各部会において最終的な編集・校正を鋭意進めております。なお、市史完成後の活用につきましては、今後の歴史博物館のあり方とあわせて検討を進めてまいります。

続きまして、行政経営についてご説明申し上げます。

まず、行財政改革のうち、事務事業の見直しにつきましては、先月３日に実施いたしました事業仕分けの判定結果を厳粛に受けとめ、改めて事業の必要性や改善点などについて検証を行っているところであります。

一方、第１次総合計画後期基本計画の策定につきましては、外部環境分析等の基礎的調査を進めるとともに、亀山市中期戦略会議を中心とした庁内検討組織を設置し、本格的な検討に入ったところであります。なお、昨日第１回となる総合計画審議会を開催し、審議会委員の委嘱等を行っております。

ところで、人口減少社会に突入後、最初の調査となる２０１０年国勢調査が、先月１日を基準日に全国一斉に実施されたところであります。その結果につきましては、現在集計中でありますが、本市の人口は前回調査の結果を上回る見込みでございます。

なお、学校教育、生涯学習等教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年８月２１日から１１月２０日までにかかる３，０００万円以上１億５，０００万円未満の工事請負契約の状況は、別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育委員会委員長に、教育行政の現況について報告を求めます。

宮﨑教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（宮﨑洋子君登壇）

おはようございます。

平成２２年１２月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告申し上げ、

議員各位を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

文部科学省は、この夏１０年ぶりの新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）を策定、発表し、その計画にのっとった来年度の予算要求が既に始まっています。この計画は３０年ぶりに４０人学級を見直し、３５・３０人学級の実現などが織り込まれていることから、今後とも注視してまいりたいと考えています。

次に、県は今月の児童虐待防止推進月間に伴い、重大事件の発生や相談件数の増加という実態を受け、各市町をキャラバン隊が回り、虐待防止キャンペーン事業を展開しました。教育委員会としましても、学校が子供が一番長くいる場所として、虐待の発見にかかわって、大きな役割があることを校長会等の場で周知徹底したところでございます。今後とも福祉機関との連携を維持しながら、教育現場からも虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めてまいります。

次いで、このたび亀山東小学校が、平成２２年度交通安全優良学校として表彰されることが決定いたしました。今回の受賞は、校長以下教職員とＰＴＡ及び地域ボランティア約２００名の方々が一体となって、交通安全教育や交通事故防止に取り組んでいただいている姿が高く評価されたものであります。来年１月に開催される財団法人全日本交通安全協会及び警察庁主催の第５１回交通安全国民運動中央大会において、県内の学校区を代表して表彰される予定であります。市内全域でご協力いただいておりますボランティアの方々に感謝申し上げるとともに、今後とも学校関係者一同、交通安全指導に一層努めてまいりたいと存じます。

それでは、最初に、学校教育についてご説明申し上げます。

まず、９月から開講しております亀山「ふるさと先生」養成塾についてでございます。

市内の小・中学校で勤務している「ふるさと先生」や講師の先生、また教員を目指す大学生等の２９名が、既に５回の講座を熱心に受講しております。教師という仕事にやりがいがあることを改めて確認することができた、具体的な内容でとても参考になった、ぜひ亀山で教壇に立ちたい等、毎回積極的な熱い感想が寄せられ、好評を得ているところでございます。来春には意欲と自信にあふれた「ふるさと先生」が教壇に立つことを期待しているところでございます。

次に、昨年猛威を振るったインフルエンザの感染予防対策についてでございます。

今年度は幸いにもこれまで亀山市内におきまして、インフルエンザ流行による学年閉鎖等の措置をとるには至っておりません。教育委員会としましては、今月初めにすべての公立幼稚園及び小・中学校に手指消毒用アルコールやマスクを配付し、感染予防の対策を講じたところであります。また、亀山市茶業組合からいただいたうがい用の粉茶を活用させていただき、今後とも児童生徒の健康状態を把握しながら、感染予防に努めてまいります。

次いで、デリバリー給食についてでございます。

中部中学校で実施しておりますデリバリー給食でありますが、スタート当初昨年１０月からは３０％台前半であった利用者が、先月初めて平均４０％を超え、着実に利用者の増加が見られる状況でございます。来年４月から実施予定の亀山中学校におきまして、今月１６日に１、２年生及びその保護者を対象に試食会を開催いたしましたところ、およそ半数の希望者がありました。生徒たちからは、温かくておいしいなどの声も上がっており、着実な利用が見込めるものと考えているところでございます。

続きまして、教育研究についてご説明申し上げます。

まず、教職員の研究活動でございますが、先月１３日、加太小学校において「主体的に取り組み、互いに高め合う子の育成をめざして」、また井田川小学校においては「生き生きと伝え合い、学びつながる子」を研究主題として、教育研究発表会を開催いたしました。他市からの参加者も含め、２５０名を超える教職員がそれぞれ２校に分かれ、学級づくりや指導方法などについて話し合いました。各授業ではＩＣＴ機器の効果的な活用や、基礎学力の定着の工夫などについても発表し、熱心な研究討議がなされました。

次に、体育活動についてでございますが、先月開催された鈴亀地区中学校総合新人大会では、団体種目において、サッカーで亀山中学校が優勝、剣道では亀山中学校女子が準優勝いたしました。また、軟式野球では中部中学校、卓球では亀山中学校男子がそれぞれ第３位入賞を果たしました。さらに、今月４日に西野公園及びその周辺を会場に開催された鈴亀地区中学校駅伝競走大会において、男子の部で中部中学校が２位、女子の部でも中部中学校が３位と健闘いたしました。

それぞれの健闘をたたえるとともに、今後の活躍に期待します。

次いで、文化活動についてでございますが、今月１３日には、青少年研修センターで第７回「青少年のための科学の祭典」が多くの関係者のご努力により開催され、参加した親子が体験を通して、自然、科学に対し関心を持ったり、楽しさを学んだりすることができました。

このほか、市文化会館で開催された亀山市小中音楽会では、各小中学校の代表が合唱や合奏を発表し合うとともに、プロのオーケストラによる生の演奏を鑑賞し、音楽を表現する楽しさや心を開いて聞く心地よさを味わうことができました。

次に、市内全小学校１年生、全幼稚園年長児を対象に実施しております亀山市ファミリー読書リレーでは、２学期より対象を６００家族に広げ、本を通して親子のコミュニケーションを図っています。ファミリー読書リレーにより学力の基礎が培えることを期待しております。

続きまして、学校施設等の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、関中学校改築工事につきましては、旧校舎の解体に引き続き、クラブハウス棟、渡り廊下及び駐輪場の建設、特別教室棟改修等の工事を行っております。

次いで、亀山中学校改築工事でございますが、新校舎の完成を来年１月末をめどに、内外装工事を進めております。

また、亀山東幼稚園改築工事につきましては、３学期に新園舎でスタートできるよう、園舎の完成を目指して仕上げ工事に取りかかっております。

これら三つの改築工事について、本年度内にすべての工事を完了させ、来年３月にはそれぞれの竣工式をとり行えるよう、鋭意工事を進めているところでございます。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、成人式についてでございます。来年１月１０日に市文化会館におきまして、成人式を開催いたします。現在、新成人の方々を中心とした実行委員会を立ち上げ、みずからの企画・立案による成人式の開催に向けて準備を進めております。

次に、生涯学習フェスティバルについてでございます。来年２月２６日、２７日の両日にわたり、市青少年研修センター一帯におきまして、第６回亀山市生涯学習フェスティバルを開催する予定でございます。「学び　それは生きがい」をテーマとして、市民サークル活動や公民館講座の学習成果の発表の場として、さまざまな作品展示、舞台発表、触れ合い体験等を企画しております。

続きまして、図書館についてご説明申し上げます。

図書館では、企画展示室におきまして、市民サークル活動による陶芸作品や写真展を開催し、好評を得たところです。今後もこうした展示会を通して、少しでも多く図書館の利用を促進できるよう努めてまいります。

また、今年度からこども読書活動を推進するため、市内中学校へ司書を派遣しております。司書の専門的な知識を生かした本の選書や蔵書の整備、展示物の工夫等により、これまで以上に生徒の学校図書館への利用がふえており、生徒から読書に関する相談を受けたり、迷っている生徒に本を薦めたりしながら、読書推進に努めているところでございます。今後も学校とも連携を密にし、子どもたちの読書に親しむ習慣づくりを推進してまいります。

以上、教育行政の現況についてご報告申し上げました。よろしくご審議、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

現況報告は終わりました。

次に、日程第５、議案第６４号から日程第８、議案第６７号までの４件を議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第６４号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございますが、本年８月１０日の人事院勧告にかんがみ、国家公務員の平成２２年１２月期及び平成２３年度以降における期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げる法改正が行われました。これを受けまして、市長等の期末手当等について人事院勧告に準じて改正いたしますことから、議会の議員の期末手当につきましても所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、平成２２年１２月の期末手当の支給月数を、１．９７５月から０．２月引き下げ、１．７７５月にいたします。

次に、平成２３年度以降の期末手当の支給割合につきまして、６月の期末手当の支給月数を１．７７５月から０．０７５月引き下げ、１．７月にし、１２月の期末手当の支給月数を１．７７５月から０．０７５月引き上げ、１．８５月にいたします。

なお、施行日につきましては、平成２２年度支給分関係につきましては、公布の日の属する月の翌月の初日とし、平成２３年度以降支給分につきましては、平成２３年４月１日といたします。

次に、議案第６５号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、本年８月１０日の人事院勧告に準じて、市長及び副市長の期末手当について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、平成２２年１２月の期末手当の支給月数を、２．１７５月から０．２月引き下げ、１．９７５月にいたします。

次に、平成２３年度以降の期末手当の支給割合を、６月の期末手当の支給月数については、１．９７５月から０．０７５月引き下げ１．９月にし、１２月の期末手当の支給月数については、１．９

７５月から０．０７５月引き上げ２．０５月といたします。

なお、施行日につきましては、平成２２年度支給分関係につきましては、公布の日の属する月の翌月の初日とし、平成２３年度以降支給分につきましては、平成２３年４月１日といたします。

次に、議案第６６号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正についてでございますが、教育長の期末手当及び勤勉手当について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、平成２２年１２月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正し、期末手当の支給月数を１．５月から０．１５月引き下げ１．３５月にし、勤勉手当の支給月数を０．６７５月から０．０５月引き下げ０．６２５月にいたします。

次に、平成２３年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正し、６月の期末手当の支給月数を１．３５月から０．１２５月引き下げ１．２２５月にし、勤勉手当の支給月数を０．６２５月から０．０５月引き上げ０．６７５月にいたします。

また、１２月の期末手当の支給月数を１．３５月から０．０２５月引き上げ１．３７５月にし、勤勉手当の支給月数を０．６２５月から０．０５月引き上げ、０．６７５月にいたします。

なお、施行日につきましては、平成２２年度支給分関係につきましては、公布の日の属する月の翌月の初日とし、平成２３年度以降支給分につきましては、平成２３年４月１日といたします。

次に、議案第６７号亀山市職員給与条例等の一部改正についてでございますが、職員の期末手当の引き下げ等、人事院勧告に準じた取り扱いとするため、次の条例について所要の改正を行うものでございます。

まず、亀山市職員給与条例につきまして、１点目として、平成２２年１２月の期末手当の支給月数を１．５月から０．１５月引き下げ１．３５月にし、勤勉手当の支給月数を０．７月から０．０５月引き下げ０．６５月に改正いたします。

２点目として、当分の間、５５歳を超え、行政職給料表１、６級相当以上の職員につきまして、給料月額を１．５％減額いたします。

３点目として、医療職給料表１を除くすべての給料表につきまして、中高齢層の職員が受ける給料月額を中心に引き下げ改定を行います。

これらの３点につきましては、本年１２月１日の施行といたします。

さらに４点目として、平成２３年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、６月の期末手当の支給月数を１．２５月から０．０２５月引き下げ１．２２５月にし、勤勉手当の支給月数を０．６５月から０．０２５月引き上げ０．６７５月にいたします。また、１２月の期末手当の支給月数を１．３５月から０．０２５引き上げ１．３７５月にし、勤勉手当の支給月数を０．６５月から０．０２５月引き上げ０．６７５月にし、平成２３年４月１日から施行することといたします。

次に、亀山市職員給与条例等の一部を改正する条例につきまして、先に申し上げました医療職給料表（一）を除くすべての給料表の改正に伴い、平成１８年４月の号給切りかえに伴う経過措置として規定されている、現給保障による給料月額の算定基礎額を１００分の０．１７引き下げ、本年１２月１日の施行といたします。

なお、これら４議案につきましては、本年１２月期末手当の基準日が１２月１日でありますことから、本日公布したいため、ご審議をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何と

ぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

市長の上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第６４号から議案第６７号につきましては、本日提案されます議案と切り離して、先議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第６４号から議案第６７号については、先議することに決しました。

これより、本各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１８番　服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

それでは、通告に従い質疑をいたします。

まず、議案第６４号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第６５号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この二つの議案は、国の人事院勧告に準じて、市職員の期末・勤勉手当を０．２ヵ月減らすことを受けて、議員と市長、副市長の期末手当をこれに準じて０．２ヵ月減らそうとするものであります。

そこで、まず１点目、議員の報酬額や市長、副市長の給料額は、市長が特別職報酬等審議会に諮問し、それを受けて議会で決めることになっていますが、この議員と市長、副市長の期末手当は、この審議会に諮問をせずに人事院勧告に準じてとなっております。こうした決め方は妥当なのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

１８番　服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

おはようございます。

このたび、平成２２年８月１０日の人事院勧告によりまして、国家公務員の平成２２年１２月期及び平成２３年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き下げる法改正が行われました。これを受けまして、亀山市におきましても、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数を０．２ヵ月引き下げる改正を行うものでございます。

今回の改正は期末手当の支給月数の引き下げでございますが、これにつきましても、特別職報酬等審議会に諮問すべきではないのかといったご趣旨というふうに存じます。服部議員も既にご理解をいただいておりますように、特別職報酬等審議会につきましては、条例で市長の諮問に応じ、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料月額について審議するということといたしておりまして、

議員並びに市長及び副市長の期末手当については、審議の対象とはいたしておりませんので、従来から人事院勧告による国家公務員に準拠する形で改正をいたしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

私は、まず人事院勧告というのは一体何なんやということをお聞きしたいと思うんですね。基本的に人勧に準じて、議員も市長、副市長も期末手当を変えるということですね。このことがやっぱり人事院勧告というのは一体何なんやということに起因してくると思いますので、まず人事院勧告というものはどういうものなのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

人事院勧告でございますけれども、公務員は民間企業と異なりまして、争議権や団体交渉権など、憲法で保障されております労働基本権が制約をされております。

そのために、民間企業の労使交渉によります賃金改定にかわるものといたしまして、人事院が民間企業に勤める労働者と我々公務員の給与水準を比較して、双方の給与水準の格差をなくすことを目的に、給与の改定を内閣と国会に勧告をいたしております。これが人事院勧告でございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

今答弁がありましたように、人事院勧告というのはあくまでも国家公務員の給与を決める、そのために民間との格差を調査する。言われたように、なぜこういうことをするかというと、民間の労働者に保障されている労働基本権というのが制約をされている。例えばストライキ権がないとか、そういうような問題がやっぱりあるわけですね。そうすると、そういう性格の人事院勧告と、それから議員や市長、副市長のこういう期末手当が、なぜ準じなきゃならないのかということになると、やっぱり私は根拠がないというふうに思います。準じる必要はないんではないかというふうに思います。

審議会のことも言われましたけれども、私は審議会の現在の給料と報酬しか審議をしないというあり方が問題ではなかろうかというふうに思います。何も人事院勧告に準じる必要はないんだから、そういう第三者機関で決めればいいというふうに私は思うんですが、その点で市長にお聞きしたいんですけれども、今後こういうものを特別職の報酬等審議会のような第三者機関で諮問をして、議会に上程をするというお考えはありませんか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長、答弁を求めます。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

人事院勧告に準拠して、亀山市の場合は長年対応してきたという長い経過がございます。一方で、議員のご指摘のとおり、議員並びに市長及び副市長の期末手当につきましても、報酬並びに給料同

様、第三者機関を通じて市民の方のご意見をいただく必要があるのではないかということでございまして、その点は非常に重要なことではないかというふうに認識をさせていただいております。

したがいまして、今後の特別職の期末手当の改正等につきましても、特別職報酬等審議会の意見を十分に参考にしながら進めてまいる必要があるのではないかと、現時点ではそのように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

私は要するに人事院勧告が０．２減らすから、我々議員や市長や副市長も減らしますよというのは、やっぱりこれは根拠がないんだろうというふうに思います。そういう意味で、ぜひそういう方向で検討いただきたいと思います。

次に、議案第６６号亀山市教育委員会教育長の給与の問題なんですけれども、教育長の期末・勤勉手当を人事院勧告に準じるのはなぜなのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

教育長の身分取り扱いにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２２条におきまして、教育公務員特例法に特別な定めのあるものを除き、地方公務員法の定めるところによるといったことが規定をされております。地方公務員法では、教育長は一般職の職員に該当いたします。したがいまして、教育長につきましては、一般職の職員と同様に今回０．２ヵ月の引き下げを行うといったものでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

一般職だからという説明をいただきました。ところが、一般職というのはすべて給料表があって、その中で月額が決まってくるんですね。だから消防長も、それから医療センターの院長も、それぞれ給料表を適用されて金額が決まっている。ところが、教育長だけは一般職だといいながら給料表の適用はないんですね。この教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例、これの２条で、教育長の給料の額は月額６９万円とするという決め方なんですよ。つまり、一般職でありながら特別職と同じような決め方をしているわけですね。給料表の適用はないんですよ。だから、一般職といいながら特別職なんですよ。だからこの辺の矛盾した問題もありますので、この点もぜひあわせて今後検討いただきたいと思います。

それから、次に移りますけれども、議案第６７号亀山市職員給与条例等の一部を改正する条例についてお聞きします。

今回の人事院勧告は、期末・勤勉手当を０．２ヵ月減らすことと、当分の間、５５歳を超える職員の給料月額を１．５％減額することが主な内容だということであります。人事院勧告は先ほども説明がありましたように、あくまでも国家公務員の給与に対する勧告であり、地方公務員に対して

勧告されたものではありません。

地方公務員法２４条によれば、給与決定の場合考慮すべき要素として、一つは生計費、二つ目に国及び他の地方公共団体の職員、３番目に民間事業の従事者の給与、４、その他の事情という四つの考慮すべき要素を上げており、国家公務員の給与というのはそのうちの一つにしかすぎないわけであります。今回閣議決定の中でも、地方公務員法の趣旨に沿った適切な措置を求めるということが入っております。そこで、市の職員について、国に準じた取り扱いとしなければならないその根拠をお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

人事院勧告につきましては、地方公務員法で定められております職員の給与を決定する基本原則であります。社会情勢への適応や国及び地方公共団体の職員並びに民間企業従事者の給与、その他さまざまな要因を加味して、総合的に判断をされております。

亀山市といたしましては、独自に人事委員会といったものを持っておりませんので、この人事院勧告を尊重した、国家公務員の給与体系に準拠をいたすことを基本といたしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

それと、もう一つお聞きしたいのは、当分の間、この５５歳を超える職員の給料月額を１．５％減額するという勧告なんですが、この当分の間というのは、一体どれぐらいの期間なのか。例えば地方自治法でしたか何か法律で、当分の間というのが２０年も３０年も続いたということがありますので、この当分の間というのは、一体どういうような期間を指してみえるのか。国の方の考え方ですね、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

当分の間の考え方でございますけれども、国の方といたしましては、特に期間の規定はいたしておりません。したがいまして、現在の社会情勢、経済情勢に大きな変化があれば、この当分の間といったものも必然的に決まってくるのかなというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

二つのことをお聞きしました。

まず一つ目に、国家公務員の給与は人事院勧告でやるけれども、市の職員の給与は、必ずしも国家公務員のとおりにしなきゃならんということはないということですね。だから、当然自治体によっていろんな事情があったり、地域の労働者の賃金水準があり、それから財政状況というようなものもあります。いろんなものを考慮して決めるべきものだろうという方向に行くべき時代ではない

かなと。国が決めたから、すべての自治体が０．２で行くんやということやなくして、地方は地方独自で決めていくような方向が、今後要るんではないかなというふうに思います。

私は今回の減額の問題について、やはり経済との関係で非常に危惧をします。賃金を引き下げていく、これは公務員だけにかかわらず民間もそうですね。ここ十何年ずうっと低下しているわけですね、金額が。そのことが、結局今のような経済情勢を生んでいる。つまり懐を暖めない、賃金がない、だから消費に回らない。そのことがなかなか商品が売れない、生産が伸びない、こういう悪循環を起こしているんではないかなというふうに思います。

そういう意味でいくと、一番責任を感じるべきは、今現在２００兆円を超える内部留保を持っている大企業が、きちんとこれを社会に還元をするということ。例えば１％を還元しても、２兆円出るんですよね。これを例えば賃金の方に回せば、その分で消費がふえる。消費がふえれば、当然企業の生産活動にもそれは反映をしていく。またそれが賃金にはね返ってくるということによって、そういう循環にするべき必要があるんじゃないかなというふうに思います。そういう意味では引き下げることが本当にいいのかどうか、これは公務員だけの問題ではありません。これがまた民間の企業にも波及していきます。その点でお聞きしたいのは、公務員の給与水準が、地域の民間企業とか市の関連団体などに働く人たちの影響というものをどのように考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

確かに議員のご指摘のとおり、公務員の給与水準を引き下げることによりまして、独自の給与体系を持たない事業者や市の関連団体で働く方々には、少なからず影響を及ぼしているという考え方は間違いではないというふうに存じております。

しかしながら、公務員の給与を改定いたすには、人事院勧告を初め地方公務員法の原則に基づき、社会情勢の適用などさまざまな要因を加味し、総合的に判断しなければならないというものと認識をいたしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

今回の賃金の引き下げで、私は最も重要だなあと思うのは、当分の間、５５歳を超える職員の給与を１．５％減額とするこの問題なんです。こんなことは初めてですね、こんなやり方をしたのはね。これによって、年間に職員１人当たりどれぐらいの収入減になるのか、具体的な数字をお示しいただきたいと思います。

もう一つは、こういうことをやることによって、例えば５５歳を超える職員ということになれば、市の重要な幹部職員が該当してくるんではないかな。そういう人たちの給料月額を減額することによって、職員の働く意欲という問題、これに影響は出ないのか。この点についての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

今回、行政職６級相当以上の職員につきましては、給料月額の１．５％を減額する内容の給与条例の改正を提案させていただいています。

まず、対象となります５５歳を超える職員でございますけれども、管理職でございますが３３名でございます。影響につきましては７級の部長級で、月例給の改定分及び期末・勤勉手当の減額分を含めまして、年間約１２万円減額になります。さらに、先ほどの５５歳を超える職員の１．５％分の減額分が約１２万円となりますことから、合計で年間約２４万円の減額となる見込みでございます。また６級の室長につきましてもほぼ同額となります。年間約２３万円の減額となるものと見込んでおります。

また、この１．５％の減額によりまして、働く意欲が低下をしないのかというようなご懸念でございますけれども、対象職員３３名につきましては、すべて部長級、室長級の管理職でございます。たとえ減額がありましても十分にモチベーションを保ちながら、職務に精励できるものと確信をいたしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

今回の５５歳を境に減額をするというのは、多分民間企業になりますと、大体５５歳ぐらいになると出向したりして、実質的な賃金ダウンがあるんですよね。このこととの比較でされたんだろうと思うんですけれども、私は民間企業のやっていることをすべて是とするという立場では、まずいんではないかなと。５５歳を境に賃金を下げるという民間のやり方を結局是として、公務員も合わすような形に結果的になるんですよね。だから、やっぱりこれは、こういうやり方はやるべきではないということも、私は一つの選択肢としてあっていいんじゃないかなというふうに思います。

ちょっと例が違うかもわかりませんけれども、家族の時間というのをやっていますよね、今、来年度もやるという。これは、本来は事業所なり企業が休みをちゃんとしてくれればとれるんですけれども、なかなかそうならない中で、市がそういうものを誘導するような形で、民間企業に影響を与えていこうというような施策の形ですよね。だから、私はある意味、公務員の給与というのもそういうような意味を持つのではないかなというふうに思いますので、民間がこうしたから、必ずそれを１００％公務員もしなきゃならんということではなくして、やはり別の考え方、基準があっていいんじゃないかなというふうに思いますので、その点も含めて議論いただければと思います。

私の質疑はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

１８番　服部孝規議員の質疑は終わりました。

以上で上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっています議案第６４号から議案第６７号については、所管の総務委員会にその審査を付託いたします。

委員会開催及び昼食のため、暫時休憩いたします。

（午前１１時１３分　休憩）

（午後　１時４０分　再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの本会議におきまして、総務委員会にその審査を付託いたしました議案第６４号から議案第６７号までを議題といたします。

総務委員会委員長から提出の審査報告書は、印刷の上、お手元に配付してありますので、朗読は省略し、直ちに委員長から委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第９７条の規定により報告します。

記

議案第６４号	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第６５号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第６６号	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第６７号	亀山市職員給与条例等の一部改正について	原案可決

平成２２年１１月３０日

総務委員会委員長　片　岡　武　男

亀山市議会議長　　大　井　捷　夫　様

○議長（大井捷夫君）

片岡武男総務委員会委員長。

○１５番（片岡武男君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第６４号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、

本年８月１０日の人事院勧告に準じて、市長等の期末手当等について改正を行うことから、市議会議員の期末手当を引き下げるため、所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第６５号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、及び議案第６６号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正については、それぞれ本年８月１０日の人事院勧告に準じて、亀山市長及び副市長の期末手当の引き下げ、また教育長の期末・勤勉手当の引き下げについて所要の改正を行うものであり、いずれも原案のとおり可決すべものと決しました。

次に、議案第６７号亀山市職員給与条例等の一部改正については、本年８月１０日の人事院勧告に準じて、職員の期末手当等の引き下げについて所要の改正を行うものでありますが、大幅な削減であることから職員のモチベーション、ひいては市民サービスの低下につながる懸念から反対の討論があり、一方、低迷する景気において企業等の厳しい情勢の中、公務員としても減額はやむを得ないとの賛成討論があり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務委員会の報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

総務委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

２２番　櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、ただいま総務委員会で審議されました結果について、総務委員長から報告がございました。その中で、今回の条例改正のことにつきまして、いろいろと報告を受けたんですけれども、委員会の中で今回特に目立つのが、議案第６７号の職員給与条例の一部改正についてですけれども、民間企業等の経済情勢をかんがみて、職員の１．５の引き下げは妥当であるというような形で可決されました。

そこの中でちょっとお尋ねしたいんですけれども、委員会の中で、各条例にもありますように、議案第６４号は議会議員の報酬という部分で条例改正がなされています。以下、６５号から６７号までは市長、副市長の給与に関する条例、教育委員会委員長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正、及び６７号では職員給与の条例改正ということです。あくまでも市長、副市長、教育長については給与という形で審議をされたと思います。当然、市職員の５５歳以上の職員が今回の改正で、１．５％削減ということで審議されたんですけれども、その中において、市長、副市長、教育長についての議論があったのかなかったのか、それを確認したいと思います。以上です。

○議長（大井捷夫君）

２２番　櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

片岡武男総務委員会委員長。

○１５番（片岡武男君登壇）

櫻井議員の質疑について、答弁させていただきます。

市長、副市長、教育長の給与削減、職員は下がるけれども、そういう市長、副市長、教育長の話

は出ませんでした。以上です。

○議長（大井捷夫君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、質疑を終結し、議案第６４号から議案第６７号について、討論を行います。

討論はございませんか。

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第６７号亀山市職員給与条例等の一部改正について反対の立場で討論します。

今回の人事院勧告は、一時金の０．２ヵ月の引き下げと、５５歳を超える職員の給与の一律１．５％の減額を主な内容としています。人事院勧告は、憲法２８条ですべての勤労者に保障された労働基本権が争議権の禁止など不当にも制約される中で、その代償措置として国家公務員の給与を民間と比較した上で勧告する制度であります。

今回の提案理由のように、この人事院勧告に準ずれば、平均年間給与で９万４，０００円の引き下げとなり、１９９８年から１２年間で約７１万円もの引き下げとなり、一時金は１９６３年の水準にまでさかのぼるものとなってしまいます。

このように大幅な賃金削減は、公務員労働者の生活を圧迫するものとなり、こうした引き下げがさらなる民間労働者の賃金引き下げに連動するという賃金引き下げの悪循環をもたらし、景気回復や地域経済に大きな悪影響を与えます。

また、５５歳を超える職員に対する一律１．５％の減額は、年間収入で部長級で２４万円、室長級で２３万円の減をもたらし、生活実態や生計費原則を無視した年齢差別ともいうべき賃金削減であり、こうした差別的な減額は、働き盛りの職員の意欲をなくさせるという点で問題であります。

このような賃金の引き下げは、民間企業や地域の労働者への賃金引き下げの悪循環をもたらし、現在のような不況下でますます消費を冷え込ませ、企業の生産活動を弱めることになります。消費購買力が弱いから製品の値段を下げる。値段を下げるとコスト削減で賃金を下げる。すると、購買力はまた下がる。こうした悪循環を断ち切るには、民間企業の労働者も公務員労働者も賃金を引き上げることで購買力を高め、内需を拡大することが解決の道であります。

以上のとおり、問題のあるこの議案には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（大井捷夫君）

ほかに討論はございませんか。

２２番　櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

今回の議案第６７号亀山市職員給与条例等の一部改正について、反対の討論をさせていただきたいと思います。

先ほども総務委員長からの報告がございましたように、議会の委員会において職員の給与のこと

については、いろいろ議論をされたと思いますけれども、市民の代表として、この議会に送られた議員として一言申し上げたいと思います。

今回の改正は、市職員の減額であります。市職員として、市民の安心・安全なまちづくりを守ってくれる我が亀山市の頭脳集団であると、私は市職員のことを思っております。その頭脳集団のかなめとして市長がその先頭に立っておると思っております。人事院勧告でこのような勧告が出されたときに、首長である市長がみずから先頭を切ってこの勧告を受けるならば、市長みずからもこの勧告に従い、１．５％ないし２．０％の削減をするのが首長としての一つの職員に対する姿勢だと思っております。

市長がこのたび市職員５５歳以上の職員について、このような大幅なカットをするということを提案するに当たって、なぜ市長として、その前に議会に対して、及び市民の団体に対して、そういうようなことを相談しなかったのか。ただ、勧告を受けただけで、そのままうのみにしている行政では、市職員の士気に影響すると私は思っております。やはり市長みずから、副市長、教育長、すべて給与条例でこの報酬が払われております。そういう中で、市長がみずから身を切らな市職員として士気が衰えるのは当然だと私は思っております。

いろいろと総務部長の答弁でありましたように、このように１．５％下がってもモチベーションは下がらないというのは、やはり議会での建前の言葉と私は思っております。いろいろ委員会におきましても、経済情勢等々がありましたけれども、市職員がやはり気張ってやってくれるもので、市民は安心して生活ができると思っております。

なぜ私がこのように申し上げるかといいますと、さきの期末手当のときに、このように市長答弁があったと思っております。人事院勧告においては０．２ヵ月分の削減をするというようなことを勧告されました。そのときの県議会及び三重県知事、０．２ヵ月の勧告を受け、みずから県職員とともに０．２ヵ月分をカットされました。そのときに我が議会で提案されたのは、市職員には０．２ヵ月、議会及び市長、副市長、教育長については０．１５ヵ月の削減であったと思っています。そのときに勧告を無視した形で０．１５ヵ月になされたことを、私はこの議会で指摘をさせていただきました。その中で、市長答弁によりますと、前々回の勧告のように市職員は０．０５ヵ月引き上げがあったと、そのときに市長及び副市長、教育長については勧告を受けなかったということで、均衡化を図ったために０．１５ヵ月にしたというような答弁がございました。だから人事院勧告自体は、市長の胸算用、考えによって自由に裁量できるものと私は思っております。

よって、今回の５５歳以上の幹部職員のみの、市の中枢の職員に対しての１．５％の引き下げは断固として反対したいと思いますので、議員各位のご賛同をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大井捷夫君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、討論を終結し、ただいま討論のありました議案第６７号亀山市職員給与条例等の一部改正について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。本案を委員長の

報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大井捷夫君）

起立多数であります。

したがって、議案第６７号亀山市職員給与条例等の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第５、議案第６４号から日程第７、議案第６６号までの３件について一括採決を行います。

本各案についての委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。本各案を委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第６４号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第６５号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、議案第６６号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正については、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第９、議案第６８号から日程第２３、報告第３４号までの１５件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第６８号亀山市学童保育所条例の一部改正についてでございますが、現在、井田川小学校区には、大規模な新興住宅団地が存在することから、学童保育所への入所対象児童が増加いたしております。このため、今年度井田川小学校敷地内におきまして、既存の学童保育所と同規模の学童保育所を新設いたします。この学童保育所の新設に伴い、本条例におきまして所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、新たに設置する学童保育所の名称、位置及び定員を規定するとともに、その開所時間を定めます。

なお、施行日につきましては、平成２３年４月１日といたします。

次に、議案第６９号亀山市自然公園条例の一部改正についてでございますが、亀山里山公園に続く環境再生事業の一環といたしまして、加太梶ヶ坂地内の市有林約４．２ヘクタールを森林公園として利用できるよう、平成２０年３月に整備構想を策定し、平成２０年度から整備を進めてまいりました。

この森林公園を市の自然公園として位置づけ、市民の憩いの場、情操教育の場及び体験学習の場として提供するため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容はこの森林公園を亀山市自然公園として規定し、名称を亀山森林公園といたします。

なお、施行日につきましては、平成２３年４月１日といたします。

次に、議案第７０号亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございますが、印鑑の登録等の手続につきまして、本人が疾病、その他やむを得ない事由によりみずから申請することができないときは、代理人による申請ができることとなっておりますが、登録した印鑑登録証を失った場合については、登録者が届け出を行わなければなりません。

印鑑登録証を失った場合でも、代理人による手続ができることとすることにより、登録者等の負担軽減を図るとともに、印鑑登録の利便性の向上を図るため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、登録者が疾病、その他やむを得ない事由により、みずから印鑑登録証を失った届け出ができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができることといたします。

なお、施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、議案第７１号亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止についてでございますが、平成１９年度から子育て支援事業の一環といたしまして、第３子以降の児童に対して、出生したときには出生祝金を、また就学前までの誕生月には誕生日祝金を、それぞれ１人当たり３万円支給する祝金制度を運用してまいりました。

平成２２年度からは、子育て世帯の経済的支援という点におきまして、市の祝金制度と目的を同じくする制度である子ども手当の支給が始まり、今後も継続されますことから、本条例を廃止するものでございます。

なお、施行日につきまして、平成２３年４月１日といたします。

続きまして、議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について、その大要をご説明申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ１０億７，９１２万６，０００円を追加して、補正後の予算総額を２２０億５，３３１万１，０００円といたしております。

まず、繰越明許費の補正でございますが、民間保育所整備事業につきまして、年度内に完成が見込めないことからやむを得ず繰り越しするものでございます。

また、債務負担行為の補正につきましては、介護用品支給事業、斎場管理業務委託料の追加、並びに内部情報系システム管理事業など５事業について限度額等の変更補正を計上いたしました。

それでは、今回の主な補正内容からご説明申し上げます。

まず、予算全般にわたりまして、人事院勧告に基づく職員人件費、各施設における管理費など額の確定したものについて補正を行っております。

総務費につきましては、勧奨退職者等の増加による退職手当のほか、新エネルギー普及支援事業として住宅用太陽光発電システム設置に伴う補助金の増額補正を行っております。また、内部情報系システム事業として機器使用料の確定による減額のほか、インターネット接続に係る委託料を計上いたしています。

民生費では、障がい者への自立支援事業のほか、グループホームへのスプリンクラー設置補助金や子ども医療費等の福祉医療費助成事業を増額計上いたしております。

衛生費では、国が子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時交付金を補正予算で措置することを受けて、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用について予算計上をいたしました。

また、亀山斎場において、さまざまなニーズに対応するため工事請負費など施設管理費を増額計上いたしております。

農林水産業費では、中山間地域等直接支払事業につきまして、制度の見直し等により増額計上いたしております。

土木費では、公共下水道事業特別会計の補正に伴い、繰出金の減額補正を計上いたしました。

教育費では、私立幼稚園就園奨励費補助金の増額補正、小学校におけるトイレ改修事業費及び空調機整備事業費の確定に伴う減額、個の学び支援事業による臨時雇賃金などを計上いたしております。

次に、諸支出金については、ふるさと納税制度などによりご寄附いただきましたので、地域福祉基金及び関宿にぎわいづくり基金への積み立てを行うものでございます。また、将来の市債償還に備えるため減債基金への積立金のほか、財政調整基金への積立金を計上しております。

次に歳入でございますが、主な補正内容として、市税におきましては、法人市民税、固定資産税の増額が主なものでございます。

また、国庫支出金として、グループホームへのスプリンクラー設置に対する交付金のほか、次世代育成支援対策交付金、県支出金として、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金事業市町等補助金を計上いたしております。

繰入金につきましては、前年度の精算に伴い、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金を計上しております。

なお、前年度繰越金については、今回全額を計上いたしております。

次に、議案第７３号平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ１億４，７２９万５，０００円を追加し、補正後の予算総額を４１億２，２８１万５，０００円といたしております。

補正の内容は、人件費に係る補正、システム修正委託料、過年度負担金精算返還金のほか、平成２１年度決算の精算に伴う一般会計繰出金を計上いたしております。

また、債務負担行為の補正につきましては、国民健康保険税コンビニ収納代行業務委託料について、期間及び限度額の変更補正を計上いたしました。

次に、議案第７４号平成２２年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ３，２０４万８，０００円を追加して、補正後の予算総額を７億３，３４４万８，０００円といたしております。

補正の内容は、人件費に係る補正のほか、平成２１年度決算の精算に伴う一般会計繰出金を計上いたしております。

次に、議案第７５号平成２２年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ３３７万２，０００円を追加して、補正後の予算総額を５億３，６７９万６，０００円といたしております。

補正の内容は、人件費に係る補正のほか、消費税の中間納付に係る増額補正でございます。

次に、議案第７６号平成２２年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ１億８９２万7，０００円を減額して、補正後の予算総額を１３億6，８５７万3，０００円といたしております。

補正の内容は、人件費に係る補正のほか、国庫補助事業費の決定に伴う建設改良費の減額補正でございます。

また、建設改良費につきまして、道路占用協議に時間を要することから、年度内での工事施行が困難なため、やむを得ず繰越明許費を計上しております。

次に、議案第７７号平成２２年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、今回の補正は人件費に係る補正が主なもので、収益的支出を４３１万8，０００円減額して、補正後の予算を１１億4，９３８万2，０００円に、また資本的支出を６７万円減額し、補正後の予算を6億8，７１３万円といたしております。

また、債務負担行為の補正につきましては、水道料金コンビニ収納代行業務委託料について期間及び限度額の変更補正を計上いたしました。

次に、議案第７８号平成２２年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、補正内容は人件費に係る補正でございます。

次に、議案第７９号平成２２年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、補正内容は人件費に係る補正でございまして、収益的支出を２２万円減額して、補正後の予算額を１億6，３６８万円といたしております。

以上が一般会計、各特別会計及び企業会計の補正予算の主な内容でございます。

詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、報告第３２号寄附受納についてでございますが、津市新町の臼井幹生様から、芸術文化の振興のため、絵画の寄附の申し出があり、ありがたく受納いたしましたので報告するものです。

次に、報告第３３号寄附受納についてでございますが、亀山市東御幸町の亀山ライオンズクラブ会長　西村雅哉様から、教育及び文化の振興並びに福祉の向上のため、現金及び備品の寄附の申し出があり、ありがたく受納いたしましたので報告するものです。

次に、報告第３４号寄附受納についてでございますが、亀山市布気町の井崎能孝様から、文化財的価値を有する歴史的建造物を文化振興に役立てるため、土地及び建物の寄附の申し出があり、ありがたく受納いたしましたので報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。
何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

市長の上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に、平成２２年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

安田副市長。

○副市長（安田　正君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました各補正予算の主な項目につきまして、補足説明をいたし

ます。

最初に一般会計でございますが、４ページをお開きいただきたいと思います。

第２表　繰越明許費でございますが、第３款民生費の民間保育所整備事業１億８，３９０万２，０００円につきましては、私立川崎愛児園の建設工事におきまして、境界確定等に時間を要し、年度内の完成が見込めないため、やむを得ず建設補助金の交付を翌年度へ繰り越ししようとするものでございます。

次に、第３表　債務負担行為補正の介護用品支給事業１，５５０万円につきましては、平成２３年度の委託業務者の選定のため、また斎場管理業務委託料６，０００万円につきましては、平成２３年度から平成２５年度までの３ヵ年の委託業者を選定するため、追加するものございます。

また、内部情報系システム管理事業のほか、３事業につきましては、額の確定に伴い限度額の補正を行うものでございます。

また、市税等コンビニ収納代行業務委託料につきましては、長期継続契約とするため、期間及び限度額を補正するものでございます。

それでは、一般会計補正予算の予算に関する説明書の歳出から、各予算の説明欄をごらんいただきながら順次ご説明を申し上げます。

初めに人件費でございますが、６８、６９ページをお開き願います。

今回の補正は人事院勧告に基づき、給料及び期末勤勉手当などの引き下げによる減額及び退職手当の勧奨退職者の増加による増額計上が主なものでございます。

特別職の期末手当につきましては、支給割合が０．２ヵ月分の引き下げにより、３６９万２，０００円減額するものでございます。

下段の職員手当の内訳欄、退職手当では、当初の定年退職者に加えまして、勧奨退職などにより、本年度１７人分の退職手当が必要となりますことから、２億６，０５５万５，０００円を増額するものでございます。そのほか、６９ページ上段に給料及び職員手当の増減額の明細を記載いたしました。

なお、人件費の補正に関しましては、これらの増減理由などから、各費目にわたり補正をいたしておりますが、個々の説明は省略をさせていただきますので、ご了承を賜りたいと思います。

また、各施設における管理費などの額の確定したものについても減額補正を行っておりますので、ご承知願いたいと思います。

戻りまして、１９ページをお願いいたします。

総務費の上段、市民相談事業３３万１，０００円は、三重県地方消費者行政活性化基金を財源といたしまして、庁舎内に市民相談室を整備することで、相談体制の充実を図るものでございます。

３段目の新エネルギー普及支援事業８００万円は、太陽光発電システムの補助申請件数の増加に伴いまして、当初見込み５０件に対し、追加の８０件分の補助金を計上するものでございます。

下段の内部情報系システム事業は、内部事務用のパソコンのインターネット接続のための委託料８４０万円を計上するほか、内部情報システム保守料、パソコン更新による使用料などの額の確定に伴う減額など、合わせて５０９万７，０００円を減額するものでございます。

次に、２７ページをお願いいたします。

民生費の中段、国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の繰出金につきましては、それぞれの

特別会計の人件費等に係る繰出金の減額でございます。

下段の自立支援事業、介護給付費等の１，０００万円は、障がい福祉サービスの支給量の増加により増額計上いたしました。なお、財源につきましては、歳入歳出それぞれにおいて国庫支出金などを計上いたしております。

次に、２９ページをお願いいたします。

上段の介護基盤緊急整備事業８４４万２，０００円は、国庫補助対象施設の拡大により、グループホーム３施設へスプリンクラーの設置に対し補助するもので、歳入予算において、県支出金として同額を計上をいたしております。

次に、３１ページをお願いいたします。

中段の母子家庭等対策総合支援事業費補助金８４万６，０００円は、県補助金を財源として、母子家庭世帯の経済的な自立に、効果的な資格を取得することを支援するためのものでございまして、今回新たに１名の方が対象となることから計上いたしました。

下段の福祉医療費助成事業の一人親家庭等医療費４５０万円、子ども医療費１，４００万円は、いずれも医療費の増加に伴い増額計上するものでございます。なお、歳入予算において財源となる県補助金を計上しております。

次に、３７ページをお願いいたします。

衛生費では、中段からの子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成事業８０４万６，０００円、ヒブワクチン予防接種費用助成事業４５７万２，０００円、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業７３５万２，０００円につきましては、いずれも国におきまして、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金が補正予算で措置されることを受けまして、市におきましてもこれらの予防接種を促進するため、接種費を助成するものでございます。なお、歳入予算につきましては、財源となる県支出金を計上いたしております。

次に、３９ページをお願いいたします。

上段の亀山市斎場における施設管理費１７０万円につきましては、利用者のさまざまなニーズに対応するため、工事請負費並びに備品購入費を計上いたしております。

次に、４３ページをお願いいたします。

農林水産業費では、中段の中山間地域等直接支払事業１５５万２，０００円は、制度の見直しによる交付単価の変更と事業実施対象集落の増加に伴い増額補正するものでございます。

なお、歳入予算につきましては、財源となる県補助金を計上いたしております。

次に、５５ページをお願いいたします。

教育費で、上段の私立幼稚園就園奨励費補助金６００万円につきましては、補助単価の変更と対象人数の増加により補正を行うものでございます。

下段の個の学び支援事業１４６万４，０００円は、介助員及び生活相談員の休日・時間外、夏季休業中の研修参加の増加によります臨時雇賃金でございます。

なお、幼稚園費及び中学校費におきましても、同様の補正を計上いたしたところでございます。

次に、５７ページをお願いいたします。

上段のトイレ改修事業６３０万円の減額、空調機整備事業４，３６７万１，０００円の減額は、いずれも額の確定により減額をするものでございます。

次に、６５ページをお願いいたします。

上段の青少年健全育成費１３２万３，０００円の減額につきましては、青少年体験活動サマーキャンプを青少年育成市民会議で実施したこと、また亀山市子ども会育成者連絡協議会補助金の申請が減少したことによる減額でございます。

次に、６７ページをお願いいたします。

上段の学校図書館支援事業１５万円は、亀山ライオンズクラブより学校図書館の活性化を図るため寄附をいただいたことを受けまして、図書の購入を図り、ファミリー読書リレーの推進に役立てるものでございます。

諸支出金では、財政調整基金積立金といたしまして、５億９３５万９，０００円を、また将来の市債償還財源の確保を図るため、減債基金積立金といたしまして３億円を増額補正するものでございます。

次に、地域福祉基金積立金２１万９，０００円、関宿にぎわいづくり基金積立金５万円につきましては、ふるさと納税及び指定寄附による寄附がございましたので寄附のご趣旨に沿い、それぞれの基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入について申し上げます。

戻りまして、９ページをお願いいたしたいと思います。

市税の説明欄の所得割につきましては、納税義務者の減少等に伴いまして１億９，８００万円減額するものでございます。

また法人税割につきましては、企業業績が回復の基調にあることから、２億５，６００万円増額するものでございます。

その下の固定資産税、説明欄の償却資産につきましては、企業の設備投資などにより１億９，９００万円増額計上するほか、特別土地保有税の滞納繰り越し分２，１２８万円につきましては、徴収猶予の取り消しにより計上をいたしたところでございます。

次に、１５ページをお願いいたします。

上段の繰入金につきましては、国民健康保険事業特別会計繰入金１億２５万７，０００円及び後期高齢者医療事業特別会計繰入金３，２０８万８，０００円は、前年度の精算に伴い、計上いたしたところでございます。

中段の繰越金、６億２，８７３万２，０００円は、前年度繰越金の未計上分でございます。

下段の雑入の消防団員安全装備品整備等助成金４１万９，０００円は、消防団員の安全装備品購入に伴う助成金でございます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、７２ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では、第１款総務費で給与改定等による人件費の減額のほか、国保連合会負担金の増額など、４９９万７，０００円を増額計上いたしております。

また、第９款諸支出金で過年度負担金返還金４，２０４万１，０００円のほか、前年度決算の精算に伴う一般会計繰出金１億２５万７，０００円を計上いたしました。

一方で、歳入では、第３款国庫支出金で財政調整交付金６９３万９，０００円、第５款療養給付

費等交付金で過年度精算金３，０５１万６，０００円を計上するほか、第１０款の前年度繰越金１億１，１７８万２，０００円を計上いたしております。

第２表の債務負担行為補正につきましては、一般会計と同様に国民健康保険税コンビニ収納代行委託料といたしまして、期間及び限度額の補正を計上いたしております。

次に、８４ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳出において、第１款総務費において、給与改定による人件費に伴う減額のほか、第３款諸支出金で前年度決算の精算に伴いまして、前年度繰越金を財源として、一般会計繰出金３，２０８万８，０００円を計上いたしました。

次に、９４ページをお願いいたします。

農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。

歳出、第１款事業費の３３７万２，０００円につきましては、給与改定による人件費のほか、消費税中間納付に伴う補正でございます。

歳入につきましては、第５款繰入越金で一般会計繰入金３６６万円の減額のほか、第８款繰越金で前年度繰越金７０３万２，０００円を計上いたしました。

次に、１０６ページをお願いいたします。

公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明を申し上げます。

歳出では、第１款事業費において、給与改定等による人件費のほか、国庫補助事業費の確定に伴う建設改良費の減額など、１億８９２万７，０００円を減額計上いたしました。

歳入につきましては、第３款国庫支出金を５，０６０万円減額し、これに伴い、第７款市債５，２９０万円を減額いたしました。また、第８款繰越金で前年度繰越金１，２４１万８，０００円を計上したことから、歳出補正額との調整によりまして、第５款の一般会計繰入金１，７８４万５，０００円を減額するものでございます。

次に、第２表　繰越明許費５，３００万円は、亀山東部処理区において下水道管占用計画について、国と県との道路管理境界が未確定のため、年度内での工事施工が困難なため、やむを得ず繰り越しをするものでございます。

次に、１２７ページをお願いいたします。

水道事業会計補正予算（第１号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は給与改定等による人件費の補正が主なもので、収益的支出の第１款水道事業費用を４３１万８，０００円、１２８ページの資本的支出の第１款資本的支出６７万円を減額計上いたしました。

また、１３１ページ、債務負担行為の補正につきましては、水道料金コンビニ収納代行業務委託料につきまして、期間及び限度額の補正を行うものでございます。

続きまして、１３９ページをお願いいたします。

病院事業会計補正予算（第１号）につきまして、今回の補正は予算総額の増減はございませんが、実施計画のとおり給与改定のほか、職員の中途採用などによる人件費に係る補正でございます。

続きまして、１４９ページをお願いいたします。

国民宿舎事業会計補正予算（第１号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は、給与改定による人件費の補正をするもので、収益的支出の第１款宿舎事業費用を２２万円減額計上いたしました。

以上をもちまして、一般会計並びに特別会計等補正予算の補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案説明は終わりました。

次に、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

明１２月１日から７日までの７日間は、議案精査のため休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明１２月１日から７日までの７日間は、休会することに決しました。

次の会議は１２月８日午前１０時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後　２時３５分　散会）

平成２２年１２月８日

亀山市議会定例会会議録（第２号）

●議事日程（第２号）

平成２２年１２月８日（水）午前１０時　開議

第　　１　上程各案に対する質疑

議案第６８号　亀山市学童保育所条例の一部改正について

議案第６９号　亀山市自然公園条例の一部改正について

議案第７０号　亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

議案第７１号　亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について

議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

議案第７３号　平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第７４号　平成２２年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第７５号　平成２２年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第７６号　平成２２年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第７７号　平成２２年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第７８号　平成２２年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

議案第７９号　平成２２年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第１号）について

報告第３２号　寄附受納について

報告第３３号　寄附受納について

報告第３４号　寄附受納について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２２名）

１番	髙島　真　君	２番	新　秀隆　君
３番	尾崎　邦洋　君	４番	中崎　孝彦　君
５番	豊田　恵理　君	６番	福沢　美由紀　君
７番	森　美和子　君	８番	鈴木　達夫　君
９番	岡本　公秀　君	１０番	坊野　洋昭　君
１１番	伊藤　彦太郎　君	１２番	前田　耕一　君
１３番	中村　嘉孝　君	１４番	宮崎　勝郎　君
１５番	片岡　武男　君	１６番	宮村　和典　君
１７番	前田　稔　君	１８番	服部　孝規　君
１９番	小坂　直親　君	２０番	竹井　道男　君
２１番	大井　捷夫　君	２２番	櫻井　清蔵　君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森繁君
総務部参事(兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	川戸正則君	健康福祉部長	山﨑裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	岡﨑賢一君
上下水道部長	三谷久夫君	関支所長	稲垣勝也君
危機管理局長	片岡久範君	医療センター事務局長	伊藤誠一君
会計管理者	多田照和君	消防長	渥美正行君
教育委員会委員長	宮﨑洋子君	教育長	伊東靖男君
教育次長	上田寿男君	監査委員	落合弘明君
監査委員事務局長	宮村常一君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	松村大
書記	原千里		

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（大井捷夫君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、井上選挙管理委員会事務局長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第２号により取り進めます。

これより日程第１、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１９番　小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

おはようございます。

改選後の議会で先頭を切らせていただきまして、提案されております議案につきまして、通告に従い質問させていただきます。

議案第６９号についてでありますが、なぜ森林公園を自然公園として位置づけたのか。また、その概要と自然公園の定義につきましては、条例設定のときにお伺いしましたが、再度お伺いをいたしたいと思います。

また、開園後の利活用は亀山森林公園整備検討委員会、本年度８月２日に発足したとありますが、その意見に基づいて利活用計画を策定するとありますが、利活用もなしに事業投資をしたのか、お伺いいたします。

また、本年度完成までに人的費用を含めて投資総額は幾らだったのか、今後また維持管理に必要な義務的、また投資的経費は幾らかかるのかをお伺いいたしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

１９番　小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

おはようございます。

森林公園を自然公園とした根拠についてでございますが、近年、森林は木材生産だけの場だけではなく、水源涵養、土砂災害の防止、地球温暖化の防止のほか、生物の多様性の場、人々の心安らぎの場の提供など、多くの公益的機能を有する重要な資源として注目されておりまして、市では、この多くの機能を広く市民の方々にＰＲすることは非常に重要であるというふうに考えているところでございます。

また、亀山市自然公園条例におきましては、豊かな自然に触れ、親しむことにより自然を守っていく意識の醸成を図るとともに、憩いの場、情操教育の場、また体験学習の場を提供すると規定いたしているところでございます。そのようなことから、この森林公園を平成２０年３月に策定いたしました整備構想において、亀山里山公園に続く環境再生事業の第２弾として、自然環境教育、体験学習の場として位置づけ、整備をしてきたものでございます。

次に、利活用計画の関連でございますが、開園後の利活用につきましては、自然公園条例の趣旨に基づきまして、整備構想におきまして基本的な方針を定めているところでございます。今回の現況報告で表現いたしました利活用計画の検討につきましては、その方針に基づきまして、より詳細で具体的な内容を地元や環境市民大学院生で組織いたしております委員会において、現在検討をいただいておると、そういう意味合いでございまして、市民の皆さんが主体的にその内容を検討していただいているというところでございます。

最後に、投資額と今後の維持管理経費についてでございますが、完成までの整備費用につきましては、平成１９年から２２年度の４年間で人件費も含めまして約６，７００万円でございます。今後の維持管理経費につきましては、現在、年間約５００万円程度を考えているところでございます。今後これらの経費に見合うよう、また多くの方に触れ親しんでいただきますよう利活用を十分行ってまいる所存でございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

最初に、森林の必要性について私は聞いておらんです。自然公園の意義を聞いたんです。私は１

８年３月にこの条例をしたときも異議を申しておったはずです。国の言う自然公園と、亀山市の自然公園とは理念が違う。亀山独自で都合のいい自然公園であって本来の自然公園になっておらんということを、その当時申し上げたわけです。その上に、森林公園までを自然公園に含めるということは、私は余りにも場当たり的で一貫性がないと。特に環境再生事業の一環ということを申し上げますけど、環境は再生するんじゃなしに、保全することが自然公園だと思うんです。だから、今の森林公園は自然公園じゃなしに、あれは人工公園と言われる、そういうゆえんだと思うんです。その辺の理念が違うから、自然公園の中に森林公園を含めるということ自体がおかしいというのが私の考え方で、あくまでも再生であれば人工公園だし、保全であれば自然公園だと思うんです。その辺の考え方に相違があると思うので、再度これは委員会の方で十分審査させていただきたいと思います。

利活用について整備計画で今詳しい方針を決めておると言うけど、あくまでも、これはつくったときに既に６，７００万、それだけの金をかけて今から詳細に利用内容を決めるとは、これは税金の無駄使いとまでは言いませんけど、余りにも漠然とした金があるから使ったというだけであって、６，７００万円もかけて、再度環境大学とかに諮って詳細をするというのは逆だと思うんですよ。やはり利活用があって、それの必要に応じて税金を投入して整備するというのが本来の姿であって、頭から今既に６，７００万、これからも年間５００万と、こんな金をかけて実際利用できるんかと。地元は大変喜んでおるというふうには聞いておりません。どのような活用をしたらいいのかと戸惑いがある。それ以上に、あの地域は獣害に苦しんでおるんです。何とか獣害を食いとめてもらいたいと、森林公園より獣害の方にもっと重点を置いてほしいという願いがあったと思うんですけど、その辺についてのご見解があればお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

整備構想を策定する段階から地元の方々にも加わっていただきまして、いろいろご意見もいただいた中で整備も進めてきたというところでございます。その中でいろいろご意見も出た中では、例えば大和街道のお話も出ました。そういう形の中で、地元の方の意見、また市民の方々の意見も十分取り入れて考えてきたというところでございます。

それから、獣害対策のお話もいただきましたが、当然獣害対策も非常に重要な取り組みと考えているところでございまして、獣害対策は獣害対策で頑張って取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

費用対効果からいけば大変不十分だろうと思いますが、これは担当委員会が所管しておりますので、十分審議をさせていただきたいと思います。

次に、議案第７１号についてでございますが、この条例は、平成１９年３月合併後、第１次総合計画の戦略プロジェクトの一つ、子育て支援と定住プロジェクトを具現化した施策として、子供が安心して産み育てられ、未来に夢や希望を持って定住していただける県下に先駆けて亀山市独自の手厚い支援策として近隣市町より高く評価された条例であります。国の子ども手当制度の目的と同

じだから廃止するとあるが、その根拠と意義についてお伺いをいたします。

また、さきの１０月３日に開催されました事業仕分けにおいて不要としての判定結果が出されておりますが、この事業について、事業仕分けしてもらわなければ執行部として判断ができなかったのか、今日までこの事業の検証をどのように判断されたのかをお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

おはようございます。

この祝い金事業につきましては、議員が言われるように、平成１９年度からそれまでの市単独事業でありました亀山市児童手当制度をよりわかりやすくするために見直しをし、就学前の第３子目以降の児童に対しまして、出生祝金、誕生日祝金をそれぞれ３万円支給することにより、児童の健全な育成を助長するとともに明るい家庭づくりを応援することを目的として取り組んでまいりました。また、先ほども議員の方から申されたように、第１次総合計画の戦略プロジェクトの一つ、子育て支援と定住プロジェクトを具現化した事業でもあり、子供を産み育てやすいまちづくりに向けた重点的な施策であったことも認識をいたしております。

そのような中、平成２２年度から国の施策として子ども手当が創設をされました。この制度は、安心して子供を産み育てることができる環境の整備を目的として、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを社会全体で支援するものでございまして、子育て支援策、少子化対策におきましては、本事業と趣旨が重なる事業であるとともに、国における子ども手当が平成２３年度以降も継続される見込みでありますことから、廃止いたすものでございます。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

おはようございます。

事業仕分けを対象とした根拠につきまして、今年度の事業仕分けの対象事業の一覧につきましては９月議会に提出いたしておりまして、その中で、一般会計の中事業５３３事業ございますが、そのうち一般財源が５００万円以上など一定の基準で選定したところでございます。

当祝い金につきましては、主要事業計画で平成２２年度までを位置づけておりまして、さらに本年９月議会におきまして、事業仕分けの評価並びに新年度の予算編成プロセスの中で検討し、判断してまいりたいと市長が答弁いたしたところでございます。今般、事業仕分けによる判定及び判定理由も踏まえて、最終的に当該事業への廃止について判断したところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

先ほどの答弁と私が申し上げたのと全然趣旨が違うということを言っておるんです。亀山市の言う子育ての支援と、それから国が言っているのは一致していない。亀山独自の亀山に住んでみたい、住み続けたいという思いで出産祝金を出しておったのであって、国の制度とぴったりするのやった

ら、こんな制度は最初からやめたらいいのであって、その判断も事業仕分けにゆだねなければ判断できなかったと。それも５人で決めたことがすべてであると。市民全体からの本当の事業仕分けになっておるのかと。５人の判断だけにゆだねて、この提案理由には、必要性の改善については検証すると、１０月３日に判断されたのを、わずか１ヵ月でこの件だけを検証されて、２３事業のうちこの件だけをされた。その辺すら余りにも楽観的で都合のいい判断をされて今回条例を出されておると。もともと趣旨が違うんであって、財源的な問題があれば、出産祝金を出しても誕生祝金は取りやめるとか何らかの方法はあったはずで、頭からすべてを廃止するということに、どういう判断を１０月３日から今日まで、この条例だけを廃止にすると。また一般質問でも申し上げますけど、事業仕分けにも私は問題があると思います。その中の理由を見ますと論点が違います。この条例をつくったときの趣旨、理念と、それが全然事業仕分けの中で議論されていない。論点が違うところで事業仕分けされておるというふうに資料を見ますと出ますので、その辺について、あくまでも経済的支援だけで条例を廃止するのか。もう少し一考を要する考えはあるのかないのかと。今後この事業仕分けでは、どのように皆さん方が判断して検証されて、来年の予算に反映するかまた後ほど聞きますけど、余りにも短絡的に１０月３日から今日までで判断した理由、検証した理由があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、廃止したということの根拠でございますが、総合計画の中にも就学前児童について、現行の児童手当の支給制度を改善するとともに対象範囲の拡大を検討し、市独自の支援策を強化するというふうに、これは子育てに係る経済的負担の軽減ということで位置づけておりましたので、こういったところについては国の子ども手当と方向性は一緒という考え方でございましたので、この条例については廃止をさせていただきたいということでご提案させていただいております。

なお、誕生日祝金の議論の中では、子育て支援に対する優先順位ということのご発言もございましたので、こういった部分については、今後検討していくものと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

どうもわからんですけど、方向性が一緒だったから削除したと。私は理念が違うと思うんですよ。条例をつくったときの亀山市の、今後の定住化に向けてのための条例であったというふうに私はそのとき議論したわけです。国の子育てと方向性が一緒だから廃止すると。方向性だけは、国も地方も一緒だと思うんですよ。しかし、その地域地域で理念が違う、背景も違う。余りにもこの分だけを廃止するについては、私は頑として反対せざるを得ないと。亀山市は独自で環境に応じて、状況に応じてこの条例は非常にすばらしい条例であるというところから発想したものを、国においても２万６，０００円が１万３，０００円で半分だと。今年度についても７，０００円、３歳までは出すか出さんかという議論がされておる。決して国が子育て支援をすべていいという判断ではないと思う。国でも今議論している最中です。それに格好つけてすべてを廃止するというのは私は疑問が残

るので、これについては十分委員会の方でご検討していただきたいというふうに思います。

次に、議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第２号）の繰越明許費、児童福祉費、民間保育所整備事業１億８，３９０万２，０００円の翌年度繰り越しについて、提案説明では境界立ち会いのおくれとありますが、その経緯と結果についてお伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

今回の補正予算で繰り越しをお願いしておりますのは、園舎の建てかえを計画しております川崎愛児園についての民間保育所整備費補助金でございます。移設を予定いたしましたが、その予定地の境界確定などに時間を要しまして着工がおくれましたことから、年度内の完成が見込めなくなり、当該補助金を翌年度へ繰り越すものでございます。現在の状況といたしまして、１１月中旬に造成工事に着工している状況でございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

それは提案説明で聞いたとおりで、境界でおくれたということですけど、なぜおくれたのかを聞きたいのであって、当初の事業概要からいっても今年度中にできる予定だったはずですよ。９月に私は、開発許可が非常におくれておるということを指摘させていただいたわけです。この事業については、８月には園舎の建築確認ができる書類ができ上がっておったはずです。既に８月４日に入札案内を出して、８月２３日には既に園舎の入札は終わっておるんです。しかし、建築確認がおりても、開発許可を市がおろさなかったから着工できなかったわけです。８月に入札指令したのは市ですよ。県の指導を受けて入札してもよろしいという指導をやっておるわけです。だから、業者は愛児園は入札をかけた。それで落札もしています。しかし、開発許可がおりていないということから着工ができないと、開発許可がおりたのは１１月３日ですよ。一体その間何があったのか。そのために繰り越ししなきゃならんということは、開発許可がおくれたからです。なぜ開発許可がおりなかったか、境界の立ち会いができなかったと。それにも問題があったはずです。なぜおくれたかというのは、９月にも開発許可が余りにも遅過ぎるじゃないかということは、この件以外にも申し上げたはずです。何の反省もなしに延々と個別法に基づいて、それぞれがばらばらに開発許可についての意見を申しただけで許可をおろさなかった。その原因は何やったのかと。それから、１億円近い県の補助金があるはずです。当初は、今年度限りに完成しなければ、この補助金は出ませんよといっておったのが、いや、来年ももらえるようになったからということですけれど、これは県に確約はとれておるんでしょうね。その件についてもお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

開発の関係でご答弁させていただきます。

開発がおくれた理由でございますが、技術的基準等の指導の関係もございまして、各部署が個別の法により、いろいろ開発というのは指導しておりますが、そのような中、今回の案件につきましては、事業者との行き違いもありました。また、関係部署間の連携不足も議員ご指摘のような観点からあったかとも思っております。そんな中で、今回の案件につきましては、最終的には関係部の部長が集まりまして調整を行い、対応をしてまいったというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

補助金の関係でございますが、今回繰り越しにより対応させていただきますものでございます。その内訳といたしまして、繰越額１億８，３９０万２，０００円のうち、県の安心こども基金から８，４００万強、それから市の補助金が９，９００万円強となっております。県とも協議をしておりまして、着工が延びて完成がおくれるということになりましたが、補助金は予定どおりといいますか、時期をおくらせてでも交付させていただく方向でございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

今説明を聞くと、当初も用地の交渉がおくれたからこの事業は繰り越したというのと、内部の開発許可で部長間同士の話がつかなかったからおくれたと、全然提案理由が違うんです。先ほどの説明では、用地の立ち会いがおくれたということで本会議で提案があったが、今のを聞きますと、開発許可が、その業者とも、また部長間でも、結局内部で協議が長引いたからということであって、結局、行政指導のあり方が悪かった、対応が悪かったと、そのためにおくれたんだということであると思うんです。だから、提案理由と今の説明を聞くと全然違う。自分らの自己責任を、用地の立ち会いの相手方になすりつけているだけであって、自分らの自己責任が全然問われておらん。このことが開発許可をおくらしておる大きな要因だと思うんで、やはりこれについてはもう少し執行部間で対応をもっと早くして、早く事業効果が上がる方法を考えていただきたい。これは再三申し上げておりますので、再度、この辺について市長はどのように考えておるのか、一言お願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

小坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回、開発許可がおくれたことによって繰り越しをお願いする形になりました。その背景、原因につきましては、議員の方からご指摘をいただいておるものでございますのと、９月の定例会でも、議員から、問題点につきましてご指摘をいただいております。重く受けとめさせていただきたいというふうに考えておるものでございます。

確かに開発許可にかかわるプロセスにつきましては、先ほど部長から答弁させていただきました個々の個別法に基づく指導が必要であります。したがいまして、関係部局間の連携の必要性は非常

に重要であると、このように認識をいたしておりますので、今後の開発協議の過程で、この問題は市としてもしっかり改善をしていくように指示をいたしておりますが、ただ、開発の協議には、やっぱりそこの地域住民のさまざまな課題、道路の幅員の問題であったりとか、排水の問題であったりとか、いろんな問題が案件案件にあろうかと思いますので、そこのところはスピードを求めながらも、そういうところはしっかりと押さえていくような連携、協議が今後も重要であろうと思っておりますので、さらなる連携、迅速の徹底を図っていきたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

いずれにしましても、市長の強いリーダーシップがなければ職員は動かんと思うので、もう少し強い姿勢で臨んでいただきたいと。

次に、第３表債務負担行為についてでありますが、行政事務ネットワーク、パソコン等管理事業費の限度額が半額近くに減額補正されている、事業確定という説明でありましたが、どのような積算と見積もりで変更されたのか。また、市税等コンビニ収納代行業務委託料について、なぜ単年度から複数年度にしたのか。また、限度額においても各会計下においてばらつきがあるが、積算根拠についてお伺いいたしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、行政事務ネットワーク管理事業、あるいは行政事務パソコン等の事業のことでございますが、両事業とも予算要求時、国内外のメーカーを問わず最適な機器、機能を選定した仕様書を作成しまして、２社以上から見積もりをとり、安価な見積もりにより予算計上いたしております。両事業ともリース会社により入札を行い、結果、ネットワークの機器については当初予算額の４５％、パソコンについては５６％の額で落札いたしておるところでございます。安価で落札された原因といたしましては、ネットワーク機器、パソコンとも国外のメーカーとなり、入札当時の社会情勢が急激な円高、ドル安になったことも一つの要因だと考えております。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

市税等のコンビニ収納代行業務委託につきましては、各コンビニ本部と契約をしている収納代行業者に収納代行業務を委託するもので、当初、単年度契約により実施予定で、平成２３年度の債務負担行為をお認めいただいたところでございます。しかしながら、本年度に当事業委託の業者選定を進める中で、コンビニ収納システムは収納代行業者によって仕様が異なる場合があり、次年度に委託業者がかわると、総合住民情報システムの情報を新しい委託業者の仕様に改修する必要があることがわかってまいりました。これによりまして、委託業者がかわる場合には新たなシステム改修費用がかかること、さらには旧委託業者仕様の納付書が次年度以降使用不可となるなど、納税者と

コンビニ店頭における収納業務に混乱を生じさせることが予想されます。このことから、平成２３年度導入の新総合住民情報システムの稼働期間である平成２７年度までの５年間を継続して同一の委託業者で業務委託を行うため、債務負担行為の期間及び限度額を補正しようとするものでございます。

それと、単年度の場合と５年間の試算の違いということでご答弁をさせていただきます。

市税等コンビニ収納代行業務委託が、当初単年度の場合と５年間の試算との違いがありますのは、当初の積算では、平成２３年度下半期に導入予定とし、市県民税や固定資産税の４期分のうち、第３期以降の運用も想定し、限度額を２２０万円としておりました。しかしながら、システム導入当初は予期せぬ事態も想定されますことから、慎重を期して、まずは来年１０月以降の督促状や再発行納付書等から取り組んでいくこととし、これにより初年度の委託料が減少し、積算の結果、５年間で６８９万５，０００円を限度額として計上いたしたものでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

その中身はよくわからんではないですけど、いずれにしても予算編成の繰越明許の甘さがあるからというふうに思います。債務負担は、将来の予算において硬直、固定化する起債のようなものであるので、もう少し慎重な積算を取り組んでいただきたいということと、コンビニの収納についても、１年間で検証してみて、どれだけの件数でどれだけの税収が上がるのか検証してから５年間という、何もなしに何件扱うのか、税額はどれだけであって何件するのかということを、一遍１年間で検証してから５年間と見定めるという方法も一つの方法だったろうと。いきなり５年間というのは、余りにも先の予算措置を硬直化する一つの要因となっていると思うので、それについても十分注意をしていただきたいなと。

それから、もう時間がありませんので、棒読みでいきます。

個人市民税の１億９，８００万円の減額は納税義務者の減と、法人税２億５，６００万円の補正については企業経営が回復したと、その辺についての増収の要因、それから、特別土地保有税の滞納繰り越し分２，１２８万円について猶予の取り消しとありましたが、滞納物件の内容と取り消した理由についてお伺いします。

それから、繰入金の国民健康保険事業特別会計１億２５万７，０００円の繰り入れとありますが、これを国保税に繰り入れるんじゃなしに、内部留保する方法は考えてなかったのかをお伺いするのと、前年度繰越金６億２，８７３万２，０００円を今回計上しておりますが、この繰越金を超える８億円もの積立金を計上しております。本年度で歳計剰余金をどの程度見込んでおるのか。そしてまた、８億円も積み立てるには、今年度事業する予定はなかったのか。市民要望にこたえるだけの事業費はなかったのか、あわせてお願いしたいのと、もう１点、給与費明細の共済費、退職手当について大幅な増になっておりますが、これはなぜふえたのか、その要因。合併後、中途退職が非常に多い。職員が退職するまで責任を果たすモチベーションが下がったのか、環境が悪くなったのか、その辺をあわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

市税の関係で、個人市民税の減額、法人市民税、特別土地保有税の増額についてご説明を申し上げます。

個人市民税につきましては、当初予算編成に当たり、景気悪化に伴う個人所得の減少や、また団塊世代の大量退職があったことから、均等割、所得割を合わせて２５億８，３８０万円を計上いたしましたが、予想した以上に給与所得の落ち込みがあり、納税義務者が７００人ほど減少しております。このことから１億９，８００万円の減額補正を計上いたしたところでございます。

一方、法人市民税につきましては、当初予算編成に当たり、主要事業所四十数社に対し、決算見込み額調査を実施し、均等割、法人税割を合わせて５億６，８７０万円計上いたしましたが、円高、デフレ等が影響し、経済情勢は不透明であります。しかし、報道では業種によっては底打ち感ありと一部で伝えられております。このような中、企業決算や四季報等の情報誌の状況を見て、製造業など一部事業所で業績向上が見受けられたことから、２億５，６００万円の増額補正を計上したところでございます。

また、特別土地保有税につきましては、地方税法第６０１条の免除規定に基づき、徴収猶予をしておりましたが、昨年６月１日に徴収猶予期限が満了となったことから、対象者により聞き取り調査を行ったところ、開発計画が当初から大幅に縮小されたため、一部徴収猶予の延長が認められなかったことにより、特別土地保有税の徴収対象としたところでございます。なお、今回の補正対象となる案件は、平成１０年１０月取得分と平成１０年５月から平成１４年５月までの５年間の保有分であります。本年度、当該特別土地保有税の納付があり、２，１２８万円の増額補正を計上したところでございます。

繰入金につきましては、国保事業運営につきましては、国・県からの支出金もありますが、国保加入者の税負担により、支え合いながら成り立っている事業でございます。本来、一般会計からの法定外繰入金がなく、特別会計において黒字となれば、目的税として運用しておりますので、当然基金への繰り入れや翌年度への繰越金として運用ができますが、今回は段階的な税率改正に伴い、被保険者の税負担を緩和し、不足となる財源につきまして暫定的に一般会計から繰り入れたものでございますことから、国民健康保険の加入者以外の市民の方との負担の公平性の観点からも、一般会計へ戻すことが本来の姿であると判断をいたしております。

○議長（大井捷夫君）

簡潔に答弁を願います。

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

本年度の実質趣旨の見込みはというご質問でございます。歳入歳出それぞれに特別交付税の交付額とか不用額といったもので、現時点では非常に不確定な要因がありますことから非常に難しいものでございますが、仮に今回１２月補正後の予算総額２２０億５，０００万円でございますけれども、過去３年間の予算執行率約９５％強でございますが、これをもとに算定をいたしますと、不用額は９億５，０００万ほどになってまいります。今後３月定例会で執行残等の補正を行ってまいりますが、それでも決算額とはどうしても差が生じてまいりますので、来年度以降の安定的な財政運

営を図るためにも、例年どおり１０億円を超える実質収支額が出ればというふうに望んでいるところでございます。

次に、市民要望のための補正はなかったのかというご質問でございます。本年度の予算執行に当たりましては、年度当初にお認めをいただきました予算を計画的に適切な執行をいたしているところでございまして、また額の確定した事業に対する不用額も速やかに補正対応させていただいております。いろんな地元要望などの事業もございますけれども、新たな事業費の計上となりますと、会計年度も迫っておりますし、設計などマンパワーとの関連などにより年度内の完成が見込めないといったことから、新たな建設事業費の計上は考えなかったところでございます。

それと、次に補正額の中で退職手当と共済費の増額の理由ということでございます。今回の補正予算につきましては、一般会計で退職手当分として２億６，０５５万５，０００円を計上いたしております。これは、本年度の退職者が現時点におきまして１３人増加したことによるものでございます。一方、共済費につきましては、一般職の方で３，８７１万円の補正予算を計上いたしております。この内容につきましては、やはり近年の医療費の増加に伴いまして、職員個人の共済負担金の負担額も増加しておりますけれども、共済組合の健康保険等にかかわります短期給付との負担率がふえたといったことで増額を行っているところでございます。

それと、退職者がふえておるのは、モチベーションの低下が原因ではというご質問をいただきました。定年退職以外の依願退職につきましては、勧奨によるものと自己都合といったものがございますが、その理由、原因につきましては、退職者それぞれによってさまざまでございます。特に勧奨退職につきましては、第２の人生への転換という観点もございまして、一概にモチベーションの低下によるものばかりとは考えておらないというところでございます。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

先ほど土地保有税の対象の期間を言い間違えましたので、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。平成１０年１０月取得分と申したんですけど、１０年２月分の間違いでございますので、失礼しました。

○議長（大井捷夫君）

１９番　小坂直親議員の質疑は終わりました。

次に、９番　岡本公秀議員。

○９番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

それでは、議案第７０号亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

日本国では、印鑑証明というのは個人の財産管理にとって非常に重要なウエートを持つ書類であり、印鑑証明一つで財産が右から左に動くわけですね。だからこそ他人の印鑑証明の偽造とか、そういう事件もあるわけであって、財産の横取りとか土地が多いですけれども、そういう詐欺事件も日本じゅうでは多々あるわけです。自分の知らないうちにいつの間にか自分の土地が第三者に売却されておったとか、その場では気がつかない犯罪というのもよくあるわけですわ。こういうことで

取り扱いは非常に慎重にする必要があります。

今回、議案第７０号で印鑑登録及び印鑑証明に関する条例の改正案が出てきておりますが、これは昨今の社会情勢に伴ういろんな問題が私はあると思うんですよね。その対応のための改正だと思うんですが、現在の亀山市役所の印鑑証明の発行窓口で、昔はなかったような問題が高齢化に伴い起きてきておると思うんですけれども、そういうふうな問題はどういった事例というのが多いのか、本条例改正の理由となった背景についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

それでは、岡本議員の質問にお答えをさせていただきます。

本条例改正の背景となる本人が来庁できない場合についての現行の取り扱いといたしましては、印鑑の新規登録、登録印をなくしたとき、それから登録印を変更したときについては、委任状により代理人の申請でもできることとなっておりますが、印鑑登録証をなくされた場合の届け出は、印鑑の登録者本人が届けを行わなければならないと定められております。しかし、議員が申されるように、高齢化や核家族化等の社会変化が進む中、ひとり暮らしの高齢者がさらにふえてくることが想定されます。例えば、疾病等により病院、施設に入院、入所されて、親族が印鑑登録証の保管場所を知り得ることができず、印鑑登録証明書が必要であるにもかかわらず、どうしても登録者本人が窓口に来られない場合がございます。先ほども申しました印鑑登録証をなくしたときの届け出は、本人が行うことと定められておりますことから、そういった窓口において親族の方々のお尋ねや相談等、その対応に苦慮している現状でございます。そのようなことから、以前より改善策等の検討を行ってきた中、市民サービスの観点から、登録者本人、その親族等の負担を軽減するため、本来であれば各申請は本人が行うことが望ましいことですが、疾病等やむを得ない理由により来庁できない場合においての救済措置として、印鑑登録証をなくされた場合についても委任状により代理人による届け出ができることとするため、本条例の改正を行うものとするものでございます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○９番（岡本公秀君登壇）

一般的に言って、印鑑登録というのは若いうちに行いますわね、大体成人したり世帯を持ったら。だけど、１回登録したら、特段の理由がない限りはそのままいって、だんだんお年を召されると、相続とか、いろんな問題においてそれが必要になるとか、そういうことがあるわけですが、現在は本人のみと限定されておるのですが、本人さんが、先ほど答弁にあったような疾病とか認知症になりかかったとか、そういった問題で当市役所に来庁できない場合は、現在は市役所が行くわけにはいかんけれども、当然担当の方が現地へ足を運ぶしかないかと思うんですが、現実に市の職員の方がそういった場合においては、少々の遠隔地でも仕方がないから足を運んでやっておるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

議員お尋ねの、実際に欲しいと言われた場合の対応でございますけれども、これはケースケースによって異なろうかとは思いますけれども、市内の方であれば、１回、そういったところへ行ったという事例はあると、私の方は聞いておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○９番（岡本公秀君登壇）

そういった場合は職員が足を運ぶしか仕方がないと。だけど、あまり遠隔地では、実際問題大きな手間がかかるということも当然あるわけですが、現在、普通の場合では、印鑑と印鑑登録証は大体ワンセットで大事に保管するというのが普通だと思うんですけれども、こういったものを片方、または両方とも紛失することは当然考えられる事態であり、きちっとしまってあっても、本人が高齢化すると、しまい場所を忘れたとか、とんでもないところへしまってあったら、自分自身がどこへ置いたかわからん、そういうこともあるわけですが、そうなってくると、財産の移動というものが現実問題なかなかできないと。そうすると家族の方も困るし、具体的にいろんな分野にそれが波及するわけでございますけれども、こういうことはよくわかるんですが、やはり大事なことは、犯罪の防止ということも考えなきゃあかんわけですね。昨今いろいろ新聞記事なんかにも載っていますけれども、お金があって判断力の衰えたお年寄りの方を相手に、世間ではいろいろ振込詐欺とか物品の売りつけとか、してやらんでもいいリフォームをやるとか、そういう食い物にする事件が多々あるわけですけれども、委任状を持った代理人というのをこのたび認めることになるわけですが、代理人による犯罪の危険性というものに関して、市当局は十分念頭に置いているのか、そういったことをお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

代理人による不正の危険性はどう思っているのだというご質問でございます。

代理人による不正の危険性の認識といたしましては、代理人により登録証を失った申請手続を行う場合は、現在の新規登録等の届け出と同様に、委任状を本人の自筆による記名、押印をしていただきたいと考えております。代理人に対しましても、登録本人の状況や必要性を聞き取りなど慎重かつ厳格に取り扱っていきたいと考えております。また、代理人の本人確認につきましては、運転免許証や健康保険証などにより確認を行うとともに、登録者本人に照会書を簡易書留にて郵送し、再度、登録のための本人自筆による記名、押印をした委任状と回答書を持参していただくこととなっております。そのため、即日交付手続ができるのではございません。代理人は、不正行為の防止対策のため、代理人の方にご理解をいただいた中で、何度か窓口に来庁していただくことにより、少しでもそういったことがないようにしたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○９番（岡本公秀君登壇）

先ほどの説明でも、安全装置といいますか、何回も足を運んで、そういったときにいろいろやりとりすると、どうもおかしいなと思うことも出てくるかもわからんから、勘も働かせてもらわないかんのやけれども、やはり他人の印鑑証明とか、そういったことで他人の財産を横取りするという事件の防止のためにも、私は、代理人は非常に近い親族、子供さんはともかく、ちょっと離れた人の場合は、やはり安全ということを考えると、法律を職業としておられる方、例えば司法書士とか弁護士の方とか、そういった方に代理人となってもらったらどうかという、ちょっとした枠をはめるといいますか、そういうことを考えてもいいかと思うんですよね。また、先ほど説明いただいた不正防止のための確認手続というのはそれなりによくできておるわけですが、大体現状で十分であると、過去にはそういう不正はなかったんだということだと思うんですが、それに関してはいかがですか。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

代理人に対して、資格というか、第三者の場合は弁護士とか司法書士等の方々と連携ではないですけれども、そういった方が確認してはどうかというご質問でございますけれども、代理人の資格制度はできないのか。現在、新規登録と同時に代理人の資格制度については考えていないところでございます。考えていない理由といたしましては、例えば第三者の申請に対し、弁護士とか司法書士による代理人の資格制度を行いますと、身寄りのないひとり暮らしの方に多額な費用が発生するなど、本人に負担がかかることになります。また、今までに議員もおっしゃられましたけれども、第三者が委任状により代理人をして申請を行ったケースは今のところございません。今後におきまして、第三者に対し代理人を委任される申請があった場合は、登録者への確認はもちろんのこと、窓口で登録者との関係やいきさつなど十分な聞き取り調査をし、慎重に対応してまいりたいと考えております。不正防止の確認といたしましては、先ほどもご説明をさせていただきましたが、代理人の本人の確認や登録者本人あてに郵送した委任状と回答書を代理人の方が持参していただくなど厳格に確認を行っております。したがいまして、第三者が不正な目的による申請を行った場合でも、登録者本人に照会通知書等により確認をすることで不正の防止につながるものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○９番（岡本公秀君登壇）

先ほど答弁で、身寄りのない人は代理人を立てると費用が発生するとおっしゃいましたけれども、それほど大きな費用じゃないと思うんですよね。こういった場合に司法書士の方とか弁護士の関係者の方にお願いするのは。一つの裁判に拘束されるわけじゃないんだから、身寄りのない人ほどそういうふうな安全面を私はしてほしいと思うんですよ。

それからちょっとつけ加えますと、亀山市もいろんな公文書を発行するわけですが、こういった重要な書類というのは、もちろん印鑑登録証もありますし、健康保険証なんかもあるんですけれども、全体にだんだんと小さくなってきましたね。カード時代だから、カードと同じサイズにすると

いいますか、例えば健康保険証にしろ、昔は三つ折りぐらいになっておったのが、今は１枚のカードサイズの小さいもんだと。そこにいろんなことが書いてあるんで、本当に字が小さいし見づらい。有効期限なんかも見づらい。おまけに高齢化でだんだんとそういった方がふえてくるのに、そういう状況を考えますと、やはりこういう重要書類はある程度のカードサイズに限定とか、そうじゃなくて、やはり紛失しにくく、字がよく見やすくして、どこかに失っても探しやすい、もうちょっと大きなものにしても私はいいかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

現在の印鑑登録証の大きさの検討はどうだというご質問でございます。

現在、市が発行しております印鑑登録証の大きさにつきましては、運転免許証や、議員が言われるように、キャッシュカードの大きさと同規格で磁気カード式となってございます。また、カードのサイズに関しまして、市民の方からお尋ね等は今のところいただいてないところでございます。岡本議員が言われるように、カードのサイズを大きくすることにより紛失防止につながることも考えられますが、先ほどもご答弁いたしましたとおり、現在のカードについては、磁気カードによるシステム管理を継続しておりますので、現行のサイズで運用することにつきまして、ご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○９番（岡本公秀君登壇）

最後に、現在の高齢化社会におきまして、財産の所有者といいますか、名義人が認知症になるとか寝たきりになるということは非常にあちこちであることですよね。だから、当然今回の条例のように、本人限定という枠を外して代理人でオーケーとすることは、やはり仕方がないと私は思うんですよね。だけれども、先ほど私が言ったように、かなりの金額が動く話ですね、土地が絡むとか財産が絡むという話になってくると。だから、当然いろんなことも起きるという危険性があるわけですから、市の当局の方も、こういう場合にはやはり勘を働かすということも大事だと思うんですよね。何度も何度も足を運んでおるうちに、何となくおかしいなと思うこともあるかもわからん。だから、そういうときはちょっと考えるとかして、事務は慎重にやっていただきたいと、そのことだけお願いして、私の質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

９番　岡本公秀議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１１時０３分　休憩）

（午前１１時１３分　再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２０番　竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

それでは早速ですが、通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。答弁につきましてもよろしくお願いをいたします。

最初に、議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）につきまして、大きく３点質疑をさせていただきます。

最初に、市民税の補正について２点質疑をいたします。

１点目、市民税の法人の増額、個人の減額をした内容についてお尋ねをいたします。

今回の市民税の補正では、個人市民税の所得割で１億９，８００万円の減額、法人市民税では、法人税割で２億５，６００万円の増額補正が計上されました。この補正内容についてお伺いをする予定でありましたが、先ほど小坂議員からも同様の質疑がございました。個人においては所得の減、退職者の増、法人については一部回復という答弁がございました。特に退職者の増というのがちょっと気になりました。これは、団塊の世代の退職によって７００人近い納付義務者がなくなったということでございましたが、団塊の世代の退職の増というふうに見るものなのか、まず確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

退職者も含めて７００人ぐらいと、これにつきましては、小坂議員にもご説明を申しましたように、７００人については、予想した所得の落ち込みも大きな要因として、当然２２年度当初については、団塊の退職者というのは予測もしておりました。その部分もございますけれども、所得の落ち込みというのが一番大きい要因かなと思っております。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

私も昭和２５年ですので、団塊の世代の最後ですので、基本的にこういうものはわかっているはずなので、どちらかというと、所得の落ち込みということを確認させてほしいと思います。

それと、次に法人市民税の方なんですが、これは９月のときにも質問させていただきましたが、平成１８年度がピークで約２０億円ぐらい計上しておりました。ここ２１、２２年度が一番底を打っておりまして５億６，０００万円まで激減をしたと。ここ四、五年では最低の税収になったわけです。これもリーマンショックが追い打ちをかけてきたということもございますが、今回の増額補正、４０社近くを調査されたということでございましたが、一部利益回復ということも答弁をされておりましたが、私からも、ちょうど一昨年のリーマンショック以降、１年半とたってきたんで、亀山市内の企業におかれては利益回復の基調に少し乗ってきているのかどうか、その辺の見解をただしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

法人市民税の２億５，６００万円の内訳でございますが、液晶関連で約３，６００万円、液晶関連以外で約２億２，０００万円となっております。当初予算から見た伸び率でございますが、液晶関連では４７％の増、またそれ以外では６７％の増となっております。その中でも、特に自動車関連企業は、当初見込んだ金額より３，９００万円増の３１４％の伸びを示しておるという状況でございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

液晶、または液晶関連以外でも、特に液晶関連以外は２億２，０００万円と大きく伸びている。これは、法人市民税自体の構造が一番ピークのときでも３分の２ぐらいが既存企業分が占めているということで、やはり底がたいものが亀山の企業にあるということは以前から言われておりましたが、まさしくここが企業業績を回復すると相当大きな影響があるということで、今後ともさらに情報収集はきっちりされて、ただエコ減税が打ち切られてくるのも大きく落ち込んでおりますし、液晶関係、テレビなんかも１２月から制度が変わるということで少し特需から減少するんじゃないかということで少し来年の影響も考えられますが、ぜひこの辺については十分精査をされていただきたいというふうに思います。

次に、少し回復基調ではないかなということを受けまして、２３年度の市税収入予測について関連をいたしますので確認をしたいと思います。

９月定例会の決算質疑でも確認をさせていただきました。税収全体としては減少傾向ではないだろうかという答弁でございましたが、平成２３年度の予算編成時期を今迎えております。市税の収入動向というのは大変重要な点と思います。そういう意味では、今回の個人市民税の減額、また法人市民税の増額という逆の補正になっておりますが、法人市民税が増額になれば、あわせて所得に関しても戻ってくるんではないかなという期待感もあります。そういう意味からいきますと、９月定例会以降で、ほんの三月の間ではございますが、若干の変化点があったと見たときに、９月定例会以降の状況の中で２３年の税収予測、変化点があるのかどうか、まず確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今回の補正を受けて、２３年度についてはどういう見通しなんだということでご質問いただきました。

市税収入の見通しといたしましては、主要な税目のうち市民税につきましては、経済情勢の悪化も報道では業種によっては底打ち感ありと一部伝えられていることから、個人所得も若干上向くものと予想しております。法人市民税につきましては、平成１８年度の約１９億円をピークに減少に転じていますが、本年度は８億２，０００万円程度見込んでおります。現在、主要な事業所５０社に対しまして決算見込み額調査を実施しておりますが、現下の経済情勢が続くとした場合、平成２

３年度におきましてもほぼ同程度と予測をいたしておるところでございます。

一方、固定資産税の約６割を占める償却資産におきましては、現在、主要な事業所に対しまして、資産見込み状況調査を実施しております。今後、液晶関連企業を含む主要な企業の新たな設備投資がなされないものといたしますと、既存資産の減価償却が進みますことから、平成２３年度以降の固定資産税の収入といたしましては、右肩下がりとなる見通しでございます。

以上のことから、現段階ではございますが、市税収入全体といたしましては、２２年度決算見込み額約１２０億円に対しまして、固定資産税を中心に減少するものと認識いたしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

特に主要５０社を調査されているということで、非常に決算内容に近いものが今回答弁されているのじゃないかと思います。

特に法人市民税については、企業業績の回復によって少しずつ伸びてくるにしても、一番亀山市が税金をいただいておりましたのは固定資産税であると。これが液晶関係がほぼ終わってしまったということで、通常のレベルに戻ってきたということになると、ここは右肩下がりというよりも通常のベースに戻るというときに、やっぱり上積むものは企業業績に頼った法人市民税、さらに連動していく個人所得というところになりますので、やはり内陸工業都市として築かれてきた既存企業と、新たな液晶産業分というところで、私は熱心に担当としても情報交換を密にして、的確な市税収入予測ができないと、この後、一般質問でも来年の予算について聞かせていただきますが、そこが一番重要なところですので、もともと市税の割合が６０を切っていたのが、ピークで７割ぐらいまで来ていましたので、これがいよいよどんどん下がってくると。その割合を埋めるものが交付税であったり起債になってくるので、やはりここのところの情報をより的確にとっていただきたいということを申し述べたいと思います。

次に、大きな２点目に入らせていただきます。

第１２款諸支出金、第１項基金費の積み立てについて、２点質疑をさせていただきます。

まず１点目に、臨時財政対策債の縮減の考え方はなかったかについてお尋ねをいたします。

今回の補正予算では、財政調整基金に５億９３５万９，０００円、減債基金に３億円、合計８億９３５万９，０００円を積み立てるとしております。財源として見ますと、先ほどご質問させていただきました市税の増額補正として２億７，８００万円と昨年度繰越金６億２，８００万、二つ足して約９億になりますが、ここの増額分なり繰越金が充当されているのではないかと考えます。

平成２２年度の当初予算を見ますと、歳入不足が２２億円としておりまして、財政調整基金からは１２億３，８００万余りを繰り入れ、さらに臨時財政対策債９億６，０００万を起債して、この２２億円を埋めております。今回の補正額約８億円ですが、ほぼ臨時財政対策債の借入額と同じ額くらいになっていると。こうなりますと、臨時財政対策債を起債せずに、その分の財源不足分というものを市民税と繰越金で私は確保されるんではないかというふうに考えます。そういうことから見ますと、臨時財政対策債の縮減と書いておりますが、減額について、要は起債をしないということについての検討はされなかったのか、確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

今補正によります基金への積み立てにつきましては、市税の増収、前年度繰越金等の計上によりまして歳入増加が見込まれるといったことから、今回、財政調整基金及び減債基金に積み立てを行うものでございます。

こういった基金への積み立てを行うより、臨時財政対策債の借り入れの縮減の考えはなかったのかというご質問でございますが、当初予算で臨時財政対策債９億６，１５０万円、お認めをいただいておりますので、今補正において縮減といったことは考慮いたしませんでした。

ただ、算定を行いましたところ、臨時財政対策債の発行可能額につきましては１１億３，０００万円となりまして、現在の予算より約１億７，０００万円ほど増加をいたしておりますが、今後の財政状況等も考慮いたしまして、増額といった補正は避けたところでございます。臨時財政対策債につきましては、９月にもご議論をさせていただいたところでございますが、公債費の増加といったことで、市の財政に大きな影響を与えるといったことから、借り入れにつきましてはより厳格に精査をいたしまして、慎重に判断をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

検討はしなかったということでございます。私は、ここ数年、臨時財政対策債について議論させていただきました。ほぼ今回の９億を入れると５０億円近い臨時財政対策債を借りていると。１００％今年度交付税負担と言いながら、まだことしまでは不交付団体ですので、交付税措置については一切いただいていない。３年据え置きですので、多分５年前のやつは償還が始まっていると。そして、起債総額の２５％を占めてきていると。ですから、余剰財源じゃなくて、不足財源として借りているわけですよね。ところが、この５年間というのは、余剰財源というか、高どまりの予算を組んできていると。そこにさらに起債を入れ込んで、これは９月でも言いましたが、結果的に起債額のほとんどが積み立てに回っているような格好になっている。起債をしたお金をそのまま積立金に回していると。残ったのは返還金だけ、要するに公債費だけが残ってしまうという。ですから、利払い分はどうしても減ってきますよね。積み立てた金は、逆に利払い分だけが減っているというふうな性質のものであるので、私は臨時財政対策債については、今まで交付税措置があるときは別ですけど、今までは借りるべきではなかったという主張をずうっとしてきました。今確認しても、１１億近くまで借り入れるのを９億に抑えたんであって、でも片一方では８億円近い原資が生まれたんですよね。市税の増と昨年度の繰越金で生まれてきたと。それなのに９億を借りておくという考え方はいまだによくわからないですけど、なぜそんなかたくなに、お金があるのに臨時財政対策債を借りるのか、確かに交付税に変わる措置と言いながらも、やっぱり借金にはかわりないし、それから無目的ですので、目的があって借りていればいいですけど、ここについて見解の相違かもしれませんが、私はやはり無駄な借金ではないかと思いますので、いま一度確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

臨時財政対策債につきましては、私どもは平成１７年度から不交付団体といったところで、本来ですと臨時財政対策債を借りなくても財政運営をすることができる団体といったことでございます。ただ、この臨時財政対策債につきましては、借り入れの償還額１００％、後年度において交付税で見ていただけるといったことで、当初２２年度の予算編成に当たりまして財源が不足をしたといったことで当初予算で借り入れを入れて、この議会においてもお認めをいただいたといったことでございます。ただ、先ほどもご答弁申し上げましたように、公債費の増加は非常にこれからの財政運営は厳しくなってまいりますので、慎重にこれからも判断をしながら借り入れをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

臨時財政対策債の件はずうっと議論させていただいて、ずうっと平行線ですが、いつか借り入れた５０億円が私はボディーブローのように効いてくるんではないかと。そのときに交付税措置があるからといっても、本当に１００％来るのかどうか。やはり税収はあるわけですので、少しその辺については、またそういう段階が来たときにというか、毎回この議論はさせてほしいと思います。

それから、次に２点目に入らせていただきます。

基金繰り入れの減額補正は考えなかったのかについてお尋ねをしたいと思います。

先ほども申しましたが、平成２２年度の当初予算では、財政調整基金からの繰り入れを１２億３，８００万入れております。そしてバランスをとったということです。今回、財政調整基金に約６億円を積み立てるという補正予算が出ておりますが、この分を繰り入れの減額補正分として充てますと、１２億３，８００万から６億４，０００万程度に繰入額が減ってくると。そうなりますと、補正後の予算を見ますと、今回の補正後の予算は２２０億円になるわけですが、現実には２１２億円程度に下がってしまうと、要するに圧縮されると。減債基金分２億７，０００万を充てれば、さらに縮みます、２１２億近くまで縮んでくると。私は、財政調整基金と臨時財政対策債で２２億円の不足財源を埋めたままで、この基金を埋めたままで基金を積んで２２０億という予算の高さを持つというのは、見せかけの予算規模ではないかなと考えます。そういう意味からいくと、余剰財源として出てきたわけですので、私は実績の予算規模にするためには繰り入れ１２億３，８００万を減額すべきではなかったかなというふうに考えますが、こういう減額への検討はされなかったのか、確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

本年度の当初予算で財源不足分に対応するために財政調整基金より約１２億４，０００万円の繰入金を計上いたしております。これを減額する考えはというご質問というふうに思いますが、本年度におきましては、年末の資金繰りのために財政調整基金より７億円ほどですけれども繰り入れを

行うことといたしておりますことや、歳入歳出のそれぞれに計上する方が、補正予算上よりわかりやすいのではないかなといったことから、今回、繰入金を減額せずに基金に積み立てをしたものでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

今の答弁ですと、それぞれに立てた方がわかりやすいんだという答弁だったと思います。ただ、私も過去にもいろいろ議論をしているんで調べてみました。直近を見ますと、平成１８年には財政調整基金繰り入れ１３億４，６００万を７億減額して６億。平成１９年には８億円から５億３，０００万減額し２億７，０００万に補正をしている年もあります。ということは、バランスをとるということは、過去の予算上どこにもないわけですよね。過去ずうっとこのやり方であれば、はいそうですかとなるわけですが、私はなぜこんなことを言っているかというと、来年から中期５ヵ年の中で財政の見直しの取り組みが始まってくると。そうなると、一たん預金を取り崩して取り組んだままの状態で２２０億という高さの予算規模をつくっておいて、本当に身の丈に合ったという、私は１８０億だと思いますが、１８０億円という高さを既に見せかけで４０億も超えているわけですよね、既に。実際には三十数億でおさまっていると。そうなると、過去にもこういうことはやつているわけなんで、要するに不足財源として繰り入れたものを何で戻さずに、理屈は一緒ですけど、予算の高さとしてはどんどん高くなってくると。私はこういうやり方で、本当に来年からの圧縮という問題に本気度があるのだろうかと。やっぱりきっちりとした高さをあらわしてこそ、本当の予算ではないのかなということを思います。やはりバランスをとるという答弁でありましたけれども、過去の減らしたこととずれがあると思いますが、もう一度、本当にバランスをとる必要があったのか、確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

先ほどご答弁をさせていただきましたように、今回、繰入金は減額せずに基金に積み立てをしたといったことで、資金運用の面だとか、予算上よりわかりやすいんではないかなといった考え方で今回計上させていただいたところでございますけれども、今後、減額といったようなことも考えて、財政運営を行っていきたいなというふうにも考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

過去にもこういうことがあったんであえて質問をさせていただいております。やはり入れたものを返すことに何でちゅうちょがあるんだろうか。基金の高さは一緒になりますけれども、やはり足りないから繰り入れたんだということに対して、余剰な財源が生まれたから戻すんだという方が私は正しいような気がします。そういう議論は一般質問になるんで、ぜひこの辺については今後も検討を進めて、あるいは実際の高さに合う予算編成をお願いしたいと思います。

それから次に、これも先ほど小坂議員から実質収支のご質問がございました。１０億円ぐらいが

出るような取り組みや努力をしたいというご答弁でございました。なぜこれを聞くかといいますと、いただいた資料で２２年度の残高というものを予測しますと、２１年度末で約４０億円、それから２１年度の決算でも７億５，０００万、既にこれは積みましたので実質収支の半額、約４７億円程度の残高になっております。そこから１２億を崩しましたので３４億と。これに５億を積んで、また２２年度末でちょうど２１年度末と一緒の３９億円になってくると。これが中期の財政計画の３月につくられた資料でいくと、ことしの残高は３０億円ぐらいを見込んでいると。それで１０億を超えているわけですね、今回の積み立てで。

そうすると、ここで実質収支を聞きたかったのは、１０億円が出ると５億円積み上げていくと。ですから、４５億円程度の残になってくると。そういうこともあって、やはり基金は確かにふえてきているわけですけど、ちょっとしつこいようですけど、名目上の収支からいくと、やっぱり戻しておいて、この高さもきっちりと合わせていくと。だから、実態の高さに合わすということで実質収支の額をもう一度お伺いしようと思いましたが、これはもうわかりましたので、１０億円程度出るということで確認をさせていただきました。やはり財政調整基金と非常に連動しておりますので、確認はわかりましたので、質問についてはやめさせていただきます。

最後に大きな３点目に、債務負担行為の補正について質疑をさせていただきます。

コンビニ収納代行業務委託料の債務負担行為の変更についてお尋ねをいたします。

コンビニの活用ということでは、私どもの会派では、平成１６年に知多市を視察して、当時東海地方では初めてということで視察をいたしました。平成２０年１２月定例会でも、庁内のＩＴプランに関連しながら、コンビニの活用を質問させていただいて、２３年度からの実現に向けて取り組むということで、いよいよ本格的な導入の取り組みが始まったものと理解しております。

今回、債務負担行為の補正では、単年度に比べ５年間の債務負担行為が１年分を見ると半減近くなったということで最初に質問させていただこうと思いましたが、これにつきましては、小坂議員からも同様の質問がございましたので、内容については理解をさせていただきましたので、契約内容の変化については確認をさせていただきます。

これに関連しまして、実施計画を見ますと、導入時期が来年１０月となっております。債務負担行為の変更は終わりましたけれども、今後どのような手順で来年１０月に向けて検討されているのか、確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

１０月導入に向けてはどうだというご質問で、来年１０月導入に向けて、今現在準備を進めておる中で、導入済みの市町にも状況をお聞かせいただいておりますが、中には導入当初のシステムのふぐあいなど、予期せぬ事態が発生した事例もございます。導入は慎重に実施する必要があると認識をいたしております。これにより、来年１０月からの導入は、まずは督促状や再発行納付書等から取り組んでいくことといたしたところでございます。今後も２４年度の本格導入に向けて準備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

２３年度の１０月の導入については、本格的な導入ではなくて、一部督促や再発行から、要は試行期間的な動きということで確認をさせていただきました。

２４年度の本格導入を控えているわけですが、事業の概要を見ますと、当然コンビニを利用することによって、納付率の向上、そのことが結局は歳入確保につながっていくんだと。それから、督促などの初期滞納整理の経費の縮減という、確かに動けば人件費が要りますので、たしか１件何十円かの収納代行手数料が要ると思いますが、それと比較しながらも効果があるんだといううたい込みがしてありますが、現実に今の段階で変更が上がっていよいよ動き出しますので、今後のこともありますので、どのような効果を期待されているのか、確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今後の期待感はというご質問で、来年度、本格導入向けまして、コンビニ収納を導入いたしますと、納税者にとっては夜間や休日の納税が可能になり、利便性が向上をいたします。市税の収納チャンネルをふやすことにより、納期内納付がふえれば初期滞納が減り、ひいては督促や納付書の再発行、納税に関する問い合わせなど附帯業務についても効率化が期待できるものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

効率化というよりも経費の縮減と納付率の向上というのが一番大きなテーマではないかなと。やはり多様な納付を持つということが便利で、クレジットカードで納付することも可能だし、これはたまたまバーコードでやるわけですけれども、多様なチャンネルを使うということは非常に重要なことであって、慎重を期す慎重を期すだけではなくて、やはり求める効果、経費の関係も一件何十円か払っているのを、市民の利便性を持つのか、これは２３年度の導入から検証していただいても決して悪いことじゃないと。私も時々払ったりもします。国民年金をこの間納付しましたけれども、バーコードでピッとやるだけですから、そういう意味では非常に簡便な納付方法でもあるし、ぜひ前向きに納付率が上がるような取り組みをお願いして、終わらせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

２０番　竹井道男議員の質疑は終わりました。

次に、１１番　伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）の中で、保健衛生費、子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成事業について質問いたします。

まず、事業を実施するに至った背景についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成事業につきまして、事業を実施するに至った背景はということでございます。

子宮の入り口にできます子宮頸がんにつきましては、発がん性のヒトパピローマウイルスに感染することでかかる病気と言われております。このウイルスは、特別な人が感染するのではなく、だれでも感染するありふれたウイルスでございます。しかし、感染した人がすべてがんになるわけではありません。子宮頸がんになるのは、感染した人のうち１％未満であると言われております。子宮頸がんの現状といたしましては、２００８年度の全国のデータでございますが、年間約１万５，０００人がかかり、約３，５００人が死亡していると言われております。罹患率は２０歳代から３０歳代で急増をしております。また、近年の子宮がんの死亡の動向としましては、日本対がん協会発行の生活習慣病のしおりで見てみますと、子宮体がん、子宮頸がんともに死亡率は増加をしていましたが、ここ数年は横ばい傾向でございます。また、年齢階層別の死亡率を見ますと、子宮頸がんは３０歳代から年を追うごとに増加しまして、子宮体がんにつきましては５０歳代から急激に増加して、加齢とともに増加をしております。また、子宮頸がんから多く見つかるウイルスの型は、ヒトパピローマウイルス１６型と１８型です。昨年１２月、日本でも発売開始となった子宮頸がん予防ワクチンは、この二つの型の発がん性ヒトパピローマウイルスの感染を防ぐことが可能と言われております。しかしながら、ほかの型のウイルスは感染予防ができず、既に感染しているウイルスをなくしたり、治療したりするものでもございません。

今回、補正予算に計上いたしました子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業は、国が子宮頸がん予防の一つの方法としましてワクチン接種を進める対策を出していますので、市といたしましても接種料金を補助し、接種を希望される方が接種しやすい環境をつくるものでございます。なお、助成実施対象年齢は、国は中学１年生の１３歳から高校１年生の１６歳相当といたしております。接種前に教育部門と連携して、本人及び保護者が理解した上で接種に臨めるよう周知することが重要と考えております。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございました。

先ほどの中で、ＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）のウイルス感染によるがんだという話であります。その辺は結構有名な話ではあるんですけれども、近年の動向は横ばいだと言われていましたけれども、増加傾向にあったと。その辺の理由は何かあるのかどうか、その辺はどう認識されておるのか、ちょっとその点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたが、子宮がんの動向といたしましては増加の傾向であり、近年は横ばいということでございます。この辺の理由につきまして、市として具体的に把握してい

るわけではございませんが、よく言われますように、性の低年齢化、そういったものも一つにあるのではないかというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

「性の低年齢化」という言葉がありましたけれども、私自身が一番気になったのはその辺の話でして、その辺をちらっと聞きましたもんでいろいろと調べておりますと、確かにそういう言葉をネットとかでも出しているところが多かったんですね。ただ、例えば性の低年齢化というんですけれども、よく考えると、昔は１０代で結婚して子供を産むというのが当然だった日本で、今になってそれが性の低年齢化になる、そういうことにはならないんじゃないかというような、ずうっとそういう思いがありました。さらに言えばじゃあ何なんだというふうに見ますと、これもネットで検索していてもなかなか情報というのは出てこなくて、ただ、いろいろと見ていますと、この子宮頸がんという病気が、昔はいろんな方と性のあれを持つ方が多い話であったんですけれども、今はだれもがそういう可能性があるという。その辺がじゃあ何なんだというふうに見ると、ウイルスに感染するのはだれもが起こり得るんだけれども、やはり環境の変化というのが非常に大きいのではないのかなというふうに私自身は感じました。いろいろ見てみますと、絶対ではないんですけれども、喫煙が上げられる方、ストレスという話も出てきました。いろいろ見ていますと、生理用品の問題もある。その中の化学物質の問題。全体として、昔に比べると日本人として人体がさらされている環境、食品添加物の影響を上げる声も聞いたことがあります。性というよりも、それを取り巻く人間そのものの環境が変わってきてしまっている。ちょっとその辺がありましたもんで、この辺をお聞きしたわけなんですけれども、一概にそれを最初の理由に持っていくと、どうしても誤解が生じてしまうのかなという気がしましたもんで、その背景をお聞かせ願ったわけですけれども、それを受けて次の質問に移らせていただきますけれども、このワクチン接種の効果をどのように認識しておられるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

ワクチン接種の効果をどのように認識しているのかということでございますけど、子宮頸がんの予防にワクチン接種は有効ですが、１００％子宮頸がんを防ぐ完全なものではない、このような認識を持っております。ワクチンで防ぎ切れなかった場合がありますので、それを早く見つけて治療するためには、がん検診が必要でございます。早期にがんを発見できれば、早期治療につながるということでございます。

市では、２０歳以上の女性を対象に子宮がん検診を実施しておりますが、ワクチン接種したから大丈夫ではなく、がんの予防に１年に１回のがん検診は重要でございます。市民の皆様にもここのところをしっかり周知していかなければならないというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、このワクチン接種についていろいろ調べておったんですけれども、正直、賛否両論がありました。接種そのものに対して、有効だということであるんですけれども、一方では副作用を心配する声、懸念する声、それによって副作用はこういうのがあるから、ただワクチン接種そのものに、子宮頸がんに限らず副作用というのは存在しますし、結局副作用を考えても有効であるということで賛成する声、いろいろな部分があるんだなというふうに私は感じたんですけれども、ただその中で、やはり最終的には個々の判断でしかないとは思いますので、これについて私は別に反対するものではないんですけれども、やっぱりいろいろと情報を調べる中で、感染のメカニズムとか、ワクチン接種がどういうふうに機能するのかというのかなかなかわかりづらかった部分があるんですね。今回中学生から高校生にかけての方が対象になっていますけれども、中学生、高校生を対象にすることの効果、その年代を対象にすることがなぜ効果があるのかという、その辺の理由をどういうふうにお考えなのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

対象者を中学生、それから高校１年生に絞ったのは、当然その年代に接種することが効果が高いということでございますが、国が示しておりますように、その年齢を市も採用したいというふうに考えております。ただいま答弁させてもらいました性の低年齢化、こういったもののほかに、学校現場でもこういった教育の時期でもあろうと思いますし、また中学生、高校１年生で接種をすることによりまして、以後２０年間は効果が持続できるということも言われております。実際には７年ほどの効果が検証されているだけでございますが、２０年間といいますものの、１０年に１回ぐらいは接種した方がいいということも言われておりますので、こういった年代で接種するのが最適ではないか、このように考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

なかなか言いづらい部分なのかなというふうに思うんですけれども、ただ、やっぱり言いづらい部分かもしれませんけれども、やはり命の問題だと思いますので、その辺ははっきりしたことを言っていきたいと思うんですけれども、私も。先ほど性の低年齢化に備えるような話がちらっと出たんですけれども、性の低年齢化というふうに言ってしまうと、もちろんほかの調べの中でもそういう見解を出しているところもありました。やっぱり感染の一番の理由が性交渉によるものだというのが最大の理由だと。これがほぼ１００％だと。実はほかにも感染の理由はあり得るはずなんですけれども、ただ性交渉という話があるもんで、そうすると、中学生、高校生のときに接種させるということは、１０代で性交渉するというのを前提にした接種なのかという誤解が出てきてしまうと思うんですね。私、医療の関係者にちょっと聞いてみましたら、実はそうじゃないんだと。なぜ中学生ぐらいで接種させるのが有効かというと、やはり若いうちに打った方が抗体ができやすい。単

に早期に備えるためではなくて、抗体をつくりやすいのがその年代なので、それでやっているという話を聞いて、それはなるほどと思ったんですね。やはりそちらの方を主に言わないと、正直性交渉を持たないことで予防できるという話もあります。定期的な検診で予防できるという話も出ていました。ただ、それにも限界というものがあるもので、そうすると、やはりワクチン接種というのは一定の有効性を持つと。そんな中で、ワクチン接種をするに当たっても、きちっとした情報というのをより提示していかなあかんのじゃないのかなというふうに思いましたので、こういう質問をさせていただいたんですけれども、それを受けて、ワクチンそのものの接種はそういうことなんでしょうけれども、３番目の子宮頸がんの予防そのものの啓発についての考え方をお聞かせ願いたいなと思うんですけれども、先ほど言いましたように、まず子宮頸がんというものがどういうものなのかと。ワクチンをとにかく打ちましょうじゃなくて、打つ上ではどういうことなんやという、その辺の情報をきちっと女性全般に対して、ある意味男性に対しても訴えていかないかんのと違うのかなとすら私は思うんですけれども、その辺の啓発はどういうことをお考えか、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたように、子宮頸がん予防ワクチンは、がん予防に有効ですが、それだけでは完全とは言えません。国はウイルスに感染する前の年齢に接種を済ますように対象年齢を定めております。

市では、ワクチン接種さえすればよいというわけではないと考えております。例えば、子宮とはどのような臓器であり、どのような働きをするのか。また、子宮頸がんはどのような原因で発症するのか。その予防にはどうしていったらよいかなどということを市民の方にお伝えしていかなければならないと考えております。それが一人一人の方の健康管理につなげられると考えております。また、これを機会に、ご家庭の中で親子で健康について話し合っていただくことが今後の健康管理にもつながる大切なことではないかと考えております。なお、子宮頸がんの予防の啓発につきましては、広報などで行う以外にも成人式や育児相談などの場を活用して行うとともに、学校教育の場での教育も重要であると考えておりますので、教育部門と連携して進めていきたいと考えております。なお、男性に対する啓発でございますが、このウイルスは男性が持っているというふうにも言われております。しかしながら、ウイルスによって感染するという事実関係、こういったことを知っていただくことは大切でございますが、市としまして、現在、特に男性に対しての具体的な啓発の予定ということは持ってございません。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

先ほど来から言っていますけれども、性と言ってしまうと、非常に言いにくい部分もありますので、ただ、そんな中で、先ほど来言っていますように情報が少ない、一定の情報はいっぱいあるん

ですけれども、じゃあこういうのはどうなんやと、一歩踏み込んだところがなかなか言いづらい部分があるのかしれませんけれども、そこがわからんと理解が違うところに行ってしまうんではないのかと。「性交渉」という言葉を出しましたけれども、そういうのがどの文献を見ても、どのネットのページを見ても出てきますもんで、じゃあそれをしなかったらいいんじゃないのという話になりかねないんですね、話としては。しかし、そうじゃないんだと。だれでも起こり得る可能性があるんだと。１０代じゃなくて２０代、３０代、いずれ自分が子供を産むときになったときに、その抗体が生きてくるんだというぐらいの、そういう話も含めて、それがほんまかというのは別にしまして、本当の意味での情報というのをきちっと市も提示していかないと、少なくとも認識していないと、やはり誤解が生まれやすいような話じゃないのかなと思いましたので、今回こういう指摘をさせていただきました。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

１１番　伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

（午後　０時０６分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、６番　福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

順次、質疑をさせていただきます。

まず１点目、議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算より、子宮頸がんなどワクチン接種緊急促進事業についてお聞きいたします。

今回、この補正が出ておることは、非常にいろんな団体からも要請があったことで喜ばしいことだと感じております。それぞれについて、打つ市民の立場からお伺いをしたいと思います。これらのワクチンの対象と接種方法、回数についてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

ワクチンごとの接種対象者、また回数でございますが、接種回数につきましては、国の事業概要で示されているものをご答弁申し上げたいと思いますが、まず子宮頸がん予防ワクチンですが、接種対象者は中学１年生から高校１年生、１３歳から１６歳に相当する女子となっております。接種回数は、１回目の接種を行いまして、その後１ヵ月後に２回目、また６ヵ月後に３回目と、合計３回の接種となります。

ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、ゼロ歳から４歳の乳幼児を助成接種対

象者としておりまして、接種回数は接種開始時期の月齢によりまして異なりますが、標準的な接種パターンといたしまして、ゼロ歳のときに３回接種し、１歳のときに１回追加接種となっております。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

１点だけ確認をしたいと思うんですが、子宮頸がんワクチン、高校１年生の方が、すぐに３月を超えたら２年生になるわけですが、この方たちの接種の仕方についてはどうなりますか。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

高校１年生の１６歳相当の生徒につきましては、今の制度でいきますと今年度のみの対象となりまして、２回目、または３回目の接種時には対象外となることが想定されます。そうなりますと、自費負担が生じてくるということにもなりますので、この点につきましては、今後予定されます県の説明会、また県内の統一的な取り扱い、こういったことが示され次第定めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

参考までに、津の方でいろんなことが早くに決まっているんですけれども、高１の方は、今年度中に１回目の接種を受ければ、高２になってからも助成対象になるということが言われていますので、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

次ですが、これらのワクチンはいつからどこで受けられるのか、県内全域で受けられるのか、市内だけなのか、ほかに何か区割りがあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

まず、いつから開始するのかでございますが、実施要領などの詳細が現在示されておりませんので、県の説明会が１２月１４日に予定されております。その説明会の後、早急に準備をし、議決後のなるべく早い時期に開始ができるようにしたいと考えております。

また、予防接種の実施医療機関につきましては、今後、医師会と調整を図っていく予定でございますが、現在のところは市内はもちろん、県内での接種に対応できないか、その辺も検討中でございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

いつからかということによりまして、ヒブなど今助成している方がこれを送るのか、どうするのか、いろんな時期を決めるのにも重要なことだと思いますので、ぜひそこら辺もきちんとお示し願

いたいなと思います。

また、一番皆さんが気になります負担割合、助成の割合ですけれども、どちらもいいんですけれども、それについてお伺いしたいと思います。２２年度、２３年度の国の制度のみになるのか、そこら辺について、また支払い方は償還払いになるのか現物給付になるのか、また既に助成している伊勢市や玉城町などがクーポン券でやっておられるということなんですけれども、そういうことを考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

まず、接種に要します費用と負担の割合でございますが、接種料金につきましては、子宮頸がん予防ワクチンが１回につき約１万６，０００円ということでございます。これを国の助成、市の助成で賄って、個人負担はしていただかなくてもいいようにと、そのような考えでございます。これは、ヒブワクチン等小児用肺炎球菌ワクチンにつきましても同様でございます。

それから、クーポン券の配布というご提案がございましたが、この助成の方法につきましては、それぞれのワクチンが高額でありますので、医療機関の窓口で皆さんに立てかえていただかなくてもいいような方法となりますように、医師会と県とも調整をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

全額を助成するということだけははっきりとお答えいただいたわけですが、県内でどの市町村も県の説明会を待ちながら、津の方は早くいろんなことが決まっていながら、亀山市がまだいろいろわからない部分があるというのが若干疑問なんですけれども、ぜひ今のご答弁ですと、前向きな形で市民が償還払いしないで済むように、大変高額ですので、そういうことで考えていただくということですので、それを期待したいと思います。

それについての周知の仕方について、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

市民への周知はどう行っていくのかということでございますが、事業開始が決まり次第、広報、ケーブルテレビ、それから市内医療機関でのポスターの掲示のほか、子宮頸がん予防ワクチンは、中学校と連携をいたしまして、またヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、赤ちゃん訪問や育児相談、健診時や保育園を通じての周知も考えております。高校１年生の生徒も対象になりますが、そういった一般に対します啓発の中で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

高校生についても一般の中でということでしたけれども、やはり例えば亀山高校にいらっしゃる方が皆亀山市の方とは限りませんけれども、今度県の説明会もあるということですので、県の方とも話し合って、一番わかりやすい方法というのをぜひ検討していただきたいなと思います。

次の質疑に移ります。

火葬施設費について補正が出ておりますので、これの内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

火葬施設費１７０万円の増額補正の内容でございますが、現在の市の葬儀場は、告別式の終了の時間帯によりましては、葬儀場での初七日法要などができないという状況にあります。それを受けて、市民の方々から何とかならないのかというご要望をたくさんいただいているところでございます。そのような中、今回、待合室２室を改修いたしまして、火葬後に待合室で初七日法要などが行えるようにするものでございます。具体的な利用方法でございますが、市の葬儀場において告別式を１２時以降に終了される方について、火葬後、待合室にて初七日法要などにご利用いただくものでございます。また、一応工事や備品等の購入をいたしまして、来年の４月からの利用を考えております。なお、この１７０万円の補正の内容でございますが、他の待合室の利用者に対する防音工事費と、それから初七日法要などを行うための祭壇などの購入費というふうになっているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

私もこの件に関してはたくさんの方からご要望いただいておりますので、本当に市民の方が喜ぶ補正の内容だと思います。待合室が全部で何室というのを、規模的にどんなぐあいで、大体どれぐらい使えるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

現在、待合室は４室ございまして、そのうちの２室を改修して、市民の皆さんのご要望におこたえをしていきたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

次の質疑に移ります。

中山間地域等直接支払事業についてお伺いしたいと思います。

これらについては、高齢化に配慮したより取り組みやすい制度に事業が広がったんだということ

もお聞きしたりもしましたが、今回、事業内容自体の説明をまずお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

事業概要でございますが、後継者不足と農作業条件などが不利な状況にある中山間地域、亀山市でいいますと、野登地区、白川地区、そして旧関町全域がこれに該当いたしますが、それらの地域におきまして、耕作放棄地の発生防止や農用地の持つ水源涵養とか洪水防止とか、そういった機能を確保するということを目的として行います国の事業でありまして、集落との協定を締結いたしまして、５年以上農作業を継続する地域に対しまして交付金を支払うという事業でございます。少し詳しくいいますと、対象となる農地は、農業振興地域内の農用地区域で１ヘクタール以上の農地、それから交付単価は、地目、傾斜度、また田んぼとか畑とか、いろいろ変わりますが、例えば田でいいますと、傾斜度が１００分の１以上で１０アール当たりで８，０００円、また２０分の１以上で２万１，０００円というところになってございます。また、活動の内容によっては、先ほど申し上げました単価の８割の額になったりする制度でございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

そこで、今回の補正は一体どういうところがどういうふうに広がって、どのような内容で出ているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

今回の１５５万２，０００円の増額補正でございますが、国の方が制度の見直しを行いました。それによりまして、先ほど申し上げました交付金の単価が変更になったこと、それから事業を実施していただく集落が１集落ふえて、対象の農地がふえたことによるものでございます。

そして、交付単価の変更の内容でございますが、見直し前は、担い手の育成及び担い手への集積ができないという場合は、先ほどの単価に０．８、要するに単価の８割の支給ということになっておりましたが、これが農業の継続が困難となる農地が生じた場合に、だれがどのように管理をするのかということを決めて、高齢者も安心して農業に取り組めるという体制を図ることで、その８割を１０割という形で国の方が制度を見直したことに伴うものでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

それでは、これらの交付金を亀山市ではどのように使っているのか、実例をお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

現在、亀山市におきましては８集落、それが１集落ふえて９集落の地域が取り組んでいただいております。名前を上げますと、坂本、平尾、白木一色の石場、風尾、萩原の山神、前田、沓掛、加太の北在家、中在家が取り組んでいただいておるところでございます。

主な活動の内容でございますが、農業の継続が困難となった場合、集落ぐるみで共同で取り組んでいただくと、農地を荒らさないように取り組んでいただくということをやっていただいております。例えば水稲の作付が困難な水田ができたとしたら、そこを保全管理していただくとか、そういうような形で取り組んでいただいておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

主に保全管理ということは、たくさん使われているんだろうと思いますが、この事業の目的であります農業生産条件が非常に不利な状況にある中山間地域における農業生産の維持を図りながら、また多面的機能、先ほど言っていただきました洪水の防止とか、たくさんの多面的機能がある。これを確保するという目的、多面的機能というのが本当にたくさんあるんだなと思って、今回も見て思ったんですが、国土の保全機能であるとか、水源の涵養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能、保健休養機能、地域社会の維持、活性化、食料安全の保障とたくさんの機能をきちんと確保するという目的があるようなんですけれども、これらの目的は、この制度を活用して、交付金を活用して今やっていただいているというこの範囲で達成度はどうなのか。農政としてはどう見ていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

耕作放棄地なんかが心配されるところなんですが、中山間地で取り組んでいただいておる地区については、その辺の対応を十分図られて、耕作放棄地の防止とか、その他の多機能について十分達成されておるというところで考えております。

したがいまして、今後もこういった集落をどんどんふやしていくという形で取り組んでいきたいというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

十分に達成されているというご答弁でしたが、例えば坂本の棚田ですけれども、だんだん高齢化が進んで田んぼをつくる人が少なくなって、きちんと草を刈ったりとか、放棄地にならないようにはしていただいていますが、先ほど申しました目的のうち、農業生産の維持という部分についてはまだまだなんではないかな。また、本当にこういう大変な中で、今、獣害という問題も出てきて非常に困っていらっしゃる状況で、必ずしも十分達成できているという状況ではないんじゃないかと私は思うんですが、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

議員おっしゃられますように、やはり高齢者がたくさんふえてきたという点、また獣害対策のこともありますので、いろいろ懸念される部分もありますけれども、市としましては、それに対するいろいろな対策、獣害でしたら防止さくとか、今一番考えておりますのは、集落全体を囲う防止さくについて考えております。そういった形の中で、こういった中山間の農地も支援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

他市の交付金の使い方を見ましても、非常にさまざまな取り組みがなされていますので、耕作放棄地対策のみならず、さまざまな施策を、この交付金の中ではおさまらない部分をぜひとも地元の声を聞いてやっていただきたいなと思います。

次の質疑に移ります。

議案第７１号亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止についてお伺いします。

制度ができてからの成果をお聞きしようと思いますが、まずその前に、この条例ができたときの経過を見ておりますと、さまざまな議論がなされておりましたので、細かいところを少し確認させていただきたいと思います。

この条例ができたときの答弁の中で、例えば児童手当という国の制度の中に市ならではの施策が埋もれがちになっているので、それをもっとアピールしなくちゃいけないとか、ステップアップしなくちゃいけない、さらにわかりやすく市独自の施策を出すということに対して肯定的に答弁をされていたことがありました。また、今の若い人は記念日をとても大切にしていらっしゃるから、記念日に贈るということでより明るい家庭づくりに、お祝いとかで使っていただけるんじゃないか。このインパクトというのを大事にしたいということを言ってみえました。また、このお祝いを贈るときに市長のメッセージを添えているんだ、これも大事なんだということも言われていましたし、それと同時に、市で推進しているほかの少子化策、子育て支援策をその方たちにお知らせするんだということもありました。これらに対しては、どのように今回検討されたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

この制度ができるまでのさまざまな議論があって、それをどういう形で今回廃止に至ったかということでございますけれども、先ほど来からご答弁をさせていただいていますけれども、本事業は２２年度から子ども手当が創設されるという契機をもって、そのときから、祝い金が創設する経緯も含めて庁内で議論をしてまいりました。それと、他市の状況も同様に情報収集をして、その結果として、先ほど来からご答弁をさせていただいていますように、目的の意義が子ども手当によって薄れてきておるということで今回廃止という議案を提出させていただいたと。

それから、記念によって、市長からのお祝いのメッセージを、手当を支給したときにお贈りしておるんですけど、そのとき受給者の方からも大変喜ばれておる旨の話を聞いております。一定の成果はあるという判断はしておりますけれども、先ほど来からご答弁させていただいているように、国の子ども手当によって薄れてきたということで今回判断をさせていただいたということでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

私が今言いました、当初この条例の売りとしてきたことは何ら薄れてないわけですよね、子ども手当ができたところで。それらについて、ある一定の議論をなされて廃止ということを出してきたかどうかということがお聞きしたくてお伺いしました。記念日ということも、子ども手当と一緒になったらそうじゃなくなっていくわけだし、いろんなことがなくなることによって売りが全部なくなってしまうということをどのように認識されたのかなと思ったんですけど、明快な答弁が出てきませんでした。

先ほどのご答弁の中で、事業仕分けとの関係が言われていましたけれども、全く無関係でもなかったようなご答弁でしたのでお聞きしたいんですが、もし事業仕分けで、今回のこの条例に対して現行どおりという結果が出ておったら、今議会の上程はなかったのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

事業仕分けの結果に関するということでございますけれども、先ほどもご答弁をさせていただきましたように、２２年度から子ども手当が国の方で創設されたと。そのときから庁内で十分議論をして、その結果、廃止と。事業仕分けの結果も含めては検討した上でということでございますけれども、それまでに庁内で十分議論をしてということで判断をさせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

国の事業仕分けのことは置いておいて、市の事業仕分けとの関連でご答弁願います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ご案内のように、本年度から国の子ども手当が創設をされました。当時といたしましても、同様の理念、趣旨を持つ経済的支援を目的とするこの事業と、従来の祝金制度は、考え方、ねらいが重複するのではないかと、このような議論を内部でもいたしておりました。午前中、小坂議員がご質問の中でも触れられました。それだったら、当時の時点で廃止をすべきではないかというのもあっ

たんではないかというご趣旨も触れられましたが、現実、同様の制度を持ちます県内自治体におきまして、２２年度から廃止にあの時点で至ったという自治体も実は多かったと思います。しかしながら、２２年度の予算編成等々も踏まえながら、庁内で国と市との役割分担、それから、従来からこの制度を運用してきたことを廃止することによる対象者への影響等々を庁内で議論を本年の春からいたしてきたものでございます。したがいまして、今回、事業仕分けの結果、廃止ということに至ったわけでございますが、これも含めてこのタイミングでご提示をさせていただいておりますが、本年の３月以降の庁内での多面的な議論、こういうものを踏まえた上での判断であるということでご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

今回の事業仕分けとの関連がもう一つわかりませんでしたが、もう時間もありませんので、最後に少子化対策ということで打ち出されたこの条例、ほかにも子育て支援、また定住化策ということで打ち出されておりました。先ほどの議論がどんなにあったかということが、お聞きしたところ出てきませんでしたので、どのような評価かということを聞いても、ちょっとどうなのかなと思いますけれども、一応、市当局が考えておられる評価をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今後の展開という意味でお答えをさせていただきますと、現在、市全体として子育て支援事業として新たに子ども総合センターを設置し、各関係機関との連携に努め、相談、支援体制の充実を図るとともに地域全体で子育てを支援する体制づくりに取り組んでおります。

例えば妊娠期の方につきましては、妊婦教室やパパ・ママ教室の実施、乳幼児に対しましては、離乳食教室や歯科保健教室など、市として手厚い支援事業を展開いたしております。この子育て支援事業の充実こそが次世代の夢や希望を持てるまちを目指し、安心して子供を産み育てることのできる環境整備が図られ、そのことが少子化対策にもつながるものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

６番　福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、７番　森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

公明党の森　美和子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

午前中から先ほどの福沢議員まで、るる聞いてきましたので、今回質疑をさせていただきます議案第７１号亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について、市長の答弁をいただきたいと思います。

これは、本当に午前中からずうっと議論がありました。私も子育て支援と定住プロジェクトを具現化した施策であって、また子供を安心して産み育てられ、未来に夢や希望を持って定住していただける独自の子育て支援策だと認識をしております。

先ほど、少しこの条例ができたことによる成果についてはよくわからなかったんですけど、条例

制定当時、市内の年間出生数が約４００人、その１割の４０人程度が３人目以降であったと当時の答弁の中にございましたが、今回実績を見せていただいても年々増加しておりまして、平成２１年には８１人という、本当に当初からいったら倍の３人目以降の子供さんが生まれているという、非常にすばらしい実績も抱えている中で、今回この条例の廃止が出てきたわけでございます。私自身地域を歩かせていただいた中で、特に若い親御さんとの対話の中で、この亀山市独自の条例、この事業については非常に評価が高いです。お母さんたちは楽しみにしておられますし、当てにもされております。私は、これは亀山の目玉的な事業であって、まさに三重県をリードしてきた子育て支援策だと認識をしております。当時の新聞記事にも大きく取り上げられておりました。亀山にとって、やっぱり大事にしないといけない施策ではないかと思いますが、市長のご見解をお伺いします。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように、この祝い金の制度自体は一定の成果があったものというふうに考えておるものでございます。あわせて少子化対策、次世代育成、子育ち応援と、これは総合対策としてしっかり取り組んできた成果でもなかろうかと、今の亀山市の現状はそのようにも考えておるものでございます。あわせて議員ご案内のように、昨年度から子育ち応援プランの後期計画をスタートさせていただいておりますが、この中にも新たに新しい視点を組み込んだ子育て支援事業をスタートさせていただいておりますことと、子ども総合センターを初め、中学校医療費無料化等々を含めて、子育てを進めるための環境という意味では、亀山市は今日までそれぞれの創意工夫と発想によって総合的につくり上げてきておると、このように思っております。その一つでもあったというふうに考えておるものでございます。

しかし、国の方で子ども手当創設と、やはり亀山市としての国と地方の役割分担をしっかりここで考える必要があるんではないか、これは財政的な視点もございますし、あるいは役割分担を考えていくのがまさに地方分権の中で重要であろうと思いますときに、現金給付は国の責任においてやっていっていただくと。経済的支援を目的とする現金給付は国でやると。子育て支援の事業等々サービスにつきましては地方で、現物給付は市でやっていくと、こういう役割分担があって成り立つのではないかというふうに考えておるものでございまして、その点につきましてご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

亀山市は、昨年、財政改革の基本方針案も示され、今後、厳しい財政状況を迎えることは理解をしておりますが、しかしながら、やはり先ほども申しましたように、本当に楽しみにして当てにしている、市民生活に直結するような、特に子育て世代に影響を与えるものを、今回イの一番に廃止する理由は何なのか。また、提案理由に子ども手当の支給が始まったことによる廃止とされてはおりますが、午前中にも小坂議員がおっしゃっておりましたが、子ども手当については現政権がマニ

フェストで約束したことと、金額においても地方負担においてもまだ違っております。まだまだ不安定要素が残っている状況の中で、もう少し国の動向を見る必要がなかったのかをお伺いさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

２点ご質問をいただきました。

財政事情もわかるけれども、なぜこの事業を一番に手をつけたかということでございましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、この事業は、国の子ども手当の創設の目的でございました経済的支援という目的、そして当市の祝い金の、この事業が目指しておりました同様の経済的支援という目的意義が重複することによって意義が薄れてきておりますので、今回判断したものでございます。なお、この時期になぜかということでございますけれども、本事業を廃止するに当たりましては、やはり対象の皆様、多数お見えでございますので、その周知期間を要しますことから、今議会に提案をさせていただいたという次第でございます。

２点目でございますけれども、国の状況が現時点で不透明の中で判断が早いのではないかと、こういうご趣旨でございました。これもご指摘のように、現在の子ども手当、平成２２年度における時限立法でございまして、来年度につきましては、まだ法案は成立をしておらない局面にございます。一方で、いろんな議論を国政の方で行われておるというのは承知をいたしておりますが、厚生労働省によりますと、子ども手当につきましては平成２３年度以降も継続すると、この考え方がお示しをいただいておりますので、内容につきましては、今後まだまだ不透明なところはあろうかと思いますけれども、子ども手当の事業自体は継続されていると。これによって、今回判断をさせていただいたものでございます。なお、国と地方との関係の中で、従来の児童手当を含む子ども手当の創設につきまして、その詳細につきましては今後の議論であろうかと思っておりますが、亀山市といたしましても、市長会、あるいは知事会も同様であろうと思っておりますが、国に対して役割分担をしっかり明確にしていただいた上で、経済的な支援という国の手当の、現金給付は国が責任を持って行っていただくと。それから、それぞれ地方の状況、特性に合わせて、現物給付の事業は地方で責任を持って行うと、負担と事務作業も含めて、市長会、知事会を通じて国の方へ要請をいたしておるところでございまして、この結果につきましては注視をしていきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

先ほども少し事業仕分けについて触れられましたが、１０月３日に行われました亀山市の事業仕分け、これは廃止の判定を受けております。全協において市長は、事業仕分けの判定は、今後、庁内の中でしっかりと議論をして方向性を示すとおっしゃいました。先ほどの議論をお聞きしておりますと、４月の段階から、庁内で条例に関して議論をされた中で廃止の方向を持たれたと。そうであるならば、初めから廃止の方向で仕分け対象にしたのか。少し意地悪ですけど、廃止の理由づけに仕分けをしたのか、伺いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のところでございますが、決してそういうことではございませんでして、本年度３２事業、従来手をつけておりませんでした主要事業も含めて、事業仕分けの中で検討いただいたということでございます。その点はご理解をいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

毎年、この事業は１，０００万ほどの予算がついておりまして、この事業を廃止するに当たって、先ほども福沢議員も言われましたが、その他の少子化対策の施策の検討をされたのか。先ほどの市民部長のご答弁では、今までどおり充実をさせていくという趣旨であったように思います。私が思うに、例えば亀山市は不妊治療の助成事業を行っておりますが、不妊治療だけではなくて、妊娠をしても流産を繰り返す不育症の方が今ふえているという形で、これはテレビでも放映をされておりました。不妊治療と違って、不育症治療は多くは保険適用外のために費用負担を伴って、出産を断念するというような実態がございます。これは、ただ一例ではありますが、こういった不育症の方への助成とか、その他の具体的な少子化対策を検討されたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

廃止と判定されました６事業につきまして今現在検討しておりまして、その中に児童手当給付費の誕生日祝金についてもさまざまなご意見をいただいておりますので、子育て支援に関する施策の充実に資するような事業はないかということで、今現在検討中でございます。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

二つ目に移らせていただきます。

議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）についてのうち、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業についてお伺いをさせていただきます。

これも午前中からさまざま議論いただいておりますが、私も一般質問の中でも子宮頸がんワクチン、それからヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンと一般質問させていただいてまいりました。やっと国が動いたかというふうに思っているところでございます。女性からしたら、この事業が始まるとなると、いつからなん、幾らなんということが一番気にかかるところであります。先ほど福沢議員の質疑の中で、開始時期はまだわからないと、県の説明会を受けてからという形でお聞きをさせていただきました。本当にそれで間に合っていくのかなというのが非常に不安な部分ではあります。

それから１点、基金の期間が平成２３年度末までということで、先ほどの福沢議員のご答弁でちょっと聞き漏らした部分が私もあったのかと思んですが、２４年度以降はどうなるのか、もう一度

お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

まず、先ほどの福沢議員さんの質問に答弁漏れがございました。その辺はご容赦いただきたいと思います。

この予防接種事業の実施期間は２３年度までという現在の予定でございます。２４年度以降はということでございますが、国の方で実施期間は現在２３年度末として示されております。これは、厚生労働省の予防接種部会で、これらの３種類の予防接種につきましては、定期予防接種として位置づけていくように検討すべき、そういう意見が提言として出されておりまして、今後、２４年度以降につきましては、また別の議論という形で進められるということで伺っているということでございます。市といたしましても、国の動向に合わせまして対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

理解しました。

子宮頸がんのワクチンに関してですが、普通子宮頸がんのワクチンと聞くと、１３歳から１６歳の子供を連れて産婦人科で打たなければいけないのかという疑問になるんですけど、そのワクチンを打つ医療機関が産婦人科じゃないとだめなのか、その点が１点と、それから、ワクチンの供給量の見込みはどうなのか。昨年、新型インフルエンザがはやったときに、当初ワクチンが決定的に不足をいたしまして、優先接種順位が設定されたことは記憶に新しいところだと思います。特に、ことし４月から、市単で助成をしていただいているヒブワクチンに関しましても、ワクチンが足りないという声も聞いておりましたが、３ワクチンとも供給量が大丈夫なのか、伺いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

まず、接種が行われる医療機関でございますが、婦人科のみかという問い合わせでございましたが、機関につきましては、今後、医師会と調整を図っていく予定でございますが、亀山医師会の各医師といいますか、県内も含めまして、どちらの機関でも接種できるというふうに考えております。

それから、ワクチンの供給量の見込みでございますが、これも医師会を通じまして販売会社に確認をしてございますが、潤滑に供給していける予定であると、そのように伺っております。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

わかりました。

１６歳までとなっておりますので、今年度中の対象者といっても、来年３月までで年度末に接種

が集中してしまって、その子が打てなくて、１７歳になってしまうということが考えられないのかなと。ワクチンが足らずに年齢が行ってしまうということが考えられないのかなと思いましたが、足りるということでありますので、理解をさせていただきました。

それから、子宮頸がんに関しては、集団接種の検討をされたのか、伺いたいと思います。原則、国は個別という形でありますが、集団ということになりますと、接種率を高め単価を抑えることができるメリットがありますが、それは検討されたのか、伺いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

接種の方法でございますが、接種率を高めるという観点から、集団接種の方法を取り入れるということは考えているのかということでございますが、個別接種というふうに考えております。接種率のみを高めるということでは集団接種の方法も効果はあると存じますが、接種は一人一人の接種を受ける方や、その保護者が予防接種について理解をして接種に臨んでいただくことが大切でございます。個別接種では、接種前の医師の診察で健康状態を確認したり、またワクチンについての質問などがあれば、そこで医師の説明を受けて、十分に理解された上で接種をすることとなります。こういった意味で、安全に接種を進めていくということから、国の流れといたしましても個別接種を進めているところでございます。したがいまして、亀山市でも個別接種で行うということでございます。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

都道府県に基金を設置して、市町村の事業に対して助成するという国の流れですけど、負担割合については国が２分の１、市町村が２分の１で、公費カバー率は９割というふうに調べたら載っておりました。先ほどの部長のご答弁では、自己負担額は原則無料の方向でいるということで理解はさせていただきましたが、所得制限に関してはどうなのかを１点、お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

助成金につきまして所得制限は設けるのかということでございますが、国の補助基準単価がまだ示されていない状況でございますが、個人負担を要しない制度といたしたい。先ほどもお答えしましたが、そのように考えております。所得制限につきましても、国からの提供資料では、今のところ設けるかどうかは検討中であるとのことですが、市では所得制限を設けない方向とし、全対象者について助成をしてまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

亀山市は、市単でヒブワクチンの助成を今年度からしていただいておりますけど、本当にもうちょっと早くこの助成が来れば無料で受けられたのにというがすごく残念で、自分も本当に推進の働

きかけをしてきましたし、やっぱり医師会の小児科の先生もヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの有効性というのを一生懸命訴えておられましたので、もう少し早く自己負担なしで受けられたなというのが残念でなりませんが、今後、これが進んでいくということでありますので、しっかりと取り組みをよろしくお願いしたいと思います。

最後に、市民への周知について、これはずうっとお聞きしましたので大体確認をさせていただきましたが、やはり１３歳から１６歳というこの年齢からいきましても、伊藤議員の質疑の中にもありましたが、教育機関における啓発というのが非常に大事ではないかなと思います。学校によっては過剰な性教育と見られて、ちゅうちょするところも全国的には見受けられるような動きもあるように聞いております。先ほど伊藤議員と部長の議論を聞かせていただいた中で、もぞもぞもぞっと性の低年齢化という聞き取りにくいような答弁でありましたが、しっかりと正しい情報を伝えていくということが大事だと思いますので、子宮頸がんは特に性交渉によってウイルスに感染するということを子供たちにも親御さんにもしっかりと伝えていかなければならないんではないかと思います。やっぱりリーフレットなどを配布するなりして、親子で考える場も本当にいい機会になるのではないかと。性に対してオブラートで包むようなことなしに、今これだけの情報化の中で、子供たちはいろんなところからいろんな情報を受け取っておりますので、大人がきちっとした正しい情報を伝えるということが非常に大事になるのではないかと思います。

教育委員会のご見解を最後に伺いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

ご質問いただきました子宮頸がんの啓発状況でございますが、中学校現場におきましては、保健体育科の心身の発達と心の健康を学習する中で性教育を、病気の予防で感染症を学習しているところでございます。しかし、今のところ子宮頸がんについての学習は行っていないところでございます。また、保護者への子宮頸がんワクチンの啓発も今のところ行っていない状況でございます。今後は、ワクチン接種助成事業のスタートに合わせまして、健康福祉部と協議の上、保護者や生徒に対する周知、指導に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

本当に子宮頸がんは１００％予防できると言われております。これは、ワクチンを打ったから予防できるものではなくて、定期的な検診を受けることによって１００％予防できると言われておりますので、しっかりとその辺の取り組み、教育委員会でもそうですし、健康福祉部の方もしっかりと連携をしていただいて、啓発に努めていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時０４分　休憩）

（午後　２時１５分　再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１２番　前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

市民クラブの前田耕一でございます。

通告に従いまして、早速議案質疑に入らせていただきます。

まず最初に、議案第６９号亀山市自然公園条例の一部改正についてお伺いいたします。

新たに今度設けられました亀山森林公園について３点お伺いしたいんですけど、まず１点目として、自然公園に位置づけた理由と経緯について確認いたします。この中身につきましては、午前中の小坂議員の質疑がございましたけれども、重複してしまうかもわかりませんけれども、再度ご答弁をお願いします。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

先ほど小坂議員にもご答弁させていただきましたが、近年、森林は木材生産の場だけではなく、水源涵養、土砂災害の防止、地球温暖化防止のほか、生物多様性の場、人々の心の安らぎの場の提供など多くの公益的機能を有する貴重な資源として注目をされておりまして、市では、この多くの森林の機能を広く市民にＰＲするということが非常に重要であると考えております。

また、亀山市自然公園条例では、豊かな自然に触れ親しむことにより、自然を守っていく意識の醸成を図るとともに、憩いの場、情操教育の場及び体験学習の場を提供するというふうに規定をしているところでございます。

そのようなことから、この森林公園を平成２０年３月に策定いたしました整備構想におきまして、亀山里山公園に続く環境再生事業の第２弾として、自然環境教育、体験学習の場として位置づけ、整備を行ってきたものでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

自然公園条例は平成１８年３月に制定されておりますけれども、これは里山公園みちくさをイメージして条例をつくられたと思っているんですけれども、そこへ今回森林公園も自然公園として位置づけて条例の改正をするということになっております。環境災害、それから最近の内容について、いろいろと公園条例の中にもうたわれております豊かな自然に触れ親しむことにより自然への理解を深め云々というような設置目的に合うといえば合うと思うんですけれども、今回、自然公園とした中身を考えていきますと、じゃあそれ以外に亀山に従来の目的の里山に近い施設はほかにもあろうかと思うんですよ。これは、公共施設であるとか公有地じゃなくて、例えば楠平尾の里山、ユリのたくさんあるところがありますね。そういうところとか、ほかにもこういう形の里山に近い、あ

るいは環境を配慮した公園があると思うんですけれども、その辺については全然土俵にも上がらないし、話にも乗らない中で今回これがぱっと出てきておりますけれども、その辺についての特別な理由はございますか。例えば、里山公園はほかにもあろうかと思うんですけれども、それについては今後どうするかというお考えなんかはありますか。取り込んでいくとか、そういうお考えがありましたら、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

今、議員がおっしゃられる、例えば楠平尾の里山、そこはササユリの里という形で市民の皆さんが取り組んでいただいておるところ、このほかにもあろうかと思いますけれども、市の位置づけといたしまして、公の施設という形の中で、この条例にうたっていこうというところでございますので、各地域で取り組んでいただいておる里山などの自然の里につきましては、この自然公園条例の中には含まないという考えでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

自然公園は、公の施設を位置づけるということでございますので、２番目、３番目の項の中で確認したいことがありますので、二つ目に入りたいと思います。

この自然公園条例の一部を改正する条例については、当然施行規則も設けられておりまして、利用規定がうたわれておりますが、この森林公園につきましても、従来の里山公園に位置づけておりました利用規定がそのまま生かされるのかどうか。あるいは新たに利用規定が設けられるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

利用規定につきましては、今の条例、また条例施行規則におきまして規定をいたしておりますが、新たに森林公園ができたことにより、また利用規定をつくるとか、前に定めてある規定を直すというふうには思っておりません。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

そうしますと、今の里山公園には、利用時間は８時半から５時と設定されております。それから、入り口には扉が設けてあって、時間になったら閉めると。あるいは休日については年末年始が設けられておりますけれども、この森林公園についてもこの規定がそのまま適用されていくのかどうか。

それから、利用者の心得の中に里山公園の場合、例えば犬の散歩はだめとうたわれております。喫煙については指定場所以外はあかんというのは当然ですし、今回の森林公園でいえば、余計火災なんかを考えたら無理だと思いますので、これはいたし方ないと思いますけれども、例えば犬の散

歩もだめだとうたってあります。なぜかといったら、ふんをするからと。多分、最大の理由かと思うんですけれども、ほかにも同じように公園散策をする方に危害を加えるとか、あるいは犬の嫌いな人も見えるからということもあろうかと思いますけど、これは別に公園だけではなしに、普通の道路でも当然あり得ることですね。ふんの始末はマナーの問題であって、それがあるから散歩はだめだとうたっていますけど、今回の加太の森林公園についても、それはそのまま適用されていくのかどうか。あるいは利用時間、扉は設けられるのかどうか、それについて確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

まず、利用時間でございますが、条例施行規則にも書いてございますように、原則８時半から５時までという形で取り扱いをしていこうというふうに考えてございます。といいますのは、公園の駐車場とかトイレの施設の管理の関係、それから管理人を置く予定をしておりますが、管理人が、お越しになった方のけがなどの緊急事態に対応できるという時間を想定しておりまして、開園時間については原則８時半から５時までといたすところでございますが、ただ、それ以外の時間に立ち入りをしていただくことができないのかというところでございますが、あくまでも駐車場とかトイレの施設をご利用いただくのは、防犯のこともありまして、その時間以外はできませんけれども、それ以外の時間はご自由に散策を楽しんでいただくというふうに考えているところでございます。ただ、園内には照明がございませんことから、基本的には日の出から日没ぐらいを楽しんでいただけるかなというふうに思っております。

それから、扉の関係でございますが、これも防犯上、駐車場には入れないような形でさせていただこうかなということで思っております。これは、夜駐車場にいろいろな者が来てたむろしたりというような形になってもいけませんので、防犯の観点から、駐車場だけ閉めさせていただくというふうに考えております。

それから、犬の散歩につきましては、議員が言われたように、ふんの処理だけしていただければ、犬も入っていただいても可能なのかなというふうに運用上は考えてございます。

それから、休園日でございますが、これは現在の条例施行規則にも書いてございます１２月２９日から翌１月３日までは休園という形で取り扱いをさせていただきたいというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

今、国分部長からいろいろご答弁いただきましたけれども、どうしても無理が生じるような規定もあるわけですね。例えば、開園時間８時半から５時と、夜明けから日没、冬の５時といったら暗くなってきますよ。夏７時、７時半、まだ十分散歩、散策できる時間帯だと思うんですよ。そのことも配慮していかないけない。それどころか、今、市内に都市公園、農村公園も含めて多数の公園がございますけれども、利用時間を規定した公園はないんですね、里山だけですよ。

（「運動公園」の声あり）

○１２番（前田耕一君登壇）

運動公園は、今おっしゃられましたけれども、運動施設は使えませんけれども、ナイターでは使

えますけれども、公園内は利用自由ですね。そうやって考えていきますと、やっぱりもう少し弾力性を持たせて。ということは、自然公園条例を一部改正するとか、一部どころか、大幅見直しするということも必要ではないかなと。その中で森林公園の問題も中へ取り込んで検討していく必要があるんじゃないかと思いますので、その辺のところだけ申し上げて、３番目の管理運用の方法についてお伺いいたします。

今、部長の方からは、管理人を置かれるということを申されておりましたけれども、具体的にどのようなことを管理されるのか。それから、管理人さんがどのようなお仕事をされるか。管理棟を設けるのかどうかとか、あるいはこの施設の運用を具体的にどうやってこれからやっていくのか。具体的な案がありましたらお示しいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

管理人の役割でございますが、公園施設の清掃、草刈りとか遊歩道などの修繕、それからまた、市民の方々がお越しになったときに利用にかかわる準備とか施設の説明とか、そういった形の業務に携わっていただこうというふうに考えてございます。

それから、公園そのものの利用でございますが、ここにつきましては、現在、地元の方々にも携わっていただいて検討もしておるところでございますけれども、動植物の観察、調査、それから間伐材などを利用した木工教室とか、例えば炭焼きがまの跡がございますので、それを何とか復元をして炭焼き体験とか、キノコづくりの体験とか、そういったものに利用できないかというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

管理人さんに草刈りとか管理をやってもらうということで、当然そういう方は必要かと思いますけれども、午前中の小坂議員の答弁で、年間予算で管理費５００万円ぐらいということでございました。里山公園みちくさも５００万から６００万の予算で運営していると思うんですけれども、できましたら、同じような目的で各地域で活動している、先ほど言いました楠平尾の里山公園なんかに対しても多少は予算的なことでフォローしてやって、同じ里山公園でございますので、ぜひその辺のところをご検討お願いして、次の質問に入りたいと思います。

次、２点ほどなんですけれども、報告第３２号、３４号の寄附受納についてお伺いいたします。

まず最初に、３２号の絵画７点を寄附いただいておるということでございます。ところが、私どものいただいておる資料には具体的な内容は何もないんですね。絵画７点をその方からご寄附いただいたとなっておりますけれども、具体的にどんな内容の絵画をいただいたのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員の質疑に対する答弁を求めます。

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

寄附を受けた絵画７点についてでございますが、私ども当初の資料としまして、こういう７点の写真を出させていただきました。それぞれの写真の解説は大家でございますので、私どもがするような立場にございませんけれども、少し経緯と一般的なこの方々の作品の解説といいますか、そういったものを話させていただきます。

まず、このたび７点ご寄附をいただきました津市在住の臼井幹生様、この方は７０代半ばを迎えられた方でございまして、これまで収集されてこられた数多くの名画を将来的に管理できないということで、今後それらをどのように管理していけばいいかということで、亀山市内の知人にご相談をされました。その結果、臼井様の先々代が亀山市内にお住まいの方であったということから、ゆかりのある亀山市と三重県立美術館の方へ文化振興に役立てていただきたいということで寄附の申し出がありましたので、ありがたくお受けさせていただいたということでございます。

これら７点の作品ですけれども、お手元の写真を見ていただきたいと思うんですけれども、まず最初の「富士」と「薔薇」の２点の作者でありますけれども、森田　茂氏、この方は１９０７年から２００９年、１０１歳でお亡くなりになられておりますが、この方は、茨城県出身の洋画家で、厚塗りで鮮烈な色彩の重厚な画風で知られ、平成５年には文化勲章を受章された方でございます。また、「化粧」の作者であります伊藤清永氏、この方は、１９１１年から２００１年、９０歳でお亡くなりになられておりますが、この方は兵庫県出身の洋画家で裸婦像の名手として知られ、平成８年に文化勲章を受章された方でございます。続きまして、「人と花」「バラを持つ人」、この２点の作者でございますけれども、島田章三氏、この方は１９３３年生まれで現在もご活躍されております７７歳の方ですけれども、神奈川県出身の洋画家で、独自の感性で人の姿の美しさを描き、平成１６年に文化功労者として顕彰され、現在もご活躍されております。また、「西王母」と「薊」の２点の作者であります奥谷　博氏、この方は１９３４年生まれで現在７６歳の方です。高知県出身の洋画家で、具象画で繊細な色使いの作品を多く描かれておりまして、平成１９年に文化功労者として顕彰され、現在もご活躍をされております。以上４名の方は、いずれも日本を代表する洋画家であり、貴重な作品をご寄附いただいたと思っております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

今、丁寧に作者の方の経歴等をお示しいただきましたけれども、せっかくこういう著名な方の作品をいただいたんであれば、こんな写真だけじゃなしに、ここへ経歴とか、その辺のところをもうちょっと書き加えての資料提供をぜひお願いしたいと思うんですよ。ということで、委員会でも後で具体的な経歴を書いたのを出していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

そういうことで、この４名の方は私も調べてきました。作品としては、２号から５号と本当に小さい作品ですから、どこまで詳しい中身がわかるかということは困難な部分もあろうかと思いますけれども、たまたま私の持っている美術年鑑の中にこの４名の方の作品が出ておったのを見ましたら、その作品は大体５０号、１００号、１５０号の写真ですけれども、画風とかタッチは、この小さいのというほとんど変わりませんわ。ということは、小さくても非常に一流の画家の方の作品を鑑賞するには、鑑賞する機会はなくても、参考になる絵じゃないかなと思って私も見せてもらうの

を期待しているんですけれども、言いながら、私、そんな絵の方に詳しいわけではないんですけれども、ちょっと興味本意で見た範囲では、小さくてもいい作品なんだなということを確認しております。

ということで、３点目の質問に入りますけれども、この７点の絵画の取り扱いは今後どうされるかということですね。聞いておりますと、市庁舎とか文化会館などの公共施設へ展示して市民の鑑賞に供するとなっています。市庁舎、文化会館へ展示してもらうのは結構かと思うんですけれども、額に入れてもこのぐらいの、あるいはこれの一周り大きい絵ですわ。これを文化会館のどこへどうやって、あるいは庁舎のどこへどうやって展示されるご予定か、お示しいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

今後、どのような展示をしていくのかというご質問だと思います。

一点一点展示するという形じゃなくて、このたびご寄附いただきました絵画の活用につきましては、すべてより多くの方にごらんいただくために、まずは図書館や文化会館などの公共施設でできるだけ早い時期に７点とも展示を行ってまいりたいと考えております。また、文化イベント等の機会もとらえまして鑑賞の場を設けていきたいと思っていますし、次代を担う子供たちの感性を養っていただくための学校などでも展示をしてまいりたいと考えております。一点一点をかけておくということじゃなしに、そういった機会をとらえて広く見ていただくと。したがいまして、常時かけて置くものとは考えておりませんので、所蔵ではないですけれども、保管については博物館に保管をしておくのが一番作品に対して適切な保管ができると考えております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

結局、こういう作品をご寄附いただいても、どうやって管理していくかというのは非常に重要なことだと思うんですね。残念なことに、亀山にはこういうものを展示する場所は現在のところございません。だから、小学校にしても中学校にしても庁舎にしてもどこにしても、どこか適当に展示する場所を探してという状態でございますので、できればギャラリー的なものを、適当な場所といったら語弊がありますけど、設けていただいて、市内にたくさんもっと著名な作家の方が描かれた絵とか作品があるかと思いますので、展示の機会をつくっていっていただきたいと思いますので、ぜひご検討をよろしくお願いしたいと思います。

３件目の質問に入ります。

同じように寄附受納についてでございますけれども、椿世の方で宅地と建物をご寄附いただいておりますので、この内容について確認をいたします。

この土地と建物の寄附を受けた経緯を、ついでに寄附を受けた建物の詳細についてお示しいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大井捷夫君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

今回、寄附を受けました亀山市椿世町所在の土地、建物につきましては、椿世町における旧庄屋の屋敷でありまして、平成２１年に所有者である安藤雅子氏より、保存を図りたいとのご相談をいただいておりました。安藤雅子氏からは、これに先立って、同家に所蔵されておりました古文書を歴史博物館に寄託いただいておりまして、同家にかかわる貴重な品々の保存に苦心をされていたというご様子でございました。その後、建造物の現状調査等を行うとともに、その文化財価値について精査を行っておりましたところ、本年２月に安藤雅子氏が急逝され、相続人の代理人であります井崎能孝様、これは雅子さんの義理のおいに当たられるわけですけれども、この方から安藤氏のご遺志を引き継ぎ、文化財的価値を有する歴史的な建造物を市の文化振興に役立てていただきたいと、土地、建物についての寄附の申し出をいただき、これを受納することといたしました。

また、この寄附物件の詳細についてでございますけれども、今回、寄附を受けましたのは２筆の土地と同敷地内に存在します建造物であります。土地は、亀山市椿世町字椿世にある２筆で合計１，０２８．０９平米ございます。建造物は、母屋、離れ座敷、文庫蔵、米蔵、納屋、門など８棟ございます。課税台帳上の延べ床面積は４８６．０８平米でございます。これらの屋敷内にある建造物はすべてが明治中期から大正１０年にかけて建てられたもので、築後９０年以上を経過しておりますが、どの建物もつくりが上等で、大切に維持管理がされてきましたことから、非常に良好に保存されております。旧安藤家は、市内に多くの農地を有していました富裕層の農家で、屋敷を構成する諸建造物が一体となって保存されている貴重な例であります。また、屋敷周辺には土塀がめぐらされており、地域の歴史的な景観に寄与しております。

以上のことから、当該建造物につきましては、国有形文化財として登録していただける要件を十分に満たしているものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

約１００年以上前の建物で、非常に貴重な建造物らしいんですけれども、今後、文化財的価値を有する歴史的建造物を文化振興に役立てたらということで、有形文化財として保存されていくということでございますけれども、結局、最近いろいろと舘家、加藤家を含めて、亀山城周辺整備の中でご寄附いただいた、あるいは購入した土地を、修理、保存という形、あるいは復原という形で対応してきていますけれども、相当数の経費を要しているわけですね。例えば、今回この建物をお譲りしていただいて、今後どうやって修復して活用するのかとか、あるいはどのぐらいの予算計上を考えてみえるかとか、その時期はどのぐらいかとか、具体的な考えがあればお示していただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

寄附を受けた建物の今後の利用計画はどう考えているのかということでございますけれども、今回、寄附を受けました土地、建物につきましては、文化財的な価値を有するものと考えておりますので、まずは国有形文化財としての登録の手続を行ってまいりたいと考えております。現状では保存状態も非常によいことから、緊急に修理等は必要はないと考えております。当面の間は適切な管

理を行いながら、随時公開を行っていきたいと考えております。こうしていただいた建物の将来的な活用につきましては、特に安藤家に関しましては、立地条件、周辺における公共的な施設の状況、また地域の方々のご意見、さらには適切な管理、活用を行っていただけるような市民団体等の設立の可能性なんかも含めて検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○１２番（前田耕一君登壇）

時間になりましたので、これで質疑を終わりたいと思いますけれども、この建物についても、詳細の資料を委員会の方へご提出いただくことをお願いして、質疑を終わります。

○議長（大井捷夫君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

委員会の方へ両方とも資料を提出させていただきます。絵画については補足資料になりますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

１２番　前田耕一議員の質疑は終わりました。

次に、８番　鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

ぽぷらの鈴木でございます。

議案第７２号一般会計の補正予算２件について質問させていただきます。

今回の私の質問のテーマは、より精度のある予算編成に向けてと、こんなことでやらせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

さて、今補正予算、法人市民税２億５，６００万、固定資産税１億９，９００万の増収や、逆に個人市民税の１億９，８００万の減収といった税関係に伴った入りの部分、またこの増額した税収や各事業より発生した入札差金等で発生した繰越金等、歳出においてどの款や項に繰り入れるか等、午前中にもさまざまな議論があり、興味深く聞かせていただきました。

さて、今回私が取り上げさせていただくのは、退職手当でございます。ご案内のとおり、総務費より１億６，２２０万３，０００円、教育費から６，９６５万３，０００円、消防費が２，８６９万９，０００円、合計２億６，０５５万５，０００円が計上されております。

そこで質問をさせていただきます。今回補正で上がってきた退職手当は、何人の方々が対象であるか。またこの機会に、合併後１７年から今日までに１２月期に予算補正が計上された退職手当の対象の人数と総額、これは一般、教育、消防、水道、病院、あるいはロッジも含めてすべての総額と、年平均どれくらいが１２月期に予算補正をされてきたか、教えていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

小坂議員のご質疑にもお答えをさせていただきましたとおり、今回の補正予算におきます退職手

当の増額分２億６，０５５万５，０００円につきましては、退職者が１３名増加したことによるものでございます。合併後は、平成１７年度以降、本年度までの６年間で、１２月議会定例会におけます退職手当の補正予算の状況についてでございますが、一般会計、病院などの企業会計も含めますと、平成１９年度が最も多く、補正額３億５，０００万円で、該当の退職者数は１４名でございました。一方、最も少ない年度につきましては平成２０年度で、補正額が１億９，１００万円、該当の退職者数は１６人でございます。６年間の総額でございますけれども、退職者につきましては８１人、補正額につきましては１５億７，０００万円となりました。平均をいたしますと、補正額は年間で２億６，１６０万円となってございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

今のご答弁ですと、６年間で１５億７，０００万、年平均２億６，１６０万、このお金が１２月期、これも押し迫って、会計年度を残す３ヵ月待った時点で計上されてくると。それで、いただいた補正予算書の中身を見ますと、例えば自動ドアの保守点検の委託料１，０００円とか、あるいは何とか手当２，０００円、３，０００円という非常に細かい補正がいろんなところで上がってきながら、片や退職手当２億６，０００万、どかんとやってくるわけですね。片や監査委員の方からは、例年のように精度のある予算編成に努めなさいというような意見書が提出されると。こういう状況を、監査委員でもよろしいですけれども、市長でもいいんですけれども、総務部長でもいいんですけれども、本当に精度の高い予算編成に努めていると考えられるのか。平均で２億６，０００万も１２月期に上がってくることが、精度の高い予算編成に努めているのか。あるいはこの退職手当についてはしようがないんだと、会計的にどうにもならないというものか、教えてください。答弁をお願いします。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

この補正予算の大きな要因であります勧奨及び自己都合の依願退職者の数は、年度により大きく変動をいたしております。また、勧奨退職制度につきましては、毎年、そのときにおける社会情勢及び職員構成を考慮した上で実施の有無を判断いたしております。さらに自己都合退職につきましては、職員個々の事情により年度途中に退職することが多い状況になっております。したがいまして、依願退職者数を当初予算の編成時におきまして正確に予測をするということは非常に困難なことから、退職手当におけます増額につきましては、従前から補正予算により対応させていただいておるといったところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

勧奨、特に自己都合については、当然当初予算の時点では把握できないというご答弁だったんですけれども、県内の四日市、鈴鹿においては、退職手当、依願退職の分について、一部を計上していると聞いております。これは、当局、総務部長も十分ご承知かと思いますけれども、その実態は

どうかということと、あわせて会計的にどこの款、どこの項に、どういう名目で計上されているか、知り得る範囲でお答えを願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

県内の１４市の状況といたしましては、四日市市と鈴鹿市におきまして、定年退職者以外の依願退職者についても過去からの状況によりまして、一部を当初予算において見込み計上しているとのことでございます。しかしながら、やはり正確に退職者を予測することは不可能でありますことから、結局は１２月、または３月における補正予算において対応しているとお聞きいたしております。

なお、当初予算に見込み計上する額の根拠だとか、会計の款、項までの詳細につきましては、現在のところ把握をしていないところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

ちょっと確認させてください。

四日市、鈴鹿は、一部計上していると私は聞き及んでいますけれども、今のご答弁ですと、非常に難しいから、これはあくまでも１２月、あるいは３月に計上するという、実態がないんですか、あるんでしょうか、ちょっとそれだけ。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただいていますけれども、四日市と鈴鹿市におきましては、一部当初予算において見込み計上しておるということでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

どの款で、どの項で、どの程度ということもお答えなかった。一部計上はどの程度か、これまた教えてください。また、総務委員会でもいいですから、よろしくお願いします。

今、四日市とか鈴鹿の例を挙げましたけれども、例えば津とかいなべとか志摩市は、どちらかというと合併に伴う勧奨措置の中で、退職者組合をつくって対応を図っているということも聞き及んでおります。

質問をします。今までの議論の中で、大きなお金が１２月に計上される退職手当について、何らかの工夫ができないのかということを聞きたいんです。今までのご答弁ですと、できないということみたいなんですけれども、例えば国の集中改革プラン基づきまして、亀山市も定員の適正化計画、５％、２３人、これは一定の結論といいますか、終末を見た中で、今後予想される退職者の推移をわかる範囲の中でお答えをしていただきたいんです。想像するに、今ここにお並びの方々も含めて、近いうちに特に今の管理職が非常に多く退職されるというのが予想されるんです。そういう意味からしても非常に心配なんですね、補正予算として。何らかの工夫を示していただけるのか、二つ目

は、今後予想される退職者についての推移がわかれば、示していただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

先ほどもご説明を申し上げましたとおり、退職者を正確に予測することは非常に困難でございます。しかしながら、過去数年の状況を振り返りますと、一般会計で毎年１億６，０００万円から３億５，０００万円の補正予算を計上いたしておりますことから、これらの状況を勘案いたしまして、今後、どのような手法が望ましいのか、十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

また、今後の退職者の推移でございますが、現在におきましては定年退職者のみしか把握できませんので、来年度以降５年間の定年退職者数をご答弁申し上げます。まず来年度、平成２３年度は６人でございます。２４年度は１４人、２５年度は１１人、２６年度は１９人、２７年度は２３人となっております。この状況を見ますと、平成２６年度、平成２７年度に４２人でございますけれども、いわゆる団塊の世代の再来ともいえる大量の定年退職者が見込まれるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

２６年、２７年に定年退職者だけで４２人、当然管理職の方ばかりだと判断してもいいと思いますけれども、年に６億円近いお金が、勧奨あるいは自己都合合わせれば７億も８億もかかる。これは２年にまたがって連続してお金がかかると。１６億ぐらいが２年にかかるという状態を見て、やはり僕は何らかの措置を講じる必要性があると思うんです。中期財政計画も示していただきました。この退職金については、答弁の中で何らかの手当てはしなければならないという認識は示していただいたということで、ちょっと一歩進んだなと思いますけれども、やはり講ずるべきだということだけを指摘させていただきまして、次の項に移らせていただきます。

次に、教育費の中の空調機整備事業の４，３６７万１，０００円の減額補正についてお尋ねをします。

東小初め川崎小、井田川小、３校の特別支援教室とサマースクールを対象に１９基、それから交通騒音対策として、神辺小の普通教室１５室、合わせて３４基の空調設備が設置されたわけでございますけれども、工事請負費と監理等委託料合わせて、今回、総額８，３４７万５，０００円の事業に対して、４，３６７万１，０００円の差額の補正予算が計上されました。執行率が４７％でございます。安くなっていいなあということだけでなくて、この補正を見て、精度のある予算編成、あわせて学校の空調機の設備事業に対して考えさせていただく機会とさせていただきたいと思います。

質問をさせていただきます。予算に比べ、実際契約額に大幅な差、４，３６７万１，０００円もの差が出ておりますけれども、この予算、設計、何を基準として積算したのか。あるいは実際にこの単価が予算のときに予想できたかできないのか、確認の意味で質問させていただきます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

空調機整備事業の予算にして契約額に大きな差があるが、何を参考に積算したのか、また実際に予想できる単価が設定できなかったのかというご質問だったと思いますけれども、お答えをさせていただきたいと思います。

今回、補正を提案させていただいています空調機整備事業でございますが、亀山東小、川崎小、井田川小学校における特別支援教室及びサマースクール対応教室、計１９教室への空調機を設置するための工事費１，４３８万５，０００円、また神辺小学校の全教室１５教室への空調機を設置するための工事費２，３４７万５，９００円、合わせまして３，７８６万９００円で工事が完了いたしましたので、工事費の予算残額４，１６３万８，０００円及び監理業務委託の予算残額２０３万３，０００円をそれぞれ減額補正するものでございます。

空調機整備工事の積算につきましては、主な項目といたしまして、空調機器、冷媒配管材、電線材などがありますが、そのうち空調機器の単価につきましては、３業者に見積もりを徴収し、最も安い見積もりに市場単価を踏まえた率を掛け、労務費を加え積算をいたしております。今回の空調機整備事業は、国の交付金事業を活用して実施していることもあり、積算方法は国の基準を満たしているところであります。

また、入札結果がこのように安くなった要因をどのように考えているのかというご質問は、まず工事価格が安くなった理由でございますが、入札による競争原理が働いたものと考えております。特に今回の入札時期においては、空調関係の工事が民間、公共とも少なく、また空調機が市場にダブついてきたこともあり、結果として低価格になったのではないかと予想をしているところでございます。入札時期がもう少しおくれていたら、本年度は猛暑でエアコンの需要も多くありましたので、結果は違ったものになったかもわからないと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

次の質問までお答えをしていただきましたけれども、確認したいんですけれども、３社の見積もりをとって、一番安い価格を基準で、なおかつ市場価格もかんがみということですので、３社で一番安いところから、また市場価格をかんがみて、また下げたわけですね。

入札制度については、さまざまに議論があると思いますけど、一応市の制度に基づいて粛々と実行された結果であるから厳粛に受けておりますけれども、やはりこの差については、空調だけではなくて、さまざまな入札の中でそういう現象がみられる中で、もう少し工夫が加えられないかなということは、また総務委員会の方でさせていただきます。

メインテーマであるその次に行きます。

市長、ことしの夏は本当に暑かったですね。きのうの夕飯のメニューも忘れるぐらいの私でも、ことしの暑さは非常に印象に残っています。非常に暑いなあという思いをしております。そんな中、９月に入って、ちょうど夏休みが終わった後、あまり暑かったもんですから、ある小学校の先生に電話をしまして、昨年実施をしていただいた室温調査を、時期が遅いけれども、ちょっと調べていただけませんかという旨の電話をさせていただきました。そうしたところ返事が、鈴木さん、今の温度をはかるまでもないですよというのが強烈な返答であったと思います。私は非常に印象深いことなので取り上げましたけれども、学校環境衛生基準、１０度以上３０度以下であることが望まし

いというものがございます。多分ことしの夏は３５度、３６度、３７度、これがひょっとしたら毎日のようにあったように私は想像させていただきます。

そこで質問します。二つ確認をさせてください。

一つは、今年度、４月の初めの当初予算を受けて、この事業が進んでいったわけなんですけれども、実態的にこの空調機が学校の中に入った時期、何月に入って、子供たちが涼しい風を受けたかというのが一つ目。

それから、もう一つの質問は、この事業は、市内の１１校すべてのサマー教室と特別支援教室に空調設備を段階的に設置する事業と認識をしていますが、時期は別として、この減額補正を見て、残る７校、幾らぐらいでできると試算しているか。残る７校といっても小規模校が多いもんですから１８基と理解していますけれども、残るのは幾らか。その場合、当初の全体予算、私は１億４，０００万程度だと認識をしていますが、この全体予算がどれだけ圧縮できるか、わかる程度で概算でよろしいですので、示していただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

今回の空調機整備事業がいつごろ完成したのかというお答えをさせていただきます。

神辺小学校が９月末、亀山東小ほか２校の工事が１０月下旬でございます。それと、あとの残る７校の事業費の概算が設計ベースでございますが、残る７校で５，０００万円ほどかかるように試算をいたしております。また、平成２３年度の主要事業にも上げさせていただいています中部中学校の空調機の整備が２，５００万、合わせまして総事業費が１億１，７００万、当初１億４，０００万でしたから、設計ベースも入れて１億１，７００万程度になるだろうと考えています。入札をいたしますと、もう少し安くなるんじゃないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

国の交付金事業であるからどうか知りませんけれども、４月から精いっぱいやっても、実際に設置できるのは９月、１０月と。これからの事業もそういうふうな時期になってしまうと、夏には間に合わないという理解をさせていただきます。

それから、予算の関係です。私は今回の補正を見て、大体幾らぐらい、なかなか公表できる問題ではないと思います。あくまでも設計価格で今お示しをいただいたと思うんですけれども、私は、例えば今回が仮に６割の中でこれくらいできるというくらいの数字を上げていただきたかったんですけれども、これは別にします。

質問します。今回この工事価格によって当初予算より大幅に事業全体予算が下がることが予想される中で、例えば来年の設計を改めてしておいて夏に間に合わせると。そういう同種の事業であるから、主要事業とはいえ庁内的な機運というものは出てこなかったんですかね。非常に難しいことだと思いますけれども、これだけ安いと、執行率４７％でできると。来年は中部中にしろ、ほかの小学校にしろ、夏に涼しくさせてやりたいんだという気持ちの中で、そういう動き、あるいは議論があったかどうかだけ聞かせてください。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

お答えをさせていただきます。

今回の入札で大変安くなりました。私も何とか次の設計をできないのかなという形で内部で検討もいたしました。２点ほど課題をそこで思いました。一つは、国の交付金事業が、事業が安くなってもそのままであっても、くれるお金は一緒なんだなと。そういう意味からいいますと、これでプラスアルファの仕事をしても交付金は一緒という意味で、別の年にした方がお金はもらいやすいんかなという点が１点ございました。それと、今、教育委員会では、亀山東幼稚園、関中、亀中の改築工事を抱えていまして、物理的に大変なのかなという思いも持って検討いたしましたけれども、あきらめたところがございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

２点ほど指摘をしていただきました。これについても、またさまざまな場面で議論したいと思うんですけれども、今後の予定について聞かせてください。

４校やって、小学校残る７校、それから関中、亀中が改築を見た中で、今後第２次実施計画に示されているとおり、小学校の４校がことし終わったと。一たん４校終わったと。あとの７校はほうったらかしにしておいて来年は中部中をやるんだと。その後に後期基本計画の中で残る７校をやっていくという形が示されていますけれども、それでいいんですか。来年度以降の予定を聞かせてください。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

今後の予定でございますが、第２次実施計画につきましては、３ヵ年計画で行う小学校空調機整備事業のうち、平成２２年、２３年度の２ヵ年分の計画でございますので、残る小学校７校につきましては、引き続き平成２４年度で整備ができればと考えております。来年度は、関中、亀中の完成もございますので、まずは中部中学校の特別支援教室及びサマースクール対応教室に空調機を設置いたしたいと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

ちょっと教育長にお伺いさせていただきたいと思います。

昨年の比較的涼しかった夏での温度調査、あるいは猛暑であったこの夏、時期はおくれたけれども、一応空調の活用ができた効果、成果、あるいは今回補正で示された全体予算が非常に圧縮できると。例えば１億４，０００万が１億１，７００万で設計では安くなるといいますけど、私の計算ですと、設計価格の６０％でやっても１億４，０００万の事業が全体でも８，４００万、６０％でもですよ。これで完遂できる今回の補正も見て、今、次長がご答弁なさいました、来年は中部中だと。

残る７校の小学校については、２４年度の後期基本計画の中でやっていくという実態を、教育長、どうなんですか。当局に対して、私は予算だけだと思うんです。教育関係者、あるいは市長もやりたい。ただし、厳しい財政のもとでは、予算が厳しいからということで推進が図れなかった、一遍にできなかったと、段階的にと。教育長、当局に対してしっかり要求するおつもりがあるかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

伊東教育長。

○教育長（伊東靖男君登壇）

残りの事業について、また今年度の空調機の導入の効果についてご質問いただきました。

本年度につきましては、完成が夏の終わりということでございましたので、その効果は、各学校での試運転程度にとどまったと聞いております。しかしながら、来年度はその効果がはっきりとあらわれるものと思っております。

残りの事業でございますが、鈴木議員も先ほど言われましたように、ことしの夏は特に暑く、児童の学習環境、生活環境を考えますと、早く空調機を整備しなければと考えておりますが、厳しい財政状況でございますので、先ほど次長が答弁いたしましたように、まずは中部中学校に設置をし、引き続き残る小学校の整備を進めたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

時間がありません。市長マニフェスト、小・中学校のサマースクールに１００％完備を実現します、期限３年以内。もう一つは、小学校空調、段階的に整備をするのは揺るぎないというご発言もございました。１年おいて中部中をやって小学校をやると、実態的には２年あくんです、夏には利用できないんですから。これが段階的ということでいいんでしょうか、市民の方は理解していただけるんでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘の部分でございますけれども、従来からの子供たちの教育環境の課題でございました。これを３ヵ年で集中的に整備をしていこうと、こういう思いでマニフェストに掲げさせていただいたものでございます。大変厳しい状況でございますけれども、今後も段階的に環境整備を図っていきたいというふうに考えておりますことと、トイレの改修でありますとか、各学校、園が抱えております課題というのは本当に多岐にわたっておりますので、財政の大変厳しい中で、部分最適というよりも全体の最適に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

８番　鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　３時２０分　休憩）

（午後　３時３１分　再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１８番　服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

それでは、通告に従い質疑をします。

まず、議案第７３号平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。

今回の補正は、２１年度決算で出た黒字額約１億１，０００万円を２２年度に繰越金として入れ、過年度分の精算や償還金を差し引きし、残った約１億円を繰り出し、一般会計に戻そうという補正であります。この２１年度決算は、２０年度決算と比較すると、国民健康保険税の大幅な値上げで約１億円の収入増があり、また初めて一般会計から１億８，０００万円の法定外の繰り入れをしたのが特徴であります。さらに、国民健康保険が医療費の自己負担分３割を除く７割を負担する費用である保険給付費の不用額が１億４，０００万も出ているのも特徴であります。

そこでまず、２１年度決算で出た黒字の１億円を一般会計へ繰出金として戻すことにしていますが、戻さなければならない法的な根拠をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

歳出で、１億円を一般会計へ繰出金と戻した根拠、理由というご質問でございます。

国保事業運営につきましては、国・県からの支出金もありますが、国保加入者の税負担により、支え合いながら成り立っている事業でございます。本来、一般会計からの法定外繰入金がなく、特別会計において黒字となれば、目的税として運営をしておりますので、当然基金の方へ繰り入れや翌年度への繰越金として運用ができますが、今回は、段階的な税率改正に伴い被保険者の税負担を緩和し、不足となる財源につきまして暫定的に一般会計から繰り入れたものでございますことから、国民健康保険の加入者以外の市民の方との負担の公平性の観点からも、一般会計へ戻すことが本来の姿であると判断をいたしております。なお、この取り扱いにつきまして法的な根拠がなく、財政状況を考慮した上で、保険者による判断となります。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

今、答弁で部長が言われたように、残すこともできるんですよね、これ。法的に戻さなきゃならんということではない、このことを確認しておきたいと思います。

それからもう１点、市民の方との理解という話がありましたけれども、この議論は、１億８，０００万を入れる予算を審議した時点で議論をしているんですよ。その範囲で１億８，０００万とい

う額が出ているんですよ。それを、そんな議論を持ち出すというのは、私は的外れだろうと思います。

次に聞きますけれども、果たして１億戻して来年予算が組めるのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

来年度の予算についてでございますけれども、これにつきましては、平成２２年度の状況、今後の収支状況、それらを十分検証した上で３月に調整いたす予定としております。

（発言する者あり）

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

失礼しました。

２２年度の決算見込みを勘案して検討したいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

そうすると、来年度は２０年度に前の一見部長が言われたように、２１年度から２３年度までの３ヵ年かけて段階的に国民健康保険税の税率を改正すると。２１、２２と値上げをされたわけですよね。最終年の２３年度、これは値上げをするんですか、この点はどうですか。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

そのことにつきましても、決算を見た中で検討してまいりたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

ばかなことを言っちゃあきませんに。決算は３月３１日までですよ。それから予算を組むんですか、部長。もう既に２３年度の予算は組んでいるじゃないですか、いいかげんなことを言いなさんなよ。全く今白紙なんですか。国保税を上げなきゃならんのか、上げなくてもいいのか、一般会計からの繰り入れが要るのか要らないのか、こういうことも一切白紙なんですか。その中で、今回補正予算として一般会計へ戻すということだけが提案されているわけですか。答弁してください。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

税率改正については、今、検討しておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

要するに、来年度の見通しも持たずに、このお金をどうこうするということを決めること自体おかしいですよ。

今回の補正については、来年度の予算の見通しの問題と密接に関係があります。

そこで１点聞きたいのは、今現在、国民健康保険に加入している世帯の所得の状況、これは大きな予算を編成するときの前提になりますから、２１年度と２２年度のそれぞれの加入世帯の年間所得、それぞれ教えてください。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

２１年度と２２年度の所得でございますけれども、２１年度が、総所得でございますけれども１４３億４，０７１万２，９４７円、２２年度が１２６億８８４万２，９７６円でございます。１世帯当たりにいたしますと、当初、世帯数が６，５５３世帯といたしますと、世帯当たり２６万４，２８６円のマイナスということでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

要するに、２１年度と２２年度で所得にして２６万４，０００円も落ち込むということですわね、国保世帯の所得が。そんな中で本当に値上げを検討するというけれども、値上げができるんですか、これ。私は、どうもそこの感覚を疑いますよ。

市長にお聞きしますけど、今、日本共産党として、国保税の引き下げを求める署名運動をしています。その中で、署名用紙に市民の方が意見を書いてきていただきました。二つ紹介します。一つは、私のうちでは年間２４０万程度の年金収入のみで、国保税が２３万です。収入の約１割が税金として徴収されます、ぜひ引き下げてほしいものです、こういうものです。もう一つは、２人暮らしで、ともに国民年金の生活です。２人とも病院通いです。日々の生活は困ることばかりです。７２歳と７３歳で働くことはできません。保険税の引き下げをどうかよろしくお願いします。

本当に切実なんですよ。今言われたように、所得だけでも２６万４，０００円落ち込んでいる。そんな中で、本当に今の国保税は大変なんですよ。市長、どうですか。この２人の声を聞かれての感想。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

随分、この定例議会等々通じて今日まで、国保財政の現状と課題についてご議論をさせていただいてまいりました。基本的には、今ご紹介をいただいた加入者の皆さんの声というのは理解ができ

るものでございます。しかし、この国保税の仕組み自体が、国民皆保険制度、医療保険制度のあり方として、やはり制度疲労を起こしてきておると、構造的な問題を抱えておると、危機的な状況であるという問題意識を持たせていただいてまいりました。そういう中で、昨年度の税率改正等々を踏まえまして、今の加入者の切なるお声も総合的に判断をさせていただいて激変緩和をさせていただくと、こういう思いの中で一般会計からの法定外の繰り入れをさせていただいたものでございまして、今、加入者の皆さんの構造的な課題、あるいは実態につきましてはご紹介を賜りましたけれども、十分認識をさせていただいておるというふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

残念ながら、十分認識しておられたら、こんな補正出ませんよ。

けさの新聞に鳥羽の問題が出ていました。鳥羽市の市長が、国保税の大幅な値上げを議案提案された、１２月議会で。そうしたら、市長が提案をされた後で市民の方の意見を聞くと、とてもじゃないが、これで値上げをされたら、もう払えなくなるという声をたくさん市長は聞いたと。それで、議会に議案の撤回を提案された。残念ながら、どういうわけかわかりませんけれども、議会が否決しましたけれども、やっぱり市長というものはそういうものを持っていただきたいですね。やっぱり市民の声が本当に切実なものであれば、それにこたえる手だてを打っていただきたい。その点で、随分、櫻井市長の今の答弁と、私は鳥羽の木田市長とは温度差があるなというふうに思います。

今までのことをずうっと振り返ってみますと、加入世帯の所得が落ち込んでいるという問題が一つありますね。だから、多分検討されても値上げという答えは私は出ないだろうというふうに思います。そうなれば、収入を補うための手だてとしては、一般会計から繰り入れするしかないですよね、収支を合わす方法は。そうなってきて、わざわざ一般会計へ戻して、そしてまた来年度予算で一般会計から繰り入れるという、こんなことをする必要がないことは明らかではないですか。やっぱり今回の補正を見てみますと、問題点、２１年度の決算でなぜ黒字が出たか、ここなんですよね。私は、医療費の伸びの見込みが誤ったと。つまり数字でいいますと、保険給付費、これがいわゆる国保が払う７割分ですよ、医療費の。これの不用額が１億４，０００万出ているんですよ。過去最大ですわ、５年間調べてみましたけれども。やっぱりこの医療費の伸びの見込みを誤った。

ここで一つ部長に確認したいんですけれども、予算を編成するときに、大まかな言い方ですけれども、医療費の伸びがどれぐらいになるかということをまず見込んで、国保税を除いた他の収入がどれぐらいになるか、これをはじき出して、足りない分を２２年度であれば、２１年度でもよろしいわ、国保税の値上げと一般会計からの繰り入れで収支を合わすと、こういう組み立てをしているという理解でよろしいですね。確認だけ。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

２１年度の税率改正の段階の予算の組み方としては、そのとおりでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

要するに私が言いたいのは、まず見込む医療費の伸びがどれだけになるかと、これで国保税の額が決まってしまうんですよ。ここを大幅に見込み過ぎると、国保税も必要以上に高くなってしまうんですよ。だから、今回の黒字というのは、さっきも言いましたように、保険給付費の１億４，０００万の不用額でわかるように、この医療費の見込み誤り、ここに最大の問題があるんですよね。つまりは、ここで大きく見込んだがために国保税の税額を大きくしてしまった。黒字の原資は、国民健康保険税の取り過ぎた分、こういうふうに考えるべきじゃないですか。もちろんお金に色はついていません。繰り入れの１億８，０００万なんか、国保税の１億なんかはわかりませんよ。でも考え方としては、あなた方が立てた医療費の伸びの見込みが大き過ぎたがために国保税も大幅に引き上げ過ぎた。そのことによって黒字が生じている。こういう見方をすべきじゃないんですか、どうですか。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

２１年度の予算では、税率改正せずにそのままで行いますと、医療費の増加等により２億９，０００万円余りの赤字が見込まれる予測であり、段階的な税率改正により税収を約１億１，０００万円と見込み、不足となる１億８，０００万円を一般会計から繰り入れすることで予算計上いたしております。平成２１年度決算では、税収はほぼ見込みどおりとなったものの、歳出の医療給付費が春過ぎからの新型インフルエンザの流行等により、例年の２割から３割伸びており、１２月議会に増額補正をいたしております。しかしながら、インフルエンザの終息とともに、医療給付費が落ちつき、結果として１人当たりの医療費が６％と例年並みとなりました。そのような中、一般会計から繰り入れせず、本来の特別会計決算で見ますと、不足分が６，７８３万円となり、その分について一般会計から補完することを考慮すれば、この残金につきましては、国民健康保険の加入者以外の市民の方との負担の公平性の観点からも一般会計へ戻すことが本来の姿であると判断をいたしたものでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

違いますよ。何のために私が予算編成の仕組みを確認したか。要するに、まずは市が医療費の伸びを見込みは立てるわけですよ。それによって国保税が決まるんですよ。つまりここが誤っておれば、高い国保税を掛けたことになるんじゃないですか、これは。そうでしょう。医療費の見込みが合っておれば妥当な保険税だと言いますよ。だけど、医療費の見込みが誤っていたんだと。だから１億４，０００万も不用額が出たんでしょう。だから、それが結果的には国保税を余分に取ったことになるじゃないですか。当たり前の理屈じゃないですか。

それともう一つは、なぜこういう市の見込み誤りで高く払わされた加入者に返さずに市に戻すのか。これも理解できませんわ。当然払い過ぎた加入者に戻すべきでしょう、お金は。

それで、市長にこれはお聞きしたいと思います。去年の３月議会で、２１年度の予算についてこのように言ってみえます、提案説明で。新年度では、療養給付費等の増加により、歳入不足が見込

まれますため、国民健康保険財政の健全化に向け、国民健康保険税の段階的な改定を行うこととしておりますが、被保険者の負担増加を緩和するため、暫定措置として一般会計から繰り入れをいたします。

つまり、一般会計から１億８，０００万入れたのは、被保険者の負担増加を緩和する、これが目的だったということですよね。じゃあ１億８，０００万入れて、実際には８，０００万しか使われなかったということですね、計算上は。それで負担増加の緩和が十分にできたと市長は考えてみえるんですか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

過去にも議員といろいろご議論させていただいてまいりました。本来ならば、この国民健康保険税加入者の税、それから国の給付費等々で賄う制度であるというふうに思っております。これは、時代の変遷の中で、現在、高齢者、あるいは農林業者、学生、特に三重県におきましては４２％ぐらいが無収入の学生であると。こういう構造に今日なっているものでございます。

したがいまして、本来ならば、公費と加入者の税収で賄うものであるというふうに思っておりますけれども、基金も底をついたあの時点で、税率のアップをお願いせざるを得ない状況でございました。段階的に上げていく必要があると。持続可能な制度として今後も運用していくためには、そういう判断が必要であると、このように考えたものでございます。しかしながら、急激な負担を強いるということにつきましては、やはり負担の大きさを考えますときに、激変緩和の視点から、一般会計からの繰り入れを判断させていただいたものでございます。その点については、一定の緩和措置につながったというふうにも考えておるものでございますし、本年度も同様でございます。しかしながら、今後この制度を、国としての構造的な課題を抱えておりますし、今後の展開はどうなっていくのか、現時点で定かではございませんが、亀山市といたしましては、今後も国民健康保険の制度を加入者の方はもちろんでありますけれども、市民の方のご理解もいただきながら、健全で持続ができる制度として運用していくと、このことが大事でありまして、単年度の収支の論評だけで終わらせてはならないというふうに考えておるものでございます。

議員、１億の黒字とおっしゃっていただいておりますけれども、１億の黒字ではなくて、やはり８，０００万の赤字が出ておる状況ということでご理解をいただきたい、２１年度の決算につきましては。それは、一般会計からの繰り入れを行うことで激変緩和を行い、持続的な制度として運用していこうという亀山市の考え方でございますので、その点につきましては、ご理解いただきたいと思います。

一方で鳥羽の事例も出されましたけれども、鳥羽も５年前に１０億の基金を持たれておられました。それは、この間、本年度末で基金が底をつくと、５年間の間にそういう状況に至ったと。亀山市の２年前の状況に至ったわけでございますが、そこに至るまでに２回の税率を下げる判断をされておられます。どういう事情があったか私は存じ上げませんけれども、しかし、一年一年の判断ではなくて、持続的にこれを考えていくと、このことがより重要であるというふうにご理解をいただきたい、このように存じます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

私も何度か議論してきました。あす、また一般質問でやりますけれども、市長が言われる大もとは国なんですよ、この問題は。１９８０年代には、国保収入の５０％を超える負担を国がしておったんですよ。ところが、２１年度の決算で調べてみましたけど、２３％になっています。２３％で９億円なんですわ、亀山市の額が。それが、例えば８０年代ぐらいの水準まで国が負担をすれば、こういう問題も生じないんですよね。それは、市長の言われるとおり構造的な問題なんですよ。ところが、現実問題、国が２３％しか全体の中で予算を持たない中で、その分、どんどんどんどん国民健康保険税を加入者に負担させていったらいいのかという問題にはならないんですよね。だから、そこのところを国がやらないようであれば、やはり市がやらざるを得ない、全国の自治体で悩みを抱えていますよ。だから、こういう形で、本当は国に責任のある問題なんだけれども、国がやらないのであれば、やむなく市がやらざるを得ないんですよ。でなければ生活が持たないんですよ、国保世帯の。だから、これを言っているわけですよ。だから、１億８，０００万という繰り入れをしたのもそういうことではないですか。だから、１億円の黒字というのは先ほども言いましたように、あくまでも医療費の伸びの見込みが誤りであったと。そのことに伴って国保税が高く上げられた。そのことによって出てきたお金である以上、やっぱりこれは一般会計に戻さず、国民健康保険の特別会計に残すべきだということを指摘して、時間がありませんので、次に移ります。

次に、議案第７２号平成２２年度一般会計補正予算（第３号）についてですが、小坂議員と竹井議員の質問とかなりダブりますので、私が言いたいことだけ質問させていただきます。

まず、個人市民税の問題です。これも先ほど国保のあれを聞きましたけれども、２１年度と２２年度の比較で個人市民税、どれぐらいの落ち込みになっているのか。２１年度が幾ら、２２年度が幾らということをお示しいただきたい。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

個人市民税の１人当たりの所得といたしましては、平成２１年度が約２９０万円、平成２２年度が２６５万円となっており、所得で２５万円の減少となっております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

本当に市民生活は今大変ですよ。あらゆるところでこれは出ていますよね。時間が限られておりますので、次に移っていきますけれども、減債基金を積んでいます。たしか１４億でしたかね。この間積んだところで、また３億なんですけれども、この減債基金、いわゆる借金返済のために充てる特定目的の基金ですけれども、ピーク時にどれぐらい基金を積んでなきゃならないのか、その辺の数字はどうですか。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

減債基金につきましては、平成２１年度末で１４億３，０００万でございまして、今回３億円を積み立てますと、今年度末の残高は約１７億３，０００万になる見込みでございます。目標額でございますけれども、中期財政見通しを３月にお示しさせていただきました。来年度以降の財政への影響を考慮しまして、公債費の負担比率が１５％を超える部分を減債基金により補てんをすることといたしておりまして、２６年度までの必要額は１８億６，９００万円を見込んでございますので、この額を一応の目安というふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

そうすると、何も無理して今回補正で組む必要もないですよね。１８億まで持っていかないかんところを１４億まであると。それも随分先の話ですよ、まだ。だから、何としてもこの補正で３億積まないと払えないという状況ではないということですよね。

最後にお聞きしたいんですけど、今回の補正予算全体として基金が８億ですよ。今、議論に出ましたけど、退職手当が２億６，０００万、この二つ、基金と退職手当を除くと、ほとんどないんですよ。

先ほど言いました、所得がこんだけ下がっている。市民生活が大変だ。やってほしいことはいっぱいある。こういう状況の中で、本当に補正の必要があるものはなかったんですか。その辺の検討はどの程度されたんですか、お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

いろんな地元要望もございますけれども、当初の計画を持って順次進めておりまして、新たな事業費の計上といったことになりますと、小坂議員にもお答えをさせていただきましたとおり、会計年度といったものも迫っております。設計などのマンパワーとの関係といったことで、年度内の完成が見込めないということから、今回、新たな事業費の計上といったものは考えなかったところでございます。こういったことから、今後、厳しさを増す来年度以降の財政運営に対処するために、今回、各基金にそれぞれ積み立てを行ったものでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

一つだけ言いますけど、保育園、大変ですよ、これ。２年続けて待機児童が県下ナンバーワンと違いますか。解消の手だてがほとんどうたわれていません。当てにしていた川崎愛児園もおくれるということですわ。４月には間に合わない。なぜこういう問題が、あり方検討委員会で検討するような問題ですか、これ。要するに器を大きくするしかないんですよ。改築、増築、新築、これしか方法はないじゃないですか。それともほかに知恵がありますか。検討委員会で検討してもらうような問題ですか。そうしたら、増築する改築する、こういうものがこの１年検討されなかったんですか。こういうことだって、放置されているわけですよ。それで、何もする必要ありませんでした。

補正は盛る予定はありませんと、こんなこと通りますか。補正は確かに緊急必要なものということになりますけれども、私は、待機児童解消のためなら使えると思うんですよ、こういうことは。だから、そういうために使うというようなことも含めて十分な検討がされたのかどうか。特にこれだけの思いも寄らぬ税収増があったわけですよね。だから、そういうものを生かして、何とか市民生活のためにしようというような方向で検討されたのかどうか、最後に市長に伺っておきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この１２月の補正で、市民生活に重要な要素は検討してきたかということでございますが、その点については検討させていただいて、現在行政運営をさせていただいておるものでございます。同時に、非常に重要な政策課題につきましても、本年度を通じて検討を進めてきておるものでございますけれども、今ご指摘の待機児童の問題につきましては、もちろんあり方検討委員会の議論は議論なんですが、新年度に向けてどうあるべきか、何をすべきか、そういう議論を庁内でさせていただいておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

この問題に関しては、議論より実行です。そのことを申し上げて、終わります。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

１８番　服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、２２番　櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、質疑をさせていただきたいと思います。通告は前後しますけれども、ご理解いただきたいと思います。

まず、第１０款教育費、小学校のトイレ改修について６３０万の減額とあるんですけれども、年内に改修すべき施設がなかったのかどうか、問いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

平成１９年度から始めましたトイレ改修事業につきましては、改修工事を行った亀山西小学校及び耐震改修工事の際、トイレ改修を行った関小学校を除いた小学校９校、また中学校においては改築工事を行う関中学校を除く２校のトイレ改修を行う事業でございます。中学校につきましては昨年度完了し、小学校につきましては、本年度、昼生、神辺小学校の改修工事が完了しましたので、本年をもってトイレ改修工事は完了となります。なお、今回の改修工事の対象としていない関小学校の職員トイレの改修や亀山西小学校の便座の改修など、本年度実施設計を行っておりますので、

次年度に工事を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

私は、学校環境の格差をなくしたいというのが念頭にありますもんで、来年度、西小及び関小のトイレ改修をやってくれるということで理解しました。

次に、鈴木達夫議員も質問させてもらったんですけれども、空調機器の件ですけれども、基本的に神辺、川崎、井田川、東小学校、これは主要事業で上がっておると。その中で、今回４，３６７万１，０００円の減額が出ておる。２２年度、２３年度の主要事業の中で、他の４校について明記してなかったと。これについて、企画としてどのような指導をしたのか。学校間の格差がないようにするためには、これを主要事業の中に全市内の小・中学校の学校環境の格差是正のために、なぜ全部の学校を上げてこなかったという指摘をしなかったのか、一遍お聞かせ願いたい。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

教育次長が鈴木議員にご答弁させていただきましたとおり、３ヵ年の事業計画で上げてきていただいておりますので、年次的にそれを実行していくという考え方で整理をしておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

年次的な事業消化というけれども、２３年度には中部中学校の改修事業が行うということは聞きました。だけど、ほかの７校の小学校ですな、それについては何で指摘をせんだんか、企画が。それは財政的な状況があるかわからんけれども、やはり前期計画の中の実施計画の中で、企画として当然市長の直属の部局であると思うんだけれども、全施設を格差ない環境をつくるのは、市長の姿勢とちゃうのかな。一遍市長に聞きたい。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほども鈴木議員のご議論の中でもございましたが、教育環境整備として、特別支援、それからサマー教室の全校の整備は３ヵ年において実施をしていくと、そういう計画で進めさせていただいておるものでございます。今ご指摘をいただいておるのは、多分、実施計画、２２年と２３年度の亀山市総合計画前期基本計画の第２実施計画は本年度と来年度が計画期間でございますので、その中には、本年度の小学校３校と、来年度の中学校、中部中しか入ってないではないかと、その後の７校をどうするんだというご趣旨ではないのかなというふうに拝察をいたします。そこにつきましては、２４年度以降は次の後期基本計画の中に組み込んでいくということになろうかと存じますので、そういう解釈を賜りたいというふうに思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

あなたのマニフェストの中にこういうふうに書いてあります。教育のカタチの中に、小学校校庭の芝生化モデル校１校、小・中学校のサマースクール、特別支援教室への冷房設備１００％完備を実現します。事業費６，０００万、期限３年以内、いかがですかな。２４年になったら３年を超えまっせ。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これも教育委員会の方から先ほど答弁がございましたけれども、小学校の３校を先行させていただいて、その後、残り７校についての計画を、可能であれば断続的に行ければというふうに考えておりました。しかし、関中学校、亀中の改築が進んでおりますところで、中部中学校のサマースクール、特別支援教室について、小学校整備後が果たしていいのかどうか、そういう議論を内部でも重ねてきたところでございます。したがいまして、来年度、中部中学校の空調機整備を優先しようと、こういう判断の議論をさせていただきました。したがいまして、１ヵ年ずれ込んでまいりますけれども、そういう議論の経過の中で、何とか今後３ヵ年、段階的に整備をさせていただくと、この気持ちは変わっておりませんのと、非常に財政が厳しゅうございますし、個々の学校の教育施設の課題というのはたくさんございますので、空調だけの話ではなくて、トータルの整備を考えていかなくてはなりませんので、その点につきましては、１年ずれ込んでいくことについては大変申しわけございませんけれども、財政状況等との総合的な判断の中での結果でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

ここにあなたのマニフェストがあるんですよ。マニフェストとは、言いっ放し、やりっ放しの願望を述べただけの公約ではありません。４年後、その結果をチェックいただけるよう、具体的な政策、財政期限を明記した市民の皆さんと交わした約束ですと。ぜひご一読いただき、未来へのご選択をいただきたく強く願っています。この選択とは、私を選挙へ通してくれということですよ、このマニフェストというのは。というのは、そこに書いてあるのがサマースクール、特別支援教室の３年以内の実現ということが約束ですよ、市民との。それを財政的な見地からお許しいただきたいというのは、おかしいと私は思う。マニフェストはあなたが書いたんだから、私が書いたん違うで。あなたが書いています。未来へのご選択をいただきたく、私のマニフェストに基づいて私に一票を投じてくださいといって、あなたはこのマニフェストをつくったわけ。３年以内でお金がないから、ちょっと待ってくれというものではないと思います。

それを踏まえて聞きたいと思います。

議案第７２号について移りたいと思いますけれども、ここに今回の補正予算（第３号）について、減債基金３億と財政調整基金５億９３５万９，０００円の中で、２１年度決算状況の県内１４市の

一覧表をつくってみました。この表で分析いたしますと、いなべ市４万６，５８９人、志摩市５万７，４５９人、亀山市、ご存じのように５万４６３名の人口があります。それぞれの各自治体の当初予算の予算規模は、いなべ市１６８億、志摩市が２３８億、亀山市が２０９億弱の予算規模を持っています。この表にありますように、地方債の２１年度現在高、いなべ市が１７４億８，２００万、財政調整基金が２９億７，３００万、減債基金が３億７，９００万、志摩市が地方債が２７９億６，４００万、財政調整基金が１０億９，６００万、減債基金が１億７００万、亀山市が地方債が２０３億５，３００万、財政調整基金が３９億４，４００万、減債基金が１４億３，２００万となっております。

これを、１４市で地方債現在高に対して減債基金の割合はどうなっておるかということを出してみました。それによりますと、鈴鹿市が９．２４３、亀山市が７．０３６、ずうっと以下あるんですけれども、このような状況の中で、今回改めて減債基金に３億の基金を積まれると。今、市長が言われた３億を積むということは、財政的に目的基金であると、減債基金は。これは、借金の返済に対する基金であると。だから、これ以外には使えないというところに３億のお金を積むんだったら、今おっしゃったようなあなたのマニフェストを達成するための文言はおかしいんではないかと私は思う。県下１４市のこの表を見て、いろいろ判断していただいたと思うけれども、私は、余りにも亀山市は突出して減債基金を積み立て過ぎておると思います。確かに鈴鹿市の減債基金の４２億９，４００万は、鈴鹿市は庁舎建設を行っています。そのためには返済は必要であると。今も広森部長が言われたように、２６年度に償還ピークが１８億何がしの基金が必要であるということは確かにわかりますけれども、あなたの任期は一体何年から何年までですか。あなたの市長１期４年間の任期期間、何年から何年までですか、一遍お答え願いたい。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私の任期というご質問でございますが、平成２１年２月から２５年１月末日ではなかったかと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

それは間違いないでしょうね。

要は、２５年までしかあなたは任期がないということですよ。それなら、２６年のあとのことを心配されるということは確かに必要なことと思うけれども、これで、基本的に２２年の１２月に３億を積むと、１７億の基金を積むわけですな。かなりこの数値が上がってくると思うんですよ。ちなみに、２１年度の決算状況で県下１４市の平均をとってみますと、亀山市として妥当な線ですな、減債基金を積み立てる額。これを亀山市を除いて平均で割ると１．６１１なんです。現在の２１年度の地方債の現在高が２０３億５，３００万ですから、これに１．６１１を掛けますと、３億２，８００万でいいんですよ。３億２，８００万というのは、今も言わせてもらったように、志摩市が大体１億です。いなべ市が３億７，０００万です。すると、大体減債基金として積む額はこれだけでいいわけです。その分１７億の中から３億を引いた１４億を財政調整基金の方へ積み込んでおけば、

いろんなあなたの政治ができると私は思う。あなたの任期でこの２年間ですが、私も前回のときも反対しましたけれども、２年間であなたは十何億の金を積んでおるんですな。服部議員も言われたけれども、市民の要望を抑えてまで、平成２６年度の返済に対して、あなたのマニフェストを曲げた政治をせんなんのか。何を心配しておるの。あなたが４年間で、言いっ放し、やりっ放しの願望を述べただけの公約ではありませんというんですよ。４年後に評価してくれと。そして、ぜひ今回の選挙では私を選んでくれといって、１５億のあなたのマニフェストの総括をやっておるんです。

もう一つあります。私はぽぷらでもいろいろ提案もさせてもらっているんですけれども、現在の基金が１４億３，２００万あります。今回３億積みます。私が、今１．６１１を掛けた３億２，８００万にすれば、１４億４００万のあなたの政治ができるお金があるんです。これを、市長マニフェストの４年間で１５億以上の財源を新しく生み出して、新生亀山の新たな事業を推進したいというのがあなたのマニフェストなんですよ。

私らぽぷらも、特に基礎行政の確立のぽぷらとしてあなたに提案をさせていただいたんですけれども、安心・安全のまちづくりの防災、防犯、交通安全対策、医療や介護体制、弱者対応など最低限のセーフティーネットの確立をしてくださいと。税の負担の提言、今服部議員も言われたように、暮らしやすい住みよいまちづくりの構築をしてくださいという提案をさせていただいた。だから、目的基金で確かに２６年度には１８億の返済が来るかわからんけれども、やはりそれなりにきちんとやっていかんならん。ということで、あなたのマニフェストも達成できる。

もう一つですが、普通交付税の交付見込みというのは、大体、総務部長は知ってみえると思うが、平成２２年度は、算定外として４億１，９００万、２３年度には５億４，０００万算定外で入ってくると。２４年には６億７，０００万、普通交付税が。というのは、２３年度からは交付団体になりますから、それを見込んで計算した数字だと私は思うんですけれども、２５年度には９億円の普通交付税が国から交付される。あなたが今言われたように、２６年で１８億要る。そういう返済のための準備基金というのは要らんわけです。要っても、財政調整基金の中に積み上げておけば、自由に組み替えることができるわけです。あなたがおっしゃった平成２５年の４年後にもう一遍出たいで、そのチェックをしてくれというわけですよね、これができたら。今のことでもまるっきりしておらんとは言いませんよ。だけど、金がないから辛抱してくれというような言いわけにすぎんと思うけれども、市長はどう思いますかな。今言ったこの表を踏まえて。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご案内のように、今、亀山市の置かれた状況というのは、単に市税収入が減っていくということではなくて、それが急激に起こると。この数年、急激に膨らんだ歳入が急激に減少していくと、こういう局面の中に私どもは今おるわけでございまして、そういう中にあって、自治体としてどのように持続をさせていくのか。あるいは地域、市民の暮らしを持続させていくのかと。こういうところに注力をさせていただいておるところでございます。

今お示しをいただきました減債基金の積み過ぎではないのか。もっと自由に使える財調であったり、あるいは市民生活に必要なものに回すべきではないかと、こういうご趣旨であろうというふうに思っておりますが、これもご案内のように、本年度、公債費負担比率が１４．７％になっておる

かと思います。いわゆる財政運営上、警戒ラインと言われます１５％を超える期間が、来年度以降続いていくのではないかというふうに懸念をしております。こういったことから、今想定しておりますのは３年後、借金の起債の償還のピークを迎えるわけでございますが、これも一気にふえていくという流れの中にございますので、現在、本年度で２４億でございますが、３年後にはこれを年間３０億、償還に回すというのが今想定をされておるものでございますので、財政の硬直化が懸念をされておるわけでございます。そういった意味で、この警戒ラインの１５％を超えるという部分を減債基金によって補てんすることを今重要視しておりまして、そうすることで、今度は財調だとか、いろんなものが、市民生活なり必要な事業に回ると、財政硬直化の中でも転換ができると、このような視点で、今、減債基金を公債費負担比率の１５％に匹敵する、２６年度ベースで１８億６，９００万、これに向かって備えをいたしておるというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、マニフェストにつきましてご指摘をちょうだいしました。確かにこのマニフェストは、４年後、有権者の皆さんと検証いただくための民主主義の新たなツールであるというふうに私自身は考えておりまして、その思いは強いものでございます。その達成に向けて最善を尽くしていくという考え方には変わりません。しかしながら、今お触れいただきました、先般、会派の方から政策要望ということでちょうだいをいたしておりますが、その中では、マニフェストの検証、修正も柔軟に勇気を持って行えと、一方でこのようなこともおっしゃっていただいておるわけでございます。今の状況の中でどう考えていくのか、私自身の政治的な立場ではなくて、亀山市としてどうあるべきか、この点について今後も真摯に取り組ませていただきたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

マニフェストの一番最後にこういうことが書いてあるんですよ。

以上、これらにより４年間で１５億円以上の財源を新しく生み出し、新生亀山モデルの新たな事業を推進してまいりますと。４年間で１５億円以上の財源を新しく生み出してと。その新しい財源はどこから生み出すか、一遍それを聞かせてください。私は、この減債基金に積むお金の１４億を、あなたがおっしゃる４年間で１５億円以上の財源を新しく生み出すのに当てはめたらいいのじゃないかと言っておるんですよ。それを、あなたはあえて将来２６年度に借金を返さないかんから、辛抱してくれ、辛抱してくれと。将来的な中期財政見通しでも、身の丈に合ったと、今の２００億、補正して２２０億になっていると思うけれども、それを１７０億にしようと。２６年度にしていこうということを言っておるんでしょう。そうすると、亀山市は、今から大規模なものはないでしょう。あなたが市長選挙のときに庁舎建設はやめますと。それから、合併特例債の７５億は使いましたけれども、２５億は使いません。何もしません、何もしないまちで、活力ある、小さくともキラリと輝く亀山市に住みたいというまちができますか、あなたの考えで。どこで１５億の財源を生み出すんですか。何を原資にして亀山を元気にしてくれるんですか、あなたは。一遍教えてください。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昨年２月に就任をさせていただきまして、やっぱり財政的な状況の変化、まちの変化、これを持続的に進めていくためにどうすべきかということで、議員の皆様、市民の皆様にもご理解をいただいて、平成２５年、平成２６年で計画をいただいておりました庁舎建設を凍結させていただきました。自然の森公園につきましても、本来ならば２２年度から用地の買収等々が始まっておったと思いますが、これも１５億の事業費でございましたけれども、白紙とさせていただいたものでございます。さらには、和賀白川線の合併特例債で計画をいただいておりました橋梁につきまして、構造の変更、デザインの変更によりまして、当初の事業費から１０億のコスト縮減に至ったと、このように考えておるものでございます。いずれにいたしましても、そういう既存の事業、あるいは計画しておるものを、今は持続ができるような判断に組み替えていく作業と。なおかつ同時に市民の暮らしや地域の資源や地域のきずなを高めていくと、こういう政策でもって亀山市を持続的、そして個性を輝かしていくと、この思いで臨んでおるところでございまして、さらには、財政改革の基本方針をこの９月にお示しさせていただいておりますが、その中で、今後の新たな財源の、歳入改革は一方の柱でございますが、財源確保に向けてカーボンオフセットでありますとか、新たな調達手段につきまして、現在庁内で研究、検討させていただいておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

頭はぶれたらいかん。この小さい亀山市５万の市、市長がぶれたらあかん。検討していくと、財政捻出のために。検討せんでもいいから、減債基金へ積まんでも、ここにちゃんとあるやないかと私は言っているんです。ちなみに、この基金の経緯を市民の皆さんに言っておかなあかん。決算時の減債基金の残高は、２０年度２億８，０００万だったんです。２１年度に、当初に１１２万積みました。９月補正で４億３，８７８万積みました。３月補正で７億６９６万３，０００円積みました。その結果、１４億３，１５７万２，０００円になりました。２２年度に３億４２万を積むと１７億３，１９９万２，０００円になる、今回の議会でこれが可決されたら。頭をひねらんでも、検討せんでも、ここに減債基金をもう少し上手に積み立てをしていけば。財政調整基金が２２年度で５億９３５万９，０００円積んだら、最終的に決算で３９億７，６１３万４，０００円になると。ここへ１４億を積めば、５４億弱の財政調整基金で自由に使えるお金が運用できるんですよ。そして、そのときに借金があったときには、そこから崩したらいい。交付税措置も地方交付税から来る９億のお金も運用したらいいんですよ。それが、ここにある中期財政見通しの中に明記されますよ。何も頭をひねらんでもいい。

だから、行政というのは、首長がぶれてもらったら困る。やはり４年間、あなたに市民は負託をしたので、だから、首長は約束を破ったらあかん。そして優秀な職員が見えるんやで、その人らをきちっと使ってほしい。終わります。

○議長（大井捷夫君）

２２番　櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

次に、５番　豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

では、質問させていただきます。

まず、新エネルギー普及支援事業について。議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）のうち、第２款総務費、第１項総務管理費のうち、新エネルギー普及支援事業８００万増額について質問いたします。

この亀山市における新エネルギー普及支援事業とは一体どのようなものなのか。また、今回の補正で８００万円の増額とありますが、なぜ補正で増額されたのか、その理由をお尋ねいたします。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、本事業につきましては、亀山市太陽光発電システム設置補助金交付要綱に基づきまして、市内の住宅及び事業所に太陽光発電システムを設置された方に対し補助金を交付する事業でございます。具体的な内容でございますが、住宅用につきましては、市内においてみずから居宅する住宅に設置する方に対し補助金を交付するもので、補助金額は出力１キロワット当たり３万円で、上限は１０万円でございます。また、事業用につきましては市内においてみずから事業所に出力１０キロワット以上の設備を設置した代表者、または個人事業主に対し補助金を交付するもので、補助金額は５０万円でございます。

本議会に予算補正を提案させていただいた理由でございますが、国の施策として、平成２１年１１月から、発電余剰電力を従来の２倍で買い取る制度が開始されたことや、国や市が実施しております補助制度の浸透によりまして、太陽光発電システムの設置が大きく促進され、補助申請件数が大幅に増加いたしましたことから、予算の増額を提案させていただいたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

説明いただいたときに、５０件の枠がもともとあった中で、それでは足りないほど応募が見込まれるために新たに８０件枠をつくるということを伺いました。

そのように応募がふえた理由としては、今申し上げていただいたとおり、国の補助金が去年１１月より太陽光発電の余剰買い取り制度ができまして、平成２２年度に電力会社で受給契約を申し込み行った場合の買い取り価格が決定したことが影響として上げられております。つまり、それまでは売り電の単価と買い電の単価は同等価格、もちろん条件にもよりますけれども、１キロワット当たり２４円だったのが、国は太陽光発電システムの普及を後押しするため、住宅用の買い取り価格を向こう１０年間、２倍の４８円にすることにしたことによって、買い取り価格は２倍近くになりました。また、ことし１１月２６日にも、国の２０１０年度の補正予算が成立いたしまして、これにより、国の太陽光発電システムに対する補助金、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の受け付け終了日が、当初の２０１０年１２月２４日から２０１１年３月まで延長される見込みとなったそうです。

このような流れの中で、太陽光パネルの、市民、国民への関心は高まっておりますし、また太陽

光パネルの普及を支援するのは必要であると思います。今後も国や県の状況も把握しながら進めていただきたいと思います。

ちなみに亀山市の場合、今回新たに企業向けの補助金もできましたけれども、そちらは応募数がゼロであったとお聞きいたしました。その理由は、恐らく新たに決められた国の余剰買い取り制度が個人住宅向けのものであり、企業にはあまりメリットがないことや、現在の経済状況が影響しているものであろうと伺いました。しかしながら、この太陽光発電事業につきましては、引き続き取り組みを継続していただきたいと思います。

さて次に、新エネルギー普及支援事業について、亀山市の考え方、目的をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

市では、平成２０年１２月に亀山市地球温暖化防止対策推進計画を定めまして、二酸化炭素排出抑制、新エネルギーの導入、森林緑化の推進、環境教育の推進の四つの柱を軸に、市内の二酸化炭素を削減する取り組みを進めております。その中で、新エネルギーの導入につきましては、太陽光発電の普及支援が重点実施項目と位置づけられておりまして、補助制度の実施によりまして、一定の普及促進の効果が上がっていると考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

先ほどのご答弁、そして今議会で提出されました亀山市の第２次実施計画の中での目標の中にも、設備設置に対する補助金を交付することにより、市内住宅及び事業所への新エネルギー施設の導入を促進することで地球温暖化防止への意識の高揚を図り、$CO_2$２５％削減を目指すものであるとございます。何が申し上げたいかといいますと、太陽光発電というと、必ずCO_2削減の話が最初に出てきます。CO_2の温暖化に対する影響が世界で当然のように訴えられておりますけれども、実際には、まだ温暖化へのCO_2の影響力は謎な部分が多いのも事実でございます。このことに否定するつもりではございませんけれども、CO_2削減イコール「エコ」という図式がひとり歩きしているような感も少し懸念がございます。そもそも論のなってしまうといけませんので、このあたりにしておきますけれども、一方で、「新エネルギー」という言葉から、エネルギー資源について考えてみたいと思います。

地球にある資源はさまざまございますけれども、エネルギーというものは、クリーンで維持ができ、安価でなければならないと思います。つまり環境に優しく、いつでも永続的に入手することができ、どこでもだれでも利用できるよう安価なものでなければなりません。残念ながら、今現在では、最後の安価であるというのは達成されておりませんけれども、残りの二つ、クリーンで持続可能であるということについては、この太陽光というのは条件を満たしていると思われます。

今までは、石油、石炭、天然ガスなどの多くの天然資源が使われてきました。しかしながら、これらの化学燃料は、地球温暖化や酸性雨などの公害をつくり出しました。また、それらの天然資源

には限りがあります。そこで、現在最も注目されている新エネルギーの一つが太陽光発電です。最後の課題である設置導入費用が高額であるということは、初期段階で国や県や市から補助を出すなどの支援をして、補助から普及へ、普及により大量生産が可能になればコストの削減へ、そしてコスト削減により低価格化が実現できれば解決が可能であると思います。また、それによって資源の乏しい日本のエネルギー自給率も上がることになります。また、太陽光発電のように、新しい事業が参入することにより、新規産業の育成、雇用の拡大が見込まれます。そういった意味では、やはり普及するためには、市や国からの補助が不可欠であると思います。今後も、この期待の大きい太陽光エネルギーが普及するために、市としてもこの事業に一層取り組み、勉強していただきたいと思います。

この質問につきまして最後に、実際にこの事業による成果を数値化、もしくは把握できるデータが存在するのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

太陽光発電施設の導入につきましては、導入促進により、各家庭での地球温暖化防止や二酸化炭素の削減の効果が期待されます。一方、市民の方々の意識高揚にもつながるものと期待しておるところでございます。

ところで、先ほど言いました地球温暖化防止対策地域促進計画におきましては、太陽光発電システム設置により、１台当たり二酸化炭素の削減量は、年間で１．３４トンと見込んでおるところでございます。平成１８年度からこの事業を始めましたので、２１年度までの施設設置数から削減量を計算しますと、設置補助台数は１４１台で、これは各年度設置台数を累計すると、年間で２８５台ということになります。それで、１．３４トンを掛けますと３８１．９トンということで、二酸化炭素の削減量は３８２トンという計算になります。わかりやすい数字ということでありましたら、杉の木に換算すると約７，０００本分の二酸化炭素吸収量となるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

CO_2の杉の木の７，０００本分ということで例を出していただきました。太陽光発電普及センター（Ｊ－ＰＥＣ）の資料によりますと、２０１０年は月に約１万５，０００件の申し込みがあるそうです。単純計算をしまして、もし太陽光発電システムを、今も高額ですので二、三百万かかりますが、１件３００万で導入するとした場合、月々１万５，０００件掛ける３００万円で４５０億のお金が動くことになります。また、メーカー経由で関連産業もふえ、設置工事もふえるとなると、それだけ仕事も生み出すことになります。そういう意味で、太陽光パネルは地球温暖化の原因となる二酸化炭素の削減のためとよく耳にしますし、今も資料として出していただきましたけれども、そのことに加えて、太陽光発電は経済流通の面、また雇用促進という意味合いでも期待が持たれております。亀山市としてもアンテナをしっかり張っていただきまして、将来性のある分野を見きわめていってほしいと思います。

次に、ふるさと納税についてお伺いさせていただきます。

同じく補正予算（第３号）の第１２款諸支出金、第１項基金費のうち、主にふるさと納税に関連する基金費についてお伺いいたします。

今回、基金のうち地域福祉基金費と関宿にぎわいづくり基金費でふるさと納税寄附金が使われております。まず第１に、このふるさと納税について、どういったものかを簡単に説明いたしますと、地方税、住民税ですけれども、その一部を、かつて住んでいたり、子供時代を過ごした自治体など、今住んでいる自治体以外に納めることも可能にした制度でございます。平成２０年度、２００８年４月に地方税法改正により５月から導入されまして、住民税の１割程度を上限に地方自治体に寄附すると寄附証明書が発行され、住民税の一部が控除される仕組みとなっております。都市部に集まりがちな税収、お金が、地方との税収格差を是正する目的があると言われております。

そこで、ふるさと納税については、あさっての一般質問で詳細をお聞きするつもりではございますけれども、きょうは亀山市に今までふるさと納税として寄附されたお金がどのようなものなのか。また、それらがどのような目的で実際に使われたのかについてお伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、今年度につきましては、２名の方から合わせて１０万円のご寄附をいただいております。福祉基金の中では、積み立てをしておるのは５万円でございます。関宿にぎわいづくりが５万円と、合わせて１０万円でございます。今までご寄附をいただいた方につきましては、ご意向を確認し受納し、これまでにも保健福祉増進のための地域福祉基金やボランティア活動を育成するためのボランティア基金に受納しておるところでございます。

次に、基金の運用状況でございますが、総合保健福祉センターのトレーニング機器の購入や市民参画協働推進補助金として活用させていただいておるところでございます。なお、平成２０年度から２２年度までの合計につきましては２，０２７万ということになってございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

ふるさと納税については、数件、亀山市でもいただいております。この寄附は、寄附金という税収という意味合いだけでなく、亀山市をアピールしていく、またより亀山市を知っていただき、そして愛着を持っていただくためのチャンスでもございます。ふるさと納税に関しましては、自治体によって熱の入り方が随分違いますけれども、私としましては、ぜひとも熱を入れて亀山市に取り組んでいただきたいと思っております。

時間がたくさんあるのでもったいないんですが、あさっての一般質問でも取り上げていきたいと思いますので、きょうはここまでにさせていただきたいと思います。ご苦労さまでした。

○議長（大井捷夫君）

５番　豊田恵理議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第１に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第６８号から議案第７９号までの１２件については、

お手元に配付いたしてあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

なお、報告第３２号から報告第３４号の３件については寄附を受納した報告であり、常任委員会への付託を省略いたしますので、ご了承願います。

付　託　議　案　一　覧　表

総務委員会

議案第７０号　亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案第７１号　亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について
議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）についての内
第１条　第１項
同　条　第２項「第１表　歳入歳出予算補正」中
歳入　全部
歳出　第１款　議会費
第２款　総務費
第３款　民生費
第１項　社会福祉費
第１目　社会福祉総務費
第２３節　償還金、利子及び割引料
社会福祉一般事業
過年度国庫支出金返還金の一部
第２８節　繰出金
第２項　児童福祉費
第１目　児童福祉総務費
第２０節　扶助費
第５項　国民年金費
第９款　消防費
第１２款　諸支出金費
第１項　基金費
第１目　財政調整基金費
第２目　減債基金費
第３条「第３表　債務負担行為補正」中
２　変更
議案第７３号　平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について
議案第７４号　平成２２年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第７９号　平成２２年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第１号）について

教育民生委員会

議案第６８号　亀山市学童保育所条例の一部改正について

議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）についての内

第１条　第２項「第１表　歳入歳出予算補正」中

歳出　第３款　民生費

第１項　社会福祉費

ただし、

［第１目　社会福祉総務費
　第２８節　繰出金］

を除く

第２項　児童福祉費

ただし、

［第１目　児童福祉総務費
　第２０節　扶助費］

を除く

第３項　生活保護費

第４款　衛生費

第１項　保健衛生費

第１目　保健衛生総務費

第１０款　教育費

第１２款　諸支出金

第１項　基金費

第６目　地域福祉基金費

第７目　関宿にぎわいづくり基金費

第２条「第２表　繰越明許費」

第３条「第３表　債務負担行為補正」中

１　追加の内

介護用品支給事業

議案第７８号　平成２２年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

産業建設委員会

議案第６９号　亀山市自然公園条例の一部改正について

議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）についての内

第１条　第２項「第１表　歳入歳出予算補正」中

歳出　第４款　衛生費

第１項　保健衛生費
第４目　火葬施設費
第２項　清掃費
第６款　農林水産業費
第７款　商工費
第８款　土木費
第３条「第３表　債務負担行為補正」中
１　追加の内
斎場管理業務委託料

議案第７５号　平成２２年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について
議案第７６号　平成２２年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第７７号　平成２２年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（大井捷夫君）

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明９日は午前１０時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。

（午後　４時５５分　散会）

平成２２年１２月９日

亀山市議会定例会会議録（第３号）

●議事日程（第３号）

平成２２年１２月９日（木）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２２名）

１番	髙島　真君	２番	新　秀隆君
３番	尾崎邦洋君	４番	中崎孝彦君
５番	豊田恵理君	６番	福沢美由紀君
７番	森　美和子君	８番	鈴木達夫君
９番	岡本公秀君	１０番	坊野洋昭君
１１番	伊藤彦太郎君	１２番	前田耕一君
１３番	中村嘉孝君	１４番	宮崎勝郎君
１５番	片岡武男君	１６番	宮村和典君
１７番	前田　稔君	１８番	服部孝規君
１９番	小坂直親君	２０番	竹井道男君
２１番	大井捷夫君	２２番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田　正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森　繁君
総務部参事（兼）契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	川戸正則君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分　純君	建設部長	岡崎賢一君
上下水道部長	三谷久夫君	関支所長	稲垣勝也君
危機管理局長	片岡久範君	医療センター事務局長	伊藤誠一君
会計管理者	多田照和君	消防長	渥美正行君
教育委員会委員長	宮崎洋子君	教育長	伊東靖男君
教育次長	上田寿男君	監査委員	落合弘明君
監査委員事務局長	宮村常一君	選挙管理委員会事務局長	井上友市君

●事務局職員

事	務	局	長	浦	野	光	雄	書	記	松	村	大			
書			記	原		千	里								

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（大井捷夫君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第３号により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

３番　尾崎邦洋議員。

○３番（尾崎邦洋君登壇）

おはようございます。緑風会の尾崎です。

１０月の市議会議員選挙で初当選させていただき、当選後初めての議会で一般質問のトップバッターとしてやらせていただくこと、非常に光栄に思っております。

また、これからの質問させていただくご答弁につきまして、何分にもなかなか官庁の言葉とか、そういったことになれないものですから、できる限りわかりやすい表現でお願いしたいと思います。

それでは、通告に従い、医療センターの再生についての質問に入らせていただきます。

まず最初に、櫻井市長は、平成２１年２月１日に行われました市長選挙において、市長任期の４年間で取り組む具体的な七つのカタチとして、その中で医療センターの再生を最優先というふうに約束されておりますが、そのときに描かれた再生の姿はどのような形をイメージされて再生という言葉をお使いになられたかと。それと医療センターの現在の状況について、２点、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

尾崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご案内のように、数年前より全国的に地域医療の信頼感が揺らぎ始めました。本市におきましても、長年にわたり地域医療の基幹的な役割を果たしてきた市立医療センターは、平成１８年ごろより医師の退職が相次ぎまして、診療体制の見直しを余儀なくされて、地域医療の機能低下へとつながる中で、私自身、就任以前、何を置いても市民の安心をまず担保することが急務であると、このように考えておりました。

このことから、２年前のマニフェストにおきまして、市役所に地域医療担当チームを新設し、地

域医療全体の再構築プランを確立する。とりわけ、医療センターにおける医師不足による医療サービスの低下、年間約４億円の赤字補てんなどの待ったなしの現状に対し、経営形態、特色化、待遇改善、関係機関との協力などにより、市政の多くの課題の中で最優先で取り組むとの決意を明記し、就任後、医療センターを初め、全庁的にその具体的な取り組みを進めてまいりました。

そこで、市長の言う再生とは具体的にどのような姿かとのお尋ねでございますが、その一つは、市民の暮らしの安心・安全を守る自治体病院としての役割、機能の回復にあります。そのためには、医師、看護師の確保が大前提であることと、地域内外の限られた医療資源を生かし、つなげ、回生病院、鈴鹿中央病院などの二次医療機関との機能分担や一次医療を担っていただいております医師会との連携強化によって、市民の安心を確立することにございます。

もう１点は、昨日も国民健康保険の法定外繰り入れの議論がございましたけれども、病院事業や国保事業のような事業会計、特別会計がその赤字補てんや事業運営のため、一般会計からの繰り入れでしか成り立たないという構造は、全市的な財政改革の視点、連結ベースの公会計改革の視点からも脱却する必要がございます。したがいまして、センターの単年度収支の損失を一般会計からの繰り入れの拡大で補うという悪循環を断ち切って、持続可能な状態へと変えるべく、早急な経営の健全化を図ることにございます。

この２点が、現在進める再生の方向でございます。深いご理解をいただきたいと存じます。

なお、現状につきまして、医療センターの事務局長の方からご答弁をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

おはようございます。

当センターの現状ということでございますが、当センターは平成２年に入院や手術を伴う二次救急への対応と、内科、外科、整形外科、眼科の４診療科が十分に機能した入院１００床の運用によります良質な医療サービスの提供を目的として開院いたしました。

しかしながら、ここ数年、新医師臨床研修医制度などの影響による医師不足から、診療体制を一部制限したことなどによりまして、経営的にも大きく落ち込む状況となっておりました。

この対応といたしまして、平成２０年１１月に決定いたしました医療センターの今後の方向性と、これに基づき平成２１年３月に作成いたしました医療センター改革プランに基づきまして、現有の物的医療資源、さらには医師、看護師などの人的資源を最大限活用しながら、地域の医療機関や亀山医師会との連携、役割分担による救急医療の充実、人工透析の充実、入院１００床の６０床運用による入院機能の効率化、経費削減による経営健全化など、関係職員全体で取り組んでおるところでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、この改革プランにおきまして、取り組み期間は５年としておりますが、病床利用率１００床を６０床として運用するということで、その９０％の稼働率を目指すということで取り組んでおるところでございます。実績としまして、平成２０年度は稼働率４２．７％でございましたが、平成２１年度は４８．６％、直近では５４％を超えるなど、目標とする数値に近づきつつある状況でございます。

さらには、この改革プランと具体的な取り組みを明示しました再構築プランというのがございま

す。この具体的な取り組みを行っておりまして、その成果としまして、平成２０年度の赤字３億９，０００万円が平成２１年度におきましては２億７，０００万円に縮減し、病床利用率も先ほど申し上げましたように５０％を上回っておる状況でございます。

また、本年８月には、医師確保の一つとして常勤の総合医が確保できるなど、着実に目標達成に向かって進んでおるものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○３番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど市長の方から、財政健全化に向けての取り組みということで、医療センターの方への一般会計からの繰り出しというんですか、それをなくしていきたいというお話だったんですけれども、後で質問させていただこうと思っているんですけれども、どのように医療センターを改革して、フル回転やっても、一般会計から出るものというのは決められておりまして、その中では病院事業債の元利償還金の３分の２の費用については全部一般会計から出すとか、まだほかに三つほどあります。そのうちの一つとしては、先ほど言ったんですけど、四つのうちの一つですね。高度医療機器の減価償却費に相当する経費ということで、こういった経費はすべて一般会計から出るということになっているわけですね。ですから、これはゼロにはならないと。また、収支が赤字になった場合は、それに赤字になった金額の補てんは一般会計からやるということになって、黒字になっても、この償却費とか、そういったものについてはすべて毎年出ていくという数字が出ていますね。

ですから、これについては後でどの程度の金額、今後どのように改善しても、それがしばらく、２５年までなのか、新しくその辺を決めない限り、これが永久に出ていくということになることだと思います。

この件につきましては、後の質問でやりたいと思うんですけれども、先ほど現在の状況の中で、第２番目で質問しようと思っていた、亀山市の第１次総合計画という書類がありますね。これの９２ページには、これをつくられたのは、たしか１９年だと思うんですけれども、一次救急医療と二次救急医療を充実するというふうに当初のプランではなっているんですけれども、医師不足とか、そういったことを理由に、これが変わってきたということで、２３年度の目標としては、二次救急医療までを充実させるとなっているんですけれども、これはもう考えずに、先ほどの話にもありましたように、二次未満の救急医療に変更していくということでいいんでしょうかね、これは。

それで、とりあえず先ほど救急へと変わっていく過程のことをお聞きしたんですけれども、そういった過程の中で、次の質問なんですけど、平成２１年に公立病院改革プランを作成して検討されたということを先ほどお話がありましたが、その公立病院改革プランの項目の中で、一般会計から経費を担う項目ですね。これが病院事業債の元利償還金の３分の２の繰り入れ、高度医療機器の減価償却費に相当する経費、救急に要する経費、救急受け入れ体制確保に要する経費、括弧ですね。医師及び看護師等の研究・研修に関する経費の２分の１、こういったものが毎年のごとく一般会計の方から繰り出ししていくということなんですけれども、これのそれぞれの金額と、また最近導入しましたＭＲＩの減価償却がまた始まるかと思うんですけれども、これが今後幾らぐらい、年間ベースで費用負担になるのか、この辺についてご答弁いただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

一般会計における経費負担の項目とその根拠及び平成２１年度実績額でございますが、まず根拠としましては、平成２１年の総務省自治財政局長通知を根拠といたしまして、公営企業に対する繰り出し基準というのがございます。それを根拠といたしておるところでございます。

それぞれの金額を申し上げますと、病院事業債元利償還金、これは病院開設のときに１０億、政府債を借り入れております、政府から。その償還金の３分の２といたしまして５，２１５万８，８７５円、さらに高度医療機器減価償却費に相当する経費としまして２６５万５２０円、それから救急受け入れ体制確保に要する経費といたしまして、これは救急医療の確保に必要な経費、日当直、あるいは救急に備えての空床確保ということで、それが二つ合わせて５，１８９万７，７３３円、さらに医師、看護師等の研修に要する経費の２分の１として１９５万９，４１０円でございます。それを合わせまして１億８６６万６，５３８円、これが平成２１年度の実績でございます。

それから、ＭＲＩについてのご質問でございますが、総経費約１億２，０００万円、６年で償却することとしておりまして、概算でございますが、約２，０００万円というふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○３番（尾崎邦洋君登壇）

単純に計算しましても、約１億３，０００万円ぐらいのこういった経費が毎年のごとく出ていくということなんですけれども、この計算の根拠となりました改革プランですね。これの数字の中で、ちょっとお聞きしたいところもあるんですけれども、この計画というのが１８年度から２３年度までの収支計画というのが出ております。また、この中で数字を見てみますと、２０年度の数字をベースに、１８年度から２０年度までは生の数字がここに記載されているんですけれども、２１年度の数字をもとに２２年度、２３年度というふうに数字がつくられているんですけれども、全く２１年度と同じ数字が２２年、２３年度に書かれているわけですね。

それで、一般的に考えれば、１年経過する間に増減も見込まれるだろうし、例えば医療収入がふえるとか減るとか、そういうようなことがあると思うんですけれども、こういうような収支計画の中で、６年度のうちで２１年から２３年度までが同じ数字というようなことは、普通では考えられないことなんですけれども、こういうような収支計画をつくったというのは、どういう理由からなんでしょうか。２１年から２３年度までは全く同じ数字ということは、世間ではあり得ないと思うんですけれども、これが判断の材料になったとすれば、現在も来年も同じように、これにマイナス部分がありますので、多分収支の方では亀山市からの持ち出しが約２億というふうに聞いておりますが、その上にまた２，０００万円のＭＲＩの償却費を入れると、来年からはずっと２億２，０００万円の金を一般会計の中から繰り出しするというようなことになると思うんですけれども、この辺の数字が３年間同じというのは、そういう見通しが全然立たなかったからなんでしょうか。ちょっとその辺のところの答弁をお願いします。

○議長（大井捷夫君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

数字がずうっと同じということでございますが、改革プランを作成する際に、先ほど市長が申し上げましたように、市の一般会計からの繰り入れを２億円以内にまずすると。医師不足の中で、まずそれに取り組むということから、収支２億以内ということで、目標とした数値を２１年度に置きまして、それを継続するという計画でございます。

先ほど申されました減価償却につきましては、当然償却が終わって減っていく部分もございまして、単純にこのＭＲＩの２，０００万円が上乗せされるというものではございませんが、繰入金に対する、今言われた補助金ですね、２億とは別に、減価償却の額が何がしか上がってくると。減る部分とふえる部分相殺しまして、ふえるというふうな予測でございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○３番（尾崎邦洋君登壇）

ふえるとか、そういったことは当たり前のことなんですけれども、それと、この中の数字で、医業収支比率というのがございますが、これは平成１８年度にこの数字が９７．９という数字を指しております。それが一番悪いときで２０年度６８．９、それが２１年度には８８になり、２２年度は８８の予測が立っておりますね。この数字というのを、例えば１００に近づけられるのかどうかですね。それと、この１８年度に９７．９あったものが、２０年度には６８．９まで落ちたという数字の中身というのは、どういうようなことなんでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

まず医業収支比率でございますが、議員お手持ちの資料、あるいは改革プランの添付資料でございますが、２０年度におきましては６８．９、２１年度につきましては８８というふうに記載してありますが、現在、実績がもう出ておりますので、実績を申し上げますと、２０年度におきましては６８．９に対して７４．７、２１年度につきましては８８を目標にしておりましたが８３．１と。ですから、２１年度につきましては当初予定していたものより医業収支比率が上がっており、２１年度については８８を目標にしておりましたが、少し届かなかったと。そんな実績でございます。

さらに、２０年度に非常に落ち込んだというのは、先ほども申し上げましたが、医師不足、ピーク時に１２人おりました医師が、２０年度においては６人まで少なくなったと。それによって収益が、この計画段階においても、医業収益が１０億まで落ちております。現実に、決算としましては１１億ございましたが、収益不足が大きな原因でございます。

ただ、この時点で診療体制、あるいは一部診療制限をいたしました。その結果として収入不足に陥りましたが、現在、先ほど申し上げました医師などの人的資源の最大限の活用によりまして、救急の受け入れ体制も整え、収益も徐々には上がってきておる状況でございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○３番（尾崎邦洋君登壇）

引き続いて、この医業収支の比率を高めていただきたいと。これを高めることによって、一般会

計からの出というのは、マイナス分は抑えられてくるということになりますので、ぜひこれはこのまま続けて、鋭意上げるような努力をやっていただきたいと思います。

今までの話の中で、医師不足という言葉がよく出てきます。また、いろんな資料を見ましても、全国的に医師不足ということになっております。また、そういう状況の中でも、この亀山市が属する北勢保健医療圏の中で、規模の大きい病院、鈴鹿中央総合病院ですね。それに鈴鹿回生病院、また亀山市立医療センターよりも病床数の少ない村瀬病院とか塩川病院などを見てみますと、先ほど名前を上げた中でも、亀山市立医療センターだけがなかなか医師不足がそのままともに受けているような気がしてならないんですね。鈴鹿中央総合病院や鈴鹿回生病院とか、そういったところは救急医療が二次、三次から一次に落ちたとか、そういう話は聞かないんですけれども、亀山市は医師不足の影響をまともに受けているような気がしてならないと思うんですけれども、こういった状況というのは、これは医師の給料が亀山市が安いからなのか、それとも最新の医療の機器がそろっていないとか、いろんなことが考えられると思うんですけれども、医療関係の方からお聞きしたいんですけれども、どういう理由で人が採用できないのかと。確保できないのか、そういったことを分析していただかないと、せっかく採用した方も他の市や他の病院に移っていくということは十分に考えられるわけなんですけれども、そういった医師を亀山市が確保できないという状況について、どういう理由か、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（大井捷夫君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

医師不足の状況につきましては、三重県内全体としても全国平均より医師数が少ないという状況が出ております。さらには、昨今の新聞でもご存じのように、公立病院の医師確保が非常に困難な状況であるというのは、新聞等の報道でございます。ただ、それのもととなるところにつきましては、私ども医療センターにつきましては三重大学の連携によって安定的に医師を確保していくという姿勢には変わりございません。その中で、医師の処遇の改善であったり、あるいは大学との連携を強化するために、大学といろんな調整を現在しております。その中で医師確保につながっていくものと考えております。

必ずしも小さいがゆえにということではございませんが、やはり大病院で症例が多いところ、若い医師については研修ができる病院を望まれる傾向がございますが、今後におきましても、三重大学との連携を強化しながら、具体的に医師が確保できるというご報告ができますよう、頑張ってまいりたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○３番（尾崎邦洋君登壇）

三重大学にどうしても三重県内は頼らざるを得ないと思うんですけれども、医師不足を解消する方法としては、つくる方法もあるわけですよね。例えば私立の大学か何かを誘致して、例えばそういうことで来ていただければ、こちら側からあえて医師をつくるとか、新しい器械を導入しなくても、そういう私学の大学であれば、そういったことも可能でしょうし、このまちにもしそういうものができれば、医療センターも民に任せて、それで経費の方も抑えられるというようなことがあり

ますよね。

実際には、最近過剰になったホテル、こういったところも潤うでしょうし、亀山市内にいっぱい空き家のマンションとか、いろんなハイツがありますよね。こういったものも恐らく充足してくるのではないかということも考えられますので、今後、当然医師の確保については三重大の方と連携をとって、十分に対応していただきたいと思いますけれども、将来に向けてはそういうようなことも考慮されてはいかがかなというふうに思います。

それと、次の質問に移りますが、いろんな方も後から質問されると思うんですけれども、１１月２８日午前７時４５分に野村の県道交差点でマイクロバスと大型トレーラーが衝突して、マイクロバスに乗っていたフィリピン人６名が死亡、同乗していた１０人が重傷、１２名が軽傷を負うという痛ましい事件が起きました。その内容について、亀山市で１３人のけが人を受け入れたというふうに聞いておりますけれども、その辺の治療の程度の内容とか、そういったことの差しさわりのない程度でいいですけれども、お聞かせ願いたいというふうに思います。

なお、この場をかりて申しわけないんですけれども、６名の亡くなられた方に対しましては哀悼の意を表したいと思いますし、現在も治療中の方におきましては、一日も早く全快されることをお祈りしたいと思います。

なお、また素早い事故処理に当たられました亀山警察、亀山消防署、市役所の関係部署の方々にはご苦労さまですと。また、その場に居合わせ、協力していただいた一般の市民の方々にはありがとうございますと申し上げたいと思います。

では、先ほど質問させていただきました内容の１３人の受け入れの方、この方はどういう病状の方がいらっしゃったかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

先ほど言われました事故につきまして、私ども医療センターで受け入れさせていただきました１３名の患者につきましては、中傷・軽傷の患者１３人を受けております。結果としまして、１３名のうち３人の方が入院されまして、現在１名がまだ入院されておるという状況でございます。基本的には中傷、それから軽傷、いわゆる打撲、切り傷、そのような方であるというふうに認識しております。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○３番（尾崎邦洋君登壇）

比較的軽傷の方ばかり１３名が治療に行かれたというふうに聞いておるんですけれども、私、安心とか安全というのは、元来、先取りであると思うんですね。ですから、事故が起きない、また起きてもそれに対応できるというのは安心・安全につながるというふうに考えております。そういう意味合いでいけば、実際に１３名の方は軽傷の方ばかりで、重傷者については県外とか、また他の市へ運んだという実績がここにありますね。ですから、今は二次未満の救急という体制に向かっておりますけれども、やっぱり亀山のことは亀山市民の安心・安全を守るんであれば、やっぱり亀山市内にせめて二次救急ぐらいまで対応できる病院を今後つくっていただくようにお願いしたいと思

います。

最後になりますけれども、今の医療センターの再構築に欠かせないということで、総合医の確保に取り組んでいると思います。また、総合医確保に向けての取り組みとして、就業支度金制度とか、奨学金制度の創設とか、寄附講座の開設とかいうようなことの研究を始めるというようにうたってありますけれども、その検討の大体の時期と、その中身について簡単に説明をしていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

再構築プランの中でいろいろな取り組みとして上げてさせてもらっております。特に総合医の確保という部分でございますが、これにつきましては、一つは大学と連携しまして寄附講座を設け、総合医を専門とする養成、あるいは亀山市立医療センターを研究のフィールドとするような寄附講座を設けると。その中で医師を確保していくという手法がございます。これには、大学との調整、あるいは総務省との協議、いろんなハードルがございますが、現在、それに向けて大学と調整しておるところでございます。それによって、医師の確保に向けて何らかの成果が出るのではないかと思っておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○３番（尾崎邦洋君登壇）

これから、医師及び看護師の確保に向けて、先ほどうたわれてありましたような取り組みだけでなくて、やっぱり魅力のある医療センターにしていただくために、今後も努力していただきたいというふうに思います。

亀山市立医療センターが、設立当初の形態から、医師不足とかいろんな経営健全化ということを図ることを理由にして、二次救急から二次未満の救急へと変わっていく。そういう中で、私はいろんな説明を先ほど来受けておりますけれども、ぜひ亀山市に二次救急への対応ができる病院、これはぜひつくっていただきたい。医療センターを立て直して、そういうふうにやっていただきたいということを念頭に置いております。そういうことを念頭に置いて、今後も活動していきたいと思います。

以上で、私の最後の意見を述べさせていただいて、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

３番　尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

次に、１３番　中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

おはようございます。

ちょっと時間が少し早くなりましたので、どうも昼またがずに済むような気もいたします。

今回は３点に絞りまして質問させていただきたいと思います。

一つ目は、今ちょうど予算編成の時期ということで、それについてと、あと２点でございますが、現在、少子・高齢化社会が進展しておる最中ということでございまして、少子化の問題と、高齢化

の問題の中からかいつまんで質問したいと思います。

まず１点目でございます。平成２３年度の予算編成についてでございますが、現在、来年度の２３年度の予算編成に向かいまして着々と準備作業が各部署で進んでいるところだと考えております。ほぼ、この時点におきましては大枠もほとんど決まっているんじゃないかと、そのように想像するところでございますが、ところで、今現在の社会情勢といいますか、それにちょっと触れてみますと、最近の我が国の経済といいますのは、一昨年の世界同時不況の影響を受けた景気後退から、自立的回復が少しは見られるものの、失業率は依然として高く、回復基調は足踏み状態と、そのような状況になっております。日本の経済の先行きも、海外経済の動向によりまして大変予断を許さない状況であると。

そういった中、いろんな施策を実施していくために、行財政を取り巻く厳しい状況を十分に認識して、従来にも増して施策の厳選を徹底するとともに、事業の必要性やコストパフォーマンスを十分精査、検証の上、予算編成をしなければならないと、これは市長がふだんからそうやって言ってみえるんですが、しかしながら、コスト削減や事業の廃止等にばかり重点を置くのも、市の発展やら活性化につながらず、やはりその辺のころ合いというのを考えて、いろんな政策をしていかなければならないと常々思っておるところでございまして、そこでお尋ねしたいんですが、現時点での平成２３年度の予算編成の基本方針を市長にお伺いします。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員お尋ねの新年度の予算編成方針でございますけれども、現在進めております新年度の予算編成につきましては、９月の議会でお示しをさせていただきました財政改革の基本方針案に基づきます最初の予算編成でございまして、目標であります平成２６年度における財政収支の均衡、２０億円の財源不足の解消、これを目指し、達成するため、今後の自治体運営、大きく転換をする大変重要な節目の予算編成となるものと考えておるものでございます。

議員ご所見にありました財政状況等、依然厳しい局面でございますが、平成２３年度におきましても、市税収入はさらに減少されることが予測されますことから、行政評価や事業仕分けの結果を受けて、選択と集中によります施策の内容をしっかりと行うことと、このように方針を定めておるものでございます。

また、この予算編成方針に先立ちまして、平成２３年度の行政経営方針をお示しさせていただいておりますが、これは昨年からお示しをさせていただいておるものでございますけれども、この行政経営方針に基づくとともに、財政改革の基本方針案に掲げます改革内容に取り組んで、歳入に見合った歳出に徹底することを基本姿勢としながらも、暮らしの質の向上を優先した施策・事業を実施できますよう、限られた経営資源を効果的、効率的に利用しながら、創意と工夫により最少の経費で最大の成果を上げるような施策に力を注いでまいりたいと考えておるものでございます。こうした点に留意をいたしまして、将来の亀山市を見据えました安定的かつ持続可能な行財政運営を念頭に置いた予算編成をしっかりと積み上げてまいりたいと、現時点で考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

平素から選択と集中や収入に見合った予算編成ということで、いつもお聞きしておりますので、理解させていただきました。

大変税収の減った中で、今後いろんな施策をやっていくというのは大変なことだと思いますが、何か目玉のようなものを考えていただいて、活性化につながるようなことを考えていただかないと、厳しいのはわかるんですけど、あまり事業の廃止ばかり、すべてやめていくことばかり考えていれば前に進まないということも考えるところでもございます。

先ほど市長がちょっとお触れになりました、これは総務部長も以前から言ってみえる最少経費で最大の効果を上げると、これは行財政運営の鉄則でございますね。そのことにつきまして、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、最少の経費で最大の効果を上げるということが、地方公共団体の行財政運営の鉄則、基本理念、そのように考えておるところでございますが、民間企業では違いますね。最大の投資で最大の利益を上げると、そういうのが一般の企業の資本主義経済における経営理念だと思います。

地方公共団体、つまり市役所の言う最少といいますのは、財源に限界があって、増税によって最大の投資は許されないということを意味しておりまして、最大の効果とは民間企業の利益に対応したような住民の福祉の向上を最大限に発揮することだと、これが自治体の最大の効果だと考えますが、両者における建前とか理論は違うんですけど、経費の節減やら合理化や、組織・機構の簡素化、適正な人事管理やら事務事業の見直しによる効率化、コスト意識等につきましては、共通したところがございます。

自治体も、民間企業と同じく、経営する団体としては同質のものと考えております。つまり、最少の経費で最大の効果を生み出すということは、例えば例を挙げてみますと、事務事業の効率化により、一人前の事業の量、成果を最小限の人員で消化することだと、一つの例を挙げますと考えるところでございますけど、市が言われております最少の経費で最大の効果を上げると、具体的にどんなことを指しているのか、お伺いします。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

行財政運営におけます最少の経費で最大の効果とのお尋ねでございます。

地方自治法の第２条第１４項でございますけれども、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないというふうに定められているところでございます。

このことからも、現在の亀山市においては、まずはすべての職員が市の現在の財政状況に対する危機意識を持って、行財政改革をみずからの問題としてとらえる必要がございます。そして、人、財源、施設、情報などの経営資源を効果的、効率的に活用して、創意工夫と意識改革によりコスト

意識を高めて、積極的な意欲と行動力をもって改革に取り組むといったことで、市民サービスの向上、住民福祉の向上を図ることだというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

私も同じように考えているようなところで、予想したようなお答えでございました。

次に、三つ目で国の地域主権改革への対応ということでお尋ねしたいと思います。

地方分権改革推進法に基づき、平成１９年に内閣府に地方分権改革推進委員会というのが設置され、これらの勧告で、国と地方の役割分担の考え方や基礎自治体の権限移譲等、地方行財政に関する抜本的な改革の必要性が論議されてきたところでありまして、こういった中、昨年に民主党に政権が移りました。それから取り組まれてきたこれまでのそういったことが一段と進みまして、市民による行政の実現、地域のことは地域に住む住民が決める、地域主権の確立を目指して、平成２２年６月、ことしの６月ですが、地域主権戦略大綱が閣議決定されたところでございます。

具体的に言いますと、住民に最も身近な基礎的自治体を重視した分権改革を推進し、基礎自治体が担えない事務作業は広域自治体が担う。広域自治体、ここで言うなら三重県庁ということだと思いますが、また広域自治体が担えないような事務事業を国が担うという補完性の原則に基づきまして、基礎自治体の能力、規模に応じた権限と財源の移譲による国と地方の二重行政の解消等の実施により、地域主権を推進していくと、そのようにされているそうでございます。

そこでお尋ねしたいんですが、地域主権が進展すると、おのずと地方自治体間での行政サービスに差異が生じてきて、これからの政策判断と責任は極めて重大となってくると考えます。今後、これらに対応できる組織体制が必要になると考えますが、また特に早急に取り組んでいくべき課題だと考えておりますが、それにつきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

地域主権改革への対応でございます。国の対応もまだまだ不透明な状況ではございますけれども、現在、地域主権改革を目指した国の動向に対して、三重県と県内各市町の担当者で構成されます地域主権改革を踏まえた権限移譲の進め方検討会議、こちらでの検討と意見交換を通じまして、法案の成立に伴う関係条例の整備だとか、大綱に示されました権限移譲に係る事務の発生について、情報収集等を行うとともに、関係する私どもの担当室との調整を図ることといたしております。

確かに該当する事務の内容、量によりましては、職員の習熟だとか人員配置といったことも必要になることも想定をされますことから、今後とも国・県の動向を見きわまして、必要な対応を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

お話によりますと、やはりこれも重要な方向性になりますので、前向きに取り組んでおられるということで理解させていただきました。

次に、こういった地域主権戦略大綱によりまして、財政面におきまして、これまでいろいろひもつき補助金とかいうのがございまして、そういったものを廃止して、地方が自由裁量で使える一括交付金化が平成２３年度から導入されると聞いております。現時点では不透明なところもあるわけでございますが、今後こういうふうな方向性に向かっている中で、今のうちにこれもその趣旨を最大限に生かせるような事業の実施の工夫が必要だと考えております。このことにつきまして、どうお考えか、お尋ねします。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

ひもつき補助金の一括交付金化につきましては、地域戦略大綱において、平成２３年度からの段階的な導入が示されております。しかし、具体的な制度内容につきましては、現在も国において検討がなされ、詳細な情報は発表されておりません。

なお、本年４月に内閣府副大臣から都道府県知事及び市区町村長に対しまして、一括交付金についての意見提案募集があり、本市としましても、交付金制度の自由度の向上や自由な事業選択、地方交付税制度の堅持等の意見を提出したところでございます。

さて、先ほど申しましたとおり、一括交付金化につきましては、現在のところ、国は明らかにしておりませんが、地域主権時代に合った自由度の高い交付金となるものと期待しているところでございます。市といたしましては、一括交付金の生かし方としまして、本制度は市独自で地域の知恵や創意が生かされることから、現在策定を進めております後期基本計画を含めて、前期基本計画に示したまちづくりの実現のために最大限生かせるよう、検討してまいりたいと考えております。

なお、自治日報によりますと、１１月２２日に地域自主戦略交付金という案が示されたそうでございますが、ここでも詳細な内容については提示されておらないところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。まだまだ不透明ということで、国からいろんな方向性が出てきた段階で進めていかれると。これからは、後期の総合計画の基本計画に反映させていこうと、今の時点ではそういうふうに考えておられるということでございますね。わかりました。

いろいろ不透明な面もあると思いますが、国の方向性のわかり次第、早目にやっていただきたいと思います。

とにかく、この平成２３年度、来年でございますけれども、第１次総合計画の５年目でありまして、前期基本計画の最終年度となるところから、前期基本計画の検証も行い、後期基本計画へと引き継ぎを行う大変重要な年度であると、さっき市長も言われましたけど、大変重要な年だと考えます。リーマンショック以降の低迷を続ける地方経済が、一刻も早く自立回復できるように、引き続き重点目標を決め、取り組んでいかれることを強く要望するところでございます。

次に、四つ目の中期財政見通しでございますが、この中期財政見通しは本年度の初頭に財務室からもらっております。それによりますと、平成１７年に旧関町と合併しまして、その後、合併５周年を迎え、一時は液晶関連企業の誘致によりまして好調な市税収入によって、普通交付税の不交付

団体となったことなど、また財政基盤も一時的にはよかったんですけど、現在は税収も減って、今後は持続可能な安定財政運営の維持が重要であると、先ほども言われました。

今回の予算編成も、この中期財政見通しをかなり参考にされまして作業が行われたと推測するところでございます。

その中で、平成２２年度から平成２６年度の歳入歳出の差引額の累計が、このシミュレーションによりますと８０億円を超えると、そのようになっております。その対応策として、２３年度から２６年度まで、５億円ずつ事業の削減をしていって、トータル２０億円を削減目標額にすると記載されておりますが、現時点で具体的にどういった方法で今後削減されていくのか、お尋ねします。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

中期財政見通しで示しております、各年度において５億円をどのように削減するのかについてでございますけれども、財政改革の基本方針案では、平成２６年度における財政収支の均衡を目指し、２０億円の財源不足の解消を図ることといたしておりまして、方針に掲げます歳出構造の刷新と歳入改革の推進により、歳出と歳入の両面において改革に取り組むこととしておりまして、具体的には現在策定をいたしております行財政改革大綱の実施計画により、計画的に進めていくものでございます。

なお、平成２３年度予算編成に当たりましては、標準予算削減といたしまして、過去の決算額をもとに目標額を設定し、経費縮減を目指す手法を取り入れたところで、これにより職員の意識改革、物件費の削減などに取り組んでいるところでもございます。

また、基金を一部事業へ充当し、整理をするといったことも現在視野に入れて編成を進めているところでもございます。今後も、財政改革の基本方針案にお示しをいたしました取り組みによりまして、目標である財政収支の均衡といったことを目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

削減する方向性というのも少し理解させていただいたんですが、毎年事務事業で５億円カットしていくというのは大変難しいかなと、具体的にはそのように思いますけどね。今後、検証といいますか、動向を見させていただきたいと考えております。

次に、中期財政見通しの中の財政調整基金の話でございますが、下の欄のところで５０億円程度の残高を確保することが望ましいという表現がございました。財政調整基金の適正額といいますのは、普通自治体の標準財政規模の１０％が妥当だと聞いております。

そこでお尋ねしたいんですが、この５０億円という根拠でございますが、これはどこから来ているのか、お尋ねいたします。また、亀山市の標準財政規模はどれぐらいなのか。標準財政規模も、この数値を算定するのにもかなり複雑な計算式があり、難しいとも思いますが、その２点をお尋ねいたします。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

議員ご指摘のように、中期財政見通しでは、今後の財政調整基金については約５０億円程度の残高を確保することが望ましいといたしております。今後の市税の減収などに対応するため、平成２１年度から平成２５年度で財政調整基金の繰り入れを行う累計の見込み額ですけれども、削減目標を達成した場合におきましても、約４４億２，０００万円となる見通しでございます。今後、こうした状況となったときの対応を考慮すると、約５０億円程度の残高を確保することが望ましいところだと判断するところでございます。

また、標準財政規模の１０％程度の財政調整基金残高が望ましいのではとのご質問でございます。

まず標準財政規模でございますけれども、これにつきましては、市税だとか、国からの交付金等の一般財源に普通交付税及び臨時財政対策債を加えた一般財源の規模のことで、健全化判断比率の算定などに用いられております。亀山市の平成２２年度の標準財政規模は１４４億円となっております。

議員ご指摘のように、標準財政規模の１０％程度という考え方もあろうかというふうに存じますが、本市の標準財政規模に対する財政調整基金残高の比率で見てみますと、昨年度末ですけれども、残高３９億円でございましたので、２４．９％となっています。県内他市町の状況を見ますと、標準財政規模に対する比率は１４市の平均で約１５．６％、全市町でいきますと２５．８％でございます。これらと比べましても、適切な規模ではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

やはりお聞きしましたら、財調に対しては積み立て率が高い、平均が１０％より高い、県下もそういう状況と理解させていただきました。

きのうもどなたか、そういうご質問があったんですが、あまりそっちの方ばかり高い率でして、財調の方はいいと思うんですけどね。きのうはそうでしたけど、財調の方へ積み立てるんでしたらまあいいかなと、そういうふうに考えております。

次に行きますが、予算編成方針でございますけれども、毎年３月定例会に上程して、予算特別委員会等で議論をして議決されるわけでございますけど、できましたらもう少し予算編成方針に踏み込んだ来年度の目玉の計画とか、そういったことが恐らく今の時点でももうわかっていることだと思いますので、今後、せめてこの１２月議会ぐらいにそういった情報を出していただければと思うところでございます。そうすれば、長い論議の時間もございますし、またこの亀山市の予算編成及び執行に関する規則というのがございますが、その中ではいつまでにそういった予算編成方針を出せとか、そういうことは書いてございませんが、提出時期も、今後できる限り早目に出していただければと、そのように考えますが、ご答弁があればお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

次年度の主な事業につきまして、少しでも早く、基本的な考え方を示していただきたいというご

質問でございますが、すべての事業につきましては、国の予算等不確定な要素もございますので、３月にお示しすることとなりますが、これまでから政策予算でございます主要事業につきましては、総合計画の実施計画として策定時や変更時に年次計画を提出させていただいておりますので、ご確認をいただけるものと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

それでは、大きく二つ目の次世代育成支援対策推進法につきまして、少子化対策の一部でございますけど、これについてお尋ねしたいと思います。

この事業にございます男女ともども晩婚化や未婚率の上昇等、合計特殊出生率が低い水準にあるのはご承知のとおりでございます。ちなみに、合計特殊出生率という言葉でございますけど、これは一人の女性が生涯に産む子供の数だそうでございまして、この率が２であれば世代の人口が維持されることになって、何とかなるということであるらしいです。私が生まれました戦後の団塊の世代といいますけど、その当時は４であったらしいです。現在は、この出生率というのが１．３５と聞いております。かなり低くなったということでございます。

そういった状況下、平成１５年に次世代育成支援対策推進法が制定され、自治体や企業は１０年間の計画的な少子化対策の取り組みを推進することになったわけでございます。１０年間の時限立法ということで、当亀山市は平成１７年に亀山市子育ち応援プラン次世代育成行動計画を策定されております。

本年度、前期の計画が終了するわけでございまして、まず１点目でございますけど、その中で特定１４事業というのがございました。前期計画で実施するこの五つの事業でございますが、後期計画といたしまして、ことし６月にいただいたわけでございます。その５事業の中で、延長保育事業と一時保育事業、この二つの事業が目標額を達成されなかったことになっておりました。その二つの事業に関して、達成できなかった理由をお尋ねします。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

子育ち応援プラン前期計画におきまして、子育て支援サービス充実のための各事業に数値目標を設置いたしております。この前期計画と申しますのは、平成１７年から２１年ということで、２１年度が目標の年度になってございます。

その中で、目標を達成できなかった延長保育と一時保育でございますが、まず延長保育事業とは、通常の保育時間の前後に時間を延長して保育を行うものですが、平成２１年度の目標設置箇所数５ヵ所に対しまして、実績は公立・私立、それぞれ２ヵ所ずつの計４ヵ所ということで、目標を達成することができませんでした。これは、ニーズが少なく、利用者数が伸びなかったことが主な原因というふうに考えております。

一方、一時保育事業につきましては、保護者が急用や疾病、また育児疲れなどで家庭での保育が困難なときに、一時的に児童を預けることができる事業でございますが、目標設置箇所数３ヵ所に

対しまして、実績では２ヵ所となっております。この事業の実施には、児童福祉施設最低基準、第３２条に定めます必要な設備や専任の保育士２人以上が必要となりますことから、設備的にも人的にも余裕のない既存の保育所では、なかなか実施が困難な状況となっているところでございます。

今後は、亀山市子育ち応援プラン後期計画でも目標値を掲げておりますので、設置箇所数の増加に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。後期計画で、残りは達成していくということでございますね。

次に２点目の、一般事業主及び特定事業主の行動計画についてでございますが、特定事業主行動計画でございますけど、この亀山市も平成１９年に策定されております。２年ほどおくれていたと思いますが、目標達成年度を平成２１年ということでございまして、亀山市の行動計画の中で育児休業の取得と年間時間外勤務、年次休暇の平均取得日数の３点について、その達成状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

ご質問の特定事業主行動計画につきましては、市が事業主として、職員ニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進いたすため、平成１９年３月に策定をいたしたところでございます。計画期間は２２年３月末までの３ヵ年といたしまして、計画を推進するために大きく三つの目標を掲げ、職員が仕事と子育てを両立できる環境を整え、市民全体の次世代育成に広く寄与することができるよう、具体的な取り組みを定めております。

まず目標の一つ目といたしまして、育児休業につきまして、男性の取得者をつくること及び女性の取得率を１００％にすることでございます。平成２１年２月には男性で初めて取得者があらわれました。また、女性につきましては、１００％の取得実績でございまして、いずれも目標を達成することができました。

二つ目の目標といたしましては、職員全体におきまして年間時間外勤務数を平成１８年度実績の５％削減をすることでございまして、その目標は４万６，０５６時間でございます。計画期間中、水曜日と金曜日をノー残業デーに設定いたしまして、定時に帰宅するよう周知を行ったり、フレックス勤務、振りかえ制度の活用促進、時間外勤務の多い職場におきましては、管理職面談を実施いたすなど、目標の達成に向け鋭意努力いたしてまいりましたが、平成２１年度実績につきましては４万９，８００時間で、未達成という結果となりました。しかしながら、今年度も引き続き目標達成に向けて取り組んでおりまして、上半期の時間外実績を勘案いたしますと、今年度におきまして達成できる見込みというふうに考えております。

三つ目の目標といたしましては、職員１人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を８日にすることでございます。２１年度実績では、年間６．５日という結果でございまして、目標達成には至っておりませんが、平成１７年度実績が６日でございましたので、これと比較いたしますと、わずかながらでございますが、取得日数の増加につながったところでもございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

ご答弁をお聞きいたしましたら、育児休業に関しましては、女性は１００％達成されたと。あとの年間の時間外勤務と年次休暇の関係は、それでもかなり目標値に近づいておるということを理解させていただきました。

この行動計画の目的というのが、もともと少子化対策と男女共同参画社会に向けての、職員が子供を産みやすく、育てやすい勤務環境の整備を図って、職業と家庭生活の両立を支援することと明記してございます。そういった中で、やはりこの行動計画が実のあるものに今後なっていくように望むものでございますし、目標達成に向かって頑張っていただきたいと思います。

２回目ですが、ことしの４月に次世代育成支援対策推進法の一部改正というのがございました。これまで、一般事業主も３０１人以上の事業主が届け出の義務と行動計画を立てなければならないというふうになっていたんですが、今度改正がございまして、１０１人以上の少し小規模な事業所も計画を立てなければならないと、そのようになったわけでございまして、義務化されるのは２３年の４月と聞いておるわけでございますが、こういったところを踏まえまして、市としてそういった対象事業所に対して助言を行ったりしなければならないと聞いておりますが、現時点でどれほどの事業所があるか把握してみえるのか。また、そういった事業所に対しまして、行政としてどのように指導を今後されていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

一般事業主の行動計画でございますが、市外に本社を持つ企業につきましては、本社において策定をいたすところでございます。したがいまして、市内に本社を持つ従業員１０１人以上の企業は、現在１３社ということで把握をいたしておりまして、このうち既に３社において計画が策定されているということで伺っております。

そして、市の対応でございますが、事業所への制度の周知、また行動計画の策定などの指導につきましては、主に国の労働局が行っているところでございまして、今月にも三重労働局の主催によりまして対象事業主の方々に説明会が開催されるというところでお伺いをしております。

また、亀山商工会議所が行動計画の策定や実施を支援する次世代育成支援対策推進センターということで位置づけられておりますことから、市といたしましては、こういった機関と連携を図っていくというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。国の労働局やら、そういった推進センターがいろんな指導をしていくということも今、理解させていただいたんですが、行政の方も各一般事業主に対して指導を行わなければならないような条項もございますので、市の方も頑張っていただきたいと考えます。

３回目になるんですが、亀山市の行動計画も１９年３月に策定されて、ことしの３月で３年間と

なっておると思います。これで３年間が切れるわけでございますけど、今後の策定計画につきまして、数値目標等、今の時点でどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

新たな行動計画につきましては、現在、策定をいたしておるところでございます。前回の行動計画で達成できなかった事項につきましては、また再掲をさせていただきまして、重点的に取り組んでいく所存でございます。

近年の職員を取り巻く環境につきましては、地方分権の進展による業務量の増加、多様化する市民ニーズへの対応、財源の縮小等、大変厳しい状態となっております。そういった環境の中でも、職員が安心して仕事と家庭の調和を実現できるよう、職場全体で次世代育成支援の取り組みをさらに進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

じゃあ次に行きます。

介護保険事業についてお尋ねしたいと思います。

少子・高齢化の高齢化の部分でございますが、今回はこの介護保険の部分に対してお尋ねしたいと思います。

この介護保険制度といいますのは、平成１２年にスタートいたしまして、スタートした時点から５年ごとに見直すということが決められておりました。そういったところで、平成１８年４月に大幅な改正があったわけでございます。それは要介護の認定区分の変更やら、介護予防サービスが導入されたり、ホテルコストの負担増や地域密着型サービスの導入等が大きなところだと思います。

そういった中で、当亀山市においても高齢化が一段と進んでおりまして、施設へ入所を希望される方が年々ふえておるところでございます。

施設といいましても、昨今は以前と比べまして、本当に多様な種類の施設ができております。ここでは、介護老人福祉施設、俗に言う特別養護老人ホーム等についての現在の待機者の状況について、鈴鹿、亀山管内でわかればお伺いいたします。

それと、とにかく施設入所を希望の方は多いわけでございます。私も、そういった入所の相談を受けることもございます。なかなか相談される方が、入所するのにどういうふうな手続をして、どのような流れですればいいのかというのをご相談されるんですが、いろいろ複雑で難しい面もございます。

その対象者の方の体調といいますか、介護度とか、それによって対象施設が変わってくる場合もございますし、そういったことを相談するのに、どこへ一番最初に行ったらいいのか。いろいろ在宅介護支援センターから地域包括支援センター、また各市内の事業所の居宅介護支援事業所とか、その中にはケアマネジャーとか見えるわけでございますけど、一般の方が、まず最初にどこへ行け

ばいいのかと聞かれるんですが、具体的にそれがわからないということで、施設入所を希望する方に対して、最初どこへ相談に行ったらよいのか、この２点についてお尋ねいたします。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

まず特別養護老人ホームの待機者の状況でございます。

市内の特別養護老人ホームでは、１０月末現在で、３ヵ所ございますが、合わせて４２３人、それから老人保健施設が３０６人、高齢者グループホーム７施設で２２人が待機となっております。これらの人数につきましては、お１人の方が複数の施設に入所申し込みをされておりますことから、実数ではございませんが、このような数字でございます。

また、鈴鹿市の状況とのことでございますが、三重県が年１回、９月１日を基準日といたしまして、特別養護老人ホームの入所状況等の調査結果を公表いたしております。それによりますと、昨年９月１日現在のデータでございますが、鈴鹿市には特別養護老人ホームが７施設ございますが、合わせて７２８人でございます。また、亀山市は２３０人となっているところでございます。

なお、施設の入所をご希望されます場合は、直接希望されます施設へ申し込みをしていただくことになります。

また、介護サービス等を受けたい場合に、どこに相談をということもあわせてお答えをさせていただきます。

介護認定を受けられた方が介護サービスの利用を希望される場合につきましては、広域連合からの認定等結果通知にあわせまして、サービスを受けるまでとのお知らせが送付されます。それに基づき、サービス利用手続を行っていただくことになりますが、施設入所を希望される場合は、さきにご答弁させていただきましたが、直接希望される施設への申し込みとなります。また、居宅サービスの利用を希望される方で、要介護と判定されました方につきましては、希望される居宅介護支援事業所、これは結果通知書に事業所一覧が同封されております。亀山市には１１事業所がありますが、こちらへ、また要支援と認定されました方につきましては、総合保健福祉センター内にあります地域包括支援センターにご相談をいただきますようお願いをいたしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

とにかくすごい人数の方が待機されていると。鈴鹿市は７２８人、亀山市の市内でも四百何名とか、確かにダブっておることも考えられますけど、かなりすごい人数だと思いました。

先ほど介護認定を受けた方は、包括支援センターへ相談するというふうに理解させていただきました。

次にお尋ねしたいんですけど、地域包括支援センターと在宅介護支援センターですが、それぞれ連携をとってやってみえると思います。包括支援センターにはいろんな社会福祉士の方、いろいろ資格を持った方が見えるわけでございますけど、総合的な包括支援を行われてやってみえるのはわ

かるんですが、いま一度わかりにくい面がございます。在宅介護支援センターのケアマネジャーとか、同じ事業所におるわけではないわけでもございますし、その横の連携といいますか、その辺のところがうまくいっているのか、それにつきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの関係でございますが、地域包括支援センターは介護保険法に基づきまして、介護保険制度も含めた高齢者の総合相談など、包括的に支援する機関として、介護保険の保険者が設置するものとされておりまして、亀山市では広域連合から受託を受け、総合保健福祉センター内に設置をしているところでございます。

また、在宅介護支援センター３ヵ所につきましては、地域包括支援センター開設時より同センターのブランチとしての位置づけをしておりまして、住民の身近な相談窓口として、相談業務等を行っていただいております。介護保険制度など高齢者に関するご相談等がございましたら、地域包括支援センター、または在宅介護支援センターへお気軽に声をかけていただければと存じます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

その連携がうまくいっているのかどうかということでございますけど、以前もちょっとお尋ねしたんですが、そういった包括支援センターと在介の役目というのはご答弁でわかるんですけど、現実に対象者に対して満足できるサービスができているのかといったことが、いろいろご相談を受けますと、とことん最後まで面倒を見ていただいているのか、その辺のところがわかりにくいところだと思うんですが、今後、対象者に対して、最後までと言ったらおかしいですけど、丁寧な対応をしていただきたいと、そのように思います。

次に、施設整備についてお尋ねしたいと思います。

鈴鹿・亀山市の広域連合の第４期の介護保険事業計画、これは平成２１年から２３年のスパンで計画してあります。その計画の中で、当亀山市地域の整備計画でございますが、ことしは委員会の資料にもございましたが、小規模特養１ヵ所、今現在野村地区に建設中の２９人定員の、それと４月にオープン予定の認知症対応型共同生活介護グループホーム１ヵ所、それと小規模多機能型居宅介護１ヵ所、ことしはその３ヵ所ですね。２３年度の計画として、小規模の特養が１ヵ所で、認知症対応型生活介護グループホームが１ヵ所、この二つが２３年の計画になっています。２３年度はまだ決まっていなくて、事業所の公募と選定を行うと出ておるわけでございますけど、先ほどお尋ねした中でも、かなりの待機者が見える中で、地域で支えていくのは限界があるところから、こういった小規模特養では対応し切れないんじゃないかと、そのように考えるところでございます。

ただ、一般の特養は県の計画に基づいてしますので、なかなか亀山市内に建てるというのは難しいとは思うんですけど、やはり２３年度の計画の小規模特養１ヵ所だけでは、到底この人数の方が入所できる状況ではないと、そのように考えております。

確かに新しく特養とか箱物をつくった場合には、介護保険料がアップするというのは仕方のないことだと思うんですが、こういった待機の方が本当にたくさん見える中で、これからの介護保険事

業計画を策定していくに当たり、今の状況では施設整備に関してはかなり不十分だと考えておりますので、今後、施設整備に関しましてどういった方向で進んでいかれるのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

介護保険施設の整備につきましては、鈴鹿亀山地区広域連合が策定いたします介護保険事業計画に基づきまして整備を進めております。先ほども２３年度の整備予定数についてはご紹介がございました。今後も、この介護保険事業計画に位置づけて、計画的に整備を進めてまいりたいと存じております。

なお、介護保険事業計画は３年ごとに策定することとなっておりますので、今後の高齢者人口の増加に伴いまして、要介護等の認定者の人数もふえてまいると予想されます。したがいまして、待機者の状況や施設の増加による介護保険料への影響も考え、介護保険事業計画策定時には、市といたしましても介護保険施設の整備計画数等について、十分検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

十分検討していきたいというお話は聞くんですけど、本当に３００人も４００人もたくさんの方が待機して困ってみえるのが現状でございますので、今度の３年間の計画だと思うんですが、やはり施設整備にもう少し本当に真剣になって、どうしても建てるような方向で頑張っていただきたいと。確かに保険料にははね上がるかもわかりませんが、３００人、４００人の方が到底今の小規模特養だけでは収容し切れないということでございますので、今後、いろいろ検証させていただきたいと思いますが、特にこれには力を入れていただいて、市長も広域連合へ行ってもらって、何とか施設を建てていただくようにしていただかないと、到底待っている方が大変だと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

次に、施設の用語でございますけど、以前は特別養護老人ホームとか養護老人ホーム、あとケアハウスとか、種類も少なくて理解もしやすかったんですが、現在いろいろたくさん施設の名前がございます。例えば地域密着型サービスやら、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護や、認知症対策型共同生活介護、介護予防型共同生活介護や軽費老人ホームＡ・Ｂ型とか、読んだだけでもわかりにくいと。これはどういった施設なのか、理解できないような施設がいっぱいあるわけでございまして、表現として参酌標準とか、いろんな難しい言葉が出てきております。この鈴鹿亀山地区広域連合から出ております事業計画の裏に用語の解説があるんですが、なかなか理解できないんで、何とかそういったわかりやすい周知方法ですけど、そういうのを要望したいと思っておりますが、とにかく対象者の状況に応じまして、どういったところへどういうふうに入所するのがいいのかとか、判断しやすい資料、パンフレットが必要だと考えております。それぞれ出してはみえると思うんですけど、我々もそういうようなパンフレットがあれば理解しやすいと思いますので、それにつきましてやっていただけるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

介護保険に関しますさまざまな施設、多岐にわたっております。こういったものの周知、またパンフレットの作成でございますが、現在のところ、それぞれの施設の種類ごとに、施設におきましてそういったご案内をしているのが現状でございます。総合的にまとめたものがあればというお話だと思いますが、その辺の種類分けとか対象者の状況、種類といいますか、どんな方がどの施設へと、そういったわかりやすい資料ができるか、この辺もちょっと検討させていただきまして、なるべくその方向で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○１３番（中村嘉孝君登壇）

できましたら、そういった資料をお願いしたいと思います。

もう時間がございませんので、１点だけお尋ねして終わりたいと思います。

第４期の介護保険事業計画の中で、介護療養型施設というのがございます。亀山市には１ヵ所、亀山回生病院がそういった療養施設だと思うんですが、平成２３年度の末までに他施設への転換が図られ、基盤整備計画の枠外で整備することになると、そういった旨の記載があるわけでございますけど、これは具体的にどのようになるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

介護療養型医療施設の今後の状況でございますが、平成１７年１２月２１日付で厚生労働省医療構造改革推進本部が公表いたしました療養病床の将来像について、この中で、平成２４年度以降は療養病床の体系的再編に沿って、介護報酬上の評価について、廃止することを検討すると。このことが明記されました。このことから、議員ご指摘のように、現在の第４期介護保険事業計画に今後の取り組み方向といたしまして、平成２３年度末までに他施設への転換と記述されたものと考えております。

現在、平成２４年度介護保険制度の見直しの議論が国において行われておりますが、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会におきまして、去る１１月２５日にその素案がまとめられ、介護療養病床の取り扱いについては他施設への転換の状況等から、廃止方針は変更せず、現在の施設については運営を継続するということとしており、新たな施設の指定は行わないとの意見がございます。今後、国における介護保険制度の改正の動向等を把握してまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

１３番　中村嘉孝議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時４４分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１５番　片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

市民クラブの片岡でございます。

私は、工事監査のときに外部委託の専門技師に質問をいたしましたところ、議員の職業は何ですかと尋ねられるようなことも聞きました。また、例月定期決算監査でも、さまざまな確認をさせていただきましたが、これは私のこれまでの業務経験から出た勉強と確認のための発言であり、厳しい指摘と受け取らずに、書類完備は行政の責務と説明責任であると理解していただきたいのであります。私に監査の勉強をさせていただいたことに感謝はしておりますが、１年間、本会議と決算特別委員会は別としましても、予算特別委員会ですら発言ができないのであれば、本会議での採決にも参加したくなかったというのが本音であります。また、公営企業特別委員会には、監査業務を優先してほとんど欠席する状態の監査業務であったことも、市民の皆さんにはご理解を賜りたいのであります。その反動もあり、少し時間をいただきながら、前段で話をさせていただきます。

監査の全国大会で講演された講師は、今までの行政職員は、箱物等をつくるのに後世も使用するのだからといって、借金でやってきたことが、今の借金地獄であり、借金を後世に残す政策をしてはいけないと言われましたが、私の考えと全く同じであると思い、安堵したのであります。

私は、昭和４０年に車を購入いたしましたが、現金でした。借金生活には自信がないことと、自己破綻が怖いという観点からであります。ただ、住宅ローンで建物用にだけは、２５０万円を会社より社員保証人と生命保険の担保のもとに、低金利で借りました。

今回の事業仕分けの中で、５人中３人の委員が敬老会行事は不要と判断されていますが、根拠はコミュニティー不要の観点からの提案なのでしょうか。シャクナゲ品評会の負担金５，０００円は、予算書、決算書にも記載されておりますが、生産者に賞品の削減提案をしてもよいですかと尋ねたところ、いいですよと言われましたので、３，０００円にすれば４割の削減になりますが、大胆な削減計画が必要と思い、提案するのであります。

だれでもよい賞品はいただきたいと思います。それはそうですけれども、５，０００円のことでこのような提案をすることに対して、裏には何があるのかということを考えていただきたいのであります。

無駄遣いの例を挙げるならば、私は開放型の足湯施設のどの場所に爆発範囲の５から１４、トータルボリュームパーセントも空気より軽いメタンガスが蓄積して爆発するのですか。実地検証されましたか。実地検証可能と違いますか。経験も積んでいただきたいと思います。足湯施設の屋根上に換気用の空気抜きの穴をあけておけば、蓄積はいたしません。市民から徴収する税金の無駄遣いを排除するのも事業仕分けの基本であり、私は無駄な投資のメタン分離装置であると思うと、今で腹が立っております。

私は、是々非々の姿勢で議論と提案もし、議案に反対することもあります。財政健全化の観点なのでしょう。市長提案は、一般会計で平成２１年度決算２１６億円から平成２６年度には１７０億円ぐらいまで削減するということについては、収入不足から厳しい行政経営であると私も理解はしております。５年間で、そのままの数字でいきますと、４６億円削減するというような数字になっ

ておりますが、厳しい削減計画も必要ではありますが、私は市内の学校で設計も悪く、セキュリティーも悪く、最悪の施設である川崎小学校の改築を今回の一般質問の主テーマとさせていただいております。

前段が長くなりましたが、今回の質問では納得できなくても、確認不十分でも、次回の一般質問といたしますので、よろしく答弁をお願いいたします。

まず、通告の大きい項目１問目の、地区コミュニティセンターについてであります。

各小学校区に何ヵ所設置されているのか、設置基準は確立されているか。また、今後の運営と新設の方向についての三つまとめて確認をいたします。

地区コミュニティセンター設置基準の要綱はされているのか、一つ目。

それから二つ目として、１小学校区に何ヵ所設置され、自治会会員数の最低戸数と最高戸数。

それから三つ目として、新規設置を要望された場合の行政の対応の方向性は示されるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

コミュニティセンターについて、３点のご質問をいただきました。

まず１点目の設置基準の要綱は策定されているのかということでございますが、亀山地区コミュニティセンターの設置につきましては、亀山市地区コミュニティセンター条例に基づき、現在、１８施設が設置されておりますが、学校区や地域ごとの範囲などの詳細な事項を定めたコミュニティセンター設置基準要綱は、現在のところ策定はしておりません。

次に、２点目の各学校区に何ヵ所設置されているのか、また自治会数の最低戸数と最高戸数についてでございます。各小学校区のコミュニティセンターの設置状況につきましては、昼生、川崎、野登、神辺、加太の各小学校区につきましては、それぞれ１施設が設置をされております。井田川、白川、南の各小学校区につきましては２施設、東、関の各学校区につきましては３施設、西小学校区につきましては５施設が設置をされております。

また、地区コミュニティセンターに属する自治会の世帯数につきましては、平成２２年１１月１日現在で最も多い地区は井田川地区北コミュニティセンターで２，２２０世帯、最も少ない地区は坂下地区コミュニティセンターで１４９世帯でございます。

最後、３点目の今後のコミュニティセンターの設置要望があった場合の対応についてでございますが、現在、関南地区コミュニティセンターの設置要望をいただいておりますが、その他の地区よりコミュニティセンターの新規設置につきましては、現在、ご要望いただいてはおりません。今後、新たなコミュニティセンターの設置要望がありました場合につきましては、その必要性も含めて総合的に判断した上で、検討をしてまいりたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

要望があったらつくれそうな回答でございました。

２回目として、今の答弁を聞いていますと、本当にこれが住民本位の地区コミュニティーなのかと私は疑問に思っております。数の多いところと少ないところと、ある地区ではコミュニティーの運営管理があれでよいのか、あれを行政が認めているのかと、多数の市民より疑問の声が寄せられていることを申し添えておきます。

それと、各コミュニティーの資金調達も、平成２０年度の調査では１戸当たり最低は３００円で、最高が１，８００円。ほかに３自治会より各１万円の３万円とか、自治会の２３支部より５０万円の負担金での運営も、格差のある活動資金であります。行政の資産を運営するのであれば、なぜ統一した施設の位置づけで、１小学校区に最低でも二、三施設ぐらいで運営できないのか。経費削減が必要な亀山市の財政状況ではないのかとだけつけ加えて、次の質問に移ります。

大きい２番目の、今後の学童保育所の設置基準について、二つまとめて確認いたします。

学童保育所設置基準の要綱は策定されているのか。

二つ目として、今後の学童保育所は公設公営なのか、公設民営なのか。民間でできることは民間での観点と、経費削減の観点から、受益者負担の民設民営と考えているのか、行政の指針を確認いたします。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員の質問に対する答弁を求めます。

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

学童保育所につきましてご答弁申し上げます。

ただいま議員お尋ねの、学童保育所設置についての市の基準、要綱は策定いたしておりません。平成１９年に国におきまして、放課後児童クラブガイドラインが策定されております。そこでは、放課後児童クラブを運営するに当たっての必要な基本的な事項を示し、クラブの望ましい方向を目指しております。内容につきましては、放課後児童クラブの対象児童、規模、施設設備、職員体制、指導員の役割等１４項目について記載をしております。市といたしましては、このガイドラインを参考といたしまして、学童保育所の設置に関しまして必要な助言等を行っているところでございます。

２点目の、学童保育所の設置形態でございますが、現在、市内の８小学校区で設置、運営されております。平成１０年に設置しました井田川小学校区を初めとして、当初の３ヵ所につきましては公設で設置をいたしましたが、新市発足後、平成１８年の野登小学校区以降、５ヵ所につきましては民設で設置をいただいております。これは、学童保育所が行政だけでなく、地域の力を必要とする施設であり、地域の方々が設置場所や運営方法等についてご協議いただいた上で、地域の特性に応じた方式で設立されることが望ましいと考えるからでございます。そのため、今後も学童保育所は民設民営を基本として設置してまいりたいと存じております。

なお、来年度の開設を予定いたしております井田川小学校区第２学童保育所につきましては、当初、地域の方々と民設での立ち上げを検討しておりましたが、学校周辺は住宅団地で適当な場所がなかったこと、また入所児童数の増加で早急な対応が必要であったこと、さらに７０人定員の大規模な施設の建設には多額の経費とまとまった土地が必要なことから、設置場所が小学校の敷地内しかなく、例外的に公設にて設置することとなったものでございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

学童保育所は民設民営、ただ例外的に井田川はと言われました。

その民設民営の答弁ですけれども、それならすべての資金も民間で、営利主義の学童保育所とされるんですか。それだけ申し上げておきます。

それなら、私は斎場建設のときに、交通量の調査もし、進入道路も提案をいたしました。あの周辺の土地は将来のために確保すべきと公図も示しました。セレモニーホールの運営は他市では撤退しているし、橿原市のように１７時から１７時の２４時間仕様なら、初七日法要もできます。民設民営でと提案いたしましたが、市営の方が安いとの観点なのか、公設でつくりましたが、民間業者が、私が確保するべきと提案した土地にセレモニーホールもできましたね。民間施設が利用されているのはなぜなのかと私は思っておりますし、安いで民間でも使うてもらえると、そうじゃないかと思っております。

市民の方からは、民業圧迫じゃなくて官業圧迫と違うのかと、そういうことも言われておりますので、苦言を呈して次の質問に移ります。

今回のメインテーマであります、大きい項目３番目の川崎小学校の改築計画の進捗状況と、今後の計画の方向性については、改築への要綱が策定されているのかということについての質問に移ります。

私は、平成１５年に、１７年度から川崎小学校に体の不自由な児童が入学されると聞いて、改修計画の現場確認の中で、職員と現場で話をしました。そのときに、私がある提案したことに対して、当時の課長が、その提案はよいですなあと言われましたが、今でもはっきりと脳裏にあります。要は、現段階では皆さんの前では公表はできませんが、西小学校改築の反省点からで、費用対効果を踏まえた提案をしたのであります。

ただ、そのときに提案した運動場側より、敬老会等に使用する体育館入り口の段差の高い階段をスロープにしていただけませんかと言うたことに関しては、完了していただき、ありがとうございました。

私は、平成２１年度予算特別委員会で、耐震補強もされてしまいました。給食用エレベーターの設置やトイレの増設計画はされておりますが、川崎小学校の改築基金を１０年計画ぐらいで積み立ててはどうですかと提案したのに対して、櫻井市長の答弁は、それはよい提言ですねと回答されましたので、即刻基金の積み立てをされるものと思っていましたが、どうなっているのでしょうか。何ですか、まだ教室が足らんで、プレハブの特別教室を建てられましたね。ほかにも、問題の給食室もありますね。関中は、死亡事故でプールは使用されませんでしたが、川崎小学校では現在でも使用しているのはなぜですか。同じ学校教育ではないのですか。教室が必要なら、もっと綿密な計画を立てて、実施計画をされなかったと思うと、まことに残念な計画であったと申し上げておきます。

学校のプールについては、私の子供と同級生で職員も２名見えますが、卒業するまでにクラス全員が背泳ぎ、バタフライ、平泳ぎ、クロールと、泳げる生徒に育てていただいた熱血指導の先生を今でも思い浮かべます。このような先生も必要なのです。平成２２年度の予算特別委員会では発言

させていただけないために、今回の一般質問で確認するのでありますが、なぜ前期基本計画を変更してでも基金の積み立てをして、債務負担増加の防止をするという計画をされなかったのですか、私は疑問に思っているからであります。

そこで、（１）の確認いたしますが、学校改築は西小学校、関中学校のように、特色のある学校を目指して要綱が策定されているのでしょうか。それとも、地元提案を優先されるのですか。また、改築基金積み立てへの進捗状況はどのようになっているのか、１回目の質問としてお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員の質問に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

川崎小学校の校舎改築につきましては、学校を初め保護者、地域の方々からも切実なご要望をいただいており、校舎の改築については、前期基本計画において、老朽化した川崎小学校の利便性の向上を図るため、地域や保護者とともに改築について検討を行いますとしております。

しかしながら、厳しい財政状況でございますので、現段階では川崎小学校の改築には少し時間をちょうだいしなければならないと考えております。

改築の際には、基本構想や整備計画など、学校、保護者、地域の皆様と、どんな学校にしていくのか、十分相談をさせていただき、まとめていきたいと考えておるところでございます。

基金の積み立てでございますが、平成２１年６月定例会で市長が申し上げましたのは、学校づくりについて、１０年ぐらいかけてじっくりそれを練り上げていくという、そのプロセス、過程が大変重要であろうというふうに思いまして、本当にそういう学校づくりを地域の方を含めて考えていくということはとてもすばらしいというふうに考えておるところでございますとお答えさせていただいたところでございます。

ただいまの段階におきましては、基金の造成については考えておらないところでございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

２回目に入ります。

市は、西小学校、関中学校とも、地元の要望であの立派な学校改築をされました。今の話を聞いていますと、さも川崎もそのような考え方と思っております。

私は、関中学校の改築前の現地視察のときに、コンクリートの腐食は私の勘で、海の砂を使用したので、このような腐食になったのではないか。木造校舎で改築するなら、特別教室も解体してつくるべきだと提案をいたしましたが、取り入れられず、川崎小学校の現状と一緒で、外観の悪い関中学校ができてしまったと監査で見てまいりました。

私は、この質問は、この教訓を川崎小学校改築に生かしたいからであります。川崎小学校は、玄関がどこにあるのかわからない、建物の段差がある。あの段差は何ですか。職員室もわからないが２階にあるなど、だれが現地を見ても、市内で最悪の学校施設と教室の配置であることは明白であります。改築ができないのなら、だれが来てもわかるよう、玄関と職員室を１階につくるべきです。

１階部分をつぶしても、あの段差をスロープで解消する計画が必要ではなかったのですかとだけ申し上げて、次の質問に移ります。

（２）の質問に移ります。

学校建設については、地元要望の建物でなく、地元業者による設計施工と総合評価方式で経費の削減と要綱を策定して、スタンダードの建物を目指しておられるかの確認に移ります。先ほどの答弁では、地元と協議すると言われました。現在のような職員の教室が狭いからと提案があったとも聞いておりますが、またあのような段差のある建物の計画をするのではなく、公共施設であっても、我が家をつくるのと同様の計画をしてほしいのです。地元業者による設計施工の図面を提出いただき、経営会議で同様に職員の専門家も複数で十分精査して、設計金額を算出させることは可能であり、それが費用対効果の、財政健全化への第一歩ではないでしょうか。

１回目の質問として、今後は地元業者の設計施工で、総合評価方式によるスタンダードな学校改築にするように要綱をつくって、それをもとに改築の実施計画をされるのか、お伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

学校改築に係るプロセスは、まずは安心・安全を基本に、その時代の要請に応じた学校教育活動への対応、地域との関係などを整理し、そこにかかわるさまざまな方々の思いを形にする作業というふうに考えているところでございます。その作業を学校や保護者、また地域の皆様と繰り返し行う中で、おのずとその姿が見えてくるものだろうと思います。

また、設計や施工、公共調達の方法も、財政状況を初めさまざまな条件の中で、その時点で最適なものを求めていくことになると考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

答弁を聞いておると、あんなところへ特別教室をつくるんじゃなかったと。そんなこと考えるもんじゃなかったと違うのかなと思います。

２回目として、私が地元業者の設計施工と提案いたしましたのは、皆さん余談と思わずに聞いてください。市民の方からは、選挙用のポスターも、おまえは亀山で印刷しているが、市税による税金の公費負担なら、なぜ亀山市で印刷しないのかと。平成１８年度の選挙後に言われたのであります。地元でできることは地元でつくり、還元せよとの観点があるから市民の方は指摘されるのだと、今思い浮かべるからであります。

スタンダードな建物の提案を確認しましたのは、過去の議会でも先輩議員が学校改築については同様の提案をされていましたが、私も統一した学校づくりが必要であり、建設経費の削減をしていただきたいからであります。

ただ、緊急時の避難方法を考慮するなら、小学校では平家建てが理想であると思っておりますが、何かコメントがあれば、２回目の質問といたします。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

校舎の改装につきましても、改築プロセスの過程において、校舎の使い方や規模、敷地面積などを含め総合的に検討していくことになると考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

通告の最後の質問に移ります。

（３）の川崎小学校敷地内に地域の部屋、学童保育所の設置をする提案と、改築基金も、私は２０から２５億ぐらい必要だと試算をいたします。毎年５億ずつ積み立てても５年後となりますが、計画してから五、六年はかかると思います。そうなれば、毎年５億ずつ積み立てて、初めて借金せんとできると思いますけれども、理事者側の見解をまず１回目としてお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

川崎小学校を建てるとなると、先ほど言われましたように、２０億ぐらいはかかるのではないかというふうに考えておるところでございますけれども、そのためにどんな学校にするかによって金額も変わってきますし、場所の用地によっても変わってくるだろうというふうに考えております。

先ほども申し上げましたように、地域なり学校なり、いろんな人と話し合いをしがてら、どんなものにつくり上げていくかの議論をした後で金額が決まってくる。その中で、国の補助金や交付金等も活用していけたら、考えていくべきというふうに思っていますので、今のところどんなふうにという見通しが立っておりませんので、積み立てていくという計画は今のところ考えていないところでございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

僕が言いたかったのは、財政も厳しい中やったら、たとえちょっとでも早いところ積み立てていかんとあかんと。そのことで初めに前期基本計画でも、変更してでもしていけやんだんかということで言うたんです。

２回目としまして、以前、私らの会派で北陸地方に視察に行ってまいりました。平成２０年度に行った福井県福井市の至民中学校は、町の中から山のすそ野を整地して移転していましたが、柱は鉄の丸棒でつくられ、中学校の校舎内にも地域の部屋が設置されていました。また、建設資材や経費の安い福井県も確認してきました。本来の視察なら、同一方向であり、一度に２ヵ所の予定が、先方の都合で平成２１年度になった福井県大野市の有終西小学校の中には、社会教育の生涯学習室と公民館の複合施設、学びの里「めいりん」が設置されており、子供の授業用の教室は平家建てで、地域が使用する部屋との境にはドアで閉鎖され、市民は学校開放以外は学校の教室に入れないように設計がなされておりました。この小学校は、私は産業建設委員会で、まちづくりの視察に行ったときにすばらしい学校と思い、会派長にお願いをして視察をしました。地域の風が行き交う学校構

想のもとにつくられたプールは屋内式で可動式、冬場はゲートボール場にできます。体育館はバドミントン６面、講堂は劇場づくりで３００人収容の、照明と、音響設備と、大型スクリーンが設置されておりました。ランチルームはもとより、ギャラリー、和室には５０人と３０人の２室。洋室は６０人と４０人と１２人と１０人の４室。それと、運動場はトラック１周２００メーターで、直線で１００メーター走ができるようになっておりました。これが文武両道、学びの里、体育もできる、本当にいい学校と私は見てまいりました。学校教育の中で、そういうことが大事だと思います。

まだ学校の上にはお城もあり、本当に景観のいい場所です。この場所については、副市長とか、教育委員会、その辺も一度行って見てきてください。地域の風が行き交う学校には、すばらしい施設で、学校であったと申し上げておきますので、視察に行って見てきてください。

私は、川崎小学校もスタンダードな学校づくりではなく、地域の要望でつくられると言われますけれども、学校づくりになるかもしれませんが、改築に合わせて地域の部屋と学童保育所も設置が必要だと思うから提案するのであります。福井、恵那、亀山は、皆さんご承知のように教育のまちと言われている町でもあります。その提案理由の一部としては、能褒野地区の子ども会は能褒野西で生徒数３０名、能褒野東は生徒数４６名、能褒野北の生徒数は３６名で分割され、能褒野町だけでも生徒数は１１２名がいるのです。隣の名越地区にも８５名の生徒数で、能褒野と名越の合計では１９７名で、川崎小学校の生徒数は３６６名、半数以上の生徒がいることは理解されていると思っております。

能褒野は農業振興地域と指定はされていても、真ん中で１７戸の開発は白地であり、ほかにも多くの白地があり、宅地開発も進んで、税収は増加するのではないですか。名越地区は、個人住宅の建設可能地区で、開発も進んでおります。今後も生徒数は増加し、入学児童も８０人以上になると聞いておりますが、最低でも３教室必要となり、特別支援教室が必要となれば、また１教室必要になるのと違いますか。職員室をプレハブで１階部分につくり、セキュリティー管理の不可能な継ぎはぎの学校をつくられるのですか。現状の公民館では、合同地区集会、各地区別集会の部屋がないので、改築に合わせて何とかしてほしいとの要望もあり、提案するのであります。

学童保育所については民設民営なら、現在は鈴鹿農協の建物を借用しておりますが、永久にあの建物を借用することは不可能と判断しております。学童保育所の子供が市道に飛び出したり、隣地の敷地内に来るとの苦情や、公民館まで来て遊ぶが、事故があった場合の責任はと危惧されております。

徳島では、公共施設の学校敷地内の別棟に学童保育所がつくられていました。井田川もつくられましたね。一部の反対もあり、学校敷地内は難しいと聞いておりますが、公共施設としてつくられている小学校の運動場は自由に使用させ、敷地内に別棟の学童保育所をつくり、普通教室との仕切りは大野市の有終西小学校のようにすればよいのではないですか。教育の一環として、子育て支援策として、子供の安全対策として、敷地内に地域の部屋、学童保育所の併設で学校改築をするべきと提案するのであります。

本年８月の川崎子どもフェスティバルに副市長も参加され、そのときに学校の内情説明のために案内したところ、副市長も、この設計はだれがしたのか。職員室が２階にあるとはと言われましたが、私の提案に対する副市長の改築に対するコメントを求め、２回目の質問といたします。

○議長（大井捷夫君）

安田副市長。

○副市長（安田　正君登壇）

確かに川崎小学校に８月に行かせていただきまして、たしか子供さんを中心にしたイベントを地域の方々が集まってやっていただいておるところを見させていただきました。地域の方々が子供や学校を本当に大切に思ってみえると。川崎地区のそういう地域の力というか、そういうようなものを感じ取って帰ってまいりました。

その中で、少し案内をしていただきまして、２階に職員室があるとか、少し玄関がどこにあるかわからないとか、そういう構造的なことも直接説明をいただいたところでございます。

そういうことを踏まえまして、学校はやはり地域をつなぐ重要な拠点施設であるというふうに考えておりまして、地域の方々と十分話し合いを今後していくことが非常に大切だと思っております。

具体的には、財政事情もございますけど、後期の基本計画の策定の中で十分検討をしてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

ようやく後期でということが、話が出れば前へ進むかなあと思っております。

３回目として、学校内のセキュリティーを考えるなら、改築をして、問題があれば迅速な対応ができる体制づくりには、職員室の配置も、先ほども言いましたように１階に必要ではないのですか。２階から走っておりているのでは、危機管理にもなっていないのではないですか。私は、責任問題になる施設であってはならないと思っているからであります。

我が子を預ける学校であるとの観点とするならば、どのようにすれば安心・安全な学校と、行政も安全を自負できる施設づくりが必要であり、子供を安心して預けられる学校づくりを考えてやってください。それが子育て支援ではないのですか。

それとも、私の頭でちらっとひらめいたのは、川崎小学校の敷地内にも地域の人が集まっていただく施設の一つとして、足湯施設の併設を考えているためにおくれているのですか。地域の部屋、学童保育所もできないというのであれば、敬老会も不要なら、地区コミュニティー、学童保育所も廃止して経費削減する手法をとられるのでしょうか。経費削減の観点からつくられないのなら、危機管理の問題も解決が先送りと苦言を呈しておきます。

この問題は、再度提案をして議論をさせていただきます。

私の今回の一般質問の趣旨と責務は、川崎小学校改築へのレールを敷くことであります。行政がレールを敷いていただければ、その後は若い保護者等で詳細設計の議論を十分していただき、私の思いはそのときに提案しなくても実行されると思っており、口を出さずに役目を終了する所存であります。

今回の一般質問はこの程度にとどめますが、ある部長は、鳥獣被害で繰り返しの質問に対して、ヒアリングのときにしつこいなあと言われました。それは私の性格、とことんから納得できる説得力のある答弁がなされないからです。するべきことである鳥獣被害の問題はいまだに残っています。鳥獣被害対策は解決されたと思っておられるのですか。今後も、一回の質問で確認がとれなければ、たびたびしつこく一般質問させていただきます。何かコメントがあれば求めますが、なければ終わ

ります。

○議長（大井捷夫君）

１５番　片岡武男議員の質問は終わりました。

次に、１１番　伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず議員定数削減についてです。

この議員定数につきましては、昨年の９月議会で、合併後、宙に浮いていました議員定数の条例の制定と同時に、合併時に定められた定数２２名から２名少ない２０名という数字が出され、議決の結果、否決という形になったわけです。この議員定数につきましては、合併により既に合計３４名の議員が２２名にまで減っている、議員の多様性を確保するためにはある程度の定数は必要、市民の声を届けるパイプ役としては多い方がいい、議員が不要と言われないような議員活動をしっかりすることが先だなど、そういった旨の現状維持の考え方と、あと税収が減っている中、議員の数も減らさざるを得ない。審議の上で、２２名はちょっと多いのではないか。自治会連合会からの要望としても上がっており、重く受けとめなければならないなどといった削減すべきなどと、こういうふうな考え方が交錯しまして、結局１票差で否決ということになったわけです。

私としても、市民から減らせという声を聞く方が大きいということで、減らざるを得ないという判断で、削減の方に賛成をいたしましたけれども、どちらが結果的に市民のためになるのかというのは、非常に難しい選択であったのではないかと思っております。

ただ、それ以降、市民の方とお会いするごとに、やはり削減するべきだという声がさらに多く聞かれまして、また１０月に行われました選挙でも、新人候補の中の何名かの方は議員定数削減を訴えておられまして、また当時削減反対の立場をとられた同僚議員の方からも、やはり削減は避けては通れないというような見解も、今になって聞かれまして、ここでもう一度定数削減というのを考えなければならないのではないかと、その思いを強くしております。

そこで、市長にお尋ねいたします。

市長としまして、この現在の２２名という定数は、亀山市にとって妥当と考えられるのかどうか。そして、前回は議員提案という形で議員定数削減ということが提示されましたけれども、市長提案として議員定数の削減を行われるお考えはないのか、まずその点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず１点目、現在の議員定数に対する市長の認識はとのお尋ねでございますけれども、お話しございましたように、昨年の第３回臨時会におきまして、市議会の中でご議論をいただいて、現在の定数として決定されたものと認識をいたしておりまして、その結果を尊重申し上げたいというふうに存じます。

２点目でございますけれども、市議会議員の定数の問題でございますが、これは議員ご案内のように、市議会議員の定数につきましては、地方自治法の第９１条において規定をされておりまして、

その範囲を超えない範囲で条例で定めなければならないと決められておるものでございます、現在は。

そこで一方、本亀山市議会におかれましては、本年の６月に議会基本条例を制定されました。議員定数を含む議会運営の基本事項を定められたものでございまして、敬意を表したいと思います。これらのことから、議員定数の問題は、現下の二元代表制に基づきまして、独立した機関としての議会の意思が最も重要なものであると認識をいたしているところでございます。

したがいまして、議員定数のあり方につきましては、議会ご自身がご議論をされて、議員提出議案として改正されることが本来の姿であるものというふうに認識をいたしているものでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

議会の１１月臨時会での議決を尊重したいということで、私は妥当かどうかというのを聞いただけの話で、尊重していただくというのは大事なことだと思いますけれども、議決はされたけれども、それが妥当と考えられるのかどうか。議会としてはその決定はしたんだけれども、市長として２２名、これでいいんやと思われるのか。あるいは、当然２２名よりも多くても構わんわけです、市長の認識としては。その点をお聞きしたかったもので、妥当かどうか、その辺の考え方をまずお聞きしたいというのが１点と、あと議会基本条例の話が出ました。確かに、その中では議員提案で、議員定数の削減を行う。削減に限ったことではないんでしょうけれども、それを行う場合は、こういうふうなことに留意しなければならないというのが書いてあります。ただ、その何条かの冒頭に書かれているのは、議員提案で行うときは当然そうですけれども、市長提案と、あと直接請求によるものを除きというふうなことがきちっと明示されているわけですわ。あくまでも議員提案ということは、議員提案をする場合の規定であって、議員定数の問題は議員がすべきものだとは一言も議会基本条例には書かれていないわけです。

確かに、議員の身分は議員がみずから襟を正すべきというような考え方はあります。よく聞きます。ただ、私は本来、実は違うのではないかなというふうに思っております。なぜかというと、今回、市に限らず、国もそうですけれども、合併とか、定数削減とかよく行われておりますけれども、この一連の流れは、やはり財政状況の悪化に起因するからと思うんですね。

実は、後の話とも関連はしてきますけれども、例えば議員提案で、議員報酬の削減とか、議員定数の削減は可能であっても、議員定数をふやすとか、議員報酬を上げるというのは非常に難しいらしいです。なぜかというと、これは予算を預かる執行部でなければできないと、予算をふやすことは。これはどこまでできるのかちょっとわかりませんけれども、基本的にそういう考え方がある。つまり、この議員定数と言われると、議員がみずから襟を正さないかんという、市長のおっしゃる意味はよくわかりますし、そういう考え方はあってもいいと思うんですけれども、一方で予算を預かる執行部というのは、やはりその定数を見きわめる立場にもあると思うんですね。

今回も、亀山市も税収の減ということで、市長も身の丈に合ったということを言われています。先ほどの朝からの財政見通しの中でも、どんどん何億も減らしていかなあかんという中で、経費削減という観点からいっても、やはりこれは予算を預かる執行部、市長の立場として、削減を言ってもらってもいいんではないのかなというふうに思います。

やっぱりこういうことを思うと、市長、さっきそういうふうに言われましたけれども、市長として確かに議員はこんなに要らんと言ってしまえば混乱が起こるかもしれませんけれども、たとえ今の定数が妥当であったとしても、例えば市民サービスのためにある程度議員数が必要だというふうに思われたとしても、やはりこの予算では減らさざるを得ないという判断をしてもやむを得ないという部分があるのではないのかなというふうに思いますけれども、もう一度、先ほど本当に妥当かどうかということとあわせまして、市長として議員定数の削減を提案されるおつもりはないのか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

再度のお尋ねでございます。

私も１８年間、地方議会に籍を置かせていただきました。現在、市長という立場でございますけれども、１８年間の議会改革、あるいは議員としての考え方の中で、議員定数、市議会のときも県議会のときも、その議論に参画をし、経験をいたしてきたものでございます。一般論としては、議会改革の本丸は議員の定数改革であると、このようにも言われるものでございますが、今議員ご指摘をいただいた財政改革の視点だけで議員の定数を語るものではないと、この点につきましても思っておるものでございます。

しかし、さまざまな要素、財政の視点ももちろんございますし、類似都市との関係、あるいはそのまちの置かれた特性、あるいは議会の権能をいかに強化していくかという議会改革の視点で、この議員の定数問題については考える必要があるというふうに、基本的に考えさせていただいております。

同時に、今全国でさまざまな長と議会の定数、報酬にかかわる議論がなされておるものでございますけれども、私自身としましては、今日までの経験も踏まえ、現在の市長という立場の中で、先ほど申し上げましたように、二元代表制のもとで、それぞれの議会と行政が相互の権能の違いを尊重し合いながら、その中で緊張感あるパートナーシップをつくっていくと。それが市民のため、地方自治の進展につながるという二元代表制の立場を尊重するものでございまして、その視点から議会みずからが議会のあるべき姿を、基本条例も本年の６月につくっていただきましたので、議会みずからで、先ほど申し上げましたような視点の中でご議論をそれぞれいただいて、ご決定をいただいて、議員提案条例として決定をされることが本来の筋でありまして、市長が提案すべき性格のものではないと、このように私自身は感じておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

市長としては、全くされる気はないということです。ただ、先ほどから言っておりますように、この削減とかその流れが、そもそも先ほど合併という話も出しましたけれども、やはり財政状況の悪化というのがある。その中で、もちろん私は議員提案として議員定数削減、これはやはり言うべき部分もあると思います。ただ、市長としても、定数削減によって経費を削減するという考え方は当然あってもいいということです。

もう一つ、ちょっと先ほどの話とはずれるかもしれませんけれども、以前、議会で行われた研修会で、定数はどれぐらいが適当なんだろうという話が出たときに、その先生いわく、合議体としては１４名ぐらいが適当だろうなというふうなことは言われました。多分、実はどれぐらい大きな自治体だろうが、小さい自治体であろうが、やはり合議体としての定数というのは変わらないはずなんですね。私らも考えますと、昔は旧関町時代、１４人でやっていたわけですけれども、やはり２２名となると、議決するために意見をまとめる、考え方をまとめる、多数決となりますけれども、そうすると、その議決をするための、どれだけで多数派になれるかというのに、これを確保するため、これの方が大変なわけですね、結局は。むしろどれだけの人口を持っているかというよりも、ある程度、先ほど言いましたように合議体としての定数、これを考えなければならないのじゃないのかなというふうに思いますので、それはちょっと経費だけではと言われましたけれども、やはり経費も含めてこういうことを考えていかなあかんと思いましたので、ただ市長としては、どちらにしても議会がすべきという考え方に立たれるのであれば、こういう話は議員提案としてやるしかないだろうということで、次に移らせていただきます。

それでは、次に特別職の報酬等についてということで質問させていただきます。

今回、議案でも、給与削減の議案というのが数件上がってまいりました。ほとんど人事院勧告に基づく期末手当の減額ではありましたけれども、議論が分かれたのが、５５歳以上の職員の給与の１．５％削減ということでした。これについては、やはり質疑や討論もなされまして、そんな中で、私自身も民間の厳しい状況をかんがみると、削減はやむなしというふうなことを考えまして、削減に賛成の立場に回りました。

ただ、そもそもこの人事院勧告のもととなっているのが、公務員の給与が民間よりも割高、特に５５歳以上がそうだと、そんな話があったんですけれども、実はこの５５歳以上の給与に代表される高い給与水準にある公務員という意味であると思われます。そうしますと、５５歳以上の職員というのはもとより、民間に比べて非常に割高であると思われている特別職も例外ではないと思われます。というより、この特別職こそが対象になるべきものだと私は思います。

そこで、まずお尋ねしますけれども、我々議員の報酬月額が３９万円、これが妥当かどうか、この市長のお考えを聞かせていただきたい。あわせて、これを削減するお考えはないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員報酬の削減を市長みずから行う考えはないのか、３９万円という報酬の額は妥当と思うかというご質問でございましたが、まず現在の議員報酬額３９万円が妥当であるかとのご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

議員報酬額につきましては、これもご案内のように、亀山市議会の場合は平成１７年の合併当時からさまざまなご議論を積み上げてこられまして現在に至っておるものと認識をいたしておりまして、これらの経緯・経過を十分に尊重いたしたいというふうに考えておるものでございます。

しかしながら、議員各位におかれましては、議員報酬額にそれぞれのお立場からお考え方があろうかと思いますし、是非論があろうかと思いますので、そういうことがございましたら、さきの定

数問題と同様に、本年６月に制定されました議会基本条例に基づいて、議会の意思によってご決定をいただいて、議員提出議案によって改正されることが望ましい姿ではないかと。議員報酬につきましても、同様に考えるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

これも先ほどの話の繰り返しになってしまうかもわかりませんけれども、議員がすべき。ただ、このお金の話ですね。これこそ予算を握っておられる市長の仕事じゃないのかなと私は思うんですね。

例えば二元代表制とはいえ、数々の審議会とかあります。その審議会の委員さんに委嘱するとき、幾ら幾らの報酬でお願いできやんやろうかというふうにすると思うんですね、市としてはお願いに。もちろん基本的にはそんな報酬の話なんか出ませんけれども、お願いするに至って。やはり議会も、基本的には自分らの立場を、選挙で上がってくる身ですから、幾ら幾らやないとやらんとか、そんな話じゃないと思うんですよ。市として、特にこの厳しい情勢、どんどん事業仕分けとかしていく、この話の中で、やはり妥当かどうかという答弁がなかったような気がするんですけれども、これも先ほどの議員定数と同じ思いでおられるのかなと思ったんですけれども、妥当かどうかは別にしましても、妥当であったとしても、やはりこの厳しい今の情勢の中、これぐらいでお願いできやんやろうかというふうなことがあってもいいと思うんですね。特にお金の話ですから。

ちなみに、私たち旧関町の議員というのは、合併直後、２１万５，０００円でやっておりました。じゃあそのとき、当時は亡くなった方もいらっしゃいましたけれども、合計３３名の議員でありましたので、そのころの方が今よりも楽だったかというと、そんなことはありませんでした。むしろ、合併直後ということで、今よりも大変な部分の方が多かった。でも、２１万５，０００円で十分やっておったわけです。これを思えば、この３９万という額は十分削減は可能だと思われるんですわ。よく下げたらなり手がおらんとか、こんな話も出ますけれども、本当にそうなのかなと思います。それは、もっと報酬が少なくてもどんどん希望される方がおる職種もある。やはり政治というものに携わる者に魅力を失っている、これだけの話だと思います。そういう意味では、まだ旧関町の議員が持っておった２１万５，０００円という、これでやっておったわけですので、まだ削減は可能。そういう意味では、市長提案として、予算を預かる身として、今財政が厳しいと言われている中、削減ということを言われてもいいのではないかと思われますけれども、もう一度市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申し上げましたように、二元代表制において、議会と長の関係、このところはやっぱり大事にしたいということと、議会基本条例の中で直接請求及び市長が定める、それ以外に議会として報酬につきましても、議会がご議論されて決定されるという選択肢があろうかと思っておるものでございまして、その意味で、財政的には確かに厳しいと思いますので、議員並びに市長、副市長等々特別職につきましては、議員のみならず、しっかりと今の情勢とか、さまざまな状況を総合的

に勘案して判断をすべき立場にあると、このようには考えておるものでございます。

したがいまして、何度も繰り返しますけれども、現在までのさまざまな経過があろうかというふうに思っております。そういう中にありまして、議会基本条例に基づいて議会の中でさまざまな議論を進めていただくことが、まずは第一義ではないのかと、このように思わせていただくものでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

報酬についても、議会で決めよという認識だというふうに受けとめさせていただきます。

それでは、最後にお聞きします。

次、市長、副市長、教育長の給与削減ということで通告させていただいていますけれども、市長の給与に関しましては、この年の３月議会に、しかるべき時期に判断するということでありましたけれども、しかるべき時期というのはまだ来ないのでしょうか。副市長、教育長の給与削減の考え方とあわせて、市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

去る１１月３０日、１２月定例会の開会日に先議によりまして給与改正４条例、ご議論いただきまして可決をいただいたところでございました。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

これらの背景の中で、職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給月数が減額をされました。とりわけ５５歳を超える管理職におきましては、大幅な減額となったところでございます。

こうした状況にかんがみ、市長、副市長、教育長につきまして、給料月額の減額を行うべきとのご趣旨であろうと思いますが、このことにつきましても、しかるべき時期にしかるべき判断をさせていただくということで、何度も申し上げてきておりますが、そのような基本的な思いを、私自身も含めて考えておりますので、現在、そういう心境の中にございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほども言いましたけれども、今回５５歳以上という、民間から考えれば高給取りという立場の職員の１．５％の削減ですね。そういうことが行われたわけです。そうしますと、やはりそれのトップに立つべき市長の給与など、まさにそうじゃないんでしょうかね。前にも、ちょっと３月議会のときにお話しさせていただきましたけれども、亀山より人口の多い伊賀市が９２万４，０００円、同じく人口の多い名張市９０万円、志摩市９９万６，０００円、亀山市より１，０００円高いわけですけれども、これも減額措置をしているということで、９４万６，２００円になっている。そのときにもお示しさせていただきましたけれども、昨年１１月１日現在で、亀山市の類似の人口規模の自治体としまして、亀山市がそのとき５万４００人ぐらいでしたので、前後１，０００人のプラスマイナスの自治体を調べてみましたところ、１１月１日現在で１１市ありまして、亀山市もまぜて最低が静岡の伊豆の国市の８０万円、最高額がこの亀山市の９９万５，０００円、そして平均値が

８９万４，４１６円、これは亀山市もまぜて８９万４，４１６円。全国的に見ても、この５万人前後の規模では、亀山市がトップなわけですよ。民間に比べてじゃなくて、全国の自治体から見ても亀山市が高いんですね。平均より１０万円近く高い。やはりこれはしかるべき時期というふうにおっしゃいましたけれども、この５５歳以上が高いと言われている今こそこの時期なんじゃないでしょうか。

市長が身の丈に合ったと言われている、そしてこれから５億ずつ毎年減らしていかなあかん。もちろん市長の報酬を下げても、全体から見たら微々たるものですよ。でも、今回の５５歳以上の削減の話の中でも、モチベーションが下がらへんのかという話がありました。やはり市長、トップが下げへんのに、自分らだけ下げられて、これの方がモチベーションは下がります。市長みずから下げて、その上で５５歳以上も下げる、これだったらそのモチベーション云々も含めて、保てるんじゃないでしょうか。もう一度お尋ねさせていただきます。この辺の考え方、もうしかるべき時期に今来ているんじゃないでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

しかるべき時期が来ておるのではないかということでございます。

これは何度もここで私も明言をさせていただいてまいりましたけれども、特別職報酬等審議会に諮問いたす必要があろうかと考えております。まさにしかるべき時期にこの開催の依頼をいたしてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

報酬審議会という話が出ました。近いうちに報酬審議会が開かれるというふうなことは期待したいとは思うんですけれども、報酬審議会というのはあくまでも市長の諮問機関でしかありません。市長の諮問があって初めて成立するものです。市長の思いがあって成立するものですから、やはりその市長の思いをぜひ聞かせていただきたかったんですけれども、あと先ほど２１万５，０００円という報酬を言わせていただきました。私は、決してこの額に対して不満を感じていたわけじゃありません。在任特例中ということで、旧関町で定められた２１万５，０００円というのに、特例期間中、私は誇りを持って、２１万５，０００円をいただいていたと思います。ほかの旧関町の議員さんも同じだったと思っております。

やはり額じゃない、報酬というのは。それを安ければいい、高ければいいというものではなくて、市民のためを思って、これぐらいでやろうじゃないかという気概を持ってやる。そのことによって、先ほど市長が中村議員の質問でも言われました、最少経費で最大効率ですかね。昔、これは共産党の方だったと思いますけれども、人件費こそ最大の事業費だと言われたことがありました。この人件費を最大の事業費にしていくためには、やはり言われたモチベーションですね。その辺で各職員のやる気というのが必須になってくると思いますので、そういう意味で、下げればいいとかじゃなくて、市民のために、財政のために、こういうふうな思いでしたんだという視点でぜひ考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

１１番　伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時０９分　休憩）

（午後　２時２０分　再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１８番　服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

質問に入る前に、先日、野村の県道交差点で６名の方が亡くなられるという大事故に対して、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、同じ場所で事故に遭った者として、一言発言をいたします。

私、今度の事故は人ごとではありませんでした。７年前の１０月に、県道を東に走っていた私の車に、側道から上がってきたトラックが一たん停止せずに交差点に突っ込んだために衝突をし、私は車ごと２０メートルほど飛ばされ、側道ののり面にぶつかってとまりました。シートベルトのおかげで、幸い大きなけがはありませんでしたけれども、車は廃車となりました。

この事故の直後の１２月議会で、この交差点の安全対策を取り上げ、一たん停止をさせるには、強制的に車をとめる信号機の設置しかないことを申し上げました。市は、すぐにできる対策を講じるとともに、信号機の設置を県の公安委員会に働きかけていく、このように答弁をされました。しかし、その後、植栽の移植など、幾つか改善はされましたけれども、根本的な対策である信号機の設置はされずに、その後も事故は減るどころか、ふえました。今回の大事故は、こうした経緯を見れば、行政の怠慢が引き起こしたと言わざるを得ません。ぜひ今後、こうした事故が起きないように、根本的な安全対策に真剣に取り組むことを求めます。

前置きが長くなりましたが、通告に従い、質問に入ります。

まず国民健康保険であります。

日本の医療保険制度は、１９６１年に国民皆保険制度が確立し、国民はすべていずれかの公的保険に加入することになっています。しかし、その実態は、国民健康保険税の滞納を理由に保険証を取り上げられ、窓口で医療費の全額を支払う資格証明書にかえられた世帯が、昨年、全国で３１万世帯あり、この世帯は実質的には医療を受けられない世帯であり、国民皆保険制度は名ばかりで、根底から崩れてきているのが実態であります。

そこで、まずこの国民健康保険の現状がどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

現状についてということで、国民健康保険制度につきましては、創設当初は対象を農林水産業者

及び自営業者を中心とした制度としてスタートしております。しかし、他の医療保険に属さない人すべてを被保険者といたしておりますことから、高齢化の進展、就業構造の変化などの影響により、被保険者の低所得層が増加傾向にあり、保険税の負担割合が高くなっていると認識をいたしております。

一方、財政面におきましては、ご案内のように、国保制度が抱える脆弱な財政基盤という構造は一層深刻さを増しております。

国保制度は、国民皆保険制度の基盤をなしておりますが、高齢化の進展、就業構造の変化により、医療保険制度間に負担の不均衡が生じております。国民皆保険制度の維持には、国民の負担と給付の公平は不可欠であり、そのためには、構造的な制度疲労を起こしている公的医療制度をすべての国民に共通する制度として一元化することが大切であると考えております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

確かに言われたように、本当にほかの医療保険と比較できないような実態だろうというふうに思います。

ここにパネルを用意しました。これは、国民健康保険税の年度別の収納率と１人当たりの保険税額、１７年から２２年までのものであります。棒グラフがいわゆる保険税額、折れ線グラフが収納率ですね。見てもらうとわかりますように、１７年から１９年までの３年間は、１人当たりの保険税が７万円で推移をしてきた。収納率も９０％台、これは現年度分だけですね。滞納分は含んでおりません。９０％台をほぼ維持しておりました。ところが、２０年に後期高齢者医療制度が始まりまして、ここから値上げも２１、２２とされたと。この中で、７万円の水準が、次の年には８万になり、８万が９万になり、今は１０万を超えているんですね。こんなふうに、毎年１万ずつ上がるような、今どき負担のふえるものってほかにありますか。大変な負担ですよ、これ。だから、収納率が落ちるのは当たり前ですよね。これだけの急激なふえ方をしたら、納める人が減ってくるのは当然じゃないですか、払えないんですよ。こういう実態をまず知っていただきたいと思います。

それで、この収納率の低下も、私何遍も言いますけれども、保険税を上げる。上げることによって滞納がふえる。滞納がふえることによって財政が悪化する。財政が悪化するから、また保険税を上げる。この悪循環をずうっと示しているわけですよね。やっぱりこの悪循環を何とかしなきゃならないと、こんな現状にあるんじゃないかなと思います。

なぜこんなにも高くなったのか、この辺の認識をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

なぜ国民健康保険税はこれほど高くなったかということでございます。

国民健康保険事業の財源といたしましては、国からの療養給付費等負担金３４％でございます。財政調整交付金９％、県からの財政調整交付金７％、従来から積み立てております国民健康保険給付費等支払準備基金、そして被保険者からの税収によって運営をされてきた事業でございます。

そのような中、国民健康保険給付費等支払準備基金が平成２１年度をもって底をついた状況とな

り、今後、国保事業が維持可能な運営を図るため、平成２１年３月議会へ条例改正を提案し、議決をいただいております。その当時、現行の税率でいきますと、医療費支出を毎年５％伸びると想定して、平成２１年度の不足額は約２億８，０００万円、平成２２年度では約３億２，０００万円になるものと想定し、その不足額に対して、激減緩和措置として、段階的に保険税を改正いたしております。

また、保険税額の不足分に対しまして、例外的に一般会計から平成２１年度に約１億８，０００万円、平成２２年度に約１億３，０００万円繰り入れいたしております。

一方、平成２１年度決算における療養給付費は、前年比で８％の増となっており、一般会計から約１億８，０００万円繰り入れない特別会計の歳入歳出で見ますと、不足分が６，７８３万円となっております。

以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

今、部長が主に市の立場から説明をされましたけれども、やっぱりこの問題、根本の問題としては国の問題なんですよね。

一番大きいのは、自民党政府の時代、１９８４年になりますけれども、この当時、国民健康保険法を改悪した。医療費の４５％というのが国庫負担の基準だったんですね。それを給付費の５０％というふうにした。給付費の５０％というとどういうことかというと、国民健康保険の医療費は自己負担が３割、残りの７割を国保が持つということですよね。だから、その７割分の５０％ということですから、医療費全体の３５％になってしまった。つまり、改悪前は４５％だったのが、医療費の３５％に下げられてしまうというものをやりました。その後もどんどん改悪されて、負担は減らすという、国の責任を後退させていくと。

結局どうなったかというと、１９８４年当時、国保の収入に占める国の負担の割合が５０％だったのが、２００７年には２５％にまで減ってしまった、つまり半分に減ったんですよ、国の負担がね。

亀山市の決算を見てみますと、やっぱり１７年から２１年の５年間で平均をとってみますと、国の負担は収入の２３％しかない。これを国民健康保険税の値上げでカバーするというやり方をするから、どうしても高くなるんですよね。

だから、これは市長にお聞きしたいんですけれども、国に求めると。ちゃんと負担をもとに戻しなさいよということを国に求めることが、やっぱり根本的な問題であろうと思うんですけれども、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

随分国保の制度につきまして、就任以来、ここでご議論させていただいてまいりました。今ご指摘をいただいたように、亀山に限らずでございますが、全国の地方自治体が今この国保の現状と運

営に対して、本当に頭を痛めておると、苦しい状況にあると、持続ができないという状況の中で、従来から市長会を通じて、国に対しては強くこの財政安定化をまずは維持、拡充してほしいと。でないと持続ができませんという要請をしてきておるものでございます。

今日に至るさまざまな経過ですとか、経緯ですとか、あるいは社会の環境の変化、こういうことを今申し上げても始まりませんので、こういう現状の中でどうしていけばいいのか、もちろん国の責任において最善を尽くしていただくというのはもちろんでございますし、今ある中で、本当に行政も、被保険者の皆さんも、議会の皆さんもご理解をいただいて、その知恵でもって何とかこの制度を維持、発展をしていくと、持続させていくと。このことについては真剣に取り組んでまいりたいと思いますので、今ご指摘いただきました国への要請はもちろんでございますけれども、また議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

ぜひ国に働きかけをして、やっぱり国の負担を戻すということをやっていただきたいと思います。

これはやっていただくんですけれども、その間、それじゃあどうするのかという問題があるわけです。私は、国に負担を求めながらも、その間、国民健康保険税の値上げ、値上げで、加入者に負担を求めるということは、もう私は限界だと思うんですよ。だから、そういう意味では、国がやるべきことですけれども、市がかわって一般会計から繰り入れをして、国保財政を支えていかなきゃならんという考えはお持ちかどうか、市長にお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

再度のご質問でございますけれども、先ほど部長の方から答弁をさせていただきました公費として入っておる割合、そして同時に市も含めて負担をさせていただいておる部分と、被保険者の皆さんの税によってこの制度自体が成り立っておるものというふうに考えておるものでございます。

確かに今後につきまして、国の制度の制度議論が始まっておりますので、今後の展開をしっかり見据えていきたいというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても被保険者の皆さんのご理解、ご協力と、国であろうと地方であろうと最善の努力をして、この局面を乗り切っていくと、このことには変わりはございませんので、そういう思いで臨ませていただきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

４回目ですが、よろしいですか。

はっきり言われなかったんですけど、私はけさの尾崎議員に対する答弁で、市長が言われたことは非常に私は重大な発言だと思うんですよ。つまり、一般会計からの繰り入れを脱却しなきゃならんということを言われました。ということになれば、一般会計からの繰り入れをしなかったら、もう上げざるを得ないんですよ、国保税を。だから、ずうっと国保税を上げていくという形で収入不

足を補っていく、これがいわゆる一般会計からの繰り入れから脱却するということですよ。市長、そういう意思表示ということで、この発言を受け取ってもよろしいですか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご案内のように、国保特別会計にせよ、午前中の病院事業会計にせよ、これが一般会計からの法定外の繰り入れによってのみ成立をするという今の状況を脱却しなければならないと。一般会計から投入していくということが、非常に不健全な状態であるということを申し上げたものでございます。

したがいまして、財政状況大変厳しい中で、いろんな課題はあるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、法定内の繰り入れはもちろんさせていただきながら努力をいたしてまいりますが、法定外の繰り入れを無尽蔵に伸ばしていくような状態が健全な状態でないということは、ぜひ皆さんご理解をいただいて、ご協力をいただきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

わかりました。繰り入れはやむを得ないものとして考えるというふうに受け取ってよろしいですね。

私も、これは本来やるべきものではないと思っていますよ。先ほど言ったように、何のために私が大もとの原因が何かと。国が金を出さないからだということを言ったのは、そこにあるんですよ。だから、決して市が持つべきものだという意味ではないんです。ただ、現実にこういう事態になれば、こういう形をとらざるを得ないだろうということを申し上げているわけです。

次の項目に移ります。

市が配付する文書の中に、よくこういうことを書いていますね。国保は、加入者が安心して医療を受けられるよう、加入者が保険税を出し合って互いに助け合う制度であるということをよく書かれています。全国の自治体でも同じようなことを書いています。私は、これは正しくないと思うんですよね。というのは、国民健康保険法にはそう書いてないんですよ。

もうこれは質問を省きますけど、１条に何と書いてあるか。この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。社会保障なんだということをはっきりうたっています。だから、助け合いという言葉は、一切この法律には出てきません。つまり、お金を出して初めて医療が受けられますよという立場はとっていないんですよ。それはなぜかといったら、憲法２５条で、すべての国民が健康で文化的な生活を営む権利を有する。健康な生活を営む権利はあるんだと言っているんです。だから、病気になったら医者にかかれるというのは、だれもが持っている権利なんだということです。だから、お金を払った、払っていないというのは別の問題だと。医療は受けられるんだと。

例えば火事があったときに、その火事に遭った家が税金を払っているか払っていないかで消火に行くか行かないか決めますか。まず消火をするでしょう。お金を払う払わないは別の問題としてきちっとやらなあかんということですね。だから、それと医療も一緒に考えるべきだと思う。まず医

療にはかかれるんだと。しかし、医療に係る費用、それは負担してくださいよと、それは別問題だろうというふうに思います。これがいわゆる社会保障だというふうに思います。

その中で、この法律の４条で、国の責務がうたってあります。国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない。これは、国の運営責任を負っているということをはっきり書いています。だから、国がきちんと財政負担をして、市が医療がすべての市民が受けられるように、そういう体制をちゃんとつくるんだというのが国民健康保険の姿だということなんですよね。だから、そういう意味でとらえていただきたいということを申し上げたいと思います。

次に移っていきますけれども、国民健康保険の問題が深刻になる中で、今、民主党の政権の中で議論されているのは国保の広域化という問題なんです。これは、国保法を改正して、都道府県単位で集約をしてやろうというね。県でも、もう広域化等支援方針は策定されているというふうに聞いております。これで、一番私は問題だろうと思うのは、この国保の広域化がやられますと、今、市町村が、市長が言われたように、国保税を抑えるために一般会計からお金を入れているわけです。それで保険税を低く抑えている。それをやめよというんですね。一般会計からの繰り入れをやめよというんですよ。どうなるかといったら、さっき言ったように、一般会計からの繰り入れがなくなれば保険税が上がるんですね。これから高齢化が進みますから、医療費が伸びればますます保険税は上がってくる。ずうっと保険税が高くなっていくということになっていくわけですね。

こういう国保の広域化についてですけれども、これで本当によくなるということなのか、ちょっと市の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

国保の広域化という問題でございます。

国保の広域化につきましては、平成２４年度をもって廃止となる後期高齢者医療制度が都道府県単位において運営されることに関連して、市町村国保の広域化につきまして、方向性を検討されることとなりますが、本年に三重県におきまして、三重県国民健康保険広域化等支援方針が策定されることとなっております。

その目的は、市町国保の置かれた状況を踏まえつつ、収納対策、赤字解消対策を支援するとともに、保険財政共同安定化事業の拡充、県単位での保険税・料の平準化や安定化を図るものでございますが、現時点で詳細なことはわかっていない状況でございます。

また、財政の安定化を図るために、都道府県調整交付金や広域化等支援基金の活用も言われておりますので、今後、国保事業運営の安定化に向け、県と十分協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

まだまだわからないことがたくさんあるんだと思います。

もう１点、この問題は後期高齢者医療制度が都道府県単位でやっていますよね。介護保険は鈴鹿・亀山の広域でやっています。そうすると、今、こうやって私は国保の問題をこの市議会で取り

上げて、市長と討論できるんですよ。ところが、これ県単位になったらできなくなるんですね。住民からどんどん遠いところへ行く、こういう問題もやっぱりあるんで、今、県下の自治体が財政のいいところと悪いところと寄ってくれば、ならして何とかなるんですけれども、悪いところばっかが寄ってきて一つにつくったってよくならないですよね。そういうことも含めて、今後この問題は見ていかなきゃならないというふうに思っております。

最後にまとめとして、やはり国民健康保険税の引き下げ、それから保険証の取り上げをやめる、減免制度などの十分な活用と充実を図る、こういうことが今必要だろうと思うんですけれども、そのことについて答弁を求めたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

国保の税率につきましては、昨今の社会情勢を考慮しつつ、また国保会計の収支バランスを十分検証した上で、慎重に判断をいたしたいと考えております。

平成２２年度の、これは減免制度になるのと、それから保険証の関係でございますけれども、短期証の交付につきましては、１ヵ月証が２９２件、３ヵ月証が１１１件、６ヵ月証が６３件となっております。

なお、資格証の発行につきましては、昨年度３５件でございましたが、現在、生活事情等確認をしており、交付基準に基づき、慎重な対応をいたしているところでございます。

次に、本年度から制度改正により実施しております非自発的失業による保険税の軽減でございますが、９月末現在で９０名の方から申請をいただいており、所得を１００分の３０とみなして賦課をいたしております。この制度につきましては、市広報やホームページにおいて掲載しており、またハローワークとも連携を図りながら、啓発に努めているところでございます。

また、国民健康保険法第４４条の規定を受け、本年７月３０日に施行いたしました亀山市国民健康保険一部負担金減免等に関する規則の適用状況でございますが、こちらにつきましても、市広報やホームページにおいて周知しているところでございますが、現在、申請された方はございません。

亀山市国民健康保険税条例第２８条第１項第１号による減免でございますが、特別な事情により著しく納税の能力を欠き、また失った者として、平成２１年度におきまして２件、これは生活困窮という理由で２件、それから平成２２年度において１件、これは破産という部分で、それぞれ減免を行ったところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

最後に、市長にもう一度お聞きしたいと思います。

大変な財政状況というのはわかります。例えば国保税を引き下げることで、私は収納率は上がるんじゃないかと思うんですよね。そうすると、例えば現年度で９２％以上であれば、国のペナルティーである普通調整交付金の減額の対象からも外れるというプラス面もあるんですね。だから、国保税が引き下がることで税収がふえる、それからこういうペナルティーもなくなるというプラス面もあるんで、一概に引き下げだけがマイナスということにはならないと思うんですけれども、そう

いう引き下げをする意思があるのかないのかだけ、市長、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

国保税の引き下げについて、市長の考えはということでございますが、もう既にご案内のような２１年度の決算、本年度の状況、これは最終確定いたしておりませんが、大変厳しい中での運用でございます。来年度以降の状況につきましても、当然医療費の伸び等々の中で、徴収率の問題もご指摘のとおりでございますが、非常に厳しい局面であろうと、このように認識をいたしているものでございます。したがいまして、現時点でこの国保制度を持続的に、安定的に運用していくという局面の中で、例えば来年度、その国保税の引き下げを断行するという選択肢は、なかなか厳しいものがあると、このように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

では、時間がありませんので、次の事業仕分けに移りたいと思います。

１０月３日に行われました。私は、非常に結果を見て疑問に思いました。これですね。これを見てください。この下の方を見てもらえますかね。事業仕分けの判定がばらばらに分かれた事業というので三つ上げました。地区コミュニティ管理運営費、農村公園整備事業、再資源化促進事業、これ見てもらいますと、５人のうち四つの意見に分かれているんですよ。四つの意見に分かれながら、どういう結論をしたかというと、２のところが最多数ということで、この２のところの判定結果になったと、こういうやり方をしました。

私、こういうやり方が本当に妥当な判定なのか。普通、我々が５人寄って議論して、こんな形になったら、きょうは結論は出やんだなと、こうなりますよ。だから、こんなやり方で本当に妥当な判定が出たのか、その点について見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

事業仕分けの判定につきましては、各班５名による多数決によるものでございまして、委員による判定が同数の場合には、コーディネーターの意見により各班の判定結果を決定いたすこととしております。

事業仕分けは、このように公開の場において、外部の視点を取り入れながら、市が実施すべき事務事業の範囲等について検証することを目的としており、今回もその目的に沿った判定結果だと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

なぜそういう答弁をするのかね。私が言っているのは、こんなにばらばらに割れたもので判定結果を出して妥当かどうか聞いているんですよ。目的に沿って妥当かは聞いてないですよ。もう一遍

答弁してください。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず事業仕分けにつきましては、一定のルールをもちまして判定をしていただいておりますので、判定結果については尊重すべきだと考えております。

ただ、判定結果に従って、その中で現在事業の検証を進めておりましてし、その中では判定された仕分け委員の意見をもとに今検証しているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

やっぱりおかしいですね、これね。市民はそう思っていますよ。

もう一つ聞きます。地区コミュニティ管理運営費と農村公園整備事業、これ民間委託されているんですよね。だけど判定が民間委託なんですよ。これ何でなんですか。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

地区コミュニティ管理運営費の判定結果、あるいは先ほど言われました農村公園も同じような理由でございますが、かなり官に近いような管理運営にしておるということでございまして、地区コミュニティーを例にとりますと、地区コミュニティ管理運営につきましては、平成２５年度まで地区コミュニティーを指定管理として指定しており、ご指摘のとおり現在、民間委託というふうなことになっております。

仕分け委員の仕分け理由におきましては、よりインセンティブが働くよう、活動補助金と一体化し、効率的な運用管理と活動につなげるべきとのご意見があり、その趣旨は現在の指定管理のあり方も含めて見直すべきとのご意見がありまして、あえて市、民間委託とされたものとされたものと受けとめておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

だから、もうこの判定結果だけでどうこうと言うこと自体が無理なんですよね。

もう一つ、パネルを見ていただいて、上の部分ですね。これがいわゆる不要、廃止という六つの事業ですよ。障がい者支援事業の給付事業、介護予防支援センター費、敬老会開催事業、誕生日祝い金、これは今回条例に出ていますよね。学校開放管理指導員謝金、再資源化促進事業と、この六つが不要にされたんですね。これも見てみますと、５人中５名が廃止と言ったのは二つですよ。あとは、この再資源化なんかは５人中２人ですよ。それで廃止なんですよ、これね。

市長に聞きたいですよ。現況報告の中で、厳粛に受けとめると言われました。厳粛にというのは、広辞苑を引くと、厳として動かしがたいと。こういう言葉なんですよ、厳粛というのは。本当にこういうやり方で決めた判定を厳粛に受けとめることが必要なんですか。市長、どうですか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

事業仕分けでございますけれども、今回の事業仕分けで３回目の事業仕分けということに相なります。その中では、ご指摘のように、６事業については不要という判定が出ました。事業そのものは廃止すべきであるという意見もございましたし、事業の目的や、さらなる施策レベルにまで立ち返って、もう一回事業を再構築せよという意見もあったというふうに思っております。

いずれにいたしましても、大変厳しい結果でございました。それは厳粛にしっかり受けとめさせていただくということでございますが、これらの意見もちょうだいしながら、総合的に、限られた状況の中で、よりそれぞれの事業の単位ではなくて、その施策の成果を求めていけるような事業の再構築に生かしていきたいと。そして、予算編成の中で反映をしていきたいと、このように考えておりまして、そのような意味も含めて厳粛に受けとめさせていただくということを申し上げたものでございます。

さらに、過去２回の事業仕分けと同様に、私はやっぱりこの公開の場において市民の皆様に事業の中身を知っていただくという意義からも、市職員にとりましても、ずうっと継続しておる事業について、やっぱり立ちどまってその事業の再構築を考えるいい機会、きっかけになったのではないかと、このような効果もあるということを認識させていただいたりもして、その点につきましてもご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

非常に中身を見てみますと、本当に判定結果をそのまま受けとめるわけにいかないのが多いですね。やっぱりこれは参考意見、こういう程度ですよ。これを判定が不要になったんだから、これは何とか廃止をしなきゃならんと担当者が考えるような、私は問題ではないと思います。それだけの精度のあるようなやり方ではない。つまり仕分け人の問題じゃないですよ。これは、この事業仕分けというやり方自体が問題になるというふうに言っています。

特にこの不要とされた事業で、二つだけ聞きます。

敬老会開催事業、これ地区コミュニティーの主催者に聞き取りをしましたか、仕分け人が。それからもう一つ、障がい者支援事業で、介助者の話や給付の実態、どんなふうに給付されているのか、こういう実態を把握した上で仕分けがされましたか。その二つについてお聞きしたい。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、直接の聞き取りはしておりません。

それから、市民仕分け委員につきましては、事前に委員から求められた資料を提供し、班ごとに対象事業に対して理解を深めていただくよう事前検討の場を設け、論点を絞り込んで事業仕分けに臨んでおりまして、詳細な事業については事前にも説明しておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

結局、書類上だけなんですよ。当日、担当者から説明を聞くわけですよね。だから、実際それに携わっている事業の対象者からの話は聞けないんですよ。それでああだこうだと。

例えば敬老会の開催事業なんかは、お金が来るからやるんだということを言っている委員がおるんですよ。本当にそうなんですか。お金が来なかったらやらないんですか。そういう実態になっているのかどうかね。それが実態ならそれでいいんですよ。そうでなしに、やっぱりお金をつけてもらわないことには、やりたくてもできないんだということなら、これは必要な事業になるじゃないですか。その辺のところが全く抜けているんですよね。

だから、本当にその辺のところをきちっとやった上でやるべきだと思います。

時間がもう残りありませんので、私はこういう判定で市民が不利益をこうむった場合、一体だれが責任をとるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

亀山の事業仕分けにおきましては、いわば諮問と答申という関係にあろうかというふうに考えております。仕分け委員は、事前に調査、審議の上、意見を聞き取り、答申していただくというようなことで、最終的には行政側に責任があるというふうに考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

きのうの議論の中でも、事業仕分けをどれだけ重みを持って見るんだという話がありました。やっぱりこれは行政が責任を持つべき問題ですよ。だから、私はあくまでも一つの意見として、参考として受けとめるというのが正しい受けとめ方ではないかと思います。

最後に、このメリットですね。市長も言われました。市民が事業について意見を述べたり、それから外部の有識者が意見を言う、このことについては私はいいことだと思いますし、それをどうこう言うつもりはありません。問題なのは、限られた人で判定までしてしまうんですよ。その判定の仕方も、ばらばらでも最多数でもって判定してしまう。先ほど言いましたように、事業の実態も十分把握せずに、書類上だけで判断させられる。これはだれがやったって大変ですよ。正しい判断はできませんよ。それで結果だけがひとり歩きする。廃止になった事業はどうするのや、こういうことですよ。これはやっぱり問題だと思いますね。

もう時間がないので言いませんけれども、こういう事業仕分けより、予算編成過程をオープンにする。それで市民ないし議会からの意見も全部聞くというやり方の方が、よっぽど私は有効であろうということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

１８番　服部孝規議員の質問は終わりました。

次に、２番　新　秀隆議員。

○２番（新　秀隆君登壇）

何分にも本日初めてでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

通告書に従い、質問に入らせていただきます。

その前に、先日、１２月３日の参議院本会議におきまして、障害者自立支援法が改正されました。障害者自立支援法は、言うまでもなく障がい者の方が地域で自立した生活ができる、また支援する法であり、身体、知的、精神の障がい別の福祉サービスを一元化し、障がいの程度に応じた利用者本位のサービスを提供する仕組みを構築する法が２００６年に施行されました。しかし、介護や介助のサービス量に応じて原則１割の自己負担を課す応益負担を導入したために、収入の少ない障がい者がサポートを受けるたびに、利用料金が高いために控えざるを得ない課題がありました。

今回の改正のポイントといたしましては、利用者負担について所得に応じた応益負担を原則としております。２点目として、自閉症などの発達障がいを支援対策に明記し、高次の機能障がいも大臣告示や通知で明確にされるという、少し明るい改正も出てきております。

つきましては、亀山市におきまして、本年４月１日時点での亀山市の障がい者手帳所有者数は１，８２７名となっております。この中でも、１８歳未満の障がい児は１００名を超え、３１名の方が身体障がい者の所持をされておられます。

そこで、今回の重度身体障がい児及び家族への支援についてというところで、現状、自身での歩行が困難な重度な障がい児の方の件ですが、救急隊員への要請までもありませんが、急を要する事態について、発病時にご家族の方、１人、高齢者の方ですと２人でもちょっと難しいかもわかりませんが、移動の困難な状態が起こるときがございます。その重度の身体障がい児の方について、現在、亀山市内での社会福祉協議会や行政サービスの支援がなかなか厳しいと先日の市民相談の中で伺っておりましたが、その点につきまして、現状どうなんであるかということと、対応といたしまして、今後、亀山市では無理ということになれば、鈴鹿市や四日市、近隣の市の民間施設に頼るという状況が起こっております。亀山市での移動福祉システムの状況についてお伺いいたしたく、よろしくお願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

新　秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

重度身体障がい児及び家族への移動支援についてでございます。

市の事業といたしましては、在宅で寝たきりの高齢者及び歩行困難な身体的に重度の障がいのある方の外出支援及び社会活動の参加を容易にしていただくため、福祉移送サービス事業を市社会福祉協議会へ委託して実施いたしております。

この移送サービス事業でありますが、平成２１年度の登録者が、身体障がい者の方が４８名、高齢者の方が２９名で、合計７７名の方が登録されております。そして、延べ運行回数は１，２４９回となっております。行き先といたしましては、病院への通院、入退院、施設への入退所、市役所等となっております。このことから、重度の障がい者（児）の方が家族の移送支援が受けられない場合は、当事業をご利用いただければと思いますので、ご相談いただきたいと思います。

また、障害者自立支援法において、ヘルパーによります通院介助の事業、その他市内には車いす対応のタクシー会社もありますことから、状況に応じてご利用いただきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

新　秀隆議員。

○２番（新　秀隆君登壇）

実際に利用制度があるということで、そこで実際に制度がちゃんと運べるといいますか、自動車に移動できるかということがちょっとお伺いしたかったんですけど、それを含めまして、次に、現在、市内に、先ほど施設的なことがあるとおっしゃっておられましたが、平成２４年以降はそのような施設関係のことについては廃止という位置づけの中で、現在、亀山市独自の新規の施設計画、予定、構想等、その辺について独自の亀山市の考えをお伺いできますでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

まず、ただいまご答弁させていただきました福祉移送サービスでございますが、これは社会福祉協議会へ委託しておりますが、ワゴン車に車いすごと乗っていただけるような構造の車を使用しております。車いすを車のそばまで近づけていただければ、動力でもって乗れると、そういった構造になってございます。したがいまして、車いすの方もどしどしご利用いただきたいというふうに存じます。

それから、障がい者の方が入所できる施設の構想でございますが、ご指摘のとおり、重度の身体障がい児童を預かるところといたしましては、市内には施設がございません。短期入所事業を、市外ではありますが、利用できますことから、障がい福祉サービス事業の申請をしていただき、利用をいただいているのが現状でございます。

市内での入所施設につきましては、市の総合計画及び障がい福祉計画におきまして設定をしております。市外の社会福祉法人に向けて施設設置の新規参入を呼びかけてもまいりましたが、今回、市外の社会福祉法人でありますが、市内にグループホーム、ケアホームの施設設置に向けての計画も出されております。このことから、市といたしましても、施設の設置に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

新　秀隆議員。

○２番（新　秀隆君登壇）

先ほど市内には施設がないということでございましたけど、近隣と接する市との共同によって、市外との協力によって今後進めていくということです。確かにグループホームとかいろいろ、最近出ていただいてはおるんですが、重度の身体障がい児に対するその辺はまだまだ厳しいものかと思いますが、その辺について、またご検討いただきたいと。

最後に、近隣の、亀山市に近い鈴鹿市とか、その辺との支援体制の、先ほど施設関係のことはお伺いしましたが、支援状況といいますか、情報の交流というか、その辺の現状についてお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

隣接市との情報交換等の支援体制につきましては、障がいを持たれた方や保護者の支援体制といたしまして、障害者自立支援法の地域生活支援事業といたしまして、平成１９年度から亀山市、鈴鹿市を１圏域としまして、障害者総合相談支援センターを設置しており、亀山市では総合保健福祉センター内にサテライトといたしまして、「あい」という名称で同センターを設置いたしております。その業務内容といたしましては、身体、知的、精神の３障がいにかかわる障がい福祉サービスの情報提供、日常生活全般の相談・援助、就業に関する相談業務等を社会福祉法人に委託し、社会福祉士、または精神保健師など専門的な職員体制１２名で交代しながら実施をいたしております。そのうち、亀山市の「あい」には常時２名の職員を配置しているところでございます。

平成２１年度の相談件数は、延べ２，０７２件でございまして、年々相談件数も伸びているのが現状であります。今後も、障がいのある方が住みなれた地域で必要なサービスを受けながら、自立して、安心して暮らせるまちづくりを目指してまいりたいと、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

新　秀隆議員。

○２番（新　秀隆君登壇）

相談件数が２，０７２件ということは、かなりの頻度でご使用されている方が多いかと思っております。さらなる支援の向上に期待いたします。

もう一つの方でございますが、知的障がい児及び家族への支援についてというところでございますが、知的障がい児に対する現在の支援状況として、先ほど紹介いただきました子ども総合相談センター「あい」、こちらの方でゼロ歳から１８歳、一貫した支援体制を持っておられ、発達障がい児へは週１回、療育事業をいただき、そして個別の相談にも明るく展開されていると伺っております。現在、民間施設を含めて、先ほどの重度障がい児と重複するところもありますが、今回、この施設、障がい児、今現在はご家族の方と一緒にということを伺っておりますが、お一人でおれる居場所といいますか、施設はそういうのは亀山市内にはないものなんでしょうか。施設の存在等についてお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

知的障がい児及び家族への支援でございますが、子ども総合センターでは、子ども支援室に専門官を初め専門知識を有する職員を配置しまして、障がいのある子供、またつまずきのある子供、そういった方に療育相談事業などに取り組んでございます。

しかしながら、知的障がいを持った児童の預かる施設につきましては、市内に通所していただく施設のみであり、施設への短期入所、または入所していただく施設がないのが現状でございます。利用される方は、市外の施設を利用されているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

新　秀隆議員。

○２番（新　秀隆君登壇）

それでは、ないということでございますが、知的障がい児と同じように、先ほどと同じような質問を繰り返して恐縮ではございますが、身体障がい者のことと同じではございますが、施設的な構

想、そちらの方はいかがでございましょうか。お願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

知的障がい者の方の入所できる施設の構想でございますが、このことに関しまして、市といたしまして、障がい者施策の長年の課題であり、障がいを持ったご本人様を初め、保護者の方からも相談を受けておる事業でございます。

先ほどもご答弁させていただきましたが、今回、市外の社会福祉法人でありますが、市内にグループホーム、ケアホームの施設設置に向けての計画が出されております。対象となられる方は、重度の身体障がい者や知的障がい者となっております。このことから、市といたしましても、ぜひ施設整備に向けて検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

新　秀隆議員。

○２番（新　秀隆君登壇）

身体障がい者の方同様、知的障がいの方、高齢者だけではなく、児童に及ぶまでその辺をケア願いたいものであります。

最後に、お子さんを取り巻く環境、家庭、そしてご両親、ご兄弟の方、本当に大変なご苦労だと思います。現在、イギリスなどでは生活支援ということで、休息をとれるようなど、介護者を守るための介護者支援法というのがあります。いかんせんここは日本でございますので、そのような法はまだ現在ございません。先日も相談いただいたご家族の苦労というのは、大変なものでございました。やはりその児童はもとより、ご家族の方も、この亀山に住まわれて、亀山自身を愛着にされておられます。たとえ一日でもそういう場があれば、ご家族の休まる場もあるんではないかと。また、現在はそういった将来的な構想の中には全くないわけではないということを聞いて、ちょっと安心はいたしましたが、まだまだ現実的なものにはなっていないということで、将来において、亀山市で安心して暮らせるような、そういう亀山市政であっていただきたいと望むものであります。

かわりまして、危機管理体制についてでございますが、公共施設における窓ガラスの飛散防止策についてというところでお伺いしたい点がございます。

現在、亀山市の公共施設の耐震化は、ほぼ完了されているということでございますが、災害時のガラスの飛散防止策について、新増、また改築に関するガラスに対する危機管理についてお伺いしたい点がございます。

確かに、現在建てかえているところには強化ガラスとか、たくさん安全なものを使われるということで伺ってはおりますが、特に学校は勉学するだけではなく、災害時には避難所として収容施設にもなり得る建屋でございます。それにつきまして、東海・東南海地震が予想される昨今につきまして、学校教育現場でのその辺の施設の実態についてお伺いいたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大井捷夫君）

新　秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

教育委員会で所管いたします小学校１１校、中学校３校、幼稚園５園について、災害時の窓ガラスの飛散防止等の対策についてお答えさせていただきます。

現在のところ、当市の学校施設等におきましては、飛散防止フィルム等による窓ガラスの保護を行った施設はございません。しかし、災害時には飛散防止フィルム等と同様に効果の高い強化ガラスの導入について、神辺小学校以後、亀山西小学校、関中学校、亀山中学校、亀山東幼稚園の改築時に採用しているところでございます。

なお、それ以外の施設につきましても、法的に定められた延焼ラインなどの対応については、網入りガラスの設置などの措置を講じております。

また、校庭に面しているなど、日常的に破損頻度の高い窓ガラスについては、部分的に強化ガラス化を図ったところでもございます。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

私の方からは、保育所、それから学童保育所についてご答弁をさせていただきます。

保育所、学童保育所における窓ガラスの飛散防止対策の実態でございますが、公立保育園におきましては、例えば和田保育園におきましては、保育室の掃き出しのガラス戸の部分では、下半分を網入りガラスにしたり、またアクリル板を使用しております。また、第二愛護園では、同じく掃き出しの下半分を木製にしたり、アルミ製にしたりと、建具自体を壊れない構造素材とし、また最近施工いたしました乳幼児室のトイレ部分にもアクリル板を使っております。さらに、関保育園では強化ガラスを使用したり等、工夫をしているのが現状でございます。

また、学童保育所でも、独自にガラス部分にフィルムを張ったり、また現在建設中の井田川第２学童保育所でも、ガラス戸の下半分をアルミ製の腰パネルという構造にして、ガラスの飛散防止対策をいたしております。

しかし、ガラス戸の上半分など強化ガラスか普通のガラスか、現状、判別できないこともありますので、今後も調査をしたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

新　秀隆議員。

○２番（新　秀隆君登壇）

実態はかなり進んでいるようで、安心はいたしましたが、まだまだ井田川学童保育所の下半分のアルミパネルとか樹脂、和田保育園に関するところも同様でございますので、しっかりとした調査で把握をいただきたいと思います。

同じように、公共施設につきましてもちょっとお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

公共施設におきます窓ガラスの飛散防止対策の実態でございますけれども、市内すべての公共施設について、私ども把握はいたしておりませんが、本庁舎におきましては、耐震工事により一部の

窓には網入りガラスが入っているところもございます。また、体育施設など一部の公共施設につきましては、強化ガラスや網入りガラスにより飛散防止対策が図られているところもございます。

以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

新　秀隆議員。

○２番（新　秀隆君登壇）

亀山市におかれましては、大半のところを把握されているようですが、若干把握不足のところもあると思いますので、その点をまた一覧として把握いただきたいと思います。

最後に、危機管理に関しまして、ガラスの飛散防止ということにつきまして、かなりの手は打たれているようではございますが、現在、危機管理の窓口である危機管理局の今後の考え方と申しますか、窓口として危機管理の陣頭に立って指揮をとっていただけるような耐震問題、ガラスの飛散防止対策、その辺について把握、また今後のリーダーシップをとっていただけるような危機管理体制をお持ちでございましょうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

片岡危機管理局長。

○危機管理局長（片岡久範君登壇）

危機管理面でのご質問ですので、危機管理面の考え方を言わせていただきます。

危機管理で最も重要なことは、あらかじめ必要な措置をとり、災害等発生した際に、最小限に食いとめることであると認識しております。ただ、市内の公共施設すべてに飛散防止の処置をするには多額の費用が必要でありますことから、今後の課題として検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

新　秀隆議員。

○２番（新　秀隆君登壇）

最後に、確かに総体的に聞かせていただくと、かなり亀山の場合はガラスの飛散防止対策が進んでいるようでございます。ということは、逆に対策するところが少なくなっているというところでございます。実際、フィルムの業界の調査しますと、確かに１平米張ることに対しまして１万円前後の費用がかかるというところもあるんですが、これはまた工賃とか、その辺も含まれてのことでございますので、調べてみますと、中には３０メーターのロール紙であれば１平米当たり１，０００円、９００円を切っていくような単価でもございます。そういうところを踏まえて、現在、三重県内におきましても、明和町は先駆けて早速対策を講じられ、そしてまたウエブにおいても、市としてガラスにフィルムを張るという、こちらの人員の募集とか、その辺も掲げて、前向きに取り組んでおられます。でございますので、亀山市も、先ほど来言っていただいているように、命が大事で、本当にガラスというのは皆さんもご存じのように、小さいガラスがぽつっと落ちたぐらいなら、指に血がまじるぐらいでよろしいんですけれども、確かに１０メーター四方とか、大きなガラスもあります。そういうものが一気に落ちたときには大変な惨事に見舞われてしまいますので、その点の危機管理の意識の向上、そして皆さんのスキルを上げていただけるような危機管理を持っていただきたいと思いますので、その辺につきまして、また改めて委員会としてもしっかり皆さんに確認、

またご支援いただくようなところをよろしくお願いいたします。

本日は以上で終了いたします。

○議長（大井捷夫君）

２番　新　秀隆議員の質問は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　３時３２分　休憩）

（午後　３時４３分　再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１０番　坊野洋昭議員。

○１０番（坊野洋昭君登壇）

緑風会の坊野洋昭でございます。

平成２０年の６月議会以来の登壇をさせていただきました。何せ世の中、動きが速くて、浦島太郎のような気分で、きょうこの場に立たせていただきました。一生懸命やりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

大きな１点目、地籍調査についてお伺いをいたします。

ここに平成２２年３月３１日付の国土交通大臣から市町村長あての「地籍調査推進についての要請」という文書がございます。まず、読み上げてみます。

地籍調査推進についての要請。日ごろ、国土交通行政の推進について、多大なご理解とご協力をいただいておりますことを心から感謝申し上げます。

さて、本日、国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案が成立いたしました。この法案は、国土調査事業１０ヵ年計画の期限延長と、あわせて地籍調査の実施主体である市町村等の負担軽減を図るための所要の改善を内容とするものです。

我が国では、多くの土地でその境界や地積が不明確のままとなっています。地籍調査は、１筆ごとの土地の境界、地積等を明らかにするために行うものです。その効果は、土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化、まちづくりの円滑な推進、さらには固定資産税の課税の適正化など多岐にわたっております。調査が実施されていないと、土地取引等の際に隣人とのトラブルが生じ、場合によっては取引できないというような状況が生じたり、まちづくり等のために用地取得を行おうとしても、境界確定に多くの時間と費用を要することになります。阪神・淡路大震災の際には、多くの地域で地籍調査が実施されておらず、そのために災害復旧の取り組みがおくれた地区もありました。兵庫県では、震災後、これを教訓に、地籍調査への着手が大幅に進む状況となっています。このように、地籍調査は市民の日常生活にも深く結びつく極めて大切な調査です。

しかしながら、この仕組みができてから５０年以上経過しているにもかかわらず、その進捗は全国で４９％（平成２１年度末見込み）と、非常に残念な状況となっています。特に都市部においては、２１％と極めて低い状況です。また、休止中も含め、平成２１年度末において地籍調査が行われていない市町村は全体の３５％となっています。このような状況に対し、今回の法案審議の中でも厳しい指摘をされたところです。このような進捗状況については、国・地方を問わず、国民の安

全・安心を預かる行政として責任を感じざるを得ません。貴殿におかれましても、このような責任をぜひとも共有していただきたいと思います。

ついては、地籍調査の未着手、休止中の市町村の皆様方に、地籍調査の着手、あるいは再開について要請を行うことといたしました。国としても、地籍調査の推進に向けて最大限の努力と支援を行う決意でありますので、何とぞ以上の趣旨をご理解の上、地籍調査の早期の着手、再開に向けて具体的な取り組みを始めていただけるようお願いいたします。

平成２２年３月３１日、国土交通大臣　前原誠司というサインがございます。

伊勢新聞にも記事が出ました。それによりますと、平成２１年度に地籍調査を休止したり行わなかった全国６０４の市町村に要請文を送ったとあります。また、行政文書ではなく、大臣の私信であるという形式は異例のことである、このように書いてありました。

そこでお伺いをいたします。

まず１点目です。地籍調査というのは何なのか。その目的をどのようにとらえておられるのか、市としての見解をお聞かせください。

また、亀山市にもこの要請文は来たのか。いわゆる全国６０４の市町村の中に亀山市が入っていたのかどうかというふうなこともお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

地籍調査の目的、それと市としてのとらえ方と、もう１点、要請文についてのご質問でございます。

まず、先ほど議員の要請文の読み上げの中にもございましたが、まず地籍調査の説明をさせていただく前に、地籍という言葉についてまずご説明をさせていただきます。

日本人には戸籍がありますように、土地にも戸籍のような、その詳細内容を記載する土地に関する戸籍が必要なことから、戸籍の籍の字を使用した地籍という言葉がつくられております。この地籍を作成するために、一筆一筆の土地の調査を実施し、各土地の地番、地目、面積、所有者を表示する台帳と正確な土地の境界を示す図面を作成する事業を地籍調査といいます。

現在、登記所に備えつけられている公図の多くは、明治時代の地租改正事業によってつくられた地図がもととなっておりますが、当時の測量技術の精度は低く、土地の境界が不明確であるなど、必ずしも土地の現況を正確に示す図面となっているものではございません。この状況を踏まえて、国土の実態を総合的に調査整備することを目的として、国土調査法に基づき地籍調査が全国で進められているところでございます。

具体的な地籍調査事業の内容につきましては、市町で計画する年度ごとの調査区域内の１筆ごとの土地の境界立ち会いを行い、面積、地目を調査し、緯度・経度を示す正確なＧＰＳ測量により調査区域の実測図面を作成するとともに、１筆ごとの所有者、現況の地目及び面積を記載した台帳を作成し、成果を法務局に承認いただき、従来の公図及び土地登記簿を書き改めるというものが事業でございます。

この地籍調査が進みますと、主に次の５点の効果が発揮されると考えております。

まず一つの効果としましては、境界争いの防止や相続等が生じても土地の所在が明確であるということでございます。

二つ目として、境界復元を迅速に行うことが可能であるため、復旧事業が円滑に進められます。

３点目として、土地を売買する際に、改めて境界立ち会い、測量が不要であることから、安心して土地取引が可能となり、経済活動全体の円滑化、活性化に寄与いたします。

４点目として、地籍調査の成果をもとに、各種公共事業の計画、設計、用地買収が可能となります。また、完成後においても維持管理が容易となり、経費と時間の短縮に寄与できます。

５点目としましては、地籍調査を実施すると、面積が正確に測量されるために、課税の適正化と透明性に役立ちます。

その他費用的メリットとしましては、個人の費用的負担はございません。行政的経費については、事業費に対し、国・県から４分の３の補助金が受けられ、積極的な支援をいただいております。

以上の観点から、地籍調査はまちづくりの基礎となるべき事業と考えますので、これからも市としても計画的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、先ほど議員紹介のありました国土交通大臣からの要請文書の件でございますが、その要請文書については本市には来てございません。三重県に確認しましたところ、未着手及び休止市町に対して、国担当係官と三重県が直接市町に訪問の上、地籍調査事業の推進の要請を行ったものとお聞きしております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○１０番（坊野洋昭君登壇）

ありがとうございました。

２回目にメリットが何かというふうな形でご質問申し上げようと思っていたんですが、非常に丁寧な答弁をいただきました。省略させていただきます。

２点目の質問に入ります。

この国土交通大臣からの要請文が、本来の行政文書ではなくて、大臣の私信であると。こういう私信であること、従来と変わった形式をとられたことについて、どのような意味があるのか。市としてはこういう私信を見られて、どのようにとらえられているのか。一般論としてで結構でございますので、お教えいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

大臣の要請文書のとらえ方というところでございますが、先ほどご答弁申し上げましたように、この地籍調査、非常に重要な事業であるというとらえ方の中で、こういった国土交通大臣からの要請文書でありますことから、これは市としては行政文書というとらえ方の中で、非常に重要なものであるというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○１０番（坊野洋昭君登壇）

地籍調査が実施されていないと、まちづくりのための用地取得を行う際に、境界確定に多くの時間と費用を要する、これは答弁のとおりであろうかと思います。

阪神・淡路大震災のときに、地籍調査の済んでいない地域で災害復旧の取り組みがおくれた地区があったとのことです。国民の安心と安全を預かる行政として、責任をぜひとも共有してほしい、このような国土交通大臣の呼びかけには、全く同感でございます。

そこで、地籍調査の進捗度は、平成２１年度末で全国で４９％、都市部では２１％と極めて低く、平成２１年度に地籍調査を行わなかった市町村が全体の３５％もあるということです。

そこで、亀山市の地籍調査の取り組みについてお伺いをいたします。

質問の３点目です。

亀山市の地籍調査の進捗度はどのくらいあるのかということをお伺いいたします。市としましての取り組みの年度別の実績を、その事業費の額も含めてお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

亀山市としての事業の進捗度でございますが、事業着手は平成１４年度から本格的に実施してまいっております。その中で、旧亀山市では御幸地区、旧関町では新所地区を中心に進めてきております。市の面積１９０平方キロメートルのうち、国有林や国管理の河川などを除いた１８２平方キロメートルが対象となっております。平成２２年度までに調査着手をした合計面積は０．６８平方キロメートルであり、進捗率としては０．３７％でございます。しかしながら、当亀山市は山林などの面積が多いことから、観点を変えまして、人口集中地区、いわゆるＤＩＤ地区でございますが、ここにおいて見ますと、３．８１平方キロメートルのうち０．３２平方キロメートルが実施済みでございますので、そこでの進捗率といたしましては８．４％となっております。

なお、直近の事業費の実績でございますが、平成２０年度は２８９万２，０００円、２１年度におきましては３９１万３，０００円、本年度は５８０万７，０００円の事業予算により実施いたしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○１０番（坊野洋昭君登壇）

平成２２年度の事業費５８０万７，０００円ということですが、この額は国・県の負担分も含まれたものなのか、市の負担分の額なのかをお聞かせください。

また、進捗率０．３７％は非常に低いと思いますが、なぜなのでしょうということと、今後に対して、継続的に事業を進める考えはあるのか。継続的に事業を進めるにしても、どの程度を目標にしてやっていきたいのかをお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

まず事業費でございますが、本年度の５８０万７，０００円の事業予算でございますが、これは国・県の補助分を含んだ事業費でございます。

また、進捗率が０．３７と低い状況で、どうしていくのかというところでございますが、まず地籍調査での個人の土地の権利及び境界は複雑でございます。その中で、慎重に行っていく必要があります。そのため、登記簿相続調査や境界の立ち会い確定など、地権者間との調整など、多大な時間を要しますことから、１地区を約３ヘクタールとして、３ヵ年をかけて毎年３地区を実施してきております。このようなことから、本格的な事業着手から８年と短期間であり、実施面積も少なく、進捗率が低いという状況でございますが、今後も人口集中地区であるとか、住宅地を中心に着実に調査範囲の拡大を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○１０番（坊野洋昭君登壇）

進捗率につきましては、非常に低いということは言えると思います。なぜかといいますと、補助事業で市としての負担分は４分の１であると。あとは国・県の補助ですよというふうなことになっているはずです。そういうことから考えますと、平成２２年度は５８０万円ということですけれども、亀山市の負担で４分の１としますと百何十万円かというふうなことですね。非常に大事なことですし、危機がないように、災害をできるだけ小さくするように、危機管理対策というのは必要だろうかと思いますけれども、実際に大きな災害をこうむった場合に、まずやらなければならないのは何かというと、やっぱり災害復旧だと思うんですよね。災害復旧がおくれればおくれるほど、派生しての被害が出てくるであろうというふうな心配がございます。そういうことを考えてみますと、重要性をどういうふうにとらえておるのかと聞かれたときの答弁と、じゃあ現実にどんな動きをしているのかということのギャップが余りにもあり過ぎる。このかけたお金、事業費だけを見て考えてみますと、やはり非常に取り組みが悪いと。これでは大変ですよと申し上げたい。

その中で、国土交通大臣からの要請文は亀山市には来ておりませんということですけれども、私は亀山市あたり、当然文書が来て、叱咤激励をされるべきような状況にあるということだけを申し上げておきます。

なお、進捗率につきましては、１３日の産業建設委員会で再度質問をさせていただきます。県内市町村の進捗率のデータを準備して、委員会へ提示していただくことをお願い申し上げます。

次へ入ります。質問の４点目です。

過去に道路拡幅の際、寄附を受けた土地部分の登記を行わずに、道路として使用して、そして現在に至っているという部分がございます。これが後々トラブルとなりまして、新規事業の完成に障がいとなっている、こういうふうな例をたくさん見たり聞いたりいたします。

道路用地の登記の済んでいないものが何ヵ所ぐらいあるのか、どのように把握されているのかということ。過去の例を見ますと、過去に登記をしないものを使ってきたと。だから、これではあかんのやということで、さかのぼって登記をやろうというふうな機運が少しあったような時期もあるかと思います。この道路の用地の未登記部分の解消にはどのように取り組んでおられるのかも含めて、お伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

まず未登記件数でございますが、最近の道路の新設や改良事業では、土地売買契約に伴う登記処理が前提としておりますので、未登記は少ないものと考えております。しかしながら、昔からの市道のほとんどは、議員ご指摘のように明治時代からの里道に、沿道の各地権者が土地を寄附行為で出し合って道を広げられたものと考えています。これらの市道につきましては、未登記になっている箇所が多く、その未登記件数については把握できていないというのが現状でございます。

そんな中で、境界立ち会いなどで未登記が判明した箇所について、所有者の同意が得られましたところから順次未登記処理を行っているところでございます。なお、今年度の登記事務事業予算としましては、約１，３００万円で実施しているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○１０番（坊野洋昭君登壇）

いわゆる道路の用地で未登記の部分が把握できない、逆に言いますと、何か問題が出てこないと、わざわざ探し出すということまではやられないであろうということは理解できます。そこで、道路事業に地籍調査の活用も含めてやることはできないのかという点をお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

地籍調査が済んでいる箇所につきましては、現況に合った登記簿や公図が整理されていますことから、道路事業などの公共事業に対しては効果が大きいものと考えているところでございます。

今後につきましては、各種公共事業を円滑に進める一つの手法として、戦略的な視点に立った地籍調査の実施も必要と考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○１０番（坊野洋昭君登壇）

ありがとうございました。ここでまとめてみたいと思います。

日本は火山列島です。世界有数の地震の多発国でもあります。

先ほどの新議員の質問の中でも出てきましたが、東海地震・東南海地震、我が亀山市でもこういう大地震がいつ来てもおかしくないですよと言われています。災害復旧を迅速に行うためにも、地籍調査を済ませておく必要があります。

ところが、これまでの地籍調査の取り組みを見ますと、遅々として進んでいないと。このままでは、あと何十年かかるかわからない、こういうふうな気がいたします。

そこで考えてみたんですが、公共下水道を日本全国に張りめぐらすと、こういうふうな構想が最初出てきましたときに、そんな途方もないことをと、やれるはずがないじゃないかと、こういう思いを多くの人が持たれたと思います。ところが、公共下水道事業というのは、時間はかかっていますけれども、着実に進んできております。ですから、この地籍調査に公共下水道事業の方式を取り入れたらどうかということを考えました。ぜひご一考いただきたいと思います。

何かコメントがありましたらお伺いいたしまして、次の質問へ移りたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

坊野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように、この地籍調査の重要性、これは大きなものでございますし、その効果も大きいと思っておりますので、残念ながら亀山市の場合は平成１４年から実施をしてまいりましたが、三重県全体が非常におくれてきた県なんですが、７％ぐらいの多分進捗率でなかったかと思っておりますが、昭和３０年代から進めてこられた市町村があります。こういうところは、やっぱり早くから進めてこられた。その中には、着実に今日まで展開をしてこられたということでございます。

今議員ご提案の公共下水道の整備のようにと、着実に進めよとのご提案につきまして、どういう手法が適切かわかりませんけれども、そのご趣旨をしっかり受けとめて、今後の地籍調査の進展を戦略的に展開いたしてまいりたいと考えておるものでございます。

いずれにいたしましても、ウサギとカメの話がありましたが、目的に向かってしっかりと亀山らしく、カメのように着実に展開をさせていただきたいと。時間はかかろうと思いますけれども、きっちりと進めていくと、このように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○１０番（坊野洋昭君登壇）

ありがとうございました。

大きな２番目の質問に入らせていただきます。

県道亀山関線、市道野村布気線についてお伺いをいたします。

これまで私は、県道亀山関線の必要性と、早期の工事完成をお願いしてまいりました。そして、必要性は理解していただきましたけれども、県の財政事情ということでなかなか話が進んできませんでした。その中で、半分だけ市道に戻して、市の単独事業として早期の実現を目指す、こういうふうなことになりました。その間に、亀山市と関町との合併があって、そしてこの県道亀山関線の事業に合併特例債を使って実施しようということになりました。県道亀山関線部分は用地買収が進んで、該当する部分の住宅、工場の移転も済みました。工事落札者も決まりまして、遅まきながらことしの１２月に着工の運びとなりました。長い期間を要しましたけれども、関係の地権者、自治会の方々、それから行政担当者の方々のご尽力とご協力に深く感謝をいたします。

しかし、この道路は、あくまでも一本の道路です。県道と市道に分割されましたけれども、市道部分は県道部分と完成時期を一緒にすると。半分だけでき上がってほったらかしですよということにはならないようにしますという前田中市長の約束も、この議会の中で答弁としていただいております。

ところが、現実には市道部分、野村布気線がおくれております。市長は交代されたわけですけれども、行政の継続性という観点から、約束は守られるべきものであろうと、このように考えます。また、そのように信じております。このような観点から、おくれている市道野村布気線の９００メートルの区間、これを主眼に質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

１点目です。国に倣って、市も事業仕分けをすることになりました。市道野村布気線につきましても、当然事業仕分けの対象になったものと考えます。そこで、事業仕分けでの判定はどうだった

のかという点をお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず平成１９年度に実施をしました事業仕分けにおきましては、市道新設改良のうち市単道路整備事業を対象としておりましたが、市道野村布気線は主要事業でもあり、事業仕分けの対象としておりません。それから、今年度につきましても、事業仕分けの対象外としまして、幹線道路建設事業は事業対象としておりません。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○１０番（坊野洋昭君登壇）

ただいまの答弁で、継続事業と判定されたんですねということでお伺いしようと思っていたんですが、どうも事業仕分けの対象に入っていないというふうな答弁をいただきました。私、あとの質問をするのに、非常に予定が狂ってしまいました。そこのところを考えてみますと、仕方がないんですかね。そういうことにしておきましょう。

事業仕分けの対象にならなかった、しなかったというふうなことなんですが、それはそれでいいとしまして、じゃあこの事業、積極的に進める。県道の部分の工事は始まったんだけれども、それに完成時期を合わすようなつもりで努力をしていただけるものなのかどうかだけをお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

議員ご指摘のように、当事業につきましては一本路線ということで、県と事業調整を図りながら事業を進めてまいっているところでございます。

その中で、積極的に市としても事業の推進を図っていくというところで、現在努力をしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○１０番（坊野洋昭君登壇）

ありがとうございました。

質問の２点目に入ります。

市道野村布気線の事業費の総額はどれだけを見込んでおられるのか。合併特例債を使うのかということをお伺いいたしますが、同時に、合併特例債は合併後１０年間に限って使用できるということで理解をしておるわけですけれども、現実にはもう合併後６年目が過ぎようとしております。事業のおくれによって、合併特例債の使用ができなくなるというふうな心配があるのではないかと思いますが、そこらの点も含めて事業費の額を聞かせてください。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

野村布気線の道路整備事業の総事業費は、約１９億円を見込んでおります。合併特例債、合併後１０年間ということでございますので、平成２６年度までが合併特例債の対象事業になってまいります。万一事業が完了しなかった場合の合併特例債の取り扱いでございますけれども、合併特例債の借り入れは毎年事業費の進捗に合わせた申請を行いまして、起債の同意を得て借り入れを行いますことから、各年度事業が終了している範囲においては、合併特例債の適用を受けることとなるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○１０番（坊野洋昭君登壇）

ただいま１０年間で完成した部分だけですよというふうなご答弁をいただきました。

建設部長さん、よろしいでしょうか。このまま行きますと、ほかで費用を調達しなければいけないというふうな事態も出てくる心配がございます。ぜひともそうならないように努力をしていただくことをお願いしておきます。

質問の３点目に入ります。

県が施行する亀山関線につきましては、本当はことし１０月に着工すると地元では聞いておったわけです。遅まきながら、１２月に入ってやっと着工していただきました。

市道野村布気線につきましては、田中前市長時代に県道亀山関線と完成時期を合わせるというふうな話がありました。工事の着手、完成のめどは立っているのかどうかということをお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

工事着手及び完成の目標ということでございますが、現在、用地買収を進めてまいっているところでございます。議員ご指摘のように、おくれをちょっと生じてきているところではございますが、用地買収が完了次第、速やかに工事着手してまいりたいと考えているところでございますが、完了年度につきましては、当初、平成２４年度末の完了を予定して事業を進めてまいっておるところでございますが、平成２５年度末の完了となる見込みとなってきているところでございます。今後は、極力早期の事業完了に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○１０番（坊野洋昭君登壇）

工事の着手、完成のめどについて、どうも歯切れの悪い答弁をいただきました。現在、用地買収を進めておられるということですけれども、市道部分の地権者の協力はどうなっているんでしょう。何か問題が生じているのか、お伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

用地取得の状況でございますが、必要な土地の所有者は２１名でございまして、そのうち１７名の方につきましては契約の完了及び内諾をいただいているところでございます。残る４名の方と、鋭意用地交渉を続けているところでございますが、難航しているという状況でございます。

その理由といたしましては、公図と現地との違い、移転補償の考え方、代替地の選定、土地が分断されるということなどでございます。しかしながら、今後も打開策を模索しながら、土地所有者の理解、協力を得られるよう交渉を進めてまいる所存でございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○１０番（坊野洋昭君登壇）

この道路につきましては、４０年前に線引きをされました都市計画道路です。線引きされたまま工事に至らずに、その間、市道になったり、県道になったりをやっております。最終的には、全長１，８００メートルのうち、西側の９００メートルが県道、東側の９００メートルが市道となって、現在に至っておるわけです。地元の地権者としましては、線引きされたままで土地を、極端なことを言いますと不自由な使い方をさせられてきておったわけですね。そういうことを考えて、このままでは困ると。何とか早くしてくれと。そうでなければ、この線を消してくださいと、そういうふうな状況にまで来ておったという経緯がございます。そういうことを考えますと、これ以上のおくれは許されないと思います。

そこで考えてみますと、市道部分の計画の用地には、建物は、工場が１棟あるだけです。あとは全部農用地でございます。そういう意味で、用地買収に対してちょっと楽観視されていたんじゃなかろうかと、市の側にですね。だから、地元が早うやれと言うておるし、地元地権者は協力すると言うておるし、建物が何も建っていないしと。そういう意味で、市の用地買収に対しての姿勢がちょっと楽観視されていた部分があるのではなかろうかというふうな気がしております。ただし、先ほどの建設部長の答弁を聞きますと、大方話はついておるんだと。一部であるということがあります。多分この一部というのは、地元の地権者ではなくて、企業だろうというふうに私は理解をしております。

それはそれとしまして、さらなるご努力を要望いたしまして、４点目まで終わります。

質問の５点目に入ります。

他の道路との取りつけ等の附帯工事も含めて、細部設計はどうなっているのかと。細部設計の進捗度及び今後の方針についてお伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

細部設計の進捗度でございます。野村布気線道路整備事業につきましては、県道白木西町線との交差点を起点といたしまして、市道野尻線と交差をしまして、市道落針道野線との交差点で亀山関線と結節することとなっております。これらの交差点の設計等につきましては、おおむね終了しているところでございます。今後、細部の修正をする箇所も一部あるとも考えますが、ライン処理等の詳細な部分について、関係機関との協議・調整を図りながら事業を進めてまいりたいというふう

に考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○１０番（坊野洋昭君登壇）

取りつけ等の細部設計は済んでいるという答弁をいただきました。

ここで一つだけご要望を申し上げておきます。これは県道部分での問題ですので、どこまで市の側がタッチしていただけるのかという点はよくわかりません。要望だけしておきます。

県道区間の農免道路との交差点部分が非常に鋭角な交差をするということになっております。その箇所が不幸なことに、また上り坂の頂点部分での交差になっております。幸いにも、この農免道路の道路わきが荒れておりますが、これが市有地でございます。道路わきに市有地があるというふうなことが、どうも市としては把握されていなかったんではなかろうかというふうなところもあります。この放置されていた荒れた市有地の部分を利用して、少し迂回をさせてから交差点へ入るというふうな手法をとりますと、相当鋭角な交差が緩和されまして、少しでも直角に近い形での交差ができるんではないかというふうなことで、地元自治会の方から要望が出されておりますし、県・市の方とも現場での検証をやらせていただきました。そういうふうなことがございますので、県道と、そのために市道をちょっと使うんやとか、いろんな問題があろうかと思いますけれども、やはり後々に禍根を残さないように、地元の意向はしっかりとらえていただいて、努力をしていただくことをお願いしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後の質問に入ります。

先ほどから申し上げておりますように、市道野村布気線と県道亀山関線は、用途として一本の道路です。早期の着工・完成を図るという観点から、便宜上、県道と市道に分割されたものです。この道は、工業団地、あるいはテクノヒルズから国道１号線への車の通行が主流になってくるものだというふうに考えます。名阪国道や国道１号線から工業団地、テクノヒルズへの資材・製品の搬入・搬出をスムーズにするのが第一の目的だと考えております。その上で、市内各地からの通勤者のための道路となりますし、工業団地周辺地域と亀山市内を結ぶ大切な道路ともなるものです。

先日、死者６名を出す大惨事とも言える事故がございました。過去に死者の出る事故もあり、事故発生件数は亀山市内でも有数の場所です。先ほど服部議員の質問の中で、私も被害者なんやという話がございましたけれども、もう一つおもしろい話があります。服部議員の事故につきましては、鎖骨、左肩を骨折されていたのに、医療センターへ行ったら、痛いで診てくれと言っているのに、結局骨折をよう見つけやんだというエピソードがございます。これは余談な話です。もう一つおもしろい話があります。あそこで１号線から上がってきた、一時停止をしない車にぶつかってしまいました。倒されました。国道１号線へ落とされました。落とされてびっくりしているところへ、上からそのぶつかったトラックが「おーい」と手を振ってきたと。こんなおもしろい話もございます。ただ、たまたま１号線が全車線開通しておりませんし、その落ちた場所が、まだ未使用の部分、草の生えている部分だったわけですね。笑い話で済みました。よっぽど厚かましい運転手さんやったんやなあと、何遍ぶつかって落とされて、振ってきてと。こんな心配をしながら、よう心臓がとまらなんだんやなあと。おれやったら、もう１遍目でとまっておるぞというふうな笑い話をしたこともございます。

これらの事故を考えてみますと、被害者はすべて亀山市内の人です。加害者が１号線からの流入車だと。この１号線からの流入車両は、そのほとんどが国道１号線の渋滞を避けて側道に入り込んできた車か、この間の大惨事のときみたいに、休憩場所を求めて入ってきたと。周辺地域の工場への資材や製品の搬出入のために１号線から上ってきたと。そして事故を起こしましたというふうな例は、私の把握している限りでは、過去一例もなかったと思います。

そこで、１号線から東進する車が間違えて上がってくるというのは、道路構造上仕方がない面がございます。そこで、１号線から東上する車が間違えて上がってきた場合に、もう一本上に１号線バイパスの側道があります。その側道は、県道白木西町線へ入るときに湾曲させて膨らませて、それから入るようになっておりますので、ほとんどそこからの部分では事故は起こっておりません。ですから、１号線から上がってきたあのランプを一段上の側道へ回したらどうです、つないだらどうですかと。そして、不自由する形で県道白木西町線に入ってもらうと、こういうふうな手法は考えられないのかと。

今、通ってみますと、既にいろんな対策がしてくれてあります。このような方法はないのかということをお願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

交差点の安全対策ということでご提案をいただきました。

先ほどもご答弁させていただきましたが、野村布気線の事業区間の道路の取り合い等も含めた細部設計は終了しているところではございますが、議員ご指摘のように、今後、当交差点の交通量も増加してくるということも予想されますことから、道路管理者であります三重県、国土交通省、交通管理者であります公安委員会とも連携を図りながら、議員ご提案の対策も参考にしながら、安全な対策に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○１０番（坊野洋昭君登壇）

大事故がありましたけれども、これはある意味で県道亀山関線に通ずる市道野村布気線が完成していたら起こらなかったのではないかというふうな思いがいたしますし、過去にたくさんの事故がありまして、多分亀山市内で月に１遍ずつぐらいは大きな事故がありますよと。このような事故多発区域はほかにはなかったと思うんですよね。私どもは、そこを通りまして、１号線の方へ入っていこうと思いまして側道を下っていきますと、トラックが安全地帯で休憩をしております。その休憩しておるトラックの裏にパトが隠れております。そして、一時停止で捕まる人がたくさんおるわけです。

私どもの地域では、あそこでとめられたら、やっているんだからきちんととまりなさいと。そのまま行くんじゃなくておりていって、こんなところにおらんでもよろしいと。上に行って、あの事故多発地帯で赤色灯を回しておきなさいと。おれは必ずおりていって言うてくるんやという方がたくさん見えます。ですから、上で事故がしょっちゅうあるのに、パトがとまって警戒をしていた。注意を促していたということがございませんでした。ただ、もうちょっと先で一時停止の検問はし

ょっちゅうやっておりました。ここらの点も含めて、やっぱりちょっと考えていただかなければいけないというふうなことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

市長、何かあの大惨事につきましてコメントがありましたら一言お願いします。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の事故についてのコメントということでございました。

１１月２８日の今回の事故につきましては、大変遺憾な事故であったというふうに、本当に被害者の皆様、ご冥福をお祈りいたしたいと思いますし、負傷者の皆様方の回復をお祈り申し上げるものでございます。

さらに、こういう大惨事が二度と起こらないように、そういう思いも込めまして、今回、急遽１２月３日に国土交通省、三重県、公安委員会、亀山警察署でございましたけれども、交通安全対策会議を招集させていただいて、今後の交通安全対策についてご協議をいただき、その中で確認させていただいたものでございます。一部、国交省の方、一昨日、対応いただいておるものでございますけれども、今後も安全対策に対して、市の立場から道路管理者であります三重県、それから国土交通省、公安委員会へ総合的な交通安全対策にしっかり取り組んでいただきますよう、その連携強化の視点も含めて、しっかりと要請をいたしていきたいと思っておりますので、今回の事故を教訓としながら、そしてきょうご指摘いただいた県道亀山関線、市道野村布気線の開通後もさまざまな交通量の増加は予測されますので、こういう視点も踏まえながら交通安全対策、事業の進捗に取り組んでまいりたいと、このように考えております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

１０番　坊野洋昭議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定いたしておりました議員の質問は終了いたしました。

次にお諮りをいたします。

まだ質問は終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明１０日は午前１０時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さんでした。

（午後　４時４９分　散会）

平成２２年１２月１０日

亀 山 市 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 ４ 号 ）

●議事日程（第４号）

平成２２年１２月１０日（金）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２２名）

１番	髙島　真君	２番	新　秀隆君
３番	尾崎邦洋君	４番	中崎孝彦君
５番	豊田恵理君	６番	福沢美由紀君
７番	森　美和子君	８番	鈴木達夫君
９番	岡本公秀君	１０番	坊野洋昭君
１１番	伊藤彦太郎君	１２番	前田耕一君
１３番	中村嘉孝君	１４番	宮崎勝郎君
１５番	片岡武男君	１６番	宮村和典君
１７番	前田　稔君	１８番	服部孝規君
１９番	小坂直親君	２０番	竹井道男君
２１番	大井捷夫君	２２番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田　正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森　繁君
総務部参事（兼）契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	川戸正則君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分　純君	建設部長	岡崎賢一君
上下水道部長	三谷久夫君	関支所長	稲垣勝也君
危機管理局長	片岡久範君	医療センター事務局長	伊藤誠一君
会計管理者	多田照和君	消防長	渥美正行君
教育委員会委員長	宮崎洋子君	教育長	伊東靖男君
教育次長	上田寿男君	監査委員	落合弘明君
監査委員事務局長	宮村常一君	選挙管理委員会事務局長	井上友市君

●事務局職員

事務局長　浦野光雄　　書　　記　松村　大
書　　記　原　千里

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（大井捷夫君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第４号により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

初めに、執行部の皆様に申し上げます。答弁に当たりましては、わかりやすく、簡潔に答弁いただきますようお願い申し上げます。

それでは、通告に従い、順次発言を許します。

４番　中﨑孝彦議員。

○４番（中﨑孝彦君登壇）

どうも皆さん、おはようございます。

新和会所属の中﨑孝彦でございます。

初質問ということで非常に緊張しておるところでございますが、今後とも実りある議論に心がけてまいりたいと思いますので、皆さん、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

きょうは質問の内容としまして、大きく分けまして震災対策と交通安全対策の２件についてお聞きしたいと思います。

まず最初に、通告書に従いまして、震災対策という点についてお聞きをしたいと思っております。

今、マスコミ等でよく取り上げられておりますが、東海・東南海・南海地震についてでございます。

この地震につきまして、皆様ご存じと思いますが、とりあえず概要について説明をさせていただいて、その後で本題に入る質問をさせていただきたいというふうに思います。

この三つの地震は、静岡県沖から四国沖に延びる海底溝、南海トラフというのがあるわけでございますけれども、そこで起こるとされております。東海地震が発生すれば、東南海・南海地震も連動して発生する可能性が非常に高い。その地震エネルギーにつきましても、神戸大震災の１００倍と言われておる大きなエネルギーを持っておると言われておりまして、マグニチュードで最大８．７、関東から九州にかけての被災者４，０００万人、死者２万数千人に達すると言われております。

そしてまた、その経済被害というものは最悪で８０兆円を上回ると予想される超大型地震であります。そしてまた、この３連動地震というものは３０年以内で考えましても、８割近い確率で発生すると言われておるわけでございます。

そして私が懸念する、この地震に対する大きな懸念材料としまして、この３連動地震でございますので、今までの地震のように単独の地震で限られた地域の被災とは違います。違うことによって

救援のスタッフ、資材を融通できず絶対量の不足も予想されることから、よりきめ細かな対策が求められるんじゃないかと私は思っているわけでございます。

震災対策は、私が言うまでもなく緊急の課題であり、市当局におかれましても、これまでも検討は十分されていると思いますが、私は今から六つの事項の震災対策についてお聞きしたいと思っております。

まず１番目でございます。この３連動地震が発生した場合に、本市内の被害状況の想定について行政側として、どのような想定をされているのか、まずこの１点をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中﨑孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

片岡危機管理局長。

○危機管理局長（片岡久範君登壇）

おはようございます。

ただいまの議員ご指摘のとおり、東海・東南海・南海の各地震がほぼ同時に起こり、駿河湾沖から四国沖を震源とするマグニチュード８．７の巨大地震になった場合の被害想定について、国の中央防災会議が本年４月に発表しました都道府県別内訳では、三重県は死者数が約２，６００人、家屋の全壊は約５万１，０００棟となっています。

また、当市の被害想定につきましては、平成１８年に三重県が発表しております三重県地域防災計画被害想定調査の結果から、当市の地震の震度は６弱で、死者数は最大で約５０人、家屋の全壊が揺れによる被害、火災による被害、斜面の崩壊による被害等を含めまして約２，３００棟となっております。

○議長（大井捷夫君）

中﨑孝彦議員。

○４番（中﨑孝彦君登壇）

今、私がこの３連動地震について概要でもお話をしました。この大きな被害に対しまして、今お聞きした亀山本市内の被害状況というのは、死者が５０人で云々というお話を受けました。そういう本市の被害状況の想定、これを受けて震災対策についての心構え、そして今後の取り組みについて、これはあくまでも被害というのは予想でございまして、何が起こるかわからんというのが当たり前の話でございまして、その震災対策についての心構え等、今後の取り組みについて市長のご意見をお聞きしたい。どういうふうなお考えでおるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

中﨑議員のご質問にお答えをさせていただきます。

震災対策でございますけれども、議員ご所見のように東海・東南海・南海地震が３連動いたした場合におきましては、先ほど答弁させていただきましたように、本市にとりましても未曾有の被害が想定をされますことから、市民の皆様一人一人の災害が身近に迫る危険として認識をしていただけますよう、これまでの取り組みに加えまして、さらに効果的かつ戦略的な啓発が必要であると考

えておるものでございます。

とりわけ災害対策は、被害の拡大を最小限にすることを前提といたしておりますことから、亀山市地域防災計画に定めておりますところの組織的活動の一元化が特に重要であると認識をさせていただいておりまして、本年４月には災害対策の総合的な窓口といたしまして、従来の危機管理室を危機管理局と格上げをし、市の組織的な体制の強化を図ってまいったところでございます。

また、災害発生時には市民の皆様にも重要な役割を担っていただくこととなりますことから、減災に結びつく正しい防災知識の普及と地域の防災活動の担い手の育成はこれまで以上に重要であると認識をいたしておりまして、この対策を強力に進めることでさらなる自助・共助・公助、この三位一体の地域防災力の向上に努めてまいりたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡危機管理局長。

○危機管理局長（片岡久範君登壇）

私の方から、今後の取り組みについて答弁させていただきます。

現在、市では震災に対する取り組みとして、自主防災組織の育成と木造住宅の耐震化を主要事務と位置づけ、積極的に促進しているところでございます。

過去の災害から見ても、災害発生時に重要な役割を担っていただくのは地域の方々でありますことから、昨年１２月には市内の自主防災組織みずからが主体となって亀山市自主防災組織連絡協議会を立ち上げ、災害時要援護者名簿の活用や未組織結成の働きかけ等について熱心にご尽力いただいております。また、災害ボランティア組織の育成・支援等の必要性を市民の方々に理解していただく機会として、総合防災訓練や防災出前講座などに市民活動団体にもご参加いただき、積極的に活動していただいております。発災後は、亀山市地域防災計画に定めた役割を市と各行政機関が一元的に迅速かつ的確に行われなければならないことから、平素より防災会議等を通じて意思の疎通とさらなる連携を図っております。市民の方々に対しては、今後も引き続き防災出前講座等の機会を通じまして、直接、災害発生時の自助・共助の必要性をご説明させていただくことで、ご理解を得られるよう努力してまいります。

○議長（大井捷夫君）

中﨑孝彦議員。

○４番（中﨑孝彦君登壇）

今、市長と危機管理局長からのお話の中で、対策についての一元化というようなお話をいただきましたですけれども、その対策を立てるときに、組織、例えば今から私質問をさせていただくんですが、橋梁の耐震補強とかいろんな問題がありまして、その危機管理局と耐震補強するところ、例えばいろんな部局があるわけございますが、そういうところと、どこの組織でもやっぱり縦割り行政というものが問題になっておりまして、横の連絡というものがなかなかうまくいかなくて、いざそういう発生したときに、対策を立てるときからの横の連絡の悪さがもろに発生時に出てくるということが往々にしてあるわけでございますから、特にそういう震災対策ということにつきましては、横の連絡は、また警察、いろんな多方面の関係機関もございますんで、その横の連絡というものに特に意を持っていただいて対策を立てていただくと。発生時にはスムーズな行動ができるように、対策ができるように、復旧ができるようにというようなことを常に念頭に置いてやっていただきた

いということをお願いしまして、心構え、今後の取り組みについては了解をしたいというふうに思っております。

次に２番目でございます。住宅における耐震化の進捗状況と耐震化率についてお聞きをしたいと思うんでございますが、これが、ちょっと新聞にも書いてあったし、雑誌にも書いてあったんですが、もちろんこれは当たり前のことなんですが、阪神大震災の犠牲者の８３％というものは建物の崩壊によるものだったということは皆さんご存じのことだというふうに思います。そしてまた、この３連動地震が起こりますと、住宅の耐震化ということを国の方でも非常に進めておりまして、それが今、想定地域内で７９％が耐震化が終わっておると。でも、まだその想定地域内では１，０５０万戸の耐震性がないというデータも出ているわけでございますけれども、市内の住宅における耐震化の進捗状況、そういうことも踏まえて耐震化率をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中﨑孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

片岡危機管理局長。

○危機管理局長（片岡久範君登壇）

耐震化率ということで、木造住宅補強事業につきましては、亀山市耐震化促進計画に基づき、耐震化率９０％を当面の指標として事業を進めております。当市としましても、国・県の補助要件に加え、市独自の施策として対象要件の見直しや補助上限額の引き上げを行い、県下でもトップクラスの制度拡充を図っており、その成果としまして、昨年度末で耐震化率は８３％となっております。今後も引き続き、市内の大工さんや建築士さんで構成された亀山市耐震推進委員会との連携、また防災出前講座を通じて直接市民の皆さんに働きかけることにより、さらに耐震化率アップへとつなげていけるよう努めてまいります。

○議長（大井捷夫君）

中﨑孝彦議員。

○４番（中﨑孝彦君登壇）

今、住宅における耐震化の進捗状況ということで、八十数％進んでおりますという回答をいただきました。

そこで、私がもう一点、これに加えてお聞きをしたいというのは、小学校とかそういう公共施設につきましては、耐震化もほとんど済んでおるというようなお話は聞いておりますけれども、コミュニティセンターとか、いろんな市の公共施設があるわけでございますが、そういうところの耐震化の進捗状況とか対応とか、そういうのはどうなっておるのかと。例えば、地元には公民館とか、集会所とか、いろんな市の公共物ではないのですが準公共物と言ってもいいと思うんですが、そこにはたくさんの地元の方が集まって会合とかいろんなことをやるわけですから、そういうふうな建物の耐震化というものにも行政として意を払っていただけねばならないというのは当然のことだと思うんですが、その辺の今後の対応、また今現在どういうふうに進捗しているのか、考え方、予定がありましたらお聞きをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

片岡危機管理局長。

○危機管理局長（片岡久範君登壇）

議員おっしゃられますコミュニティーとは、公民館等ですね、それから映画館等については特定建築物の耐震化という計画に上がっております。２１年度末で耐震化率８１％という形で報告を受けております。ただ、それに対しての今後の対応につきましては、また今後検討させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（大井捷夫君）

中﨑孝彦議員。

○４番（中﨑孝彦君登壇）

今、お答えをいただきました。今のお答えの中でちょっとまた再度ということですが、準公共施設というような言葉を使いました。これが適当な言葉かどうかわかりませんが、地元の公民館とか集会所の耐震化というのは、ほとんど私は進んでいないんじゃないかなあというふうに思っておるんですが、その辺の自治会の持ち物ではあるわけですけれども、市民がたくさん集まるということで、そういう耐震補強をしていくということに対して市はどのような考え方を持っておるのかということを今お聞きしたんですけれども、例えば、自治会もそんなにたくさん予算があるわけではないもんですから、市である程度の補助をしていくのか、それとも人が集まるんだから、市民の生命と財産を守るという究極の目的を達するためには、そういうところにもお金をつぎ込んでいただいてやっていくのかどうか、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

片岡危機管理局長。

○危機管理局長（片岡久範君登壇）

今現在、公民館等の補助についてはちょっと考えておりません。また今後、検討させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（大井捷夫君）

中﨑孝彦議員。

○４番（中﨑孝彦君登壇）

今、私の質問に対して検討していただくということで、本当にこれは緊急の課題ですので、ひとつスピードアップをして検討していただきたいと思います。

次に、災害時における輸送路、避難路の確保についてということで、ちょっとお聞きをしたいと思います。

私が思っております避難路、輸送路を確保するということはどういうことかといいますと、例えば避難場所というのはちゃんと決められておりまして、広域避難場所とかいろんなことは防災マップにも明示をされておって、それは市民の皆様も各地区でどこが避難場所になっておるんだと、広域避難場所はどこなんだということは周知をしておるということは理解をしておりますが、例えば輸送路、避難路、これは道路はたくさんあるわけでございますけれども、こういうものを例えば、輸送路といったら大事なことで、非常に救援物資とかいろんなものを輸送せんならん。災害時には重機も運ばんならん。いろんな輸送路の確保というのは非常に大事だということで、行政当局としまして、亀山市でもしそういう地震が発生したときに輸送路というものを、ここはこういうふうにして通す、これを輸送路ということで想定をするというか、指定をするというか、そういうことは

されておるのか。また、避難路につきましても、各地区いろんな道路があるわけですけれども、ここを避難路にするというようなことを決めて、ある程度、道路パトロールとかいろんなことを実施されておるわけでございますから、日常時から、ああここは避難路になる道路なんだなあ、ここは輸送路に指定されている道路なんだなあということで、より意を用いてそこを点検していく。危ないところはないのか、ここは避難路として適当かどうか。ここは避難路になっておるから、ちょっとここを手を入れた方がいいなあとかということを、日常の行政活動の中でそういうことに意を用いていかなければ、発生したときにスムーズな、特にお年寄りの避難とか、また物資の輸送とかというのに戸惑うというようなことがあるわけでございます。そしてこの私の避難路、輸送路の指定といいますか、想定をする、それは次に質問をする橋梁の耐震補強だとかそういうことにもつながってくるということで、そういうことはきちっと決められているんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中﨑孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

片岡危機管理局長。

○危機管理局長（片岡久範君登壇）

大規模災害時には人口の１０％が避難者になるとの想定により、施設の安全確保、収容可能人員等を考え、地域の中心となる小中学校等の公共施設を避難所として亀山市地域防災計画に定めております。各地域の住民の方々が行っていただく避難につきましては、各地域で定めた一時避難場所から小中学校等の代表避難所までの経路について、一般的に県道・市道といった主要道路を回しての避難になると想定されますが、実際の災害発生時には、屋根のかわらが落ちてきている、ブロック塀が崩れそうだという被災状況から、避難を先導する各地のリーダー等の判断により、安全な経路を確認し、避難を行っていただくこととなります。

ことし９月に昼生地区で開催した総合防災訓練の中でも、震度６弱の地震が発生したという想定のもと、各避難場所から避難誘導訓練として実施し、地域の代表者みずから先頭になって避難経路を確認していただいております。

今後も引き続き積極的に地域に出向き、各自治会や自主防災組織の行う防災訓練等においても、避難経路を確認していただくよう働きかけを行っていくとともに、確認した経路の安全性について庁内で情報を共有してまいりたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中﨑孝彦議員。

○４番（中﨑孝彦君登壇）

今、輸送路、避難路のここが適当な道路じゃないかとか、ここが輸送路として本当に適当じゃないかということを指定とか想定をしていくということは、なぜ私がそのようなことを言ったかということは、今危機管理局長の話もごもっともな話だと思うんですけれども、そういうことを私が指定をしていかなければならない、想定をせなきゃならんということは、なぜそういうことを言ったかといいますと、４番の橋梁における耐震補強の進捗状況及び今後の取り組みについてという質問に入らせていただくわけですが、ここに関連するということでございます。

要するに、今、前にも産業建設委員会で２６橋のうち、１６橋は耐震補強が済んでおりますと、

ことし２２年度ですね。１６橋になるというようなことを聞いておりますけれども、これは耐震補強、これはせなあかんことはもちろんなんですが、この避難路、輸送路ということをある程度想定して指定しておくということは、耐震補強の工事を進めていく上で、その道路にある橋梁について優先順位をつけていけるということが一つ言えると思うんですね。

例えば、今お聞きしました亀山では橋梁が三百数十橋あるというようなことを聞いておりますけれども、この三百数十橋を全部耐震補強すると、こんなことを言っていいかどうかわかりませんが、できっこない。３０年以内に地震が起こるという想定があるんですから、これをしていこうと思ったら膨大な予算が要る。その中で避難路とか輸送路をある程度特定をしておけば、これはいいよと行政の方で見てもらったら、避難路でここがいい、ここが輸送路でいいというようなことになれば、その避難路と輸送路の橋梁を順番にスケジュールを立てて耐震補強をやっていくと。３００全部やるということはできない。そういうふうなことを指定していくことによって、災害対策にも大きな輸送路としての役割を果たしていく一つの筋道じゃないかと私は思うわけです。

こんなことは失礼な言い方かもしれませんが、今度予算はこんだけついたからここの橋をやろうと、次はここをやろうという、安易にと言うとまた怒られるかもしれませんけれども、そういうふうなやり方じゃなしに、避難路と輸送路を決めておいて優先順位をつけて、これは避難路となっているからここからやっていこうと、これは中小河川にかかっている小さい橋だけれども、これは避難路になっておるから耐震補強は早いところやっておかなあかんなあというようなことにつながっていくということで、有効に予算を執行できるということにつながっていくんじゃないかということで、輸送路、避難路の指定はどうかということを質問させていただいたわけでございます。

そして４番、今もちょっと話をしましたが、橋梁における耐震補強、進捗状況、そして今後の取り組みについてお聞きをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中﨑孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

災害時の緊急輸送路の確保等も含めた橋梁における耐震補強の考え方でございます。

先ほどから議員もご指摘いただいておりますように、大災害の発生時における人命の安全、被害拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るために、救助、救急、医療、消火活動及び避難所への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資等の輸送を行うため、各地の防災拠点や避難地を連絡する道路の確保は重要な課題となってまいります。

市では、災害時に重要となる道路にかかる橋梁の耐震補強につきまして、緊急輸送道路、交通量、さらに跨線橋、跨道橋のように、鉄道や道路をまたぐ橋梁が被災することによって、重要な交通機関が失われて円滑な緊急活動の妨げとなり、２次災害の発生の要因となる場合など、こういったことを総合的に判断をし、対策を行っているところでございます。

こういった考え方に基づきまして、先ほど議員からも紹介がありましたように、市内における市の管理する橋梁の耐震化補強事業といたしまして、まず２１橋を選定し、耐震化補強を順次進めてきているところでございます。そして、平成２１年度末で１６橋の耐震化が完了しているところでございます。この計画がある程度進捗してきているということに伴いまして、今後、危機管理局と

連携を図り、次期計画として、さらに中小河川などにかかる橋梁も含め、また住宅地と避難地を連絡する道路という視点も入れて、事業対象橋梁を選定いたしまして、これらの橋梁につきましても耐震診断を行い、長寿命化計画とあわせまして耐震化計画を立て、順次整備を進めることによって災害対策に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中﨑孝彦議員。

○４番（中﨑孝彦君登壇）

今、部長の方からお答えをいただきまして、時間もありませんのでお願いにとどめておきますけれども、あくまでこの橋梁の耐震補強というのは、市で管理しておる道路の橋梁に対して市が耐震補強をしていくということで、市内には県道・国道もある、そういうふうなところの橋梁の耐震補強の進捗状況というものを十分に市の方でも把握をしていただいて、それに関連づけていろんなところに震災対策ということを常に念頭に置いて、その橋梁の耐震化に努めていただきたいというふうに思います。

次に、５番目のライフライン等における各関係機関との連絡調整及び協議についてというところでございますが、これも皆さん、いろいろ危機管理局を中心にやっていただいておるということは思いますが、この関係機関、水道は市の組織でございますけれども、水道・ガス、これはプロパン業者も含めるというようなことでございます。ガス・電気・電話、そしてまた周辺自治体との連絡調整、協議の場、そしてまた資材の確保というようなことでも、ライフラインの早期の復旧ということは、復旧に欠かせない第一義的な問題であるというふうに認識しておるわけでございますが、例えば、この地震の概要の中でも述べましたが、広域で資材の確保とか救援スタッフとか非常に融通がきかんというようなことをお話をさせていただきました。その中で例えば水道、上水の水はすぐにいるわけでございますが、水道が破裂したと。そのときに、市では復旧するにも水道管がどうなっておるんだとかどうとかそういう資材の確保の問題、それから炊き出しとかいろんなことをする場合でも、亀山市においてはほとんどプロパンガス。そうするとプロパンガスの業者との連絡調整とか、その対策について、そのプロパンガスの確保はどうなるんだとかというようなことも微に入り細にしておかなきゃいかん。電気も電話もそのとおりでございます。

そして、最も大事なのが周辺自治体との、例えばここで隣接する鈴鹿とか津ですね。そういうところとの連絡調整、そういうことも大事だということなんでございますが、そういうふうなことを今まで協議とか連絡調整の会議とかいろいろやってみえると思いますが、その辺の資材の確保等とかそういう面に関して、市の行政危機管理局としてシミュレーションなり何かして、訓練とかそういうことは電話なり、いろんな場で実施をされておるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

片岡危機管理局長。

○危機管理局長（片岡久範君登壇）

災害発生時にライフラインを確保するという観点から、現在、三重県ＬＰガス協会亀山支部を初めとし、亀山水道事業協同組合及び県電気工事業組合亀山支部、また建設業協会亀山支部などと応援協定を締結しております。

この１２月１日には、災害復旧活動を迅速かつ的確に行うことを目的として、中部電力、ＮＴＴ、東邦ガスとも協定を締結したことにより、災害時に対しての備えだけでなく、平常時より連絡体制を構築し、大規模災害時にスムーズな供給ができるよう対策を講じているところでございます。今後も市民生活を維持する最低限の生命線となるライフラインの確保について、最大限の尽力を図っていかなければならないと認識し、進めてまいります。

○議長（大井捷夫君）

中﨑孝彦議員。

○４番（中﨑孝彦君登壇）

そういうふうで連絡調整とかいろんなことは、現在進行形でいろんな対策を立てていただいておるということはよくわかりました。今後も、防災訓練とかいろんな訓練があるわけでございますけれども、現地でいろんな訓練をされておるということですが、連絡調整とかそういうことも仮設の対策本部を設けて、そこから、今、私が申し上げましたライフラインとの復旧とかいろんなことの資材の確保等も絶えず防災訓練の際にはシミュレーションをして、連絡調整の訓練、いかにしてスムーズに資材を確保するのか、そういうことを十分訓練でもって備えていただきたいというふうに思います。

それから次に６番目でございます。

地震後の消火活動等の協力を求めるべき消防団の皆さんの充足についてということでございますけれども、これは私もお聞きしましたところ、亀山市の消防団というのは定数があるということで、四百数十人と定数があって、充足率が九十何％と、３人ぐらいは何かちょっと不足しておるけれども、ほとんど全部、定数にきちっと消防団員になっていただいておるというようなお話を聞いております。

しかし、この消防団員というのは、ちょっと私、雑誌で読んだんですけれども、新潟県で大きな地震がございまして、そのときに自衛隊の方も出動していろんな災害救助の面で大活躍していただいておったわけでございますが、そのときに自衛隊の司令官の言葉としまして、非常に消防団員の人の的確な情報、これが大いに役に立ったということは、例えばここの道路を今から行くんだけれども、４トン車は通れるのかと、向こうの方へ行ったら見えんけれども、４トン車は通れるのかと。いや、そこは２トン車こそ通れないよというようなこととか、川の向こう岸へ渡れるのかと、重機を持って行けるのかとかいろんなことがあったわけでございますが、いや、向こうの方は谷が深いから行けませんと、こちらに回ってくださいと。こちらなら向こう岸へ行けますよというような、消防団員という方は地元の地理とか状況は十分、地元の方ですからご存じなわけでございまして、そういうことで自衛隊の司令官の人が非常に助かったと。本当にスムーズな救援活動ができたのは、消防団員の皆様の的確な情報を入れてくれたからだというようなことで、雑誌に感謝の談話が載っていたことを読んだ記憶があるわけでございます。

そこで、今この未曾有の大地震が起こった場合に、果たして亀山市で四百数十人の団員の方で十分に対応と言うと語弊がありますが、活躍をしていただけるに足りる団員の数なのかどうかということでちょっとお聞きしたいんですが、これは団員に入っていただく方の考え方とか、いろんなお願いをするわけでございますから、なかなかすぐに団員をふやしたりどうのこうのということは難しいかと思いますが、消防団員の方の充足については今のままで十分なのか、そして３連動地震が

起こったときには、もうちょっと団員の方に多く入っていただくといいなというようなことを私は思っておるんですが、その辺の考え方についてお聞きをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中﨑孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

中﨑議員のご質問にお答えを申し上げます。

先ほど消防に関するご質問については、まさにこの亀山市の今の地域防災力を問う、本当に核心に触れるご質問だとこんなふうに受けとめております。

そこで結論でありますけれども、今亀山市の条例に基づく消防団の現勢、これは条例定員が４１５であります。実員の現数４１２名、３名の欠員でありますけれども、これにつきましては、今、団本部、各分団の幹部の皆さん方のご努力で、来期に向けまして充足を果たすべく今ご努力をいただいているところでございます。

そこで、私は、今、中﨑議員が言われる未曾有の災害が起きた場合、この非常備、先ほどの新潟の地震でのお話でも出ましたわけでありますけれども、これで足り得るかどうか。私は、今現行の枠、非常備の中で十分であると、このように確信をしております。それはもちろん常備の７４名の消防職員も含めてでありますけれども、それは私は充足をしていると、このように思います。

ただ、先ほど来からご議論ありましたですけれども、当然、その前提となるのは市民力、今市民の力を高めてそして地域の力、地域力を高めようと、今、亀山市が目指しているわけでありますけれども、亀山市民全員がそういう危機意識と行動力を持っていただくならば、十分、不幸にして発生した場合においても十分に対応し得る、このように考えております。

ましてや亀山市消防団の歴史というのは昭和２２年からもう既に６３年がたちます。もともとは、終戦時に警護団という組織から発展をして現在に至っているわけでありますけれども、私はこの亀山市消防団、旧亀山市、旧関町の消防団の歴史というのをしっかり学ばせていただきました。歴史がある中で、平成１７年の合併と同時に消防団の編成というのも行われた。そして、条例で４１５名というのを設定をされた。私は、これは今までの経験、そして現有勢力の中で適正妥当な数字であろうと、このように考えております。

私も着任するまで組織の力、部隊の力、そういったところで生きてまいりましたんですけれども、最終的に有事の際に問われるのは、数はもちろん大切でありますけれども、その中で指揮をとる指揮官、いかなる指揮官、そしてこの消防団にあってはすばらしい実績を持ってみえる現在の葛西団長、５８年の団歴でありますけれども、団長の指揮のもとで各分団長、すばらしい分団長さんがいらしていただいております。その中ですばらしい部隊意識がなされるならば、地元、被災される市民の皆さん方と力を合わせれば、発災後２日間でしっかり事後の対応をし得ると、このように考えるところでございます。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

中﨑孝彦議員。

○４番（中﨑孝彦君登壇）

私の質問に対して、今消防長からお聞きしました。そのお答えを聞きまして、私も本当に心強い

気持ちになったというようなことで、今後とも消防長を初め消防署、そして消防団の皆さんのご苦労に対して感謝を申し上げるとともに、震災のときには本当にお世話をかけるわけでございますので、ふだんからのモチベーションを高めていただいて、発生時には頑張っていただくというようなことでお願いをしたいと思います。本当に心強く思います。

この震災対策、六つの事項についてお聞きをいたしました。この震災対策というのは、もちろん今も市長のお話からも出ておりましたが、自助・共助・公助ということでございます。まずは自分でできることは自分でしようと。自分たちでできないことは隣同士、地域で頑張って一緒にともに助け合ってやっていこうと。それでもどうしてもだめなら公助というようなことの精神があるというように思っております。こういうことも３連動地震が起こる可能性があるよというようなことも、行政の方からまた市民にいろいろ広報等々を通じてＰＲといいますか、危機感を持っていただくというようなこともしていただきたいというふうに思います。

まず震災対策というのは、被害を最小限に食いとめられる対策、そして震災を市民が一日も早く日常生活を取り戻すための対策と二つに分かれるというのは当たり前のことでございますが、今まで以上にスピードアップをしていただいて、そういう対策について具体化をしていただきたいということをお願いいたしまして、震災対策についての質問はこれで終わりにさせていただきたいというふうに思います。

もう時間もなくなりました。次に二つ目の交通安全対策についてということでお聞きをしたい。

先般、野村２丁目で交差点による事故がありまして、非常に大きな事故で、６名の死者が出るというような大きな事故でございました。今まででも大変連続していろんな事故が起きておるということで、本年度だけでも人身を含む１９件の交通事故が起きておる。また、以前には平成１８年から５年間で６６件の事故が起きておるというような、魔の交差点と言われておるような野村２丁目の交差点でございますが、その事故のときには、もちろん市の行政としても道路管理者等々と協議をいたしまして、いろんな対策は立てていただいておるというような話は聞いておりますが、対策を立てたにもかかわらず、これだけの事故が起きている。また、せんだっての事故については、すぐに７日の日にも対策を講じていただいた。しかし、今までのこの６６件とか１９件とかいう事故が起きて、対策を立てておるにもかかわらず、事故が頻繁に起こっておる交差点であると。それは一体なぜか。私は、道路構造上に何か問題があるんじゃないかと思えるんですね。対策を立てたにもかかわらず事故が起こると。行政として、そういう道路の構造について懸念を持っているところがあるのか、改良する余地があるのか、改良するにはどういうふうな手だてをどういうふうな手法で改良するのかというような構造上の問題というのはあるのかないのか、お考えを聞きたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中﨑孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

構造上の問題、要するに道路改良の必要性はというところでございます。

昨日の坊野議員の質問の中でもご答弁をさせていただいておるところでございますが、野村布気線の道路改良事業というのが現在進められているところでございます。この道路改良事業が、この

交差点のところに接続してまいります。現在、その設計そのものにつきましては終了しているところでございますが、今後、こういう事故を踏まえまして、道路管理者である三重県、国土交通省、交通管理者でもあります公安委員会とも連携を図りながら、総合的な安全対策の検討をお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中﨑孝彦議員。

○４番（中﨑孝彦君登壇）

私はそういう交差点対策ということで思っていることが一つあるんですけれども、事故が交差点で多発して起こると、まず信号をつけて、信号の制御で事故を防ぐというようなことは皆さん思われることであろうかと思うんですけれども、私は事故がよく起こる交差点で信号も必要なんですが、まず今の２丁目の交差点のように、対策を講じたにもかかわらずこういう事故が起こるということは、道路構造というものを行政当局が専門的な立場から見て、物理的にスピードを緩めるとか、いろんな対策を、道路を新設したときに改良していく。例えば野村２丁目の交差点を見てみれば、国道から上がる側道と、坊野議員もご指摘をされておりましたですけれども、地区から出てくる道路がもう１本出ておると。交差点の近くで二つも一方通行の出口があるというようなことも、一つ改良の余地がないのかというふうに私は思っているわけでございます。

そしてそういう改良、いろんなことが道路構造上もクリアできた後で、きちっと信号をつけて、どういうふうな信号を制御するのかということは交通管理者とよく打ち合わせていただいて信号をつけていくと。そういう順序というものがあるんじゃないかなということを思っておるわけでございます。

何にしてもこういう交差点ですので、７日の日にはすぐにいろんな対応をしていただいたということで、ひとまず安心と思っておるわけでございますけれども、交通安全というのはここの交差点に限らずいろんなところで事故が起きているわけでございますから、その辺のことも全体的に考えていただいて、今後の交通安全対策、一生懸命取り組んでいただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

４番　中﨑孝彦議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時５２分　休憩）

（午前１１時０３分　再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２０番　竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

それでは早速ですが、通告に従いまして順次一般質問をさせていただきます。答弁につきましても、よろしくお願いをいたします。

最初に、平成２３年度予算編成の基本的な考え方について、３点質問をいたします。

まず最初に、中期財政見通しの資料が提出されております。その歳出額についてお尋ねをいたします。

９月の提出の財政改革の基本方針案では、亀山市の身の丈に合った予算規模というものを、これから市税収入が安定すると予測する平成２５、２６年度の歳入見込み額約１７０億円を一つの数字ととらえ、それに対しての平成２６年度までの歳出における高さとの財源不足、これを２０億円として、来年度から２６年度までの４年間、毎年５億円を削減目標として２０億円を捻出をするというふうな資料となっております。

この考え方の前提として確認をしたいのは、その資料についております、これは３月に出された地域財政見通し資料で歳出額というのが書いてありまして、この額自体は歳出をしない数字がそこに記載をされているのか。例えば平成２３年度１９６億３，０００万の予算の数字が書いてありますが、実際はここから５億円を削減し、平成２３年度の歳出目標というものは１９１億３，０００万、そういうふうな表の見方でいいのか。そういうふうに見ますと、平成２６年度は１８８億から２０億を引いて、ここで言う１７０億円規模になることになりますので、いま一度歳出額の数字の見方について確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

中期財政見通しにおきます実際の歳出目標額でございますけれども、平成２３年度では１９６億円から削減目標額の５億円を差し引いた１９１億円といたしまして、平成２６年度におきましては歳入に見合った歳出といったことで、１８８億円から２０億円を差し引いた１６８億円を歳出額の目標額といたしておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

そうなりますと、数字では書いてある数字から５億円を差し引くということになりますので、一気にこの４年間で２０億の歳出圧縮をしなければならないというふうになってきます。

ただ、私がこれまでの２２０億から２３０億円規模というのは高い税収構造によってつくられた歳出規模であって、今後は特に固定資産税の償却部分が減ることによって、もとの水準に戻るのではないのかということは予算・決算で言わせていただきました。そうなると、歳出構造の刷新というところを見ると、標準的経費の削減というのもうたってございます。そうなりますと、これまでの２２０億円規模における財政構造と、液晶産業誘致前、百七、八十億の予算規模、また投資的経費が載っておりますが、百七、八十億円の規模で見たときに、標準的な経費の分析が必要ではないのかと。どうしても高い税収構造によって、少し着膨れてきたようなものはないのか、まずはそこの分析から入らないと、なかなか５億円を一気に減らすということは難しいのではないかと考えますが、予算編成が始まってきておりますが、この２２０億と１７０億円の違い、そのようなものの分析は現在されているのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

議員ご質問の、財政規模が膨らんできた要因につきましては、財政改革の基本方針案の参考資料でつけさせていただいておりますけれども、そちらでもお示しをさせていただいておりますように、賃金、情報機器、施設設備等の物件費や、子ども手当の扶助費、また産業振興奨励金等の補助費の膨らみもございますが、液晶関連産業の誘致などによりまして市税収入は増加をし、強固な財政力を背景に、斎場建設事業などの社会資本整備や、特に緊急性の高い耐震対策を小・中学校を初めとする公共施設において実施をしてきたこと、また市民まちづくり基金等への積み立ても要因の一つではないかなというふうに考えているところでございます。今後、財政状況が厳しくなることが予想されますことからも、この財政改革の基本方針案にお示しをしました改革について、着実かつ積極的に取り組み、目標である平成２６年度の財政収支の均衡といったことを目指してまいりたいというふうに存じます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

今のご答弁ですと、若干の物件費、それから扶助費、投資的経費と、こうなると結局は削りようがなくなってくると。投資的経費をゼロにすればそれは減るのかもしれませんが、そうもいかないとなると、私はもうちょっとそこに、着膨れという表現は大変失礼かもしれませんが、うっすらと余分なものがついてきたんじゃないかと。そこは早くチェックをしておかないと、やっぱりそういうものが積み上げていって削減になってくると。一気に何億とか何千万を減らすということは非常に難しいことなんで、知らず知らずにそういうものになってきていないのかと。そのことは今答弁ございませんでしたが、また後で歳出改革のときに聞きますけれども、いま一度お一人お一人が、確かに無駄なものが、この高い税収構造の中でちょっとなっていなかったのかどうか。私はぜひその辺の検証というものがずっとやっていかないと、なかなか簡単に減らせるものではないと、そのことを申し述べて、歳出額の前提はわかりましたので、次に来年の予算編成について確認をしたいと思います。

今のご答弁でも、来年度から５億円の削減目標というものが入ってまいります。２３年度の予算編成方針を読ませていただきますと、まず２６年度における財政収支の均衡、要は２０億円の財源不足の解消のための初年度の取り組みになると。歳入に見合った歳出の徹底で行うというふうになっております。

先ほどの答弁でも、１９６億から５億を引いた１９１億円程度が平成２３年度のここの計画案に言う規模となっております。初年度の２３年度、５億円の削減目標に向けて、十分に達成できるような状況で今予算編成を行っておられるのか、まずそこを確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

平成２３年度の予算編成につきましては、予算編成方針を策定いたしまして編成作業に入っているところでございます。その規模につきましては、市税収入や繰越金による基金積み立ての増加に

より歳入環境に改善の兆しが見え、中期財政見通しの策定時とは財政状況にも変化が見られるところですが、９月にお示しをさせていただきました財政改革の基本方針案に基づく最初の予算編成でもありますので、標準予算での削減目標を示すなど、選択と集中を基本姿勢として、まずは削減後の１９１億円を一つの目標として編成を進めているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

若干の状況の変化はあれども、１９１億円で取り組むということで、改めて、要は私は９月の総務委員会でも確認をさせてもらいました。これ案がついてますねと。これが案ということは、確定をしていないのかという質問をさせていただいた。実際的には、たしか３月の行政改革大綱の中に持ち込むんだと。ということはこれは確定なんだという話だった。というか、初年度の取り組みになるわけですね。そこで一気に５億円を減らすという大目標が立てられたと。確かに税収が上がれば、その分は補てんできるのかもしれません。質疑のときにも言いましたが、財調が積み上がれば行くのかもしれません。

ただ、将来的には１７０億円規模になるわけですよね、４年、５年後に。その先はどうするんだと。行政としては連動がずうっと亀山市はありますので、その段階で財調がプラ・マイ・ゼロであったら翌年は赤字になるわけですよね。ですから、これは４年の問題ではなくて、１７０億円規模というのをどうつくり込むのかという初年度の取り組みになってくると。そういう意味からいくと、確かにいろんな状況の変化によって、ある程度のずれは許容範囲かもしれませんが、最終的に１７０億円規模というものへ近づけていかなければならない。非常に重要な改革の初年度になってくるというふうに考えております。だから、あの案が９月に出されて、我々もショックを受けたというか、５億円ずつ削減しなければ回っていかないんだということを我々も思い知らされた。

そういうことで、今のご答弁ですと１９１億円規模を目指しながらやっていきたいということでしたので、そうなりますと５億円の削減目標ということが今度は入ってまいります。これも、案を見ておりますと、重点項目の財政改革の推進という部分がありまして、歳出構造の刷新では４項目、歳入改革の推進では６項目うたってあります。特に歳出構造なんかを見ていても、標準的経費がやはり一番わかりやすい部分かなと思ったり、それから歳入だと企業立地みたいなところが一番お金的には出そうかなと思いますが、その２点、歳出構造の刷新、歳入改革の推進、４項目、６項目ございますが、何か具体的にこの予算編成に向けて取り組んでおられることがあるかを確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

平成２３年度におけます予算編成におきまして、重点的に取り組む財政改革の内容についてでございますが、主な取り組み内容につきましては、現在策定中の行財政改革大綱の実施計画によりお示しをさせていただきますが、重点的な取り組みといたしまして現在考えてございますのが、例えば標準的経費の削減といたしまして、従来の積み上げ方式を見直しまして、各事業の過去の決算額をもとに算定した予算目標額を各部局に示しまして、１事業１工夫を加えた事業内容の精査を行っ

た上で予算を要求するといった手法といたしたところでもございます。これによりまして、職員の意識改革を図るとともに、定例的な要求ではなく、各部・室で選択といった要素も加味されるところでございます。

また、政策的経費につきましては、現在企画部で調整を行っているところでございますが、厳しい財政状況を念頭に置き、行政評価などをツールとしながらも、選択と集中により重点化を図ることとしております。今後、本格的な予算編成過程に入りますが、事業の選択と集中により、健全な財政構造の確立に向けた予算編成を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、歳入における重点的な取り組みということで、議員の方から企業誘致といったご提案もございましたが、やはり歳入における取り組みでは、大幅な税収の増加につながる企業誘致といったものが考えられるところですが、現状の経済情勢ではなかなかすぐには難しいというような認識をしておるところでございます。平成２３年度におきましては、基金の有効活用として、財政調整基金、減債基金を活用するといったことはもちろんでございますが、一部基金を取り崩し、平成２３年度に実施をいたします具体的な事業への充当を図ることだとか、土地開発基金などの定額運用基金といったこれらの基金の活用といったことも図っていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

答弁を聞いておりますと、従来の予算編成のときとあまり私は変わらないと。確かに積み上げから各室が目標を持って、要は事業を選ぶというんですかね、それぞれ選びながら、今までの過去の慣例にとらわれずと。そうなると事業仕分けでも聞かせてもらいますが、やはり事業評価というのが重要な役割を持ってくると思いますが、ただ選択と集中だけで５億円減るのだろうかというと、先ほども言いましたように何か見えないところに余分なものがついてきていないのかということや、不必要にお金を使っているところはないのかとか、それが５万、１０万であっても全職員足せば何ぼかの金にはなるわけです。そういう何か地味な努力も私は入れていただかないと従来の答弁とあんまり変わらないような、選択と集中、それから事業を選ぶと。そうなると、お金がなかったら投資的経費はやめましょうかと、そうもいかない。やはりこれは計画にのった事業もあるわけですので、かといって標準的、特に消費的な経費、扶助費も削れるのかと、なかなか削り切れないと。そうなると、やっぱりここも一つ一つ議論が起きてくると。ですから、一気に５億という数字は相当高い目標が出ているわけですよ。基金の活用というのは本来ないわけですよね。活用していたら別に５億円減らさなくても入れれば済む。でも、５年先には２０億入れるお金がなくなると、６年目には経営できなくなるという危機感のもとに表ができているわけなんで、基金の活用は最後の手段であって、やはり税収を上げることか、無駄を減らすことか、少なくともそれが３，０００万か５，０００万か知りませんけど、その努力が一つの流れになっていくのではないかと。私はそういうところも追求もしながら、ぜひまだこれ３月の予算議会がありますので、そこでもう一度その辺の努力の跡というのは確認をさせてほしいと思います。

次に３点目に、そうなるとマニフェストの施策反映というものも可能になってくるのだろうか。来年の予算ですので、とりあえず昨年も同じ質問をさせていただいて、２２、２３年実施可能な施

策の事業化を目指すということで答弁ございましたが、２３年度はさらにまた圧縮基調の中で、２３年度の実現というものが可能なのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、厳しい財政状況の中で、市長マニフェストは反映できるかとのご質問でございます。

市長マニフェストの反映につきましては、平成２１年度から順次主要事業として位置づけてまいったところでございます。また、議員もご指摘のとおり、平成２２年度、２３年度の第１次総合計画前期基本計画の第２次実施計画では、財政状況を見据えながら市長マニフェストの施策を事業化させ、でき得る限り実施計画に位置づけておるところでございまして、この実施計画に位置づけた事業については、何としても事業化を継続したり、あるいは実施したいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

２３年度は、先ほどの答弁のとおり主要事業として入れてあるので、進めていくということでございました。

ただ、２３年度予算編成、ちょっと若干この話をさせていただいて申しわけないんですが、２３年度には後期基本計画の策定作業というのが今既にスタートしましたが、予算上も入ってきますし、それの策定作業の結果を受けて、議会での議論というのが行われます。従来ですと、後期基本計画は議決対象ではなかったわけですので、市長サイドでつくられたものが我々に配付をされて、中身の確認程度であった。ところが、今回は議会基本条例をつくりましたので、初めてこの後期基本計画は議決対象となってまいりました。そうなりますと、従来、市長が掲げられた政策であったり、当時の公約であり、今回のマニフェストというものは大体そういうところに織り込んでこられると。そうなりますと、何を言いたいかといいますと、すべての施策を仮に織り込んだとしても、やっぱり財政との絡みなんかも出てきたりすると。そうなると、我々としても従来はその織り込んだものを見ながらどうするんだという議論をしたが、今度は一個一個の検証をしながら、本当に必要な施策なのかどうかというところも議論ができるようになってきたということですね、議決をするわけです。そういう部分に関してマニフェストへの反映、特に後期計画への反映というのをすべてが担保はされていないだろうというふうには考えておりますが、このような私の考え方についてどのようにお考えかを確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、２４年度からは議員申されました後期基本計画の期間となるということでございまして、市税収入や社会経済状況の変化、国の地方税制度を初めとする税制度についてもいろいろ注視すべきところがあって、財政見通しも変化を生じるというようなことでございますので、後期基本計画策定時には、中期財政見通しを見直すというようなこともその財政見通しの中には書かせていただ

いたということでございます。そのため、財源を十分考慮しながら、市長マニフェストの反映に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それともう一点、後期基本計画策定に当たりましては、当然、市長のマニフェストについては、市長と市民との約束事であり、優先すべき施策だというようなことでございますが、本市の行政経営については、総合計画を基本としておりまして、このマニフェストについては実施計画に位置づけ、事業化をしていくというようなことになるという手法をとっております。そのため、まだ手がけていない市長マニフェストにつきましては、新たな後期基本計画の策定のための市民アンケートを来年実施する予定でございますので、そういった市民ニーズや、先ほど申しました財政状況を十分に見きわめながら、今後検討すべき事項だというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

従来、基本計画というのは議論対象になかったということで、やはりちりばめられた中でその計画が終わるころに実施がどうなったんだという確認程度しかできなかった。これから実施前にどの施策が今一番重要なんだという議論が、今後、私は議会としてもやらざるを得ないというか、それをしながら、どの政策とそれと財源という問題、私はこれからも来年多分提案されますので、その場面でまた改めて議論させていただきたいと思います。

次に、大きな２点目に事業仕分けについて確認をいたします。

今回、事業仕分けについてのご議論が随分各議員からもいただいておりますが、私からも事業仕分けについて質問させていただきます。

まず１点目に、改めてではございますが、平成１９年度、２０年度に実施をされ、１年置いてこの２２年度、３回実施をされております。平成１９年度にも１度質問させていただきましたが、改めてこの事業仕分けの目的について確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、事業仕分けの目的でございますが、公開の場において外部の視点を取り入れながら、市が実施すべき事務事業の範囲等について検証することを目的としておりまして、平成１８年度、１９年度、２２年度とともに変わってはございませんが、ただ、１８年度、１９年度につきましては、まず市民の方々に事業の中身を知っていただく。さらには、市職員の意識改革というようなことを主に重点的に行ったことでございまして、２２年度につきましては、それに加えて予算編成に反映するというようなことも一つの目的でございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

すみません。私が間違えていました、１８年、１９年ということですみませんでした。

事業仕分けの取り組みということで、私も構想日本というところが一番主体的にやっているんで、

そこの内容を見せてもらって、多分今、私が聞きたいことと部長の答弁とはずれがあると思うんですが、事業仕分けが、資料を見ますと、当初の目的は支出の削減ではなくて、効率的な行政運営であるということ。そのために参考意見を外部有識者に聞いたり、そういうことが主体的であったんだと。ところが、最近はどうも無駄を省く効果的な予算策定みたいなところに話が行っているんではないかというふうなことが書いてある。要は、歳出カットではなくて、行政サービスの見直しなんだと、この事業仕分け自体が。ですから、どうも今話題に上るのは見直しとか不要とかというところだけが出てきて、さらにそれの費用がゼロになるんだという議論だと。でも、実際にはそのことではなくて、そのことによって行政サービスをどう見直して、そこにまた新たな予算がついたりゼロになったりと、私はそう思うんですよ。そういうことからいくと、今の部長のご答弁だと少し私はその視点がないのではないかと。検証した結果、予算を反映するんだ、施策反映ではないのかという気もしているんですけど、もう一度、本当にそういう目的だけなのか、私が今言っている行政サービスの見直しであったり、検証したものの仕組みの見直しといいますか、事業の見直し、そういうところも重要なテーマと考えますが、いま一度確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まずちょっとご答弁が間違っていまして、申しわけございません。私、１８年度、１９年度と言いましたけれども、議員のおっしゃるとおり１９年度、２０年度でございますので、訂正させていただきます。

それと私どもとして、やはり財政改革というような視点もございまして、そういったご答弁をさせていただきましたが、いろんなところの中で、あるいはきのうも市長が答弁させていただいたとおり、事業仕分けについては施策の目的にかなっているのかということが一番大きな考え方ではないかというふうに思っております。その中では、あるところには、対象事業の必要性を議論するためには対象事業の一段上のレベルの事業、施策について把握していくことが必要であって、対象事業だけで議論を完結させることではなく、上位レベルへの寄与の観点も論点として取り入れる必要があるというようなことを書かれた部分もございまして、こういったところについても十分今後注視していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

今の答弁に関するのは後で質問が入れてありますので、次に移らせていただきます。

次に、大きな２点目に対象事業の選定について確認をしたいと思います。

これまで３回ほど実施をしてきました。１回目、２回目は、私の記憶では職員の提案によって対象事業がピックアップ、要はこの事業をやったらどうだということでピックアップをされてきました。

今回は、当初資料もいただきましたが、一般会計の室単位中事業というところから５３３事業を大きく引っ張り出して、そこから対象事業を選んだということですが、今回までを通して、１回目、２回目と３回目と変わりましたけれども、どんな考え方でこの対象事業を選定しようとしたのか、

確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず選定方法でございますが、平成１９年度の対象事業の選定につきましては、主要事業、市に裁量の余地がない事業、着手済みの建設事業を除いた現に実施しております事務事業において、各室における事業費が上位の１、２に事業を行政改革室で選択し、室の意向を確認した上、８３事業を選定いたしております。

平成２０年度の対象事業の選定につきましては、室・職員提案に基づきまして、約２，２００の市の全事業の中から平成１９年度の対象事業、主要事業を除いた約８０事業を行政改革室で絞り込み、さらに行政改革ワーキングで絞り込んで、３６事業を選定いたしたところでございます。平成１９年度も主要事業は除いております。

また、本年度の対象事業の選定につきましては、平成２２年度一般会計予算の中事業５３３事業のうち、平成２４年度以降継続が見込まれる事業で、一般財源が５００万円以上など一定の基準で選定しております。特に今後の財政状況を見据えて、事業仕分けのバージョンアップとして主要事業も対象としたところでございまして、大きな違いにつきましては、先ほど言いました室の意向とか、あるいはワーキングの意向というようなことを除きまして、機械的に事業を選定させていただいたというようなことの違いがございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

１回目、２回目と３回目とは選定方法が違う、要するに３回目は機械的にやったということは確認をさせていただきました。

対象事業の選定について、これもいろいろ見てみると、対象事業の選定と実際に絞り込む作業が一番重要ではないのかというふうなこともあります。ここに外部委員を充てている市もあるというふうには聞いております。

私は前回も質問のときにも言いましたが、やはり以前の職員提案であったり、今回は機械的に室単位から事業をピックアップをしたということではなくて、現在運用しております行政評価、シートをいただいておりますが、その中の活用で対象事業をまずはピックアップをすべきじゃないかなという考えを持っております。

事業評価シートについては、今は一時評価が記載をされ、２次評価、３次評価はたしか３年で三つに分けてありますので、全部やられていない。ただ、ここまで事業の評価をするわけですので、当然この段階で担当者としてはこの事業の継続性であったり、疑問といいますか、今後まだやる必要があるのかとか、そういう記載が一切ないわけですね、ほとんど。見直しが必要だ、までは書き込んでいなくて、今後検討が必要だぐらいはあるのかもしれません、全部見ておりませんけれども、今回の対象になった事業なんかは見直す検討がぐらいの話で、一気に廃止までとか書き込まないわけですよね。でも、機械的に選ぼうが、みんなが選び出したものであろうが、やはり事業を行っている人がどうとらえているのか、そのことを外部２次評価であれば部長級、３次評価が外部評価に

なっております。そこの視点をまず入れながら、大くくりにそこで対象事業を選んでくるという方が一番議論がしやすいのではないかなというふうに考えますが、この事業の選定の仕方、確かにさまざまあると思いますが、私は事業評価シートをうまく活用して、その中から対象事業を絞り込んでいくと、そんなふうな手法はとれないのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず亀山市のやっておる事務事業評価でございますが、これは前期基本計画の進捗管理を中心に使っておるというようなことでございます。それから、事業仕分けにつきましては、行政改革の視点というふうなことで、この二つの視点で現在、主要事業について確認をしたところ、その意見の部分については視点が随分違うというふうなこともございまして、一緒のようなところもございますが、かなり視点が違います。ですので、これを議員がおっしゃるようにどのように二つのツールをつなぎ合わせていったらいいかというのは、もう少し検討させていただく時間が必要だというふうに考えております。

それともう一点、２３年度におきましては、２２年度、２３年度でワンセットで事業仕分けをというようなことも当初考えておりまして、対象事業のあり方について、仕分け委員の方からも少しご意見をいただいておるということで、若干の見直しは必要と考えておりますが、このワンセットの事業仕分けの考え方という部分もございますので、こういったところも含めて、来年度十分検討したいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

確かに今の評価シートは主要事業ですので１５０本程度ですが、実際１９年の質問のときでも２，２００ぐらいの事業についても簡便ながら評価シートをつくったわけですね。それで、今回いただいている事業仕分けの結果表にも、裏づけの資料として似たようなものがついているんです。ですから、すべて主要事業だけが評価をしているわけじゃなくて、対象事業に上がればそういう評価もしてくるわけですので、これは前々から言っています２，０００本あろうが、３，０００本あろうが、それはきっちり各室で評価シートをつくって、その中から事業精査をすべきだということを言ってきておりますので、ぜひ今の評価シートではやりにくいのかもしれませんが、それを横へ広げれば十分選定をするためのツールにはなるというふうに考えますので、検討してほしいと思います。

次に３点目に、事業仕分け結果の反映について確認をしたいと思います。

現況報告では、１０月３日に実施した事業仕分けの判定結果を受け、現在検証を行っているというふうなことの報告もございますが、これまで３回事業仕分けが行われた判定の内容について確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず平成１９年の事業仕分けの判定結果につきましては、対象８３事業でございました。うち１

事業については２分割で判定となったため、判定結果を８４事業となっておりまして、そのうち不要２、市実施・内容規模見直し２９、民営化１となっております。結果の反映といたしまして、不要と判定された２事業につきましては既に廃止いたしておりますが、民営化と判定された１事業については、現在も直営にて実施しておるところでございます。

また、平成２０年度の事業仕分けの判定結果につきましては、対象３６事業のうち、不要３、市実施・内容規模見直し１４、民営化４となっております。結果の反映といたしましては、不要と判定された３事業のうち１事業を廃止、民営化と判定された４事業のうち１事業については廃止、３事業については現在も直営にて実施しておるところでございます。

なお、平成１９年度と２０年度の事業仕分けにつきましては、事業仕分けの際にも説明させていただいたと思いますが、３年から５年のモニタリングを実施するというふうに説明をさせていただいておりますが、これはもう４年ぐらいたっておりますので、一定の整理をする時期は迎えておるというふうに考えております。

それから平成２２年度の事業仕分けの判定結果につきましては、対象は３２事業でございました。うち３事業については２分割で判定となったため、判定結果については３５事業となっております。そのうち不要６、市実施１９となっており、不要と判定された６事業のうち、子どもの出生祝い金及び誕生日祝い金事業の廃止については本議会に提案いたしたところでございます。

なお、平成１９年度、２０年度の事業仕分けの結果については、市民の方々にもお知らせしたということでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

１９年、２０年度の内容については、確かに総務委員会で資料の配付がありました。確認をさせていただきました。廃止も既にもう３件されているということです。ただ、今回言いたいのは、ちょっとそのときにもう少し私自身も議論すべきだったのかもしれませんが、いただいた資料に市の方向性というのが書いてあります。ただ、詳細な検証の内容というのが、私はそこには記述されていなかったんではないか。ただ方向性が書いてあるだけで、どんな議論を受けてこうなったんだと。だから判定委員の言葉とそう変わらないことがそっちにうたってある。だから、さっき言った事業評価、担当がどう評価をしているんだということをもうちょっときっちりやっていかないと、こっちが判定が不要になった、じゃあこっちとしてはそれを受けていい評価なんだというふうにはならないと私は思うんですよね。特に民営化だ、廃止だということになってくると非常にここで議論が起きてきます。そういう意味からいくと、判定結果を受けて、市としての考え方が、そのときの資料を今ちょっと見させてもらいましたが、少しやっぱり説明不足ではないのかと、もう少し自分の言葉で語れるような検証報告があっていいのではないかと思いますが、ちょっと過去の話をして申しわけありませんが、この後の議論とも絡みますので、確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

過去の判定結果の、行政としての見直しの方向性でございますが、そういった部分につきまして

は、議員ご指摘の少し議論が足らなかった部分もあろうかというふうに思っております。

そのため、平成２２年度の事業仕分けにつきましては、一般財源でも５００万以上というようなことでございますので、担当室から見直しの方向性を出した以降についても、当然行政改革室を中心に市としてこのような方法でいいのかどうかというようなことのやりとりを十分させていただくとともに、今後、市としての方向性をきちっと見きわめた上で、内容を記載をしたいというふうに思っております。特に不要と判定された部分については、先行的に今検討もしておるところでございますので、そういったところについては十分庁内で議論をしたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

今回の見直しについては、担当室だけではなくて、行革の関係も入れて方向性を検証してみたいという答弁でありましたが、そうなりますと今出ている条例廃止の議案、これは議案質疑の答弁では廃止が１００でない。それは一つの参考にしたということにはなっておりますけれども、やはり事業仕分けに乗っかって廃止の提案になったと、こうなると検証の結果というのがないわけですね、当然報告資料がないわけですので。でも、事業仕分けには丁寧な検証が必要だというふうに書いてあるわけですね。そのことが公表されて、やっぱり市民に理解を得るんだと。こうなると、今回の２２年度の判定を受けてこの条例が出ているのか、それは検証を飛び越して出すような内容だったのかというと、非常にここがややこしくなっているんだと思うんです。きょうは事業仕分けの話ですので、事業仕分けの視点から行くと、今回の条例廃止の提案がもし事業仕分けを受けてということであれば、庁内の慎重な議論というものが全く飛び越して条例の廃止提案が出たことになりますが、この辺の内容、なぜここだけが飛び越して今条例の廃止となってくるのか、検証結果をもらっておりませんので、ちょっと確認をしたいと思います、最後に。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず出生祝い金の条例につきましては、主要事業におきましては、２２年度までの継続ということで一たん整理をさせていただいております。それは３月にお示しをさせていただいたというふうに思っております。

そういった中で、市長もご答弁させていただきましたが、今後の継続については、さらに国の状況とか、あるいはこの１０月に行われる事業仕分けの結果を見て、その中で先行的にその部分については判断をさせていただいたというようなことでございまして、事業仕分けの結果のみで判断したわけではございません。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

ちょっと時間の関係もあるんで、こればっかり議論すると。

ちょっとおかしいんですよね。それだったら事業仕分けに上げる必要ないじゃないですか、何も。市長の判断でよかったんですよね。ただ、ここはまた総務委員会かなと思うんですが、私はこれは

これで検証を出すべきではないかと。それと今の市長の考えとくっつけて出せば、もっとわかりやすいものになると。飛び越えてくるというところに事業仕分けの目的とずれがあるのではないかということは指摘しておきたいと思います。

次に４点目ということで、議会との関係についてお尋ねをしたいと思います。

１９年度については、たしか報告がなくて、私が質問したんだと思います。それから、事前にどういう対象事業かという報告が出るようになってきました。こういうことがありますと、今のお話だけをとらえて申しわけないですが、予算段階だけで議会としては議論をせざるを得ないと、検証結果が出ておりませんのでね。そうすると、今後、判定結果を受けて庁内が検証をしていくと。その段階以降でも、それから改めて予算の変更であったり、条例の変更、その間ですよね。議案としてできるまでの間、私は議会の意見聴取や議会との議論は私は必要なものというふうに考えておりますが、議会との関係についてはどのようにお考えか、確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

平成１９年度、２０年度につきましては、行政の見直しの方向性については３月議会に報告させていただいているところでございます。今現在、今回の２２年度の事業仕分けについては庁内で検討をしておるところでございますが、先ほども申しましたとおり、不要というふうに判定された事業につきましては、なるべく早く庁内で整理をさせていただいて、議会への報告をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

庁内整理後、報告という言葉でございました。

私は、やっぱり議会基本条例を制定する段において重要な施策、これは廃止ですのである意味重要な施策、施策にはならない、施策やめるわけですが、重要な案件というふうに考えれば、重要な施策であったり、予算・決算については十分な説明をしてほしいということは求めております、条例上も。

そうなりますと、事業仕分けの議会の関与というのもこれもいろいろ見ておりますと、市によって判断が違うと。一切入れずに、二元代表制だから、予算でがちんこでやるんだというところもあるし、いや議会に少し参加をいただいて議論をしたいという市もあると。亀山の場合は、それがどっちかというと報告だけで、結局１９、２０年というのは予算反映もされていて、ほとんど議論しないまま終わっているような状況になってきていると。今回初めてこういう大きなテーマとして上がってきて、議論が始まってきたと。そうなると、予算審議ですのでイエスかノーしかないような話になってくる。それよりも、重要な施策の説明ということであれば、今回、会議規則にも常任委員会協議会は正式な会議として位置づけをしましたし、きっちりと議会側にも受け皿が整ってきたということを考えれば、亀山市はどちらをとらえるのかわかりません。今から確認をしますが、もし議会の関与、これは昨年視察に行った市でも、議会の関与というのは非常に重要なことだろうというふうなお話もあるし、議会自身が事業仕分けをやっている市もあります。ですから、我々自身

としても、それで賛否じゃなくて、いろんな議論を交わす中で、議会側の交通整理もして議案審議に臨むということがいいのではないかと考えておりますが、いま一度議会の関与についてお考えを確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

竹井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

６月議会で議会基本条例を制定いただきました。もう一方で、今回の事業仕分けの議会との関係、あるいは従来から進めてまいりました行政評価の議会との関係ということで、この１年数ヵ月の中でも、例えば行政評価につきましては新たなルール設定のご提案もございましたけれども、そういう中で行政評価シートを共有していくとこういう関係の中で今日動いてきました。

しかし、一方で今回のような仕分けにつきまして、そこのルールが明確になっていないというのは真摯に受けとめさせていただきたいと、このように思っておりますので、今五つの廃止の残りの事業につきましては、庁内で検討させていただいております。できるだけ早く結論を持っていきたいと思っておりますが、ぜひ議会の方と相談をさせていただいて、どういう場面で、どういう形でそれを情報共有できるかということについては、議会の方と相談をさせていただいて、そういう場を設けさせていただきたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

前向きにご答弁をいただきました。構想日本のホームページを見ると、最終的にその材料をどう料理するかは首長と議会の責任というふうに書いてあります。そういう意味では我々も大きな責任を持たされているということですので、やはりお互いが向かい合って議論する場面というのは重要ではないかなと。そのことによって事業仕分けの精度は高まってくると、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に５点目に、事業仕分けとともに施策の見直しも必要でないのかについてお尋ねをします。

先ほどの質問でも申しましたが、事業仕分け自体は歳出カットやリストラのツールではなくて、行政サービスの見直しを通じて仕組みの再構築を求めております。私は、９月も総務委員会でしたか、言いましたが、事業仕分けの結果の反映が単に一つの事業の見直しではなくて、それに関連する事業、要するに政策の横ぐしを通すようなものでの見直し方も必要ではないのかというふうに、要するにたまたま選択をされ、ピックアップされた事業で仕分け判定を受けますけれども、実際は何千という事業があるわけですので、やはりそこに１本横ぐしを刺すような、そして中には政策自体も見直していくような場面が出るのではないかなというふうに考えておりますが、この事業仕分けとともに、その判定結果を受けて施策全体の見直しも必要と考えますが、考え方を確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、施策の定義というようなところをどこまで位置づけるかということによって、ちょっと議論が変わってくるというふうに思いますが、例えば子育て支援とか、あるいは高齢者福祉というような部分まで戻っての議論であれば、非常に難しい議論になるんかなというふうに思っております。

それで、事業仕分けにつきましては、事業が総合計画に位置づけられております施策の方向性に合致しているか、また事業そのものの目的、必要性、あり方、あるいは効率性などについて評価をしていただくものと考えておるところでございます。

今回の事業仕分けの委員の中には、先ほど言いました大きな施策というような意味では、その見直しにまで及ぶようなご意見はなかったものというふうに考えております。しかし、施策の中の事業の優先順位について意見もございましたので、こういったご意見を踏まえて、施策の中の優先順位を見直していく必要はあろうかと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

ちょっと私の質問の仕方がまずかったかもしれません。

事業仕分けの人にやってくれという意味ではなくて、事業仕分けでさまざまな判定が出ると。それを受けて担当室、担当部でももう一度、三十幾つの事業しかこれやっていないんですよね。でも、そこには福祉政策、子育て政策、要するに上位計画はあるわけですよね。ですから、上位計画について、私は逆に上位計画に立ち上った段階で、例えば出生祝い金だけ見るんじゃなくて、子育て支援全体を見たときに、これは市長の答弁にもありました現物なのか現金なのかみたいなね。それも一つの、現物であっても費用がかかっているわけですので、そこも含めて政策の変更があるものもあればないものもあると。そこは一つ、さかのぼるものは一遍さかのぼって検証することも重要ではないのか。そうしないと、単品の事業、単品の議論だけ我々でやってもあまり効果がないんじゃないかと。大きな視点でもう一遍見直しをしてみるものも中にはあるだろうし、単品で終わるものもあると。それは行政が検証する際に施策の見直しまで突っ込まないのかということを言いたいだけなんです。判定委員にこんなこと求めてもとても無理なわけですので、ただ、上位計画に絡むようなものがあれば、そこは担当室も含めてちょっと見直しをしてみるということも大事な視点ではないかなということで申し述べておりますが、そのために主要施策はちょっとなかったのかもしれませんが、事業評価は３次評価まであるという、当然そういうところをとらえれば、事業仕分けの判定と事業評価の判定とドッキングさせられるし、さらに施策というものが見直しもかかってくるというふうに、これはたしか１９、２０のときの説明でも言わせてもらいましたけれども、確かに余りにも膨らみ過ぎているのかもしれませんけど、そうでもやらないとなかなか一個の事業だけの見直しではうまみがない。やっぱり横ぐしを刺して、もう一度検証する、それが後期計画、次の計画に結びついていく。それが見直しではないかなと思いますけれどもいま一度考え方を確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員がご指摘をいただいたような、行政、特に亀山市の場合は２，０００を超える事務事業

を動かしておるところでございます。その中には政策的なものと、そうじゃない経常的なものがあるわけでございますが、今ご指摘いただきましたように政策的なもの、事業の単位でこれを追っかけていくのではなくて、少し施策として、その効果として事業をどのように構築をしていくか、それを追っかけていくと、こういう考え方を私どもも今強く意識をさせていただいておるものでございます。

したがいまして、従来からの予算の編成の仕組みですとか、行政評価の仕組みは、決してそうじゃなかったということではございませんが、単体の事業を追っかけていく仕組みの中で今日まで運用されてまいっておるものでございますので、今、議員ご指摘をいただきました視点も踏まえながら、今後のシステムとして、制度として、さらにバージョンアップをしていくという姿勢で臨んでいきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

少しそんな方向性も入れながら検討してみたいということでありますので、やっぱり一個の事業だけを見るんじゃなくて、そうすることが２３年予算編成にも言いましたが、少しずつ積もり積もったものを薄くはがしていくということにもなるんだろうと。多分予算編成というのは１個１個を積み上げてつくっていくと、全体を見ながら、それでやめる、やめないという、それを大きく変えていくものになっていく、施策からその事業を見直していくということも重要だろうと思うんです。

事業仕分け自体が、これは古川部長が当時言われましたが、事業仕分けも事業評価も行政評価の一つだというふうなご答弁があったというふうに記憶をしております。そうなると、事業仕分けの前にきっちりと庁内で選択する事業の検証というものを、こういうツールがあるわけですので、きっちりやって、機械的にこれだとか職員が提案したからではなくて、みずからが施策、事業仕分けを望むんだというものをテーブルに上げて、その中できっちりと市民の声を聞いていくと。そのことが一つの判定の基準、一つの材料になると。私はそういう事業仕分けであってほしいというふうなことを申し述べて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

２０番　竹井道男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時５９分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、８番　鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

鈴木達夫でございます。議案質疑に続きまして、一般質問もさせていただきます。

去る１１月３０日、我々会派ぽぷらでは、市長に対し、平成２３年度の政策課題と予算編成及び第１次総合計画後期基本計画に対する提案ということで、５項目から成る提案書を提出させていた

だきました。今回の質問は、その４項目めにまとまりのある施策体系と体制の構築を求めますという項がございます。この項の趣旨としまして、重要施策のかかわりや実践に関し、担当部・室の認識や進度管理等に一体感がなく、施策の全体像や体系の認識が育っていない感がある。特に、地域医療の再構築については、全庁的に機運を高め、市民を巻き込む形の中で実践が図れる施策体系と体制の構築が急務であるというものでございます。今回は、その趣旨に基づきまして質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

亀山市地域医療再構築プランのうち推進体制等進捗管理では、室長級による地域医療再構築ネットワーク会議により進捗確認をし、各部署に落とし込みを図る、その旨のプランが示されたと認識をしております。しかしながら、６月１８日に市長訓令により、亀山市地域医療推進会議なるものが規定され、今言わせていただきましたネットワークの上部組織として位置づけられたという認識を持っていますが、まず質問です。

この地域医療推進会議の目的、それから会長、副会長及び委員のメンバーを教えていただきたいということ。あわせまして、この二つの会議、推進会議とネットワーク会議の開催時期と回数。そして、どんな議論がなされたか、内容の概要。その会議に市長、あるいは副市長の出席はあったのか。もう一つ、ネットワーク会議の検討項目である再構築プランの修正や変更の議論があったか、まとめて質問させてください。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

ただいまは、鈴木議員より大きく３点についてご質問をいただきました。順次ご答弁を申し上げます。

まず、会議の目的、構成、それから協議内容でございます。

この亀山市地域医療推進会議は、亀山市地域医療再構築プランを着実に実施し、地域医療の推進を実現していくため、庁内での総合的な調整と進捗管理を行うことを目的として設置をいたしました。組織といたしましては、健康福祉部長を会長に、医療センター事務局長を副会長とし、企画部長、市民部長、医療センター看護部長、亀山消防署長の合計６人で構成する会議となっております。また、その補助機関といたしまして、関係室の主に室長級を構成員といたしました地域医療推進ネットワーク会議を設置しております。

これまでにそれぞれ２回ずつ会議を開催しておりまして、８月６日には第１回の推進会議を開催し、合計７６ある各取り組みを実施していくため、どのように役割分担をしていくのか、またどのように各取り組みを推進し、進捗状況を把握していくかを話し合いました。また、それらの詳細については、９月１日に開催いたしました第１回のネットワーク会議にて検討いたしたところでございます。

その後、第１回ネットワーク会議での検討結果に基づきまして、各担当室でそれぞれの取り組みの進め方について、既に行っている取り組みとの整合も踏まえ、素案を作成し、１１月１１日に開催しました第２回ネットワーク会議にて各取り組みの進め方について相互に確認をし、１１月２６日に開催いたしました第２回の推進会議におきまして、ネットワーク会議の報告に基づき検討を行

ったところでございます。

２点目の会議への市長、副市長の参加でございますが、この会議には市長、副市長は参加しておりません。会議にて一定の結果や方向性が出た際など、必要に応じ庁議を構成する市長、副市長、教育長に加え、医療センター院長、消防長への報告をするとともに指示をいただきまして、進捗を図っていくこととしております。

３点目の地域医療再構築プランの修正の議論があったのかということでございますが、プランに掲げられました各取り組みにつきましては、プランを尊重し、まずはプランの記述に沿った形で進めていきたいと考えており、今のところ具体的な修正・変更は行っておりません。しかしながら、これまでの進捗に向けた検討の中で、取り巻く環境の変化や既存の他の施策とのかかわりなどから修正・変更を考えてはどうかという意見が担当部署から寄せられている取り組みも一部ございます。それらにつきましては、より実効性のあるものとできるよう今後検討し、必要に応じ修正・変更をしていきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

この項では、私はスピードということの観点から質問をさせていただきたいと思います。

２月に、この地域医療再構築プランが提出されました。この２月提出にあっても、秋までには出す、あるいは年内には出す、そしてより精度の高いものを出すためには、医療関係者の参考意見を聞きながら、２月に提出すると。言ってみれば、満を持してこの再構築プランができた中で、推進会議の１回目の開催が８月１６日というのは、少し間があいているんじゃないかと、そんな思いもします。

それから、二つ確認をしますけれども、各会議とも２回ずつ、市長、副市長のご出席はなかったということ。それからもう一つは、再構築プランの訂正、多少修正の意見はありながらも、後に質問をする医療センターの経営形態の根幹となるような議論がされていないということを確認させていただきました。

３月議会に、この地域医療再生プロジェクトの推進にはスピードを持って当たっていただきたいという質問に対し、市長はこう答えております。「待ったなしの地域医療の再構築に当たっては、重要とあらば予算補正をお願いしてでも早急な実施に向けて取り組んでまいりたい」というご意見、あるいは今年度の市長が年頭に上げたスローガン、コミュニケーション、スピード、透明性、いわゆる地域医療の再構築については、市長が掲げる最重要課題として、もう少しスピード感のある対応があってもよろしいかと思います。待ったなしという言葉が、非常にその会議の開催にしても上滑りした感がございますけど、このスピード感があるのかについてお答えを願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地域医療再構築プランの推進に対して、スピード感があるのかというご趣旨でございます。

ご案内のように、きのうも尾崎議員のご質問にお答えをさせていただいておりますが、医療セン

ターの方からもお答えをさせていただいたものもございますけれども、基本的な認識を少し申し上げたいと思います。

今回のこのプランの三つの戦略に基づきます２０の具体的取り組みの中で、地域の医師会、歯科医師会と連携を図るための保健医療政策懇談会の開催など、一つ目の戦略であります保健・医療・福祉のネットワークの強化につきましては、おおむね順調に進んできておると認識をいたしております。さらに、医療センターの医師確保や二次救急医療機関への高度医療機器更新の支援のほか、医療センターの老朽化したＭＲＩ装置の更新など、二つ目の基本戦略であります市立医療センターの経営健全化と救急医療提供体制につきましては、当初の計画を、スピード感を持って前倒しで現在進めてきておるものでございまして、昨日、局長の方からお答えをさせていただいたものも含めて、現在、地域の救急医療体制が着実に回復・強化につながろうとしておるというふうにも感じておるものでございます。三つ目の基本戦略となります健康文化・亀山モデルの創造に関しましては、本年の７月にＷＨＯの健康都市連合へ加盟しており、市を挙げて市民の健康づくりを応援していきたい、そのきっかけにまずはしていこうと考えておりまして、一方で、市民が主体的な行動がとれるよう、市民の意識高揚や具体的な仕掛けづくりをしていくことは、まだまだ課題であろうというふうに認識もいたしております。今後の具体的な取り組みの進め方を、現在検討させていただいておるものでございます。

いずれにいたしましても、この地域医療再構築プランの取り組みは、関係部局もその内容もかなり多岐にわたっておりますが、４年間で集中して実施していくためにも、庁内で連携の強化をさらに進めながら、総合的にスピード感を持って展開いたしてまいりたいと、このように思っておるものでございます。

ただ、このスピード感の中には、例えば昨日、ちょっとお答えさせていただいておりますが、三重大学との関係でありますとか、関係機関との総合調整でありますとか、まだまだ非常に複雑で、困難なハードルも控えております。こういうものにつきましても、しっかりとこの課題をクリアしていくような体制で一層進めていきたいと、このように決意をいたしておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

市長に対する進捗の考え、また最後に聞かせていただこうと思ってたんですけれども、今のご答弁ですと、保健・医療・福祉のネットワークづくりはおおむね進んでいると。それから市立医療センターについては、前倒しでこれは進んでいるんじゃないかというご認識を示されました。そして、最後の健康文化・亀山モデルの創造については、今から仕掛けをしなければいけないというご答弁をいただきましたけれども、この三つの基本戦略に基づき、具体的に少し例を挙げまして質問をさせていただきます。この質問の（１）と（２）をまとめて質問させていただきます。

まず、基本戦略の健康文化・亀山モデルの創造のうち、国民健康保険の医療費適正化について４項目上げられております。レセプト、あるいは受診の結果の分析とか、かかりつけ医、コンビニ受診、ジェネリック等々４項目。そしてもう一つ、地域医療と健康を支える住民組織づくり、これについても４項目が上がっております。簡単におのおの進捗度を知らせてください。よろしくお願いします。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

国民健康保険の医療費適正化でございますが、レセプトと特定健診の受診結果の分析に基づく行政全体での検討につきましては、本年度新たに委託業務として、平成２１年度の特定健診の結果とレセプトを突合し、医療費の現状分析を行い、その結果を踏まえて保健指導への活用や、医療費削減に向けた取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

次に、生活習慣病発症の境界域前年齢者に対する重点的啓発につきましては、特に若年層の方の特定健診の受診率向上に向け、広報等による啓発に加え、未受診者の方へダイレクトメールを送付し、受診を促しております。

次に、かかりつけ医、コンビニ受診、お薬手帳などに関する積極的啓発につきましては、広報等により啓発するため、現在準備をいたしているところでございます。

次に、ジェネリック医薬品の普及・活用の働きかけと市民に対する情報提供につきましては、現在、保険年金室の窓口にジェネリック医薬品活用カードを置いておりまして、ジェネリック医薬品の利用を促進するための啓発を行っているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

地域医療と健康を支える住民組織づくりといった項目で、住民組織づくりについてご質問をいただきました。この中で４項目に分けて掲げさせていただいております。

１点目が住民組織形成の仕掛けづくり、２点目がシンポジウムの開催、３点目が食育推進・健康増進計画の中の取り組み、また４点目が既存の団体組織を活用した健康教室の開催というところでございます。

この中でも、シンポジウムの開催とか、それから食育推進・健康増進計画の中での取り組みという面では、既に検討に入っているという段階でございます。

そして、市民が主体となって地域医療や健康を支える住民組織を形成していただくためには、市民一人一人の意識を高めることや、組織の中心となるリーダーの存在が不可欠と認識しております。

一方、亀山市の特徴といたしまして、活発なコミュニティ活動や市民活動が行われていることが上げられますので、これらの既存団体を通じた情報提供や、リーダーの養成につながる取り組みができないか検討をしております。例えば、新しく加盟いたしました健康都市連合の日本支部大会が年１回、加盟市持ち回りで開催されておりますが、今年度は静岡県袋井市で開催されましたが、そこには市民団体も参加し、「健康」をキーワードに、非常に活発な交流や意見の交換が行われておりました。来年度は愛知県名古屋市で開催が予定されておりますので、そこに市内の市民団体の代表者にも参加いただければ、刺激となり、活動もより一層広がり、地域医療や健康を支える組織形成の素地となることにもつながるのではないかというふうに考えております。

また、現在策定中の亀山市食育推進・健康増進計画におきましても、団体や地域などでの健康教育の機会づくりや情報提供、活動支援等に努めることとしておりまして、このような機会をとらえて市民の意識高揚を図り、市民の主体的な行動へとつなげてまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

今、４項目ずつ８項目について進捗状況を聞かせていただきました。やりかけた、仕掛けたというものは少しはある。しかし、これから検討するとか生かしてまいりたい。これは実際、レセプト等の受診結果の分析、これあたりを持って来年度の保険給付金の算定とか、大きな資料になるものがまだできていないんですね。それで、全体的にやりかけた、仕掛けたというのはありますけれども、私はあまり進んでいない実態だと感じました。

その中で一つ、例えばジェネリック希望カードを保健年金室の窓口に置いてありますというんですね。これは私も知らなかったんですけど、ありました。これは窓口だけなんですか、各戸配付する予定があるんでしょうか。

もう一つ大切なのは、この国保に対しても、亀山市はジェネリック医薬品希望カードをつくってジェネリックの活用をしますよということを、市内の医療機関、あるいは近隣の町のお医者さん、薬局に知らしめているかどうか、これだけちょっと確認させてください。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

窓口に今設置をいたしておりますジェネリック医薬品の活用カードについてでございますけれども、本年１１月上旬にジェネリック医薬品希望カードを購入いたしまして、窓口に設置をしておるところでございます。窓口に見える方に対しまして啓発を今行っております。今後、市広報やホームページにおいて周知をしたいと考えております。

それから全戸配付の考え方ということで、国民健康保険の医療費削減において、短期間で効果が出る取り組みであるということは認識しておりますので、今後、医師会等との協議を行い、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、機関との調整ということでございますけれども、県下全域で取り組みを進めようと県と協議はいたしておりますが、今のところ亀山医師会や歯科医師会、薬剤師会との協議は済んでおりません。今後は、国保の財政状況を理解をいただきながら、医療費削減のための取り組みとして、ジェネリック医薬品の普及・推進に向け協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

カードはつくったと、全戸配付もするけれども、しかしながら医師会等の連絡調整がまだついていないと。ジェネリックを推進する中、健保連あたりはジェネリックカードをもう発行されていますけれども、市内の医療機関、あるいは薬局でジェネリック医薬品のストックの数量とか、これあたりも調べて、初めてこの推進を図るという本気度が私は出るように思います。２２年から２５年まで各項目を上げて、このジェネリックに関しては２２年だけなんですね。ここから始めるということなんですけれども、とにかく、もう少ししっかりとした体制も含めて、本当に推進をしていくんだという仕掛けが見えるような形にしていただきたいと思います。

（３）と（４）にまいりたいと思います。医療センターの件でございます。

再構築プランの中では、医療センターに関しては、現在、平成２５年までの改革集中期間とする公立病院改革プランに基づき、経営の健全化に向けた取り組みを進めることから、これを堅持するとともに、その目標必達を優先させるということで理解をしておりますけれども、新院長を迎え、さまざまに精力的に運営をされているということは認識をしております。

医療センターについて二つほど質問をさせてください。

一つは、市民と医療従事者の双方にとって魅力ある病院づくりという項がございます。私は以前から気になっていたんですけれども、今、医療センターに入院されている方の平均年齢がおよそ８０歳ということをお聞きしております。その中で、看護師さんのお仕事が、どちらかというと、看護師というよりもむしろ介護ヘルパーさんの仕事をかなり抱えているという現状の中で、この介護ヘルパーを手配するということがうたわれていますけれども、実際、ヘルパーは手配できたんでしょうかということが一つ。

２番目は、少し重い話といいますか、デリケートな部分もございますけれども、市立医療センターの経営健全化ということで、地方公営企業法の全部適用を検討するんだと。検討とはありますけれども、再構築プランでは、もうどちらかというとその方向に進めなさいと、その一つの指針が示されていると受けとめておりますが、この全適の議論がどの程度進んでみえるか、あわせて質問をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

現在、医療センターでは、医師、看護師を安定的に確保することが非常に困難な状況でございます。このような中、患者サービスの充実、また看護師の労働環境の整備などを考慮し、夜間ヘルパーを導入いたしました。入院患者さんの高齢化等により介護に係る業務も多くございます。介護に関する専門的知識を有するヘルパーの導入により、看護師の一定の負担を軽減でき、看護業務の充実を図ることにより患者サービスの向上につながっていると考えております。

現在、ヘルパーは１２人で、そのうち夜間ヘルパーは７人でございます。病棟における深夜の体制については、従来の看護師３人体制から、ヘルパー１人を加え４人体制で対応しております。今後におきましては、医師はもちろん、看護師の確保に努め、さらなる患者サービスの向上に向け取り組んでまいりたいと考えております。

もう一点、地方公営企業法全部適用につきましては、地域医療再構築プランの中で、今年度の検討事項として明記されております。現在、さまざまな資料を収集整理し、検討しているところでございます。全部適用となれば、病院事業管理者による主体的な病院経営が行え、柔軟性、迅速性に富んだ取り組みが可能となるなどメリットが考えられますが、デメリットについても十分検証しながら、現在の当センターを取り巻く環境など、さまざまな角度からさらに検討してまいりたいと考えております。

なお、現在、亀山市立医療センター改革プランへの取り組みの２年目であり、プラン達成に向けて職員一丸となって取り組んでおりますことから、全部適用についての検討に際しては、職員全体のコンセンサスの形成も重要であると考え、さらに検討を進めてまいりたいと考えておるところで

ございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

ヘルパーさんについては、少しは活用ができたと、看護業務の負担軽減が図れたと判断をさせていただきます。引き続き看護と介護を分離することなく、上手に調整・協力のもとに患者さんと向き合っていただきたいと思います。

２番目の全適なんですけれども、非常にこれは難しいんですけれども、職員さんのコンセンサスを得なければならないということは十分わかっています。しかし、形としてこの地方公営企業法の全部適用の検討が、私は先ほど進めなさいという一つの指針であるということを申し上げましたけれども、二つの根拠を上げたいと思います。

一つは、亀山市地域医療再構築プランの位置づけでございます。ご存じのとおり、３月の議会で私と市長とのやりとりの中で、この提出されたプランはプロジェクトチームからの単なる提案書と見ていいのか、あるいは市長の思いも入った計画書、亀山の地域医療再生のための指針と見ていいのかという質問に関して、市長は、ほかの計画と同様の位置づけをしてまいりたいと思いますと。なおかつ、今後の指標としてご理解をいただきたいと思いますというご答弁。

それから二つ目は、このプランの全適に関する書き込みでございます。病院運営に求められる柔軟性、迅速性に富んだ取り組みを可能にするためには、組織、人事などの市長権限を事業管理者の院長に移行する公営企業法全部適用の導入が効果的であるという書き込みなんです。なぜ効果的かというメリットを五つぐらい経営の責任の明確化と自立性の拡大とか、運営の機動性、幹部職員の経営意識の向上とか、職員のコスト意識等々、メリットが書いてある。こういう書き込みを見ますと、やはり一定の検討とはいえ、一定の指針が示された中で、この全適に対して一定の動きがあってしかるべきだと。昨日も尾崎議員の質問にもございました医療センターの再生に向けては、市民の安心・安全を担保しなきゃいけないとの意味で、この待ったなしの状態の中で、とりわけ経営形態の、あるいは病院の特色化とか、あるいは職員の待遇改善、あるいは関係者の協力と四つぐらい上げましたけれども、イの一番にこの経営形態を上げながら、待ったなしの状態でありながら、なおかつこの再構築プランが全適を一つの指針として訴えている中で、ことしの２２年度に検討する項目が上げられて、やはり１ステップ、２ステップをもう踏んでいて当然ではないかという考え方にどう思われるか、市長、お答えを願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

医療センターの地方公営企業法全部適用に関する検討でございますけれども、先ほど局長の方が申し上げましたメリット、さらにはデメリット等々を含めて、今検討を進めておるものでございます。

全体から見ますれば、この組織形態の変更、経営形態の変更よりも優先をしなければならない、今の緊急的な状況に対して、少し前倒しでいろんなことを進めておるという状況でございますが、これを優先することが大変重要であるという認識で、現在進めさせていただいておるものでござい

ます。この組織形態の変更につきましては、議員ご案内のとおりでございまして、さまざまな要素から、医療センターの中の問題もそうでございますし、オール市役所としての体制構築と、すべてにかかわる非常に重要な要素でございますので、そこのところは今後も慎重に検討していく必要があると、このように認識をいたしておるものでございます。

いろんな段階を踏んでということでございますが、まさにおっしゃるとおりでございますので、その点につきましてはご理解をいただき、それよりも具体的な今の緊急課題、重要度の高い課題に対して、これを推進していくというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

非常に重要な全適の部分よりも、その議論も同時に進めなければならないけれども、それでも優先的に推進を図ることの方が大切だというご意見だと思いますけれども、やはりこの意見を市長、その思いをどの会議の中で発しているかということが非常に問題であると思いますので、また後ほど聞かせていただきます。推進会議に市長、副市長が加わらない中で、同時に担当の部局は、おのおの７０の項目に対してチェックをしながら進捗を図る中で、この全適の項目もございます。その意味では、どこでその指示を出したかというのはちょっと見えないところがありますので、後で質問をさせてください。

最後に、３番目の庁内体制とプランの推進についてということでございます。

先ほど市長、全体の進捗について初めに答えていただきましたけれども、この地域医療再構築プランがその実践において、市長の思いがどれほど進んでいるかということを聞きたかったんですけれども、例えばWHOの加入とか、医療センターのＭＲＩの導入とか、一定の進展は見られていると思うんです。先ほども言わせてもらいましたけれども、やはりスピード感、あるいは全庁的なまとまりのある施策として、オール市役所、市民も巻き込んだ形で本当にこの医療の政策が、地域医療が進んでいるかと。先ほどもジェネリックのカードのことも示させていただいた。窓口にはあるけれども、まだ配っていないというような、それから市長の役割である医師会とか、そこでどういう話をしている、それも含めてもう一度すみません、プランが思いどおりに進んでいるのかどうか、ご答弁願います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

再度のご質問でございます。この再構築プランの重要性は非常に強く認識をいたしておりますことから、庁内でより強固に連携をする必要があると、このように考えまして、当初はネットワーク会議が総合調整、そして進捗管理をするという仕組みをプランの中で明示をいたしておりましたけれども、部長級で構成をいたします推進会議を設置させていただいたという背景がございます。この点につきましてはご理解をいただきたいと思います。

まさに、まだまだ連携の課題というのは、先ほどのジェネリックの話でありますとか、幾つかあろうかというふうに思っておりますが、そのためにもこの推進会議、あるいはネットワーク会議を通じた総合調整の事項や、プランに明示をした具体的な事項の精度を高める、あるいはその修正・

変更につきまして、推進会議の報告に基づいて、私自身も各担当部署へ指示を申し、進捗を図っていきたいと、このように思っております。現在まではおおむね課題はあろうかと思いますが、少し局面として動き始めてきておるということでございますけれども、なお一層連携を強化し、それぞれの具体策の精度を高めていくように、全庁を挙げて努力をいたしてまいりたいと考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○８番（鈴木達夫君登壇）

おおむね動き始めてきているというご認識でございます。

先ほど紹介しましたぽぷらの提案書の中にまとまりのある施策体系と体制の構築という項目の３番に、事業の推進に当たっては、その責任者を含め指示系統を明確にし、事業の進捗によっては組織変更も視野に入れて目的を完遂する気概を示すことという書き込みをさせていただきました。実は、きょうこの質問をさせていただきますと、さまざまに市民部長、あるいは健康福祉部長、医療センター事務局長が答えていただきました。それを答えていただくのはいいんですけれども、本来なら、これをまとめている市長、あるいは副市長が前段に、こういう考え方であるから、あとは担当部・室に振るというような、そういう形が答弁の仕方とかいうことだけでなくて、この事業、再構築プランに対して、そういうピラミット型が私は見えてこないんです。いわゆるこのチームをつくって、その上に推進会議を設けたから、よりこの問題について強固に扱っているんだというご答弁だったんですけれども、市長がその中にどんなかかわりを持って、何度も言うように、先ほど示させていただいた全適の問題とか、国保連の関係とか、市長がやらなければいけないことは何なのか、あるいはその下の推進会議がやらなければいけないことは何なのか、これが明確にうたわれていないと、市民の方々に亀山市は全庁的に健康に対して、医療に対して邁進をしているというイメージが全く伝わってこないんです、私には。あるいは市会議員は地域の中でこれをやってくれとか、これあたりもやっていただくぐらいの強い市長のリーダーシップというのは、私は大変必要ではないかなと。体制を推進会議の中で、その上に庁議があると思います。その体制の形を、いま一度きっちり市長の役目、副市長の役目、我々の役目、市民の役目、これを明確にうたって、リスタートをしていただきたいと思います。

ご意見を伺いまして、質問を終わります。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まさにこの地域医療再構築プランをつくるということ自体が、従来の縦割りを超えた全庁的に取り組んでいくという気概を示したものであろうというふうに思っております。

従来ですと、個々の担当セクションがそれぞれの業務を頑張ってくれておったわけでございますが、これに横ぐしが刺さらないことには地域医療の崩壊も、あるいはその再構築もままならないという問題意識の中で総合的なプランをつくり上げようと。これを昨年つくり上げて、本年度４月から実践をさせていただいておるものでございます。したがいまして、全庁挙げて、まさにこの地域医療再構築プランを具体的に仕上げていくということがまさに大事な要素であるというふうに思っ

ておりまして、その意味で今後も、私はもちろんその責任者であるわけでございますけれども、全庁挙げた取り組みをより一層強化に進めてまいりたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

８番　鈴木達夫議員の質問は終わりました。

次に、６番　福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

一般質問、大きく３点質問させていただきます。

まず第１点目です。１１月２８日発生の県道交差点におけるマイクロバスとトレーラーの事故よりお聞きしたいと思います。

私自身も、本当に議員として人の命が、いつでも死というのは後悔をするものですけれども、ああすればよかった、こうすればよかったと。今回ほど本当に危ないというところを知りながら、私も防ぐ手だてとなれなかったという、議員としても大きく反省するところで、これ以上犠牲者が出ることのないように頑張っていきたいなと思っております。今回は、道路とか信号とかの構造上の問題とか、そういうことではなくて、違う視点からご質問をしていきたいと思います。

消防署の対応について、まずお聞きしたいと思います。

知らせを受けてからの状況がわかるように、どういうふうに対応されたのかということをご説明願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

福沢議員のお尋ねに明快に答弁させていただきたいと、このように考えます。

先ほどご質問に当たって、福沢議員の思いというのが非常に伝わってまいりました。

実は余談ではありますけれども、私自身も祖父を交通事故で亡くした経験があります。これは多数の方が亡くなられた、けがをなされたという問題ではない。交通事故というのは、毎日あらゆる場所において発生をしております。いろんな社会事象の中で、あらゆる課題があります、問題点があります。これは、もちろん行政の負うところもあるわけでありますけれども、この地球上で生きているすべての人、この地域の人がモラルといったものをいかに真剣に考えるか、そして交通社会において順応するか、これに尽きるのではないかと、私はそのように考えます。それをサポートするのが地域社会であろうと、このように考えるところでございます。そういう意味を踏まえて、当亀山消防が、交通事故が発生をしていかに対応したかということであります。

発生時間帯は正確ではありませんけれども、１１月２８日日曜日午前７時４５分となっております。これは、発生時間帯というのは若干の誤差はあろうかと思います。ただ言えることは、当消防本部情報司令室が受理をした時間は７時４８分であります。ですから、発生後、恐らく３分ぐらい経過したんではないかと。当然、事故の状況からすると当たり前のことではないかなと、通報の時間まで。それはなぜかと。バイスタンダーとよく言われます。救急現場、事故現場、事件現場に居合わせた人が、いかに早期に１１９番通報をするか、あるいは１１０番通報をなし得るかというと

ころでございます。

そこで、当消防本部、当時１２名が当直をしております。受理直後において指令長をトップに現場臨場をすると同時に、当然多数の死傷者が発生しておるとの通報でありますので、その直後に８割動員の消防吏員の非常招集をかけております。そして、最終的に２０名の消防吏員、当然所轄責任はありますので、亀山消防署長以下２０名で現場対応に当たらせたところであります。私が説明する過程において、当然受理直後から、津消防本部、そして隣接する鈴鹿消防本部にも要請をして対応いただいたと。

この結果については、いろんな課題もございますけれども、当時の諸条件を総合的に見た場合、市民の皆さんからは合格点をいただけるのではないかと、このような評価をいたしているところでございます。ただ、いろんな問題点というのは山積をしております。ですから、発生直後の２９日以降、消防本部の各セクションにおいて、今しっかりと議論をしております。そして、来週早々には消防本部全体の会議を開催しまして事実の検証をする、そして事後に当たるという形で、今現在対応しているところでございます。以上です。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。本当にお疲れさまだったと思います。消防長の指令でみんなで集まっていただいて、一生懸命対応していただいたことはよくわかりました。

私がこの話を聞いたときにふと思ったのが、３台の救急車で一体どうしたんやろうかと心配しました。そのけが人の方たちが救急車でどういう病院に行かれたのかという流れが、もしわかれば教えてください。

○議長（大井捷夫君）

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

お答えを申し上げます。

当亀山消防の車両、救急車３台を含めて総計７台、赤い消防車も活用しておりますし、広報車も活用しております。そしてまた、先ほど申し上げましたように鈴鹿市消防本部から２台の救急車の応援を得ておりますので、計９台で対応したと。そして、当時の傷病者としては、第１と第２当事者があるわけでありますけれども、総計２８名。亀山市の医療センターを初めとして、津市、四日市市、そして滋賀県の湖南市の６病院に搬送したと。計、市外の病院といたしましては６病院でございます。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

亀山市にもたくさんの救急救命士の方がおられると思うんですけれども、もう一つ私が思ったのは、そういう方が救急車にそれぞれ乗れたんだろうかということをまず思いました。本当に重傷だということをお聞きしましてね。一番頼りにしているであろう鈴鹿の病院はなかったわけですけれども、やはり担当の外科のお医者さんがいなかったりとか、いろんな事情でこんな近くにあっても

やっぱり受けてもらいないことがあるんだなということが今わかりましたが、救急救命士の方がこんなにたくさんのことというのはそうそうあることではないと思いますが、各消防車に乗れる体制にするには一体何人が必要なのか、また現在は何人なのか。必要であると思われる目標に達するために、どのような努力をされているのかということを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

お尋ねの点は、救急救命士の実数でございます。実数は、救急救命士の資格を有する者、幹部も含めてでありますけれども、１５名でございます。そしてまた、今現在、卵でありますけれども、東京の研修所に１名を派遣して、予備軍を含めて１６名。そうしますと、亀山市の第１次総合計画に出しています目標、平成２３年度に１６名という目標を定めてございますけれども、これは達成し得るという数字でございます。現状は以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

続きまして、医療センターの対応についてお聞きしたいと思います。

同じように状況をご説明願います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

当日の医療センターの対応についてでございますが、１１月２８日当日７時５０分ごろ、まず救急隊より亀山市立医療センター当直看護師に第１報が入りました。この内容につきましては、大きな交通事故が発生しており、マイクロバスとトラックが関係する事故で、ＣＰＡ（心肺停止）の方が３名、意識レベル２００、これは刺激しても覚せいしない、少し反応する程度の方が２名、さらには軽傷者１０名程度の当センターでの受け入れ依頼がありました。これに対しまして、まず当直医がその場で軽傷者１０名の受け入れを了解いたしました。と同時に、当直看護師より院長に当該事故の報告をいたしました。院長は、連絡を受け、そのとき津市の自宅におりましたが、すぐに医療センターに向かうとともに、人員の確保が必要と判断し、医師等の招集を指示し、医師５名、看護師９名、放射線技師２名、薬剤師２名、事務職員４名、それから医療事務職員４名、さらには消防救急士の１名の応援を得て、総勢２７名により対応いたしたところでございます。さらに院長は、センターの方へ向かう途中におきまして、当直看護師から消防より医師の現場への派遣要請がございました。それによりまして、院長は医療センターへ向かう途中、直接現場に向かうこととし、９時前後に現場に到着いたしました。あわせて看護師も救急医療器具を持参し、現場へ向かい、９時２０分ごろ看護師２名も現場へ到着いたしました。

現場において消防と連携し、トリアージを行うとともに応急処置を行いました。その結果としまして、軽傷者１３名を看護師が同乗したマイクロバス２台により当医療センターに搬送、対応したところでございます。医療センターが対応いたしました患者１３名のうち３名が入院となっておりまして、昨日、その３名の方も退院されております。

今回、不測の大きな事故であり、多数の救急患者への対応が必要な事態でありましたが、常日ごろから救急患者を積極的に受け入れる体制づくりに努めてきたことが、スムーズで適切な対応ができたものと考えており、市内唯一の公立病院といたしまして、今後もさらに体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

院長みずから現場に駆けつけていただいて、「トリアージ」という言葉がありましたけれども、ずうっと言葉だけはテレビなんかでも聞きますけれども、実際、亀山消防署でも経験をしたことがあるとかで、トリアージをするための資材も持っておられて、そのマイクロバスを使って移動するための、空のバスではいけませんけど、医療器具はどうしたんやろうかと思いましたけれども、ちゃんとそういうものも用意されていて、本当に迅速にやっていただいたということがよくわかりました。それをお聞きしまして、本当に異国の地にある外国の方ばっかりでしたが、非常に感謝をしておられたということも患者さんからそういう声も聞きました。本当に誇ることのできるこの亀山市の対応であったと思います。

この医療センターについては、特に、民に売ればどうかとか、いろんな視点からお話があるわけですけれども、私は今回のケースを通しまして、公にしかできない仕事をしていただいたのではないかなということを感じました。

公営企業経営問題特別委員会に所属しておりましたときに、広島国際大学の谷田先生という方のご講演を聞いたことがあります。その中で、公立病院の意義というお話の中で、この公立病院というのが消防署や警察と同じで、もし何か起こったとき、パンデミックのようなこと、また大きな災害が起こったとき、大きな事故が起こったときに、直接行政の指揮命令のもとに集まって働く人たちがいなければどうなるかということを言われていました。この先生が、東京の方でももしパンデミックが起こったときに、民間の医療機関が協力をしてくれるかということをお聞きになったときに、「ノー」という民間は非常に多かったということでした。私は今回、院長のもとで、外科ばかりじゃなくて、どの科の先生もみんなお集まりになって、お休みの方もお集まりになって対応していただいた。これは、本当に公立の市立の医療センターでよかったなと思いました。医師不足やら、院長先生もかわる中で大変な流れがあったわけですけれども、本当に大変なときには過酷な労働状況におんぶにだっこをしてきて、医師不足が起こって、先生がいなくなって大変だったわけですけれども、本当にこういう状況には私たちは敬意をもっと市民として払わなくちゃいけないなということを思いました。

そして、亀山市というところは大きな道路もありますので、今後またどういうことが起こるかわかりませんので、今回を通して課題というものがそれぞれおありになりましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

消防行政に関しての今後の課題ということにつきまして、お話をさせていただきたいと思います。

大きく言いますと、やっぱり危機管理の視点から申し上げますと、２点だと思います。その１点は、至極もっともなことなわけでありますけれども、事前の備え。これは人の問題もありますし、装備の関係もあると。いかにそれを的確に備えるか、市民のご理解をいただきながらそれを備えるかということに尽きるんではないかと。これが一つであります。

そして二つ、発災後、いかなるケース・バイ・ケースすべて違うわけでありますし、条件が異なります。そういう中で、これは危機管理の要諦でありますし、組織力のかなめであります。いかに大きく構えるか、そして小さくまとめるか、これがすべてに通ずる。したがいまして、課題としては、今大きな柱を申し上げたわけですけれども、今検討なされております消防車の搬送、あるいは受け入れに伴う消防、医師、市民、こういった中でいかに実施をしていくか。先般、三重県の方でも全国７番目の実施基準を定めたわけでありますけれども、これをいかに早期に運用できるか、そういったものを関係機関でしっかり詰めて、現場にそぐうように、地域になじむようにそれをこなしていくか、これにあるんではないかと思います。そして、消防組織にあっては、当然隣接の消防本部と連携協定があるわけでありますけれども、実質的に条件がすべて異なりますので、いかにそれを中身のある充実した協定・連携が図れるか、これを相互の連携を図っていく必要があると考えております。そして、先ほど福沢議員からもご指摘いただきましたように、装備資機材の中で車両、やっぱり救急車の問題は当然平時でもございます。バッティングする場合もあるわけでありますので、救急搬送に必要な予備車的なものをいかに確保していくか、これが消防の課題であると考えております。

最後に一番大事な問題であります。消防吏員、今現在、私以下現場で７０名いるわけでありますけれども、消防吏員がいかなる現場において安全管理が徹底して、第２次災害を受けることのないようにやっていくか。本人たちの資質、そしてまた幹部の意識レベルというのをしっかり上げていくことが当面の大きな課題であろうと、このように考えております。以上です。

○議長（大井捷夫君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

医療センターの今後の課題につきましては、今回の事態を教訓として、今後の対応に生かせるよう、消防などと連携し、トリアージ訓練を今年度内に行う予定をしております。今後の課題といたしましては、さらにスムーズな連絡体制を整備することにより、迅速で適切な対応をとれますよう、さまざまなケースを想定した緊急連絡網の整備を図り、連携の強化を図りたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

トリアージ訓練に限らず、私は救急隊員とセンターのドクターとの交流をぜひ深めていただきたいということを一つご提案申し上げます。やはりケースで、こういうことで判断しにくかったということを先生にお聞きになりたいこともあるでしょうし、先生が隊員に対して、来るまでにこういうことをしてもらったらというような交流もあるかと思いますので、ぜひそういうことで、１分、２分というような予後を左右します時間が短縮できることもあるかと思いますので、やっていただ

きたいなと。

また、救急救命士だけではありませんが、人の確保ということについてもありましたので、そこも含めて後でまた市長のご見解もお伺いしたいです。

もう一つご提案申し上げたいんですけれども、これはメディカというカードなんですけれども、病院の診察室の普通のよくあるカードのサイズなんですけど、ＩＣカードでして、これは岐阜大学のベンチャー企業が開発しているものなんですけれども、埋め込まれたＩＣチップに氏名、年齢、血液型、住所、電話はもちろんのこと、既往歴やアレルギー、これまでの診療歴、診療情報、場合によっては遺言まで、原稿用紙１枚分の情報が入るそうなんですね。美濃加茂の方では、これを１４台のすべての救急車に読み取るＰＤＡという携帯端末を置きまして、この病院を退院された患者さんが同意されればこれをつくって、消防隊の人は、いざというときに物も言えない患者さんを見て情報を察知せんならん、そして病院に言わんならんということがあるわけですけれども、それがこのカードがあることによって非常に助かったし、薬の重複とかがなくなったということで、非常に評価できるものではないかなと。一番消防隊の方が喜んでいらっしゃるということですね。でも、これは持っていなかったら意味がないなと思ってお聞きしたんですけれども、命を助けてくれるカードなので、つくった方はみんな持っていらしたということなんですね。一応簡単に初期導入としては３，０００万円ぐらいはかかるし、ランニングコストも７００万ぐらいかかりますし、亀山の場合ですと、医療センターだけではなくて鈴鹿とか広域も考えなくちゃいけませんけれども、検討をぜひしていただきたいなと思います。こういう携帯電話のちょっと大きいぐらいのもので読み取れるそうですので、一度また考えていただきたいなと思います。

市長さんに、今後の課題についてお聞きします。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の事故で、それぞれ明確になっております課題の解消に向けて万全を期していきたいということと、少しお触れいただきました救急救命士を初め、人の確保をしっかり頑張っていけというご趣旨でございました。これにつきましても、総合的に対応していきたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

住宅リフォーム助成について質問したいと思います。

最近、本当に町を歩いていましても、仕事がないというのが合い言葉のように皆さんから出てきます。今こそ自治体による仕事起こし、地域経済循環というのが求められているのではないかと思います。

今回ご紹介いたします住宅リフォーム助成というのは、住宅の増改築やリフォームに係る経費の一部を市が補助するという制度なんですけれども、市内業者に施工を依頼するということで、それを条件に補助する。あるいは、市内だと高い補助率にするというようなことで、地元の仕事や需要を起こす、そういう制度です。

現在、日本じゅうで県としては秋田県だけなんですね。市町村で１７５市町村に広がっており、全国各地で助成額を大きく上回る工事が実施されて、関連産業も含めたら大変な経済効果であると喜びの声が上がっている、そういう制度なんです。

簡単に申し上げますと、１９９８年ぐらいから少しずつはあったわけですけれども、そのころはまだ、例えば５０万、何十万以上の工事費に対して１０％助成とか、それで上限は何万円にしますというような形でやっておられたのが多かったと思います。それでも十分に効果はあったわけなんですけれども、最近の経済情勢ですんで、こういう助成の仕方ですと、やっぱり５０万、１００万と大きなお金を持っている方でないと使えない。例えば５％、１０％ですと、そういうことですので、最近のこの経済情勢を受けて２０万以上の工事をしたら一律で１０万円を補助しますというような形の、３０万円とかいろいろあるわけですけれども、そういう形の補助が非常に使いやすいと喜ばれているようです。また、新築に対して一律何十万とか、１平米当たり何万とか、そういう補助の仕方もあるようです。

この助成金に対する工事費というのは、額を小さくしたことによってより多くの方が利用できて、今までやったら建築に割と特化されてきたのが、畳がえとか、ガラスの入れかえとか、障子・ふすまの張りかえやら水洗化など、いろんな業者さんに広がって、また使う人もお隣がやったからうちもしようとか、一遍頼んでやってもらったらいい業者さんだったから、次にこれもやってもらおうということで広がっているということなんですね。ぜひ亀山でもやっていただきたいなと思う中で質問しているわけですけれども、他市の状況と、亀山市の中小企業の業者さんの今の状況について、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

住宅リフォーム助成の県内の他市の実態ということでございますが、県内における住宅リフォームに対する助成について、国及び県の調査によりますと、県内すべての市町におきまして、耐震改修や高齢者、障がい者の住宅改修に対する助成が行われているところでございます。また、太陽光発電設備の設置などのエコリフォームに対する助成を行っている市町につきましては、正確な数字はちょっと把握できておりませんが、県内の市町の半分程度で行われているところでございます。なお、これらの要件に当たらないその他のリフォームに対する助成につきましては、県内の市町では実施されていないという状況でございます。

また、亀山市の中小企業の実態をどのように把握しているかというところでございますが、市内の中小建設業の状況としましては、住宅の着工戸数につきましては、やや持ち直し傾向にあるというような把握はしておりますが、かつての状況に比べますと、仕事量は減少し、賃金単価も低下しているというふうに認識しているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

耐震の方も国の補助がまた新しくついたようなこともありますし、そういう耐震であるとかエコ

であるとかと抱き合わせるようなこともまた考えられるのではないかなと思いますが、私が言いたいのは、地域の業者さんに潤っていただいて、それで循環をするということがいいと思いますんで、地域要件を突いたリフォームの補助をぜひとも考えていただきたい。先ほど亀山市の状況で建設業者さんとおっしゃいましたけど、先ほども言いました、本当に小さな畳屋さんであるとか、サッシ屋さんであるとか、工務店であるとか、そういうところも含めた業者さんの支援ということで、この制度をぜひ亀山市としてもつくるべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

亀山市でもそういった助成制度をつくるべきではないかというご質問でございますが、現在の地域を取り巻く状況を考えますと、東海・東南海地震が近年起こることが予想され、市民の安全の確保の観点から、古い住宅の耐震改修を進めることが急務となっておりますし、また高齢者、障がい者などの対策としてのバリアフリー化、エコ対応に向けての太陽光発電設備の設置などの住宅リフォームに対しての市民の関心も高まっているところでございます。そのような状況を踏まえて、本市といたしましても、既存の制度の活用による支援を行っているところでございます。これらの支援により、住宅リフォームに伴う中小企業の支援もあわせて図れるものと考えているところでございますので、現在のところ、それ以外のリフォームについての考えというのは、現時点ではないというような状況でございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

私が言いましたのは、地域の方が潤うための助成でありまして、安心・安全は大事です。だから、別に皆と同じようなことを同じようにせいと言っておるわけではないんです。きのう、新議員がおっしゃったような飛散防止のシートもいいですし、いろんなやり方があると思います。一部屋だけ頑丈にするようなとか、ガラスを強くするとか、いろんなことでもいいと思うんですよ。ただ、地域の業者さんを応援する施策を打っていただけないかということ１点に限ってお答えください。考えていただくべきやと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

地域の商工業に限らず活性化という観点から、私の方でお答えをさせていただきます。

先ほど建設部長も答弁いたしましたが、現在の亀山市では住宅の耐震改修補助、また介護保険制度による支援というような形で取り組んでいくと。この中で、市内の中小建設業者の方々などもたくさんかかわっていただいているというように今のところ判断をしております。しかしながら、一方ではご提案いただきました地域の中でお金を循環するという考えは非常に大事だというふうに市も考えておりまして、先ほどご提案いただきました施策もヒントにさせていただきまして、今後、いろいろな産業がうまく活性するような施策を探っていきたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。獣害対策についてです。

２０１０年の７月に、猿による農作物荒らし被害の額が全国でトップだったというようなニュースが７月に出たようです。私は見損なったわけですけれども、そのときの記事の中で、なぜふえたんやろうかということで、人間と動物との緊張関係がなくなったことが最大の原因でしょうというようなことが県の担当者の言葉であったようです。私も、前に獣害の問題で質問しましたときに、やっぱりみんなで生態を勉強する、そして守れる畑・集落をつくる、それに変える、またさく・追い払いをする、最後に駆除を考えるという優先順位は変わらないだろうなと思っていますが、やっぱり市民の皆さんとお話をすると、いろんなご要望をお聞きしますので、まずその細かいことについてお聞きしたいと思います。

侵入防止さくについてお伺いします。

亀山市の要件で、１反１，０００平米という面積要件がついているのがなかなかきつくて、補助が受けにくい、これは何とかならんかということをお伺いします。また、農業を業とする方対象だけでは、イノシシの立場に立ちますと、これが農業をやっておる人か、家庭菜園かということは全然問題ではなくて、えさであったら何でも食べるわけでして、そういう意味で集落からえさを食べられないという考え方において、そこら辺の要件についてはどう思われるかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

まず面積要件の緩和についてでございますが、この件につきましては、多くの方からもご要望いただいており、また小さい農地においても被害が出ておるというところでございまして、市としましては、今検討をしておるところでございます。決定次第、お示しをさせていただくというふうに思っております。

それから、農業に限らず、家庭菜園的なところまでというお話でございますが、こちらにつきましては、あくまでもうちのこの補助金は、農林業作物の被害を防止して、農林業の振興を図ることを目的という形でしておりますことから、家庭菜園までは対象とする予定はしてございません。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、動物の立場に立ちますと、まだまだずうっとえさが集落にあるんやなということになると思いますけれども、例えば獣害対策的な農林とは違う部署をつくるとか、何かいい考えはないのかなと、今ご答弁を聞いて思いましたけど、ぜひ検討し続けていただきたいと思います。

あと、狩猟免許についてお伺いします。

農家がみずからわなの免許を取って、獣害駆除の担い手となっていくというケースが最近少しず

つふえているようなんですけれども、亀山市での補助とか、そこら辺の状況はどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

免許の取得に関してでございますが、亀山市と農業委員会、それから猟友会などで構成いたします亀山市鳥獣被害防止対策推進協議会というのがございますが、この協議会におきまして、わな免許予備講習会の受講料に対しまして補助をするという制度がございます。こちらについては全額、受講に対して補助をさせていただいておると。

それと、この利用実績でございますが、平成１９年度からの過去３年間では、２１年度におきまして２名の方がご利用いただいたというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

わなやおりにいたしましても、免許の要らないタイプのおりもあるようなんですけれども、やっぱりきちんと免許を取って、その形のわなの方が安いということもあって、これは少しずつふえているということですので、アピールの面でも、ぜひまた考えていただきたいなということを求めて、次の質問に移ります。

まず、各動物を捕獲したときの報奨金のようなものがあるんですけれども、イノシシについては今ないようなんですけど、それは何でつくられないのかということを市民の方からも聞きますので、イノシシについて一回お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

現在、市におきましては、駆除の報奨金といたしまして、雌ジカで１頭当たり１万円、猿は１頭当たり２万５，０００円のお支払いをさせていただいております。イノシシにつきましては、猟友会に有害鳥獣捕獲業務委託ということで、年間６０万円でお願いをしておるというところでございます。

それから、その中で有害駆除のイノシシの捕獲数でございますが、平成２０年度で２９頭、２１年度４０頭、ことしの１０月末で２０頭というような有害駆除の状況でございます。一方、猟期におけるイノシシの捕獲数でございますが、２０年度で１９８頭、２１年度で１１１頭というような形でお聞きしております。

今説明させていただきましたのは、イノシシに報奨金を出さないという理由にも関係してきますので、ご説明をさせていただいたんですが、イノシシにつきましては、こういったように猟期でたくさん確保していただいておると。これは、食用の肉としての利用が多いことからとっていただいておるわけですが、そういうことで、報奨金により捕獲をお願いしなくても十分捕獲をしていただけるという形の中で、現在報奨金制度はとっていないというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

それだけ捕獲していただいてもここ数年、また被害が大きいということでこういう声が出たわけですけれども、それでは国の交付金を協議会が受けて被害防止計画に沿って対策されていると思うんですけれども、その進捗状況について、勉強会であるとか、大規模さくであるとか、守れる畑づくりであるとか、モンキードッグについて、特化してお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

獣害被害防止対策といたしまして、いろんな取り組みをしておるわけですが、花火もあればモンキードッグもある、それから侵入防止のさくなどがございます。そんな中で、もっと取り組みがほかにもないのか、有効な方法はないのかということで、今考えてございますのが集落単位での侵入防止さくの設置。これは地域をぐるっと囲む方法でございますが、これとか地域ぐるみでの追い払い。集落単位で追い払っていただくということが効果があるというようなこと、また緩衝帯の設置など、これらについて地域の方々とお話もさせていただきながら取り組んでいきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

ありますということでなくて、モンキードッグをやっていきます、犬も受けますということを計画に書いてあるので、それについての進捗状況はどうですか、勉強会は進んでいるんですかということをお聞きしたいんです。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

２１年度の実績でお話をさせていただきますと、当然花火などはありましたけれども、集団での追い払いについては、太田の自治会で研修もさせていただいて取り組んでいただいたと。それとか、市の広報で被害の対策について大きく特集を組んで取り組みをさせていただいたり、今研究して実際実験もやっておりますのが、普通の花火やなしに少し強力な花火、これらも今実験しています。

それから、モンキードッグにつきましては、昨年度、平尾の地区で導入をさせていただいております。効果は上がっておりますが、少しモンキードッグについては問題もございまして、今、中断というような形になっておるという状況でございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

私はサルどこネットで情報が来るシステムを、この間、獣害の問題を質問したときから受けているんですけれども、住民の対応という項目があるんです。そこで、見ているだけとか、だれもいないとか、そういうときがよくあるんです。それは、被害に遭っている集落で勉強会がなされていな

いのかなという心配をしましたので、そういう勉強会は進んでいますかということをお伺いしましたが、なかなかいい答えが出てきませんでした。

このパネルをちょっとご紹介しますが、これは何かというと、溝をせっかく切った田んぼに、イノシシがぐちゃぐちゃにして、もう一遍溝を切らないかんわと言ってがっかりして田んぼをつくってみえた方なんですけれども、この緑のが２回目のひこばえの稲が出ています。これを食べに来ているんですけれども、こんな被害が起こったで、次はもう覚えられて、さくをつくりましょうねと言いましたら、ほんなんするんやったらつくらんでええわ、もうえらいわとおっしゃる。この獣害対策は、農家が本当にやる気になって元気になって取り組むところに今ないわけですね、農業自体がとっても大変で。農家がやる気になるように支援していただきたいんです。やっぱり駆けつけることができるスタッフであるとか、しっかりアドバイスができるスタッフが欲しいんです。猟友会に撃ってもらいますとか、そういう中での施策だけではいけませんし、大きな規模のさくでも、やりようによってはサファリパークになってしまったりするわけですね、中に獣を落としてしまうと。本当にそういう補助をしたさくが有効に使われているかチェックするとか、そういうことのできる農政であっていただきたいんですけれども、そこらに対するご見解を、担当と市長、両方からお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

獣害に対しての今後の対応でございますけれども、いろんなことを従来も展開してきましたが、現状こういう状況にあるということで、発想の転換ですとか、例えば山自体が非常に荒れてきたり、えさ自体がなくなってきたと。本当に環境問題もあわせて考えていく必要があるんだろうと。こういう取り組みを総合的に進めてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

具体的な取り組みの中でご答弁させていただきますと、特に猿につきましては、ボランティアの方々がたくさん来ていただいておりますので、電話をいただいたらその方たちが現場の方へ駆けつけていただいたり、いろんな対策をとっておるところでございます。

それから、あとイノシシとかシカについても、市の方へご相談いただければ対応しておると、相談に乗らせていただいておるという現状でございます。

○議長（大井捷夫君）

６番　福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時３３分　休憩）

（午後　２時４４分　再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、７番　森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

公明党の森　美和子でございます。

今回、一般質問は、市長のマニフェストの言葉をおかりしまして、安心のカタチについて、公のカタチについて、２点、大きく質問させていただきます。

まず、安心のカタチについて、ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型（ＨＴＬＶ－１）からの感染の悲劇をなくす対策について、お伺いをしたいと思います。

ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型（ＨＴＬＶ－１）は、白血病の中でも最も致死率が高い成人Ｔ細胞白血病（ＡＴＬ）や、進行性の歩行、排尿障害を伴う脊髄疾患（ＨＡＭ）等を引き起こします。元宮城県知事の浅野史郎さんがＨＴＬＶ－１に感染しているとマスコミで取り上げられ、知っていらっしゃる方も見えるかもしれませんが、なかなか耳にしないウイルスであります。国内の感染者数は１００万人以上と推定され、その数は、Ｂ型・Ｃ型肝炎にも匹敵すると言われております。

発症後の平均生存率は約１３ヵ月と言われ、毎年１，０００人以上がＡＴＬで命を落とし、ＨＡＭ発症者は、激痛や両足麻痺、排尿障害に苦しんでおられます。感染した場合の発症率は、ＡＴＬで５％、ＨＡＭは０．３％と低い割合ですが、一度感染すると、現代の医学ではウイルスを排除することができず、いまだに根本的な治療法は確立されておりません。全国の感染者のうち、およそ半分が九州・沖縄地方に集中しており、以前は風土病とされ、国は対応を自治体の判断にゆだねてまいりました。しかし、近年の調査で、都市部を中心に感染者が増大してくることがわかってまいりました。

現在の主な感染経路は、母乳を介して母親から子供に感染する母子感染と、性交渉による感染であり、そのうち母子感染が６割以上を占めております。このウイルスの特徴は、感染から発症までの潜伏期間が４０年から６０年と長いことです。そのため、自分自身がキャリア（感染者）だと知らずに子供を母乳で育て、数年後に自身が発症し、初めて我が子に感染させてしまったことを知らされるケースがあります。この場合の母親の苦悩は、言葉では言いあらわせません。一部自治体では、妊婦健康診査時にＨＴＬＶ－１抗体検査を実施し、陽性の妊婦には授乳指導を行うことで、効果的に感染の拡大を防止しております。

そこで、１点目としまして、この６割を占めると言われる母子感染を防ぐための対策について、お伺いをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型の感染の有無を調べる抗体検査でございますが、三重県では、妊婦健康診査を県下統一の方法で１４回の公費負担で行っております。このヒトＴ細胞白血病ウイルス１型（ＨＴＬＶ－１）の検査を来年１月から、この妊婦健康診査に追加いたします。

この検査は、血液検査であり、県内のほとんどの病院で既に行われている検査であるとのことです。今回、母子感染予防の観点から、すべての妊婦に抗体検査を実施するため、検査料を公費負担することといたしております。ですから、妊婦が申請しないと受けられないものではなく、まだ検

査が済んでいない妊婦につきましては、医師から検査について説明されると県より伺っております。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

２回目に聞かせていただこうかと思いましたら、今お答えをいただきましたが、これは費用は妊婦健康診査特例交付金を活用されるということで、国の方から来ているということを聞き取りの中でお聞きさせていただきました。来年から実施をされるということで、私が一番聞きたかったのは、妊婦がこの検査をしてくださいと言わないと医師が検査をしてくれないのかなと思ったら、今部長から答弁をいただきましたので、安心いたしました。全額公費負担ということで、大体２，０００円ぐらいかかるんじゃないかというふうに言われておりますので、ぜひ１月１日からの実施に向けてよろしくお願いをしたいと思います。

では、２点目に移らせていただきます。

市民への周知及び相談体制について、お伺いをさせていただきます。

母子感染を防ぐには、先ほど少し触れさせていただきましたが、母乳をやらないことに尽きるんでありますが、現に６ヵ月以上の長期授乳で２０．５％だった感染率が、粉ミルクだけで育てると２％台に減らせることもわかっております。しかしながら、３ヵ月未満の短期授乳や、母乳を冷凍保存した場合でも、断乳と同じく感染率を大きく減らせるとのデータもございます。感染が判明しても、母乳を与えるか否かの判断は母親の自由になっております。この病気がどれだけ大変なものかも含め、正しい情報を伝えないといけないと思います。

そこで、妊婦さんに対する周知についてお伺いをさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

対象となる妊婦の方への周知といたしましては、今年度１月１日から３月３１日までは、既に母子健康手帳を交付された方で検査がまだ済んでいない方につきまして、医療機関を通じましてこの検査の受診券を配付いたします。また、１月１日以降に母子健康手帳の交付を受ける方につきましては、その際に、この検査の受診券を従来からの母子保健のしおりとあわせてお渡しすることといたしております。

なお、来年度４月１日以降につきましては、妊婦健康診査受診券の項目の中に組み込まれたものを発行することとなっております。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

受診券を発行していただくということでご答弁がありましたが、この病気のことに対して、その受診券の中に何か記載があるのか、そのときに妊婦さんに対して何か通知をされていくのか、その周知方法についてもう一回お伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

具体的な周知方法でございますが、先ほどご答弁申し上げましたように、母子保健のしおりの中でお知らせをするということになります。これは、妊婦健康診査１４回分と乳児健康診査２回分の受診証をとじた冊子でございますが、今お尋ねのＨＴＬＶ－１の周知につきまして、どういった記載がしてあるのか、その辺はまだ現状では把握はしておりません。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

やっぱり正しい情報を伝えてあげるということが大事ですので、そこの点の確認もよろしくお願いをしたいと思います。

また、この抗体検査によって感染が確認された妊婦さんにとっては、非常に大きな不安であります。正しい情報を得たとしても、どこに相談を持っていっていいのか、不安要素が残ってまいります。この相談体制についてお伺いをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

検査で陽性と出た場合、つまりウイルスに感染しているとわかった場合は、母子間での感染を防ぐ対策をとることが必要でございます。その場合、母親の母乳の中にはこのウイルスが存在し、この母乳を飲むことによって、生まれてきた子供に感染することとなります。したがいまして、母乳ではなく、人工栄養にするなどの対策が必要でございますので、対応の指導につきましては、医師及び医療スタッフから行われるというふうに伺っております。

また、妊娠中及び出産後といいますのは、いろいろと気になること、不安なことが多い時期でありますので、その辺のケアにも十分留意をして努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

本当に今、部長が言っていただいたように、妊娠・出産時の妊婦の精神状態というのは、通常と違って非常にナーバスになっております。この断乳をせざるを得ない状態になったとき、何で母乳で育てないのという周りからの一言で非常に傷つく場合もありますので、そういった情報提供、また、なったときの相談体制の取り組みは、今後しっかりとよろしくお願いをしたいと思います。

次に移らせていただきます。

亀山市の選挙における投票方法について、お伺いをさせていただきます。

その中で、期日前投票の手続の簡素化についてお伺いします。

平成１５年、公職選挙法の一部が改正され、新たに期日前投票制度が施行をされました。選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としておりますが、期日前投票制度は、選挙期日前であっても選挙期日と同じく投票を行うことができる、つまり投票用紙を直接投票箱に入れることができる仕組みでございます。期日前投票制度が施行されたことにより、従来の不在者投票のように投票用紙を封筒に入れて、それに署名をするといった手続が不用となり、投票しやす

い環境が整えられました。近年の亀山市における期日前投票を調べても、平成１８年の市議選は約１１％でありましたが、今回は１５％、この間の国政選挙においては約１７％と増加をしております。投票対象者は、選挙期日に仕事や冠婚葬祭、レジャーなどの現行の不在者投票事由に該当すると見込まれる方ですが、体調のよい日に選挙を済ませる高齢者や出産を控えての方など、さまざまであります。

期日前投票の際には、現行の不在者投票と同じく、一定の事由 —— 先ほど申しましたさまざまな理由がありますが —— に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要となります。この宣誓書の記入について、特に高齢者の方から、受付の職員の方が横についていられると、手が震えたりして緊張して大変だったとか、中には、住所をぽんと忘れてしまったとかという声を聞いております。ふだん行きなれていない場所での投票であることから、心理的負担を感じられており、何とかその負担軽減ができないものかと考えます。

愛知県安城市では、期日前投票で受け付けの際に提出する宣誓書への記入を自宅でもできるように、手続の簡素化に取り組んでおります。公職選挙法の施行令を調べましたが、宣誓書の提出はうたわれておりましたが、記入場所の指定まではされておりませんでした。高齢者や障がい者等、その場での記入に戸惑う方への配慮や、一々その場で書いてもらわなくても済むという事務手続の簡素化の観点から、自宅で宣誓書に記入ができる方法はないのか、伺いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

井上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（井上友市君登壇）

議員お尋ねのことにつきまして、お答えさせていただきます。

先ほど議員もおっしゃられましたように、公職選挙法の第４８条の２、並びに同法施行令第４９条の８の規定によりまして、期日前投票を行う場合には、選挙の当日みずからが選挙に行くことのできない理由を申し立て、その申し立てが正しいことを誓う宣誓書の提出が義務づけられているところでございます。

先ほど議員が申されましたように、平成１５年１２月には、現在の期日前投票制度が制定されまして、同法施行規則第９条に様式が規定されたところでございます。

なお、議員が申されます宣誓書を入場券の裏面とか、事前に配付ということを申されましたのですが、県の選挙管理委員会にお尋ねをいたしましたところ、県下の市町の統一を図るなどの必要があり、現時点では考えていないと回答をいただいたところでございます。

また、宣誓書は、選挙当日に本人が申し出を行い、記載いただくことが望ましく、選挙事務従事者が代筆する場合を含めまして、その場での本人の意思確認が必要であり、前もって記入した宣誓書を持参してくることとなりますと、これが確認できないことが課題であるともお伺いしたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

県の選挙管理委員会にお尋ねいただいたようでございますが、本人確認に不安が残るというよう

な課題があると今おっしゃいましたけど、じゃあ何で安城市ではそれがオーケーになっているのかなというところもありますので、やっぱり一人でも多くの人に選挙をしていただくということが大事じゃないかなと思います。不正があってはいけませんが、そこのところの対策もとられた中で、今、安城市の例を取り上げましたけど、そういったところでも自宅で可能になるというようなことが言われておりますので、そこの部分の研究もしていただきながら、県の選挙管理委員会の方にもしっかり働きかけをしていただきたいと。市民がそういう形で困っておられるというその声を、どうか選管の方でも届けていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

安城市では、先ほど言われたように、入場券の裏に宣誓書が張りつけてあって、そこで記入をしていけば、入場券ですので本人だと思うんですよね。選管でそれを渡せば投票できるということになっておりますので、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

それから、２点目の投票所設置の考え方について、お伺いをいたします。

これは、６月議会で岡本議員が質問をされました。そのときの答弁で、投票所の設置場所は３１ヵ所、ほとんど変化がないというご答弁でありました。

私も、この近年の投票の状況をちょっと調べてみましたら、亀山市の中で名簿登録者数が２，０００名、３，０００名のところを主に調べてみました。関文化交流センターが一番多くて、今回で３，４５５名の方が登録者数となっております。みずほ台幼稚園で２，６４０名、城北コミュニティセンターで２，４７９名、井田川小学校で２，１７７名という登録者数でありました。こういう場所で投票していただくんですが、これだけたくさんの方に寄っていただく、みずほ台の幼稚園であれば、大体団地というのは固まっておりますが、関の文化交流センターでありますと、かなり広範囲から寄ってきていただいているということで、この４ヵ所の投票率を見ましても、やっぱり低い投票率になっているというところもあります。２１年の衆議院選では、このとき亀山市の投票率が７１．７％あったのに対して、この一番多い人数が集まってくる関の文化交流センターは５３．１７％ありますが、最低の投票率でありました。こういったことを考えて、投票所のあり方、考え方に何か結果を見て検証をされているのか、今後、どのように改善をしようとされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

井上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（井上友市君登壇）

投票所の基本的な考え方でございますけれど、昭和４４年５月に自治省選挙部長から投票所の設置等について、遠距離地区及び過大投票区、投票所から３キロメートル以上で３，０００人以上の選挙人がいる地区でございますが、これにあっては、その解消に努め、規模の適正化を図るように通達があったところでございます。その後、さらに県の選挙管理委員会から国政選挙がある場合、いつも毎回通知があるところでございます。

本市におきましても、さきの６月の定例会、先ほど森議員が申されましたように岡本議員にお答えをいたしまして、現在の１５投票区を中部中学校の投票所に設置したらどうかというご提案もあったところでございますが、みずほ台の有権者が２，０００人を超えましたことから移したという経緯もございまして、今現在のところ、当亀山市としては２，０００人前後のところに１投票所を設けるような形で続いておるところでございます。

また、投票所を移動させるということも先ほど申されましたんですが、その選挙ごとに移動することになりますと、選挙人にとりましてまた混乱を生じるということもございますので、現在のままのところで済ませておるということでございます。以上です。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

６月議会で岡本議員がおっしゃっていた長明寺の集会所での投票も、それからみずきが丘の方たちが本当にわかりにくいということで、もうあれ大分たちますけど、なかなかあそこでの投票率も上がっていないというのも６月議会で岡本議員が指摘をされておりました。本当にわかりやすく行きやすい投票所でなければならないんではないかなと考えます。

また、先ほど事務局長がおっしゃいました３，０００人規模となりますと、やはり関の文化交流センターは今後考えていかなければならないと感じますので、その点の取り組みもしっかりとよろしくお願いをしたいと思います。

それから、３点目の投票所におけるバリアフリー化についてお伺いをします。

この３１ヵ所の実態について、今、どのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

井上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（井上友市君登壇）

市内の３１投票所の中で、現在１９投票所には既設のスロープが設置されておりまして、車いすでの投票が可能になってございます。残りの１２投票施設についても、選挙管理委員会から簡易のスロープを持参して、車いすで記載できるように、持ち込んでいるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

車いすの方に対する対応というのは、いろいろと考えていただいているみたいですが、地元のことで恐縮ですが、我が地域のみずほ台幼稚園に私も行かせていただいていますけど、幼稚園の園舎というのは子供対応ですので、段差がすごく低いんですよね。そうすると、今度は高齢者がそこに行かれるときに、つまずく原因になる本当に少しの段差しかないので、そういったことを考えると、何か敷物を敷いて土足でもそこが上がれるような対応ができないのか、その点について。また、そういったことに対する苦情はないのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

井上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（井上友市君登壇）

先ほど申されました、靴のままで投票はできないかということでございますけれど、現在、靴のままでも投票ができるように、ビニールのものでございまして、靴の上からそのままはいていただきまして、靴を脱がずに上がっていただけるようにということで、投票の事務の者に持参させているところもございます。

また、各投票所に敷物をと申されましたのですが、施設の管理者の方と十分協議しまして、ご協

力を得られるようであれば、また検討してまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員。

○７番（森　美和子君登壇）

苦情についてのご答弁がありませんでしたが、靴の上からビニールをという対応をしていただいているようですけど、事務の方は建物の中にいらっしゃって、履きかえるところには人はだれもいらっしゃらないんですよね。「貸してください」と大きな声を出してじゃないと、それは自分の手元に届かないということは少し問題があるのではないかなと、これは指摘をさせていただいておきます。

先日、第６回の「ヒューマンフェスタｉｎ亀山」に行かせていただいて、辛淑玉先生の講演を聞かせていただきました。その中で、非常に自分の中で胸を打った言葉が、社会が障がいになっているという言葉を先生がおっしゃってみえました。これは投票所におけるバリアフリー化という形で今回聞かせていただきましたが、障がい者のために何かをするのではなくて、本当にだれもが生きやすい、暮らしやすい社会への方向転換がいろんなところで私は必要になってくると思いますので、そういった視点をしっかりと磨いていただいて、これは選挙のことだけではなくて、全体的にそういったところも職員の方もしっかりと磨いていただいて、今後の対応をどうぞよろしくお願いします。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

森　美和子議員の質問は終わりました。

次に、１９番　小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

緑風会の小坂でございます。

通告に従いまして、簡単に質問をさせていただきますので、明快なご答弁をお願いしたいと思います。

まず施政方針と予算編成方針についてでありますが、平成２３年度予算編成につきましては、多くの同僚議員から質問がありましたので、できる限り重複を避けて質問をまずさせていただきます。

依然として経済状況の低迷化が長期化する中、円高・デフレ対応の経済対策も一向に効果がなく、地域主権改革にも経済成長が望めない今日、地方財政を左右するひもつき補助金の一括交付金等、不透明な状況の中、亀山市においても財政環境は税収入が落ち込む中、扶助費と義務的経費がますます増加の傾向にあり、将来を見据えた財政運営、行政政策が、豊かな市民の暮らし、安心・安全で住みたいと思う市民力、地域力を大きく左右するものと思われます。

そこで、平成２１年度決算並びに今回の補正予算を含む決算見込みを見据えて、平成２３年度の施政方針と、また予算編成方針についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

新年度、平成２３年度の施政方針、予算編成の考え方についてでございますが、去る１０月１２日に平成２３年度亀山市行政経営方針及び予算編成方針を示し、行政経営方針では、特に次の４点に力を入れて市政運営を進めてまいりたいと考えておるものでございます。

まず、あらゆる地域資源を活用し、施策・事業を有機的に結合させ、今後の中期戦略となります後期基本計画の策定を進めてまいりたいと存じます。

二つ目には、市民の暮らしの質を高めるため、健康医療、次世代育成、環境に関する施策について、第２次実施計画に示した事業の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

三つ目といたしまして、行政と市民、地域の連携のあり方や役割分担を明確にして、さまざまな主体による地域活動が一層活性化するよう、地域力がさらに高まるよう、その環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

最後に、市役所全体でのコミュニケーションを一層進め、意思決定や事務処理のスピード化を行うとともに、行政の透明性を一層高めて、市民から信頼される市政を目指してまいりたいと、この４点を重点的に取り組んでまいりたいと考えておるものでございます。

一方で、予算編成の方針でございますけれども、きのうの中村議員にもお答えをさせていただきました。さきの議会でお示しをさせていただきました財政改革の基本方針案に掲げます改革内容に取り組んで、歳入に見合った歳出に徹底することを基本姿勢としながらも、限られた経営資源を効果的に活用して、暮らしの質の向上を優先とした施策・事業を実施できるよう、創意と工夫によって最少のコストで最大の効果を上げる施策に力を注いでいくことといたしております。こうした点に留意をして、現在の社会経済情勢は大変厳しい状況は引き続いてあろうかというふうに考えておりますけれども、その解消はもちろんでございますが、将来の亀山市を見据えた安定的かつ持続可能な財政運営を念頭に置いた予算の編成をいたしてまいりたいと考えておるものでございます。

なお、こうした行政経営方針と予算編成方針の考え方に基づきまして、施政方針になるわけでございますけれども、新年度の予算案をご審議いただく来年の３月定例会にてお示しさせていただきたいと考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

まず最初に、行政経営方針と予算編成方針は出されておるんですけど、この中の行政経営方針は、これは市長が職員に対して言うのであって、来年の予算の施政方針とは結びつかない。私が思うのは、予算編成方針は、市長の施政方針があって、それに予算の経費をつけることが、だから施政方針がなければ予算編成は組めないというのが私の考えと思うんですけど、行政経営方針は、あくまでも市役所全体が市長の思う重点項目の中に、中期戦略の構築だとか、第２次実施計画を推進するとか、市民力、地域力を上げるためのというのは、市長は職員に対して、私はこういう経営をやるからということを職員にこういう経営方針を浸透させるための経営方針であって、予算編成にはあくまでも市長のマニフェストを含めた施政方針があって、そこに予算をつける。その予算の編成をするについては、施政方針があるから予算編成ができるなという観点から、あくまでも行政経営方針があるから、それに基づいての予算編成というのは私のとは若干違う。私は、施政方針があって、

予算編成はあるべきやという立場であるので、ちょっと考え方が違うという気がするわけでございます。あくまでも施政方針があるから、その詳しいことは３月ですけど、あくまで施政方針があって、それぞれ予算の肉づけをしていくと、そのために予算編成を出してもらうということがまず第一、私とちょっと考えが違うと思います。

予算編成の考え方につきましても、余りにも漠然としてわかりにくいところが特にあるんですけど、まずはその経営方針と政策方針が異なるんやないかということと、第１次総合計画前期基本計画の最終年度の２３年度となるわけでありますが、市長の２年間のマニフェストと、それから第１次総合計画の前期基本計画の最終年度として、目的は達成されたのか、マニフェストとあわせて、この計画は当初の計画より目的は達成されたのか、その辺についての考え方。

それから、市税収入が大幅に減少するということが書かれておりますが、市税が今度の決算見込みを含めてどの程度落ち込む予定をされているのか。

それから、身の丈に合った予算ということですけど、これもどの程度来年度予算につきましては、１９６億から１９１億という中期財政見通しですけど、これも非常に甘いんやないかと。後ほど中期財政見通しについてお伺いしますけど、これもかなり甘いんやないかなという気がしますので、その辺についての考え方。

それから、暮らしの質を高めるための具現化に向けた組織の再編とありますが、今の行政組織を再編するとあるが、どのような組織を再編する予定をされておるのかについてお伺いします。

それから、経営資源を効果的に、また効率的に利用すると。そこで言う経営資源とは、どのような中身のことを経営資源と言われるのかも、お伺いしたいと思います。

それから、長年続きました交付税の不交付団体が来年から交付団体になるということなんですけれど、基準財政需要額は年々ふえており、また今度の国勢調査でも当然人口がふえれば基準財政需要額はふえてくるであろうと。しかし、税収が大きく落ち込むとなれば、基準財政収入額が減るから交付団体になってきたと。その見通しを、本年まだ試算であろうかと思いますが、この合併後、関町分として４億から６億を１０年間交付税として今普通交付税をいただいておりますが、これは亀山市全体では不交付団体になっておりますが、これが税収が落ち込み、基準財政需要額がふえ、人口もふえることによって不交付団体から交付団体になるという、その中身は現時点でどの程度把握してみえるのか。あくまでも標準財政規模は１４４億円ぐらいだと言われておりますけど、標準財政規模が１４４億円で、２６年度１６０億円という数字は、投資的事業がほとんどできなくなるという、その財政見通しとあわせて、地方交付税は来年以降どの程度見込んで見えるのかということと、それからよくこの中に財源不足とありますが、何をもって財源不足と言われるのか、その財源不足となっている基準について、あわせてお伺いいたしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

再度のご質問でございまして、前段の行政経営方針と施政方針は異なるというご指摘でございました。

実は、去年就任をさせていただきまして、従来の予算編成のシステムのすべては、予算編成をスタートに毎年秋から始まるわけでございますが、総務部長が予算編成を示し、これをもって予算編

成が流れていくというプロセスでございました。しかしながら、やっぱり行政経営の根幹となります行政経営上の方針を市長みずからが示し、それに基づいて予算が編成されていくというプロセスが必要であるという思いから、昨年度から行政経営方針をみずから示し、それと連動して予算方針をお示しして予算を組み上げていくという流れに変えてきたものでございます。したがいまして、行政経営上の内部的な行政経営方針も、予算編成方針も、内部的な考え方の集大成であろうかと思っておりますし、議員ご指摘のように、施政方針につきましては、これらを踏まえて新年度予算案を組み上げていきますが、新年度のスタートに当たって、地域経営、あるいは地域の状況、あるいは行政の状態、こういうものも踏まえて、新年度に向けての市民も含め、考え方をお示しさせていただくというようなものであるというふうに考えておりまして、その点につきましては、ぜひご理解を賜りたいと思います。

それから２点目に、暮らしの質の向上という施策・事業でご質問をいただきましたが、昨年度も議員とここでご議論をさせていただいたことを記憶いたしておりますが、市民お一人お一人が亀山市に愛着や誇りを持って暮らすことができる地域社会をつくっていくことが大変重要であろうと思っております。安心・安全もそうであろうかと思います。そのためには、それぞれの分野の施策をつなぎ合わせて、将来に向けて総合的な施策へと体系化することが必要であるというふうに考えておりまして、個々の課題の解消、一つ一つの事業ということではなくて、その総合体としての施策の体系が暮らしの質を高めるような地域社会がつくれると、このような考え方に基づくものでございます。

３点目に、その地域資源とはどういうものやということでございました。

地域資源を効果的、有効に活用するということにつきましては、あらゆる地域資源といいますのは、有形・無形を問わず、行政の内部・外部、あるいは分野などを問わないあらゆる資源であろうと思います。人も物も財源もということでございます。例えば人材・文化・環境・基盤などの活用によって、その施策を効果的に構築していくという考え方でございます。また、地域社会の資源というのは、まさに今度は地域の市民の皆さんの力や、あるいはきずなだとか、あるいは文化だとか、コミュニティーだとか、自治会だとか、こういうことも含めた地域資源と、このように考えておるものでございます。

残余のご質問につきましては、それぞれ担当部長の方からご答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

第１次総合計画前期基本計画の進捗率と、それから市長マニフェストの進捗率、達成見込みというようなことでご答弁申し上げます。

平成２３年度は前期基本計画の最終年度であることから、基本計画に掲げます施策・事業の評価や、マニフェストの進捗状況を十分把握し、創意と工夫により、最少の経費で最大の効果を上げる力に注ぐことを目指してまいりたいと考えておるところでございます。

また、マニフェストの進捗状況でございますが、マニフェストの項目のうち、期限すぐに、あるいは１年以内に取り組む施策につきましては、施策に対応するものを細分化した項目で見ますと、

期限すぐは１９項目中１５項目、また１年以内は１４項目中１３項目に着手できたところでございます。まだ手がけていない市長マニフェストにつきましては、市民ニーズや財政状況を見きわめながら、今後検討してまいりたいと考えております。

なお、全体のマニフェストの検討・着手状況につきましても、約８０％強というようなことになってございます。

それから、前期基本計画につきましては、約４４０ある中で、手がけていないのは５％程度というようなことにはなっておりますが、実際に手がけておっても達成をしておるかという部分については、今年度中にその達成状況については取りまとめておきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

まず初めに、市税収入の減少ということでございます。

平成２３年度の当初予算におきます税収見込みでございますけれども、議案質疑で竹井議員からもご質問をいただいたところでございます。答弁をさせていただいておりますけれども、個人所得は若干上向きではございますが、法人は本年度と同程度というふうに見ておるところでもございます。一方、固定資産税では、特に６割を占めます償却資産税の減価償却が進むことから、減少が見込まれるといったことで、中期財政見通しにおきましては約１０億円の減額になることが見込まれるといったことで、編成方針の中でこのような表現をさせていただいたところでもございます。

次に、身の丈に合った予算、歳入に見合った予算というご質問でもございました。

来年度につきましては、まずは１９１億円といった目標を持って編成を進めてまいりたいというふうに考えておるところですけれども、市税だとか積立金の増加によりまして、歳入環境にも若干の改善の兆しも見えております。財政改革の基本方針案では、削減目標を歳入と歳出の両面から達成することといたしておることからも、歳出額としての削減幅は小さくなることも考えているところでもございます。

それと、財源不足の考え方ということで、何を基準に財源不足なのかということでございます。

本市におきましては、液晶関連産業の進出による税収入により財政基盤が支えられておりまして、社会資本整備などの事業を初めとするさまざまな施策を展開してきたところでございます。しかしながら、景気低迷によります税収の減少によりまして歳入環境は極めて厳しいものになってきていることから、堅調時に実施をしてまいりました事業を継続的に実施することに当たっては、財源不足となり、困難な状況となります。このことからも、歳入規模からの事業計画が必要であり、歳入に見合った歳出といったものに努める必要があるものと考えているところでございます。

それと、地方交付税の考え方のご質問をいただいております。

本年１０月に実施をされました国勢調査では、恐らく５万人を超えることが予測されます。地方交付税の算定に当たりましても、基準財政需要額における経費の算出において、消防費や下水道費など、各費目におきまして、人口が測定単位として用いられることから、基準財政需要額は増額する見込みでございます。このことから、基準財政収入額にもよりますが、地方交付税への影響も十分考えられるところでございます。現在、私どもで算定見込みでございますけれども、平成２３年

度におきましては、旧関町で５億４，２００万円が交付税として見込まれるところでございまして、旧亀山市におきましては引き続き不交付団体、旧関町及び新亀山市においては、交付団体になる見込みでございます。

それともう１点、組織再編ということでご質問をいただいたところでございますけれども、行政経営方針の方に書かれておりまして、組織再編とチームマネジメントを推進してきたということで、過去形になってございます。組織再編につきましては、本年に再編をさせていただいたといったことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

やはり行政経営方針は、あくまでも予算編成方針と、プロセスとしては合っておっても、私は本来はやっぱり施政方針の中にあって予算がつくられるものと。今の考えですと、予算編成はできておって、それで予算をつくって３月に施政方針を出すとなれば、予算に肉づけした施政方針になるんやないかなと、予算ありきの政策になるんやないかなという思いをいたしておるわけであります。

それから、今の市長の経営資源の効果的・効率的というのを地域資源と市長は説明された。私が言いましたのは、経営資源についてどうですかということをお伺いしたわけであって、地域資源やなしに、経営資源を効果的・効率的ということで、ちょっと意味が違うのかなと思います。

それから、地方交付税についてですけど、これは旧関町分５億４，２００万、新が幾らあるのかということを聞いたのであって、不交付団体から交付団体になると。この５億４，０００万は、それは従前から合併後ずうっともらっておったんですけど、あくまでも今度の交付税算定には、交付団体になるというのであれば、需要額はどんどんふえておると思います。当然、合併特例債の元利償還も始まれば、それもカウントされますし、それから特に亀山市は斎場、それから溶融炉、それから下水といった形で特殊な財政事情を持っておるんで、かなり需要は上がって、それから人口もふえたと。そこに税収は落ち込んでおるということで、かなり交付団体になれば大きく交付税が算入されるんではないかなと思っておるんですけど、ただ、きょうの新聞に、税収の中で県が県税収入について、シャープ亀山工場の立地に伴う経済波及効果を検証するというようなことで、県が平成２１年度の県税収入が２億４，０００万円になったと。２０年に比べますと４５億３，０００万円減少したと。２０分の１に減少したということが、きょう検証されて県下に出されておるわけですが、これがまだまだ今の固定資産税だけで１０億減りますということですと、法人は本年度と同じ程度と見込んでおるということですけど、その辺、この県税収入の検証されておるんですけど、亀山市においても、特にシャープ関連、テクノヒルズ関係で、こういうような波及効果を検証して税収が計算されておるのか、根拠として。その辺について償却資産だけで１０億減るだけであれば、来年は１９１億という予算はかなり上回るんやないかと。法人についても同程度、個人も上向きであろうと。税収だけで１０億減るのであれば、さほど市税収入が大幅に減収される点は交付税で賄えるだろうというふうに考えますので、再度、その辺のお考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

来年度の税収見込みですけれども、現在、市民部の方で各法人さんあてにいろんな調査をかけて、来年度の見込みを立てているところでございます。先ほどご答弁を申し上げましたとおり、税収につきましては、これは中期財政見通しでございますけれども、１０億円程度の減収と、かなり景気につきましても回復基調にもございますので、その１０億円がどれだけ圧縮できるのかなといったことで、現在調査を進めているところでございます。

また、交付税につきましては、先ほど私が申し上げましたように、旧関町において５億４，２００万ということで、旧亀山市は不交付団体が継続する見込みでございますので、本年度とそれほど大きく増収にはならないというように考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

いずれにしましても、財政は非常に難しい中ではありますが、もう少し見通しのしっかりした立て方で財源を組んでいただかないと、また改めて３月でこのことについては質問をさせていただかんならんと思うんで、明確な将来予測を立てていただければというふうに思います。

次に、財政改革の取り組みについてでありますが、財政改革方針の最初の予算編成であり、目的達成のために自治体経営費を大きく転換するとあるが、目的達成のための具体的な政策、行政経営に転換する中身についてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

平成２３年度予算編成におけます財政改革の取り組みでございますが、本市は長引く景気の低迷により、従前の標準的な財政規模へと変化しつつございます。このような中、将来の政策の優先度をいま一度見直さなければならない自治体経営の大きな転換点にあると考えるところでございます。

これらの背景に、財政改革への取り組みとして、９月にお示しをさせていただきました財政改革の基本方針案では、目標達成に向け、歳出構造の刷新として４項目を、歳入改革の推進として６項目について取り組むものとし、具体的な取り組み内容につきましては、現在策定をいたしております財政改革大綱実施計画により、計画的に行うことといたしているところでございます。

とりわけ平成２３年度予算編成に向けては、標準予算の削減として、本市では初めての試みとして、各部・室に対し、過去の決算額をもとに予算目標額を示し、創意と工夫により最少の経費で最大の効果を上げるために１事業１工夫を加えるなど、削減努力を行っているところでございます。また、基金の有効活用として、一部基金を取り崩し、具体的な事業への充当のほか、公債費につきましても負担軽減を図るため、今補正でも減債基金にも積み立てをさせていただいておりますけれども、こういった取り崩しといったことも視野に入れた編成作業を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、今後厳しい財政状況となることからも、まずはすべての職員が危機意識を持ち、行財政改革をみずからの問題として認識することが重要であるというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

財政改革基本方針が示されておる非常に難しい中での中・長期財政を含めて出されておる。その改革の目的達成のために、今、歳出構造の刷新だとか歳入改革の推進ということで、先ほど竹井議員が言われた中に、標準的経費の削減だとか政策経費の重点配分、企業立地政策、誘致問題、基金の有効活用と、まさにここらが、今、総務部長が言われた標準的経費の削減を今までの決算をもとに予算の目標額を見て積み上げ方式でやるんやと。そういうことが、今後の予算編成の方針とか、より具体的に掲げてもらえば、予算編成方針やとか、それから政策とかというのは、おのずとここに入ってくると思うんです。

だから私が言うのは、最初に申し上げたように、その施政方針なり、それから予算編成方針には、今言われた改革方針が、あくまでも財政改革をやろうと、それによって予算を見直していくというのであれば、この財政改革の歳出構造の刷新の中に歳入はどうですよと、歳出はこうするんやということが施政方針なり予算編成方針に出てきて、初めて財政改革の初年度の年というのは見えてくるんです。

そのことから、私は申し上げたように、経営方針だとか予算編成方針が漠然として、何となく去年と同じようなことで、本年度財政改革の当初の予算編成という意識づけで、言葉で言うておきながら、何も中身はないと。結局こういうことを言われて、今総務部長が言われたその標準的経費の削減だとか、これに補助金の適正化の問題やとか、公営企業の健全化、それから新たな財源を確立して、カーボンオフセットとか市長は言われていましたけど、やっぱりそうことを具体的に組み込んで、それで初めて財政改革をする初年度の予算として、そういうことをもう少し織り込んでもらわなければならないし、ほかに今言われた標準的経費の予算の目標額を決めるとか、政策予算を選択し集中すると。来年は１９１億で選択と集中しますと、そんに選択と集中とする事業はそんにあるんですか。よくわからんです。２言目には選択と集中なんですけど、選択と集中するほどの事業があって、選択しなければならない事業がそれほどあるのか。それも予算はどんどん縮小していかなければならない。マニフェストも、それから後期基本計画も歳入に見合った歳出を持っていく以上、かなり限られた事業しかできないと思うんです。その中で集中と選択をするのか、今の基本構想の中にある事業を集中・選択するのか。それほど集中・選択するだけの財源はほとんど見当たらないと思うんです。そのためにも、やはり行政改革をするということであれば、確かにいいことがようけ書いてあります、ここに。これは書いてあるだけで、これを具現化することで初めて財政改革の初年度の予算だというんだと思うんですけど、その辺について、ご意見があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

再度のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、前段でご指摘をいただきました財政改革の基本方針が、この予算編成の方針の中で見えへんではないかと、もっと具体的に書き込む必要があるんではないかというようなことでございました。

昨年から、従来ですと、この予算編成方針も議会並びに市民の皆様にも公開をされておらないも

のでございます。しかしながら、予算編成の過程の一環、そのスタートとして、昨年からこの予算編成方針につきましても、議会の皆様にお示しをさせていただいておるということでございます。この予算編成方針とあわせて、予算編成要領というそれぞれの具体策を指示いたしております。各部に通達を命ずるという形で、この予算編成が動いておるということをぜひご理解いただきたいと思いますし、今の財政改革の基本方針を具現化するという、そのための具体策をこの中に示し、今、各部署で新年度予算に向けての作業を進めてくれておるということで、ご理解をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、財政に限りがあるということと市税収入が減ってくるということで、従来のこの数年で一気に事業拡大をしてきた、あるいは予算規模を拡大してきた。これを持続していくというのはなかなか難しい。同時に、市税が減収をしていく、それも想定以上のスピードで減収をしていくというところが非常に頭の痛い問題でございます。同時に、今までの起債の償還が、今後二、三年、これは一気にふえていくという流れの中にございますので、今進めております事業を本当に今必要なものかどうか、あれもこれもその事業を手がけるというのは大変厳しいものがございますので、それぞれの事業をもう一回総点検して、創意工夫を入れて、市民サービスの低下を抑えながら、もう一回それを再構築していこうという思いで取り組んでまいらなくてはならないという状況にあろうと思います。

これは、私一人、あるいは市役所すべて、あるいは議員の皆様すべてということではなくて、本当にぜひ市民の皆様も含めて、こういう局面の中でご理解をいただきながら、この持続可能な亀山市であり続けるために知恵を絞っていこうという思いで臨んでまいりたいと思っておりますので、引き続きましてご理解とご鞭撻を賜りたいというふうにお願い申し上げる次第でございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

せっかく財政改革の基本方針をつくり、具体的な目標達成の項目までるるつくられてあるんであれば、やはり我々にわかりやすく、それらが予算にどのような反映をさせるのかと。初年度があるから、初年度の話については初年度として、この目標年度をあくまでも２６年度に置いておると。２６年度までにはかなりの歳入構造の推進、この受益者負担をどうするんだとか、新たな財源をどうするんだということの具体的な計画というものをより明確にしていただければ、来年の予算も、２６年度までの歳入歳出の構造も、事業の選択もできるだろうというように思うんで、せっかくつくっても、このつくった財政改革方針を初年度の予算に何ら見えてこないというのでは、もう少し目に見える説明をしていただかなければ、３月議会でまた混乱を招くことになろうかと思うので、もう少し明快なお答えをしていただければと思います。

関連はしますけど、中期財政見通しについてなんですけど、今後の財政運営の基礎となる中期財政見通しとして、平成２２年から平成２６年まで示されておりますが、今回の補正予算を踏まえても、初年度から財政見通しに大きな変化を生じておりますが、現状認識と要因について、まずお伺いをいたしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

３月にお示しをいたしました中期財政見通しは、本市が堅調な税収入に支えられ、堅実な財政基盤を形成してきたところ、世界的な経済不況の多大な影響から、平成２１年度をピークに税収の減少が見込まれ、今後、持続可能な安定的な財政運営の維持が重要であることから、今後の財政運営の基礎資料として作成したものでございます。

そのような中、今年度において、市税収入や繰越金による基金積み立ての増加によりまして、歳入環境の改善の兆しが見え、議員ご指摘のように中期財政見通しにも変化が見られるところでございます。

また、さらに今後も市税収入や社会経済状況の変化及び国の地方税制度を初めとする地方財政制度等の動向によっても財政見通しに変化が生じることから、第１次亀山市総合計画後期基本計画の策定に合わせまして、現在の中期財政見通しにつきましても見直しを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

中期財政見通しについては、これは３月議会ということで、時点修正も必要であろうとは思うんですけど、これをもとにして、先ほど竹井議員のときに質問がありましたように、２６年度１８８億から２０億欠けて１６８億と、そんなことにはならんだろうと私は思うわけです。

本年度２２年度の財政見通しも、もうおのずと出発点で２０８億９，５００万ということで、差し引き１２億３，０００万不足するという予測が立っておりましたけど、しかし、今回の補正予算を見ましても、この２２年度の２０８億により、もう既に２３億円、財政構造は変わっているわけです。２３億円変わっているということは、初年度２２年度から２３億円予算は膨らいでおる。収入についても支出にしても、予算総額が２３億膨らいでおるということは、極論を言えば、２６年度までに５億円ずつ、２０億円削減しなくても、この時点で削減目標はもう達成できておるんではないかと。極論ですよ、これは。今、おたくらが立てられた中期財政見通しは、もう既に２２年度の補正予算で２３億円。これと見通しが甘過ぎるのか、甘かったかわかりませんけど、既にもうそこで２３億円オーバーしておる。であれば、５億円ずつ２６年まで削減しなくても、既にこの段階で解消できておるんやないかというふうな見方にもとれると思います。

だから、削減目標の設定を再度見直さなければならないし、今、時点修正、社会経済情勢とか国の制度等の動向において今後見直すということがあるんですけど、余りにもさっきの財政見通しを見ておっても、保守過ぎて元気を出すような予算は見出していない。小さく、小さく、安全、安全で、それでもこれだけの大変厳しい財政と言いながらも、もう財政見通しそのものが初年度から崩れておると。だから、これは早急に見直して来年の予算を立てるべきであるし、当然これは後期基本計画に大きく影響する、左右する。まして市長のマニフェストについても、まるっきり計画は変わってくると思います。それから、今の財政調整基金についても、減債基金についても、計画と大幅に変わっておると。財政見通しを立てながら現実はどんどん変わっておるのに、それの修正もしない中で、平成２６年度の２０億削減の１６８億というのは非常に矛盾しておる。標準財政規模が１４４億と見込まれておる中で、１６６億で何にもできないですよ、もう。硬直したままで何の事

業もできないと。そうはならないであろうと私は思うんですけど、今後の見通しは修正されるだろうと思いますが、もう少し精度の高い、現実味のある見通しを立てていただきたいし、そのもとに３月の予算審議までには、中も大事ですけど、やはり中・長期の資金計画、財政計画、また今の行財政改革の長期の中身についても、お示しいただけるのか、いただけないのかをお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

現在の中期財政見通しにつきましては、第１次総合計画の後期基本計画でございます２４年度から始まりますが、これに合わせまして見直しを行うこととしておりまして、議員ご指摘のとおり、社会経済状況の変化、国の地方税制度を初めとする地方財政制度等の動向にもよりますが、的確な市税の把握、また交付税見込みはもちろん、少子・高齢化社会を十分踏まえた扶助費の把握を初め、後期基本計画との整合を図った上で、より精度の高い現実味のある財政見通しといったものに見直しを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、余りにも甘過ぎた財政見通しやったと思うので、もう少し精度の高い、私たちに理解できる見通しを、時点修正するのであれば時点修正した段階で提出していただければというふうに思います。

次に、事業仕分けと市民サービスについてでございますが、予算編成の重点項目として、事業仕分け、事業評価の結果を考慮しながら改革項目に積極的かつ着実に取り組むとあるが、平成２２年度事業仕分け判定結果を踏まえて、どのように２３年度予算に積極的に取り組むのかを、まずお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

事業仕分けの結果につきましては、平成２３年度亀山市予算編成要領におきまして、事業の方向性をもとに、可能な限り２３年度予算要求に反映させると総務部長名で通知をしておるところでございます。対象３２事業のうち誕生日祝い金を除いた事業につきましては、特に不要と判定されました事業を優先的に、事業仕分けの結果及びその意見を踏まえて、限られた予算の範囲内でより効果的・効率的に事業を実施し、市民サービスの向上につながるよう、現在、庁内で検討を行っているところでございます。

事業の方向性及びその取り組みにつきましては、先ほど竹井議員にも申しましたとおり、特に不要と判定された事業については、早い機会に議会に提出、お示しをさせていただきたいと思います。

なお、先ほどのご答弁の中で、行財政改革大綱の実施計画につきましても、３月議会をめどに提出させていただきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

この事業仕分けは、不要６件、内容・規模の見直し１９件、民間委託２件という結果が出たわけでございます。検証するわけではならないけど、従前から検証していた１件だけが今回条例で出たということなんですけど、それ以外にあとの５件、また１９件、民間委託を含めて、この来年度の予算編成に当たっての条例規則改正が伴うものがあるのかないのかをまずお聞きしたいと思うんですけど、事業仕分けについては竹井議員の方からるる詳しいことはありましたんですけど、私も事業仕分けそのものに問題はあろうかと。あくまでも事業評価をした後、その中でやはりまだ判断に時間をかけなければならないものを事業仕分けへ持っていくといったような形で、事業仕分けした判定結果をすべてうのみにするんではなしに検証するというものの、あくまでもこれは参考資料として行政判断に使うといった方が、より効果的な市民サービスにつながると。

今も企画部長が言われたように、市民サービスにつながる事業仕分けと。私は、今の場合は逆だと思うんです。今回出されておる条例の廃止につきましても、また敬老会の廃止につきましても、私は市民サービスを大きく低下させるものだろうというふうに思っておりますし、その事業仕分けはどんな資格を持った人がどうやって選ばれたのか。るる私もその仕分け人からいろんな話を聞いておりますけど、一体、一般に行政が判断できなかったものを５人だけで仕分けした結果をもって、来年に市民サービスにつながるものだけは取り入れていきたいということなんですけど、その辺が余りにも優柔不断であって、もう少し議会にもその経過なりというのがなければ、議会との関係につきましても、場合によっては議会軽視にもなろうかという思いもしますし、もう少し事業仕分けについて、それを予算に反映し、条例、また規則まで改正するものについては、もう少し丁寧な説明がなければ、我々もなかなか理解もしにくいだろうし、市民はもっとしにくいだろうというふうに思っております。

きょうの読売新聞には、事業仕分けの地方の事情というので、これはあくまでも構想日本が出しておる中で、本年度は４４自治体が実施し、昨年の２．５倍に膨れ上がったと。住民に近いがゆえの限界がかいま見られておるというふうなことも書かれておりますし、判定には強制力はなく、廃止・不要となった事業の継続率は、国より高い。国は２００９年に廃止された事業の８割を予算化しなかった。地方では、不要判定１３８事業のうち予算化見送りは２割の２７事業で、残りは事業名を変えるなどして復活しておると。この事業仕分けも、地方は国が華々しく取り上げたことに火をつけて各自治体がやっておるけれど、しかし、それについては行き詰まっておると。それから、ほとんどが廃止につながっていない。国として、地方には必ず利害関係者がいる、見直しは住民への丁寧な説明が不可欠ということが指摘をされております。今回についても、住民対象の事業仕分けがどういう基準でされて、特に地方は今の敬老会の問題にしても、それから出産祝金にしても住民に直結しておる、それで利害関係を大きく左右する。そのためには、もっと丁寧な事前説明というのが要ろうかと思うんです。その辺について、今度の予算に反映するというこの事業仕分けの中身をどのように検証されて、住民説明をどのようにされて、それで来年の条例規則等に影響を及ぼすのか、そのことをお聞かせ願いたいと。

きょうの報道の中の一つに、蓮舫さんが学校へ行って、中学生ばかり集めて子ども手当についての仕分けの仕方について蓮舫さんが言ったら、最初に説明したら中学生は全員が廃止やと。こんな不透明で財源も確保していない、そういう子ども手当については廃止したいと、全員が廃止やった

と。しかし、そこで蓮舫氏が、改めてその子ども手当の使い道について、お父さんや家族に聞いてみなさいよと言って、初めてそこで中学生の全員が継続してもらってもいいなと。やはりそこは、見かけと丁寧な説明をすることによって、中学生がもろにもらっている子ども手当についても理解していない。それがまた説明することで理解できると。

だから、今回の仕分けもいろんな仕分けやなくて、この廃止になった６事業について、その利害関係を伴う人々に十分説明ができて、理解をした上での仕分け人が本当に仕分けをしたのか、その辺の中身についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

事業仕分けの件でございますけれども、確かに昨年、民主党政権が華々しく事業仕分けをやられた。これで注目を浴びたわけでございますが、亀山市の場合は、平成１９年から、実は当時の自公政権、行政改革の手法として事業の精査をやっていくべきだという中で提唱され、全国に広がってきたと。三重県内では亀山が当時１市だけでございましたけれども、スタートをさせてきたという経過がございます。

確かに議員ご案内のように、行政は一回事業を立ち上げますと、おっしゃるように利害関係者が発生をする。担当職員も、この事業は本当に意義があるんだと思いながら、やっぱり状況が変わっていく中でも、なかなかこの事業が、有効なものかもわかりませんけれども、これを見直すというのは、なかなか行政の体質上非常に難しい場面があろうかと思います。そういうものを、今やはり状況の変化に合わせて役所以外の専門家、市民、そういう立場の中から、さまざま意見をいただくと。こういう事業仕分けのやり方というのは、ある意味一定の意義があるというふうに思っておりますし、現に亀山市の場合も、それを公の場面で開催し、市役所の職員の意識改革にもつながってきたというふうに考えておるものでございます。

今回の祝い金制度につきましても、本年の子ども手当が創設されました３月議会、あるいは先般の９月議会でも、議員の方からご指摘、ご議論があったというふうに記憶いたしておるものでございますけれども、まさにこの議会の公の場で議論をしていくということも、事業の廃止か継続か、どうするかという判断の一つでございますし、事業仕分けの判定結果も判断材料の一つでございます。そういうものを総合的に検討しながら、どうするのかということを決定していくと。それで、決定した暁には、ご指摘のような関係者に丁寧に説明をしていく責任が生ずると、このように考えておりますので、残る５本につきまして、午前中、竹井議員の質問にお答えをさせていただきました。今後、庁内でさまざまな角度から検討させていただいておりますので、３月の議会に至るまで、議会の方とどういう形、どういう場面で意見交換させていただくのがいいのか、ご相談をさせていただいて、臨ませていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

残余の問題につきまして、担当部長の方からご答弁させていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず仕分け人の選出でございますが、構想日本にお願いをいたしまして、滋賀大学の石井教授で

ございますが、この方につきましては平成１９年、２０年と同じ方を中心にして外部委員を選んでいただいたと。市民委員につきましては、行政改革推進委員の方を中心に選出をさせていただいて、この方だけではちょっと人数もということでございましたので、それ以外にもお願いした方もございます。

それから、廃止の他の５事業でございますが、条例についても２本、関係もございますし、こういった部分については、今の出された意見を参考にしながら、今庁内で検討しておるところでございます。

検討の一端を申し上げますと、敬老会の祝い金事業につきましては、高齢者福祉という観点ではなく、地域活動の中で行っていくというふうなご意見もありましたので、こういったご意見については尊重すべきというふうに考えておりますが、公的関与の度合いについては、さらに検討は必要というふうな議論もございますので、庁内で検討した後に、該当されるところと考え方を説明させていただきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

仕分け人については、いろいろ外郭委員をされるということですけど、私が聞いたところによりますと、仕分け人を探していただいた方が、やっぱり行政に深くかかわらなければ、肩書だけで選ばれたんでは困ると。事前研修もされてみえるということも聞いておりましたけど、はっきり言って、仕分けするのに何を基準に仕分けするのかというのは、肩書だけで選んでおる傾向がある。そして、何をしているのか中身を聞かせてくれということも私はお聞きしたこともありますので、もう少し行政経験を有する方、また違う角度は違う角度として、その仕分けする中身によっては、対象者も選ぶなり、それによって利害関係を伴うとか、そういった方もある程度意見が十分反映できる、そういう仕分け人を選んでいただかなければ、なかなか本来の仕分けにならないだろうと。

今回の子ども手当も、中には出産手当が安過ぎるんやないかというような意見もあった。ここらが無視されておる。だけど最終的には不要になったと。だから、その仕分け人がどの程度の理解、行政の中のこの補助事業のどの程度熟知されておるのか。また熟視する能力があるのかといったことをもう少し選んでいただかなければ、肩書だけで選んでおっては、いろんな意味で弊害も起こってこようかというふうに思いますし、また敬老会の件についても、それは考え方やと思うんです。これは日本の憲法上、老人の日として祝日まで決めてある上、国民みずからが祝わなければならないのに、亀山市は都合上、地域によってコミュニティーに任すと。それはきのうもちょっとその話が出ましたけど、もう少し敬老の日まで、祝日に決めてある日まで、みずからその地域が老人の一番いい方法を行政で片づけるんやなしに、もっと地域の個々の意見を聞いた中で、廃止するんやなしに、コミュニティーでけんかするからいいんやという、そうやったら今の国の事業名を変えてやっておるだけであって、経費の節減にも何もつながってこない。やはりそこら辺についてももう少し考えていただきたいと思うし、条例を改廃する、また規則を改廃する改正もあるというのであれば、もう少し事前説明、議会説明、説明責任を果たしていただかなければ、なかなか３月の議運でぽっと議案を出された中ではなかなか審議も進まないと思うんで、もう少し丁寧な事前説明なり、事前協議を進めていただいて、来年の予算のことで、すべてが決められないこととは思いますが、

もう少し議会に説明責任と、もう少し参考になる資料等を事前に提出いただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

１９番　小坂直親議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　４時１３分　休憩）

（午後　４時２４分　再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

次に、２２番　櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、一般質問に入らせていただきたいと思います。

まず、事業仕分けについてでございますけれども、この事業仕分けの議事録等について問うということで、一体この事業仕分けはだれのための仕分けだったのか、お答え願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

事業仕分けにつきましては、事業そのものの目的・必要性・あり方などについて仕分け委員に判定していただくものと考えております。この判定結果や仕分け理由を踏まえて、多角的な視点から事業を見直すことにより、予算編成に生かし、限られた予算の範囲内で、より効果的、効率的に事業を実施できるよう、必要に応じて再構築を図るなど、市民サービスの向上につなげてまいりたいというようなことでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵君。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

だれのために事業仕分けをしておるんやと聞いておるんですよ。だから、市民の皆さんのためにやっておるんでしょう、財政的な見地から見て。一遍、その不要となったところの一つの項目について、古川部長にちょっとお願いしたいんですけれども、給付事業、障がい者支援事業の内容についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

給付事業、障がい者支援事業でございますが、事業期間については昭和５９年から、事業の経緯につきましては、昭和５９年度より重度の障がいを持った２０歳以上の人を自宅で介助している人に支給しており、平成１７年に関町の心身障害者福祉年金と合併前に調整を行い、継続して事業を

実施しておるところでございます。

事業概要、施策の内容でございますが、身体障がい者手帳１・２級、療育手帳Ａの一部、または身体障がい者手帳３・４級で、療育手帳Ａ、Ｂの２０歳以上の方を自宅で介助している人に、月額３，０００円の手当を年２回に分けて支給しておるということでございます。

全体的な収入については、２２年度の見込みで１，０５２万７，０００円、県の補助金が７万９，０００円で、収入全体が１，０６０万６，０００円でございます。支出につきましては２，８３３万１，０００円でございまして、一般財源の充当額は１，８８３万７，０００円でございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

例えば、これを判定されはった５人の仕分けの方が、３名が不要、市の現行どおりの方が２名、結果が不要と。先ほどもいろいろ紹介していただいたんですけれども、これは昭和５９年から国の支出金を交付されて、この事業をやっておると。そうすると、こういうのが不要となった要因が一体どこにあるのやと私は思うんです。結局、これを説明した説明吏員、どなたがされたかわかりませんけれども、説明された吏員が、きちっとこの事業の内容を精査して説明されたのか。あなたが今言われたように、今も小坂議員の答弁にもありましたように、今後、その条例関係とかいろんな関係で改正せんならんと、不要になった場合には廃止せんならんと。子供の出産祝い金と一緒ですよ。

そういうような中で、実際、三十数年続いたこの事業が、簡単に５名の方で不要ということで、粛々と行政は進んでいくつもりなんですか。だれのための仕分けやったと。ただ、行政の立場を守るための、財政のやりくりをようせんから、そういうような形で仕分けをした方に仕事を負いなかしたと私は思っておるんですよ。

だから、ほかにもあるもんで、ようけ書いてあるんですけれども、この仕分け自体が私は不要やと、私やったら判定する。いかがですかな、市長。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

事業仕分け自体の意義、これについてお問いかけをいただいておるものというふうに考えております。先ほども小坂議員、何名かの議員の皆様から一昨日からご指摘をいただいておりますが、やはり事業仕分けを行っていく意義というのは非常にあるんではないかと。行政改革の視点はもちろんでございますが、やっぱり先ほど申し上げました一回立ち上げた事業は、状況の変化とともに、行政職員の習性としまして、なかなかその変化にうまく適応できるような判断ができないということが、往々にしてあろうかと思います。

こういう中で、事業仕分けを行政以外の市民の立場、専門家の立場、こういうご意見をいただいて、またもう一回事業を再構築していく、あるいは公的に関与すべきかどうかというその根本のところを考える非常に大きな機会であるというその意義は感じておるものでございます。それも、オ

ープンの場でそれを行うということが大変意義のあることではないかというふうにも、あわせて思わせていただいております。

当日も、何名かの議員の皆さんや市民の皆さんが傍聴にお越しもいただいておりましたけれども、そういう中で、密室で行っていくということではなくて、そういう意見がいろいろあるということを、公開の場で確認いただく機会であろうというふうに思っております。

ただ、一方で、そのやり方、進め方につきまして、幾つかの改善点もあろうかと思いますので、その点は、多くの議員の皆様からご指摘もちょうだいをいたしておりますが、今後の課題とさせていただきたいと考えるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

やり方、進め方ということで、次の市民の知る権利をどう思っていたんかということですな。そこに３項目めも、審議の経過の議事録の作成の意義を考えなかったのかと。あなた方は、１９年から事業仕分けをやっておるとしきりに言うておると。それぞれの議員が質問した中で、１９年からやっておって、このやり方を変えましたというようなことを言うてますわな。そうすると、市民の知る権利、もちろんそこへ出席した議員、市民の方はその経過は知ってみえる。だけど、そこへ出席せんと、この事業仕分けの内容について知りたいという市民の知る権利。ただ、審議経過の議事録の作成がされていない。それをどう思うわけですか。公開でやった、オープンでやったと。問題はあるけれどもと言いましたけれども、当然、１９年からやっておるんやったら、そういうようなことは当然あってしかるべきやと、そういうような指示は出さなかったのか。

また、４項目めに入るんですけれども、テレビでも民主党がいろいろやっておる、パフォーマンスをやっておるんですけれども、オープンでやったら、ケーブルテレビでもすぐ中継すると。そういうような指示を市長として出さなかったのか。今後の検討課題という形でやり過ごしてもろたら困る。いかがですかな、市長。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市民の知る権利をどうだということでございましたが、まさに公開の場で、こういうやり方で改正をさせていただきますということを、本年度３月の議会を初め、６月、９月でも、この場でも議論をさせていただいてまいったと思います。事前に、事業仕分けの日程、内容につきまして、広報等を通じて市民の皆様にお伝えをさせていただいてきたものでもございます。できるだけ多くの市民の方に知っていただくと、このことも非常に重要な意義があると思って意識をしてきたものでございます。

実施に当たりましては、広報やホームページ、ケーブルテレビでＰＲをさせていただき、また結果につきましても、広報及びホームページにより公表をさせていただいておりますことと、ちょうど議会の改選期の前の１０月の全員協議会でその一報をお伝えさせていただいて、改選後の先般の全員協議会で、その詳細につきましてご報告をさせていただいたものでございまして、いずれにいたしましても、その内容につきましても、議会、並びに市民の皆様にできるだけ知っていただくと

いうような環境を整えてきたつもりでございます。その点につきましては、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

それと、一つ聞きたいんですけれども、その日の会場の規模及び傍聴席、幾つ用意したか、一遍聞かせてください。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

あいあい、総合保健福祉センターの２階の集会所を利用させていただいて事業仕分けをさせていただきました。当時のいすの数についてはちょっと覚えておりませんが、１０席ほどは各ブースに置いてあったと思いますが、事業仕分けに来られた方、傍聴者については、記載していただいたのが４４名というふうに記憶しております。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

だから、そんなもんなんですよ。その広報とか何かで周知したけれども、５０人足らずのいすこし用意せんと、市民に公開したと。そんなことは言えんでしょう。もし市民の皆さんに公開しようと思ったら、広報とかいろんなことで周知するんやったら、例えば西小学校の体育館、文化会館、大きな会場でやって公開するのが市長が言われることですやんか。今の５０ぐらいのいすで、それが市民に全部周知したと市長は理解しておるのかな。一遍、市長の見解も聞きたい。それが事業仕分けかな。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のように、会場の規模とかやり方につきましてはいろいろ課題があると。いろんなやり方があろうかと思いますが、今回、亀山市といたしましては、四つのチームに分けて、３２事業を事業仕分けをお願いしたものでございます。

市民に公開されていないのかということではなくて、例えばこの議場におきましても、傍聴席は２０前後であろうかと思います。そういう意味で同じような概念でありますが、公開の場でこの議会の議論が行われますように、事業仕分けも、多分数は一つのブースが１５ぐらいの席数しかなかったかわかりません。しかし、これを行うことにつきまして、その結果につきまして広報、あるいはホームページ等を通じて市民の皆さんにお伝えをすると。あわせて、この議会での議論も含めて、公開の場での議論を大切にするという考え方でございますので、その点につきましてはご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

この亀山市定例議会も、ケーブルテレビで放映されておるんです。このケーブルテレビを注視してもろておって、櫻井、この間えらいことを言うておったのと、もう少し穏やかに物を言えよと、市長がかわいそうやないかという苦言も聞きます。これが公開なんですよ。今、市長が言われたようなわずか５０席ぐらいで公開しましたよと、そういうようなものをやっておるんやったら、私は最初に申し上げたように、今回の事業仕分けは私は不要と判定します。

次に移りたいと思います。

次に、市民要望についての方に移りたいと思います。

市民要望は自治会・各種団体から、２２年度に要望があったと思うんですけれども、要望案件、要望に対する是非の回答、要望達成状況、それについてお答え願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

自治会からの２２年度の要望件数、それから回答の状況、それから達成状況ということで、２２年度における亀山市自治会連合会からの市へのご要望につきましては、平成２２年１０月２６日付で要望書が市の方に提出をされております。そのご要望件数は２７件でございます。

それと、自治会連合会からの要望書に対する回答につきましては、現在、各部署におきまして、要望箇所の確認や要望内容につきまして、緊急性や必要性等を検討しているところでございます。

２２年度の自治会連合会よりご要望いただきました件につきましての達成状況でございますけれども、予算を伴う事業もございますので、本年度末には自治会連合会へご回答をできるよう進めているところでございます。したがいまして、２２年度の要望の事項につきましては、要望達成状況を申し上げるまでには至っておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

先ほど市民部長の方から自治会連合会からの要望ということでお答えをさせていただきましたが、建設部所管分につきまして、各自治会からも要望がいろいろ上がってまいっておりますので、それに対してお答えをさせていただきます。

平成２２年度の各自治会の要望につきましては、側溝修繕であるとか舗装修繕、交通安全施設要望が、１１月３０日現在で１２３件の要望をいただいております。

また、要望に対する回答状況についてでございますが、各自治会から提出されました要望の回答につきましては、口頭で回答させていただいておりまして、自治会連合会であるとかＰＴＡ要望については、各担当室へ回答書を提出させていただいているという状況でございます。

また、要望の達成状況でございます。先ほどもご答弁させていただいた要望の件数１２３件に対しまして、小規模な修繕工事等ですと、年間の単価契約業者に修繕工事を行っていただいておりまして、１１月末現在６４件の要望の対処については完了しておりまして、５２％の達成状況でございます。

また、各自治会より提出されました要望に対しては、危険性、緊急性など総合的な判断に基づき

まして対応し、安全・安心な生活道路の維持に努めているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

ちょっとお伺いしたいんですけれども、この自治会要望は、恐らく建設、農林関係だと思うんですけれども、その費用はどこら辺から捻出するのか。単費でやるのか県費でやるのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

今お答えしたような自治会要望に対する措置につきましては、市単独費ということで措置をさせていただいておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分　純君登壇）

農道関係につきましては、単費で処理をさせていただいております。林道関係につきましては、幹線林道などもございますことから、要望も異なってきますので、単費ばかりということはできませんが、主にこちらも単費ということでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

要するに、自治会のいろんな地域の要望をかなえるためには、かなりの市費が要ると、単費が要ると。きのう、おとついも私もいろいろ言うたんですけれども、そんなお金が要る中で、減債基金へくくっていくと。それで金がない、金がないと言うて、地元に言いわけをしておると。

ちなみに、ここに２１年度の亀山市の回答書がありますけれども、これについて、市長は目を通されたことはあるか。目を通されてどういうふうに感じられたか、この自治会要望の回答書。恐らく目を通されたと思うんですね。１４支部から要望があって、見るにたえない回答がありますけれども、それはどういうふうに市長は感じられたか、一遍お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

各単位自治会から要望いただいておる事項につきましては、先ほどご答弁させていただいたものでございますが、この単位自治会を総体としての連合会としてご要望もちょうだいをいたしておるものでございます。それぞれの各支部でご要望を集約いただいて、その中で特に重点的なものをということで、連合会の方からはご要望、ご要請をいただいております。その回答につきましても、当然目を通させていただいておりますが、説明も含めて、亀山市の考え方を同時にお伝えもさせていただいてきたものでございまして、その点につきましては、もちろん課題の内容によりましてはすぐ対応できないものもございますし、いろんな関係機関との調整が必要なものもございますし、

さまざまでございます。

その解消に向けては最善を尽くしてまいりますが、本当に課題につきましては、いろんな課題を抱えておりますので、自治会連合会の要望、あるいは各単位自治会からのご要請につきましても真摯に受けとめ、最善の努力をさせていただいて、今後もいきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

今の返事やったら、これは見てござらんと思うがな。

この中に、第４支部、第６支部のいろんな回答があるんですよ、これ２１年度の。その中で、第４支部の市ケ坂江ケ室線の道路修理及び防犯灯の設置について、最後の段ですよ。緊急性など総合的に判断したいと考えております、これ一つ。それから第６支部、消防活動緊急自動車円滑化のための道路整備をお願いしたいということで、回答、緊急性など総合的に判断したい。

それからもっとおもしろいのが、フラワー道路の交通安全対策と交通標識の整備について。回答、公安委員会へ直接要望していただくようお願いします。これが、この中に五つ出てくるんですよ、公安委員会が。今後、協議させていただきたいと思います。

やりますわて書いてあるのが、大体１４支部で二十何項目ありますけれども、三つ、四つですよ。これ、本当に市長は目を通してみえますか、この回答書。それでまた、公安委員会に直接頼めと。一体どういうような指導をしておるの、担当職員に。公安委員会に直接市民の方が行ったら、自治会の名前を言ったら、どういうような結果になるか、あなたご存じじゃないかな。いかがですかな、これ。これを見てますか、ほんまに。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員ご指摘をいただきました、例えば信号機の設置等につきまして、これは仕組み上、単位自治会から市の方へいただいて、これは市長名をもちまして公安委員会の方へ要請をさせていただいておるものでございます。それにつきましては、各支部を構成いただいております自治会長さんにご理解をいただいておるものでございますし、現実にそういう手続や作業を踏まえて行わせていただいておるものでございます。

連合会への回答自体がそういう表現になっておるのは、ある意味、それぞれの単位自治会からのご要請に基づいて、現在、市としては対応させていただいておると。それを連合会と単位自治会との関係の中で、表現の仕方ということでございますが、いずれにいたしましても、それは存じ上げておりますし、それぞれの個々の要請につきましては対応していくということは変わりはございません。

あわせて、文書一枚お送りをするということだけではございませんでして、現在、昨年から続けてきております市長と語り合う「キラリまちづくりトーク」、それぞれの支部単位でさまざまな地域課題につきまして協議をさせていただいたり、議論をさせていただいたり、今後の方向につきましても、直接そういう対話にも努めさせていただいておるものでございます。

すべてではございませんけれども、そういう中で、やっぱり市民の皆さん、自治会の方と共有していくということは大変重要なことというふうに考えておりますので、その点につきまして、ご理解も賜りたいというふうに存じます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

公安委員会に直接要望していただきたい、これは本来この文章を書くんやったら、公安委員会へ市長名をもって要望しておりますので、当該自治会もその要望に対してご協力をいただきたいというのが文章ですよ。直接要望していただきたいと書いてあるんですよ、ここに。これは、私が鈴木達夫君からいただいた資料ですよ、これ。あなたがまやかしを言うたらあかん。やっぱり真摯に謝るときは、真摯に反省していただきたい。私も間違ったときは、ごめんと言いますからね。

要は、市民の人らに、あなたは負託を受けて市長にならはったんや。そういうような中での行政を進めてもらわんと、中途半端な物の言い方をしておったら、さっぱりわからん。やっぱりはっきり公安委員会に私から言いますと、だから、地元はもう少し辛抱してくださいと。危険やけれども、いましばらく、周辺の安全協会とかそんなのありますやんか、市内のボランティアの人が、その人らに努力していただきたいというようなことで対処していけばいいと思うんですよ。いかがですかな、私はそう思いますよ。そういうふうにあなたが言うたら、そうやのうと言って地域の人が協力していただける。あなたみたいにぼけておったら、だれも協力してこん。あまり同じこと言うても時間もないもんで。

次に、地上デジタル対応についてお聞かせ願いたい。

関の観音山に、テレビの中継のアナログのアンテナがあります。地デジというんですか、今えらいことテレビで言うていますけれども、あの観音山のあれはアナログ対応ですけれども、あれは改修してもらえますかな、どないですのやろう。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

議員ご質問の関町テレビ中継放送所につきましては、旧関町が平成４年に約９，３００万円の費用をかけて建設し、放送事業者６社との間で基本協定書を結び、施設の無償譲渡を行い、施設事業者６社が共同で管理運営を行っているところでございます。

関町テレビ中継放送所をデジタル化、改修する考えはあるかとのご質問でございますが、当該施設は放送事業者６社に無償譲渡されておりまして、放送事業者に確認しましたところ、当該地域がデジタル波を受信できる状態にあるため、施設の改修をすることも、今後維持することも考えておらず、現在の施設については廃止・撤去を予定していると聞いておるところでございます。

市としての改修の考え方は持っておりません。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

あれは大体１億ぐらいでつくったんですな、平成４年に。廃止・撤去、それなら撤去費をどなた

が出すんですか。その放送テレビ局ですかな。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

再度確認をさせていただきますが、我々が聞いておるところによりますと、無償譲渡を行っておるということで、所有権はこの放送事業者６社が持っておるというようなことになりますと、廃止・撤去費用については放送事業者が撤去するということになろうかと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

なろうかと思いますというのは、基本的に、まあちょっと聞いておいてくれというんやけれども、ケーブルテレビにつないどくんなはれというんですわ。ケーブルテレビにつなぐと１，０５０円要るんですわ。１，０５０円を払わん人はもうテレビ見るなということかな。月々１，０５０円よう払わん関地区の者はテレビ見るなということで市は動くというふうに理解してもいいかな、市長。

撤去費用もわからんと。地デジ対応で、管内のテレビもチューナーというやつでかえるらしいけれど、そんなことは、長いこと県会議員をやっておって、あそこの観音山に上がったときの状況は、市長もよう理解しておると思うけれども、これはどうしてくれるのやな、あれ。一遍教えとくんなはれ。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中継施設でございますけれども、今企画部長がご答弁させていただいた方針で市は対応させていただきたいというふうに考えております。

今回、総務省が進めるデジタル化への対応でございますけれども、この１年余りさまざまなご議論をここでもいただいてまいりました。従来の難視聴地域、例えば加太地区でありますとか、野登地区についてどうするんだと。亀山市として、そういう補助をどうしていくんやと、ケーブルテレビ加入の。こういう中でのご議論がございましたし、現在、亀山市といたしましては、月々の使用料の補助ということではなくて、亀山市独自の料金設定で、使用料をケーブルテレビ会社、事業所にもお願いをし、低額に設定をいただいております。また、加入の補助の仕組みも運用させていただいて、今日に至っておるものでございます。

いろんな議論がありましたが、現在、加太地区等々、あるいは坂本地区等々では、その補助の制度や、あるいはケーブルテレビ事業者のキャンペーンを通じまして、非常に加入率を高めてきたという経過の中に今日ございます。国の方針につきまして、いろいろ課題、思いはございますけれども、来年７月に向けてさまざまな状況がございますので、できる限り従来の中継放送所をご活用いただいてきたんで、この放送事業者６社自体がこれを撤去していくという方向というふうに伺っておりますので、今の制度をまず活用いただきまして、対象の市民の皆さんにはケーブルテレビへの加入をぜひともお願いをいたしてまいりたい。また、市としても補助の仕組みや事業所への協力体制を求めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

この施設の撤去でございますが、市長が申し上げましたとおり、撤去の方向性ということで確認をしておりまして、撤去につきましては放送事業者が行うというふうなことでございます。

（発言する者あり）

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申し上げましたけれども、この１年半、さまざまな議論をここでも行わせていただいたというふうに考えております。そういう中で、亀山市といたしましては、ケーブルテレビに加入した場合の毎月の使用料であります１，０５０円につきましては、以前からご答弁をさせていただいておりますように、市はケーブルテレビ加入時の初期費用に対する補助を続けていくと、現に続けてまいりました。

その後の使用料については、それぞれの視聴者の皆様にご負担をいただくという、やっぱり市民の皆様一律そういう考え方で対応させてきていただいたものでございまして、その点につきましては、従来から方針に基づいた事業を展開させていただいてまいったということでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

質問者と答弁者が食い違ったら、議長、ちゃんと整理してよ。

私は、１，０５０円が払えん関地区の中継所を利用しておった人の対応はどうするんやということを聞いておるんですよ。県の促進事業、そんなのわかっていますよ、私も、亀山と関がやったときに私も委員やったんやから。１，０５０円が払えんテレビを見たい関地区の人はどうするんですかと聞いておるんですよ。それ答えてよ。ちょっと整理してよ、議長。

○議長（大井捷夫君）

４回目の質問です。特に許します。答弁求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今までも申し上げてまいりましたケーブルテレビの毎月の使用料につきましては、当然、受益者であります視聴者の皆様がご負担をいただくということになろうかと思います。

１，０５０円払えやんという理由はいろいろあるんだろうと思いますが、今日までもそういうご議論がございましたけれども、亀山市といたしましては、受益者負担の原則に基づいた対応であろうかというふうに思います。

（発言する者あり）

（「休憩」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

暫時休憩します。

（午後　５時０５分　休憩）

（午後　５時１２分　再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

少し詳細な説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、現在の関町の伝建地区におきましては、アンテナを立てれば見える状態になっておるということは確認をさせていただいております。ただ、関町の伝建地区におかれましては、議員もご承知のとおり、景観形成ということから、この中でアンテナはご遠慮願いたいというようなことでございますので、アンテナは立てていないということでございます。その中で、今現在、ケーブルテレビの加入戸数でございますが、これは概算でございますが、約７割の方が入っていただいておると。あと３割の方についてどうするかということでございますので、こういった方々につきましては、まず個別の事情をお聞きしたいというふうに思っておりますので、そういった中で、景観形成に資するというふうなことも含めて、そういった部分については改めて考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員、次の質問を続けてください。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

そのことはまた３月に延長戦やりますわ。

次に狭隘道路について、市民まちづくり基金の１０億円の活用によって、市民生活の道路を充実する考えはないのかと。市内各所の狭隘道路の状況について、市長としてどのように認識しているのかと。先ほど中﨑議員の質問にもありましたように、県道、市道に行くまでの生活道路、これが住民の避難のポイントやと思います。今の狭隘道路の状況では、とても阪神・淡路の震災のときも、長田地区の家が込み合っているので、消防車両も行かん、避難もままならんだというような状況ですけれども、一体どのように認識されておるか。

また、部長にちょっとお願いしたいんですけれども、平成２１年９月１日に告示第１０号で要綱が出されている。その中で、産建の委員会に整備事業についての資料があったと思うんですけれども、それをちょっと一遍お知らせ願いたいと思います。まず、どちらでも結構です。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、市民まちづくり基金１０億円の活用により市民生活道路の充実をということでございますが、市民まちづくり基金につきましては、関宿にぎわいづくり基金と同様に、合併特例債を財源として造成した基金でございます。

これらの基金につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第１１条の２第１項第３号により、旧市町の地域振興や地域住民の一体感の醸成等のためのソフト事業へ充当することとされておりますので、現在では、ハード事業での活用はできないものと考えております。ですので、こういった部分につきましては、市民まちづくり基金の活用をもって市民生活道路の充実ということは、この基金では難しいものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

まず、狭隘道路をどのように認識しているかというご質問でございます。

都市計画区域内の幅員４メートル未満の市道の総延長は約１６８キロメートルで、全市道の総延長の約３０％、都市計画区域内の総延長にいたしましては４５％を占めているという状況でございます。これらの狭隘道路は、住民の日常生活における安全な走行や、消防、救急活動の支障になるなど、さまざまな問題を抱えております。特に市街地における面的整備の困難な地域での狭隘道路の改善は急務となっております。

この狭隘道路の道路整備につきましては、地域の皆様の協力のもとに、計画を進めて事業推進を図っているところではございますが、市街地での実施につきましては、用地買収のほか、建物の立ち退き補償などで事業費が膨らみ、事業実施が極めて難しい状況でございます。

現在、亀山市におきましては、各地区で整備が必要とされる道路選定、その優先度及び整備手法等を検討するための亀山市新生活道路整備制度の策定を進めているところでございます。今後は、この指針をもとに、各地区での生活道路の整備について検討していきたいと考えているところでございます。

しかしながら、さきにも申し上げました事業費の増大の問題や、事業計画を各地権者や沿道に住まいされる皆様のすべてから同意を取りつけることなど、事業を実施することは容易ではございません。そのため、道路改良計画のない箇所において、家屋の新築の際に、建築基準法に基づくセットバックしていただく機会におきまして、狭隘道路後退用地整備事業により狭隘道路を解消していくという施策を進めているところでございます。

そして、先ほど議員の狭隘道路後退用地事業につきまして、昨年度の９月１４日に開催されました産業建設委員会の方でご提出させていただきました狭隘道路整備事業の概要について、再度説明ということでございますので、その制度の概要についての文書をここでご紹介させていただきます。

この狭隘道路の用地整備事業についてのまず一つ目の事業の背景と目的ということにつきましては、先ほどご答弁申し上げたとおりでございますが、再度申し上げますが、現状といたしまして、都市計画区域内の市道総延長３７０キロメートル、幅員４メートル未満の道路約１６８キロ、対象となる道路は１５６キロ、全体の４割以上。問題点、緊急車両の通行、火災時の延焼防止、生活に必要な日照、通風などで環境面で支障を来す。目的、狭隘道路の問題点を市民と行政が再認識し、道路整備計画達成のために協働することにより、住宅地の防災機能や生活環境の向上を図り、建築基準法に定める４メートルの道路幅員を確保することで、安全で安心な住みよいまちづくりを目的とすると。

二つ目として、事業の考え方、建築物を建設する場合や門、塀等を増築する場合に、道路の中心

線からそれぞれ２メートルの後退した部分を市に寄附、もしくは無償使用承諾をいただき、後退した用地の整備を市が行う。寄附、もしくは無償使用承諾で敷地の測量分筆費用の一部、後退用地内の使用物件の撤去費の一部及び擁壁の新設費の一部を助成し、寄附で敷地が２方向以上がこの事業の対象となる道路に接していれば報奨金を交付するということでございます。

３点目、その助成金でございます。測量分筆費用、測量に要する費用を敷地当たり１５万円、分筆登記に要する費用を敷地当たり５万円を助成する。二つ目の後退用地内の門、塀など支障物件の撤去費用につきましては、市の積算に基づいて算出した額の２分の１で、１００万円を上限とし、助成する。三つ目で、擁壁の新設費用につきましては、市の積算に基づいて算出した２分の１で、１５０万円を上限とし、助成するということでございます。

４点目の報償費でございますが、一つ目、敷地が二つ以上の狭隘道路に接し寄附される場合、一つの狭隘道路の報償対象面積に固定資産税の評価額の平方メートル単価を乗じた金額とする。二つ目、のど元敷地において寄附される場合、すべての後退用地を報奨金対象面積に固定資産税の評価額（平方メートル単価）を乗じた金額とすると。三つ目、隅切り用地を寄附される場合、隅切り用地面積に固定資産税の評価額の平方メートル単価を乗じた金額とするということでございます。

また、五つ目としまして、後退用地の取り扱いについてでございますが、後退用地を寄附、無償使用承諾いただく場合、用地の整備・維持管理は市が行う。寄附、使用承諾がいただけない場合、私有地のままで後退用地の道路の機能を保全し、自主管理とすると。非課税措置といたしまして、後退用地及び隅切り用地の無償承諾が得られる場合、後退用地及び隅切り用地に係る固定資産税などが非課税となるというような概要でございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

基本的に、狭隘道路の解消というのは、私がこの議会に来て言い続けておるんですけれども、目的は住宅地の防災機能や生活環境の向上を図るというのが、狭隘道路の解消の一番の目的であるということです。

そんな中、今、るる岡﨑部長が読んでいただいたんですけれども、ややこしい手続が多過ぎる。要するに、狭隘道路を解消するのは、防災上、それから生活上、どうしても救急車が入るのには３．５メーターの幅員があったら十分できる。建築基準法のセットバックというのは一つの必要なことですけれども、必要最小限の幅員だけは確保しておかな、その地域の住民の生活向上は図れないと、防災機能も図れないという中で、私はずっと言うておるんですけれども、その狭隘道路を解消するのに、必要な用地は市で買い上げるべきでないかと。

だから、ここにある基金ですな。たしかソフト事業としてしか活用できやんと。この１０億円、償還年月日を私聞くと、１５年かかると。１５年後に償還し終わったら、そのときに原資は残っていますから、１５年後に改めて市で独自に使える金というふうに理解しておるんですよ。だから、そこら辺はやっぱり組み替えていかないかんのではないかと私は思っておる。市長どう思いますかな。やはり、狭隘道路を解消するためには、今も中﨑議員も言われたように、ここですよ、住宅地の防災機能や生活環境の向上を図るためには、用地を市で買うてまでやるべきやと思うけれども、市長のお考えどうですかな。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

狭隘道路の解消でございますけれども、昨年の１２月の議会でもご答弁をさせていただきました。ご指摘がございました昨年１０月１日施行で創設をいたし、施行をいたしました狭隘道路後退用地整備事業を、現在、展開させていただいておるものでございます。

議員ご案内のように、亀山市内の市道の延長は、旧亀山市で約４４０キロ、旧関町地内で約１１０キロ、総延長５５０キロという市道を抱えておるものでございます。その中で、集落内の狭隘道路につきましても、速やかな改善が望まれる中、こういった状況を解消していくために、先ほど部長の方から答弁させていただきました市の策定を進めさせていただいて、生活道路整備方針に基づいて整備対象路線を選定して、整備手法を今後検討していきたいというふうに現在考えておるものでございます。

しかしながら、これらのすべての狭隘道路で改良事業を実施していくということは、極めて難しいものというふうに考えておるものでございまして、そのため、道路改良計画がない狭隘道路沿いで新築、建てかえがされる機会をとらえて、この狭隘道路後退用地整備事業を活用いただき、そして展開をさせていただいておるのが現状でございます。

例えば、昨年１０月にこの制度を施行させていただいてから、現在までに五十数件対応させていただいておりまして、今後、これらの事業の展開によって、狭隘道路の解消に全力で努めてまいりたいと、このように考えております。

したがいまして、今ご提案いただいております市ですべて買い上げてということは、総延長５５０キロの今の市道の現状の中で、これは限界もございますので、この整備事業をうまく活用しながら、市民の皆さんにご理解いただきながら、今後展開をさせていただきたいと、このようにご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

団地に住んでみえる方は思わはる、狭隘道路とは一体何やろうって。家の前に広い間口の道路がありますから、狭隘道路、何をぎゃあぎゃあ櫻井は言うておるのやと言われると思う。実際、この前見たでしょう。昼生地区、本当に市役所の端、北山、それは狭いですよ、野登でも狭いところがある。一気にせいとは言っておらん。私は、用地費を出して、例えば５万円で値が出たら、５万円を１０万円でこやな売らんというんやったら、その人はほうっておけばいい。５万円で協力するところはやっていただきたいと私は思っておる。

全長１５６キロという形で認識しておるんやけれども、できるところからやっていったらいいんですよ。そうすると、何遍も言いますけれども、防災、それから生活環境の充実を図れると。そうやってやっていきゃあ、櫻井市長は偉いもんやというような形で、市民の皆さん喜びますよ。何せ、狭隘道路の解消を速やかにやるためには、その用地は市で買い上げて、そしてこの狭隘道路の解消をやらんことには、絶対にできやんと私は思っています。

次に移りたいと思います。

ＡＥＤについて以前にも質問させてもらいましたけれども、一体地域的な配置のバランスの状況はどこまで行政として把握してみえるか、一遍お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

このＡＥＤにつきましては、まさに市民の命に関することであります。消防行政としても、本来の任務、人の命、市民の命を保護する、そして、具体的な任務として救急搬送という任務があるわけであります。

今お尋ねの地域のバランスということでありますけれども、私がこちらへ参って先般通告をいただいて調査をさせていただきました。亀山市内１９０平方キロメートルあるわけでありますけれども、全域で１１１ヵ所、台数として１６８台、このように承知をしております。これは、２１年度までに公共施設で設置をいただいておるのは７０ヵ所、７２台、そして他の４１ヵ所、９６台については、民間事業所において設置をいただいておると承知をしております。以上です。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、市長にお伺いしたい。

消防長が７０ヵ所ということで説明があったんですけれども、ＡＥＤの設置の分布図の作成とか、空白地の把握、そのバランス、そういうようなことは調査されたんですか、市長。認識してみえるか。

○議長（大井捷夫君）

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

これまでの経緯もございますので、出張って、消防としてご説明をさせていただきたいと思います。

昨年１２月に櫻井議員からご質問いただいて、いろんな経緯の中で、前任の消防長が答弁をいたしたと。その中で、このＡＥＤの普及啓発というのは、消防行政として、当然、救命講習の過程で、一般事業者、そしてまた市民の皆さん方、子供たちにもしっかり携わってまいったところであります。そういう中で、広く認識をしていただいておりますけれども、現状は、これがベストかと問われるならば、まだ私としては自分の立場では明確にはお答えできないと。

ただ、印象として申し上げるならば、この４月には私は他市から転任をしてまいりました。このＡＥＤの設置状況、公共施設に設置されておる市はないと承知をしております。なおかつ、数は少ないわけでありますけれども、各民間事業所で設置されている実態を見ますと、非常にそういう面で市民の皆さん方のご理解の中で、地域力というのが非常に高い、このように認識をしているところであります。以上です。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

そこで一つ、こういうようなことを聞いたんです。各地区のコミュニティセンターに設置してありますね、ＡＥＤが。それが２４時間使用可能な体制は確立してありますかな、いかがですか。ちょっと聞かせていただきたい。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

各地区のコミュニティセンターに設置してあるのが２４時間体制になっておるかというご質問でございます。

現在、各地区コミュニティセンター施設内に、平成１９年７月より、施設利用時の緊急救命処置用具としてＡＥＤを設置いたしておるところでございます。このＡＥＤは、地区コミュニティセンターの開館時間でございます午前８時３０分から午後１０時の間に施設を利用される方を対象としております。したがいまして、現在のところ、２４時間の利用はできない状況でございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、今利用できない状況にあると。

ＡＥＤ本体が５０万、バッテリーの交換が４年ごとに６万６，１５０円、子供用で１万９，９５０円、大人用のパッドが６，３００円と。これにはいろんな経費を使っておるんですけれども、２４時間体制ができていないということですけれども、これはどういうふうに市長さん解消しますかな、一遍市長の考え方をお聞かせ願いたい。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

コミュニティセンター設置のＡＥＤ、この利用でございますけれども、２４時間利用はできない状態にございます。

コミュニティセンターにおけます利用につきましては、開館時間での地域の皆さんの活動を対象といたしておりますことから、室内に設置をいたしてまいったものでございまして、例えば２４時間ということになりますと夜間から早朝までの間でございますが、屋外へというようなことになろうかと存じますけれども、ご案内のようにＡＥＤ自体は精密器械でありますことから、安全上の問題、あるいは管理上の問題もあろうかと思いますので、現在、コミュニティーで２４時間対応できるような体制は考えておらないものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

対応は考えておらんというたら、例えばコミュニティーの地区で、大体１７地区あるわけですわな、設置してあると。１０時以降に心臓発作を起こしたら不運やったというふうに考えてみえるん

かな。そんなことでは、安心・安全の住みよいまちづくり亀山というようなことは、あなた大見え切って言えんと思うけれども、いかがですかな。

次に移りたいけれども、ちょっと提案ですけれども、各地区に消防団があります。消防団車庫、防災倉庫、自治会の公民館の数、一体どんなぐらいありますかな。あわせてお聞きしたいんですけれども、消防団車庫、防災倉庫、公民館に市長として設置する考えはないか、一遍あわせてお聞きかせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

市民部といたしまして、自治会が所有しておる公民館ということでお答えをさせていただきます。

自治会集会所の設置につきましては、現在、確認をいたしております、これは自治会等その他の部分もありますので、所有しております集会所などの数は９７施設でございます。それから、設置に関しましてでございますけれども、市の考え方といたしましては、施設の管理者である自治会、ほかもございますけれども、そちらの方でＡＥＤの設置についてはお願いをしたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

消防の関係でございますので、お答えをします。

当市の消防団の車庫については、１３個分団あるわけですけれども、４１ヵ所全域でございます。以上です。

○議長（大井捷夫君）

片岡危機管理局長。

○危機管理局長（片岡久範君登壇）

防災資機材倉庫の数につきまして、代表避難所は小・中学校や体育館施設を含めると１５ヵ所、自主防災組織は現在１４５団体で結成されております。

また、ＡＥＤには、日常的な維持管理と高温多湿等の保管状況も影響されますことから、現段階では防災資機材倉庫への設置は考えておりません。よろしくお願いします。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

危機管理局長も、市民部長も、欲しけりゃ自分のところでやりなはれということですな。

せめて、消防団車庫が４１ヵ所あると。これはそれなりのバランスをとっておるんですね。配置バランスのことでちょっと言わせてもらうけれども、その７０プラス４１分団車庫、この分団車庫というのは、バランス的に全市に均等に各分団のところに配置されておると思うけれども、そこら辺に設置する意思はないですかね、市長、分団車庫。

○議長（大井捷夫君）

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

お答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、４１ヵ所の消防団車庫は、先般も一部車庫について回らせていただきましたけれども、非常に地域バランスはいいと、まさにそのとおりであります。これは先人の英知のもとで建設されたものだと、このように認識をしております。

そこで、その消防団車庫にＡＥＤ（自動体外式除細動器）を設置する是非についてお尋ねでございますので、明確にお答えをしたいと思います。

私の立場から申し上げますと、この消防団車庫への設置、場所、これは不適であると、適正を欠くと、このように考えているところであります。以上です。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

不適であるという消防長の見解ですけれども、それは市長も同じですかな。なぜ不適なのか。一番地域バランスがとれた消防団車庫で、今もそのコミュニティー、それから各公共施設、すべて管理者がおって、閉まっておると、１０時以降は。それで、消防団車庫は常に夜間出動もできる場所である、各消防団員がおりますから。そういうような中で、不適と判断した根拠を示していただきたい。それは、市長も消防長も同じ意見ですかな、いかがですかな、両方ともからお答え願いたい。

○議長（大井捷夫君）

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

お答えを申し上げます。

まさに消防団車庫は拠点であります。これは紛れもない事実であります。ただ、施設の管理・運用というのは厳格でないといかんと思います。それはしかるに、まさに今議員がご指摘の救急業務、もちろん消防活動もそうでありますけれども、危機管理上、常に迅速に対応するのは当然でありますけれども、あわせて危機管理というのは、公共の施設、公の施設、財産、こういったものを適切に管理しなきゃならないと。当然、公共施設でありますので、管理は施錠等きちっと施す必要があります。当然、車庫の中には、車両以外にも装備資機材が保管を適正になされております。

そういった中で、ＡＥＤを設置することは、当然、地域住民の皆さん方が、不特定多数の方が自由に出入りできる、そういう条件がないといけないと。先ほどコミュニティーの問題ありますけれども、そういった中で、日常的に消防団車庫をオープンにする、そういったことは極めて管理運営上問題があると、このように私は認識をしております。以上です。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今消防長がご答弁させていただいた考え方と同様の考え方を持たせていただいておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

確かに管理上、施錠しておると。だけど、地区の１３個分団、実際は１２個分団ですけれども、各地区に班別で団員が月２回の点検をやっております。点検でいろんなことをやっておる中で、その地域にはその地域の消防団員が見える。そして、施錠管理もやっておる。その中で、一番最適と思うけれども、その辺の見解をもう少し変えていただきたい。やはり、１０時以降のコミュニティーの活用ができない。ほんならどうするんです、市民の夜間のＡＥＤ必要なときには。もう一遍市長に聞きたい。１０時以降の市民のＡＥＤ使用が起こった場合にはどうするんや、聞かせていただきたい、もう一遍。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

１０時以降で市民の皆さんに万が一の状態が起こった場合、これはまさに地域医療の今の救急医療体制とかかわる問題であろうというふうに考えておりまして、そういう意味で、ＡＥＤの問題はもちろんでございますけれども、救急体制を充実していく中で、市民の皆さんの安心を確保していくと、こういう考え方でございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

公民館は自分らでつくりなはれということやで、僕が４項目に上げた企業に対する補助金というのは、全然関知しないということですな。いかがですか、市長。公民館は自分らで欲しいもんはつくれというんだから、全然制度は考えていないと理解してよろしいかな。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昨年もお答えをさせていただいたと思います。

ＡＥＤにつきましては、普及啓発を推進することは大変重要であるというふうに考えておりますが、現在のところ、民間企業の設置に対して補助制度を創設するとか、このような考え方はございませんでして、それぞれの施設、または事業所の所有者、管理者の皆様によって設置をいただきたいと考えているものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

あと２秒ですけれども、有効に使いたいと思います。

減債基金というのは、くくって、くくって、くくりまくったところへ金を３億も積む。その前には１１億も積むと。それで１４億も積むと、その他で１７億も積むというようなお金があるのやったら、市民生活のためにそういうようなお金を、たとえちょっとでも使っていただいて、安心のために、その亀山市をつくっていただくために整理してください、市長、頼みますわ。終わります。

○議長（大井捷夫君）

２２番　櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

次に、５番　豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

では、早速質問に入らせていただきます。ちょっと雰囲気ががらりと変わると思いますけれども。

議案質疑でも少し触れさせていただきましたが、ふるさと納税についてお伺いいたします。

ふるさと納税は、住民税の一部を、かつて住んでいたり、子供時代を過ごした自治体など、居住している自治体以外に納めることを可能にした制度で、平成２０年４月に地方税法改正によって同年５月から導入をされました。住民税の１割程度を上限に、地方自治体に寄附すると寄附証明書が発行され、住民税の一部が控除されます。都市部と地方との税収格差を是正する目的があると言われております。

簡単に申し上げますと、例えば亀山市で育った人が大学や仕事で東京などに引っ越しして、そこで働くようになりますと、働いて支払う税金というのは東京に行ってしまします。このように人気のある都市部にばかり税金が集まり、若い人がどんどん出ていってしまうと、地方の税収はどんどん落ち込んでしまうことになり、実際、そうなってきておりました。

地方における働き手世代の減少は、そのまま税収減に直結しているのです。そういった格差を和らげるためにできたのがこのふるさと納税でございます。そういった意味では、ぜひとも、現在亀山市を離れているけれども、亀山市にかかわりを持っている方に見ていただいて、知っていただきたいのですけれども、ホームページの録画中継を見てくださるのを期待しながら、第１問目に行きたいと思います。

それでは１番、亀山市はふるさと納税についてどう考えているのか、また現在どのような窓口対応がなされているのか。ＰＲ方法や窓口での現在の取り組みを教えていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

ふるさと納税制度につきましては、議員申されたとおり、ふるさとを応援したい、ふるさとへ貢献したいという気持ちの納税者の方が、ふるさとを思う地方公共団体に寄附を行った場合に、個人住民税からその１割程度を上限として、寄附金額を控除する寄附金税制であります。また、所得税では、寄附金額を所得控除する制度が別に定められているところでございます。

本市におきましては、市役所本庁にポスターを掲示しております。また、年末年始に亀山へ帰省された方のために、ＰＲとして、年の初めの広報に掲載をしておるところでございます。さらに、亀山市ホームページでも広く周知を図っております。職員に対しましては、ふるさと納税制度の利用の手引を作成し、問い合わせに対応できるようにしております。一方、三重県のホームページでは、市町村応援コーナーがございまして、各市町のふるさと納税コーナーのサイトへ直接アクセスできるようになっております。

なお、このふるさと納税の窓口につきましては、企画部企画政策室が取りまとめを行っておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

そうした中で、現在、亀山市ではどのような実績があるのか。今までの寄附数、申込額などを詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

ふるさと納税の今までの実績はということでございますが、平成２０年度には１件で５万円でございます。平成２１年度は４件で２，０１２万円でございます。それから平成２２年度では２件で１０万円の寄附をいただいており、市民活動支援のためなどに活用させていただいたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

ふるさと納税制度の運用状況、亀山市では７件ございました。その中で、私も資料を見せていただいたんですけれども、県外の方が４名、それから市内の方が３名ということでした。それら、いろいろ去年にも地域福祉基金として２，０００万円の寄附があったりとか、２万円の寄附、５万円の寄附と幾つかございますけれども、それらの寄附に対して、亀山市ではどのような対応をしてきたか。例えば、寄附をしていただいた方にお礼として何かなさったのか、そういうことをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、活用状況で抜けておりまして申しわけございません。

ふるさと納税をいただいた方につきましては、保健福祉増進のための地域福祉基金とか、ボランティア活動を育成するためのボランティア基金、それから関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりのための関宿にぎわいづくり基金にそれぞれ受納をしております。

それから、その基金の運用につきましては、総合保健福祉センターのトレーニング機器の購入や、市民参画協働事業推進補助金、それから関宿周辺地域にぎわいづくり基金として活用させていただいておるところでございます。今後は、民間の社会福祉施設の整備費にも活用させていただくというような予定をしております。

なお、寄附をいただいた方の対応でございますが、感謝の意を込めまして、市長の署名入りの礼状をお送りさせていただいておるところでございます。また、亀山市をより身近に感じていただけるよう、第１次亀山市総合計画の概要版や本市の広報紙、観光パンフレット等を送らせていただいております。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

都心中心型の日本の情勢というのは、今問題が深刻化しております少子・高齢化にも加速をかけています。今までにも、地方自治体がさまざまな戦略で地域再生の立て直しを図ってきましたが、その多くが失敗しております。

亀山市は、大企業誘致によって一時期大きく税収を上げることができましたが、リーマンショックにより多くの企業が大打撃を受けたのと同時に、その影響が、直接現在亀山市にも降りかかってまいっております。

やはり、今必要なのは地方の資源をどう生かしていくかであると思います。地方が生き残っていくためには、地方にある魅力をどうＰＲしていくか。国や企業や外部に頼った依存型ではなく、これからは地方にも経営的な視点が必要であると思います。

そこで、潜在住民という視点を紹介したいと思います。

ここでお話しする潜在住民とは、過去にその地域に住んでいたなどのつながりがあり、後にその地域を離れても、今も変わらず感情的なつながりを保ち続けている人のことを指しています。例えば大学で亀山市を離れた人、転勤で亀山市を離れた人、お嫁入りをして引っ越しをした人、子供のころに亀山市に住んだことのある人、ことし名誉市民に選ばれました中村晋也さんも亀山市の潜在住民の一人でございます。

行政側としましては、住民というと、やはりこの土地に住み、この土地に住んでサービスを受ける人、また税金を支払ってくれる人だけを見がちであると思いますが、地域活性化を考える際には、今ここに住んでいる現住民に加えて、潜在住民という視点を取り入れてみる必要があります。先ほど経済的な視点と言いましたけれども、現代において、この経済的な視点には情報の活性化が欠かせません。地域の情報が活性化をして注目が集まり、内部の人が活性化し外部の人に伝わる。それが地域再生の前提になります。その場合、潜在住民の活性化がもたらす価値ははかり知れません。なぜなら、今、この亀山市から離れたところで、亀山市を話題にし、そして亀山市を売り込んでくれる宣伝媒体となっているからです。

一つ例を挙げてみましょう。

亀山市は、たくさんの多国籍の方がいらっしゃいます。ブラジル人の方が特に多くいらっしゃるんですけれども、リーマンショック以降、今回の不況の影響で、本国に多くの方が帰られたと言われております。しかしながら、ブラジル人の方たちは、日本のことを第二のふるさとと思い、また日本に戻りたいという方が今でもほとんどだそうです。彼らは、日本の製品を買い、本国に送り、そして日本の文化を生活に取り入れています。そうして、日本を絶大的にＰＲしてくれているそうです。そんな彼らも、また日本の大切な潜在住民であります。

話が長くなりましたけれども、２００８年から始まったふるさと納税への世間の注目は、制定当時と比べると、現在停滞をしております。ふるさと納税は、ふるさと意識に訴えかけた潜在住民向けの施策といえるでしょう。しかしながら、一時期にぎわったこの施策は、現在あまり話題にもなっておらず、人々の間にも定着したとはとても言えません。その理由は幾つか存在しますが、やはりふるさと納税を、ただ納税、寄附というお金の部分にだけ結びつけてとらえてしまうようなあり方をしていることが、問題の一つになっているのではないでしょうか。つまり、潜在住民のふるさと意識に訴えかけるような情報提供を、各自治体がしてきたかということです。

では、視野を広げまして、亀山市ではなく三重県の中でのふるさと納税についての各市の取り組

み状況を、わかる限りで結構ですので、教えていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

県内の状況でございますが、三重県及び各市町がふるさと納税の受け入れを行っております。この中には、クレジットカードによる納付が可能なところや、寄附をいただいた方へふるさとの特産品や施設入場券等を贈呈する特徴的な取り組みを行っている市町もございます。昨年１月から１２月までの１年間において、県内のふるさと納税の受け入れ件数につきましては、年間３０件以上では玉城町、大紀町、熊野市、伊勢市、南伊勢町の５市町で、共通事項としましては、県の南部地域に集中しておりまして、かつ寄附金額に応じた特産品の贈呈を実施しておるというようなところでございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

先日、先ほどありました大紀町さんの方に問い合わせをしたところ、担当の方が丁寧に教えてくださいました。

現在、大紀町さんでは、ふるさと納税が始まった２００８年度は、職員１人当たりに１０名分のチラシの配布を依頼し、２００９年度はクレジットカードでの支払いを可能としたり、感謝の気持ちというふるさと特産品の情報発信をしながら、そのふるさと特産品を寄附として下さった方々に送付しています。その結果、２００８年度には２８件の寄附であったのに対し、２００９年度には倍以上の５９件、２０１０年度は１１月３０日現在でその３倍の１８５件の寄附があったそうです。

また、県外で見ますと、先月２７日の毎日新聞では、鳥取県境港市が紹介されておりました。ＮＨＫ連続テレビ小説や映画の「ゲゲゲの女房」で認知度が高まり、去年と比較して約４倍の納税件数があったそうです。境港では、そういったゲゲゲ効果による認知度に加え、１万円以上の納税者に２８品目から１品選べる特産品、主に海産物ですけれども、そういったもの送付しています。そのほかにも、先月２９日の産経新聞では、彦根市がゆるキャラ「ひこにゃん」を売り出して、ふるさと納税を去年の３倍も集めております。

このように、他県・他市では地元の資源・魅力をうまくＰＲして、工夫しながらふるさと意識を高め寄附を集めております。その他の市や県のホームページを調べましても、特産品情報、地元イベント情報、寄附に対する感謝の気持ちなど、実にさまざまな心配りが見られます。

兵庫県香美町では、ホームページがわかりやすく、ふるさと納税窓口をつくっており、寄附に対して特産物を写真でアピール、このように写真でアピールしていたりするんですけれども、そういったことに加えまして、寄附者一覧、こういう人が寄附してくださいましたという、もちろんこれはいろいろ情報制限もあったのかもしれませんけれども、そういったもの。また、香美町に対する寄附者の皆様からのご意見、どういうふうに使いましたということまで、すべて丁寧に詳細に書いてございます。

そういったことも踏まえまして、亀山市における今後のふるさと納税の取り組みについて、亀山市として、何か亀山市をアピールする方法を考えていくべきだと思いますが、執行部ではどのよう

に考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

ふるさと納税につきましては、納税される方がふるさと亀山を応援したい、貢献したいという気持ちを持った方が寄附をされる制度でございます。この制度の目的からも、納税者が亀山市を応援したい気持ちやふるさとへの愛着を持っていただくよう、まちの魅力を高めることが重要であると考えております。また、亀山市をより身近に感じていただけるよう、亀山市の豊かな自然や歴史、各地域に継承された伝統文化などを今後もＰＲを行ってまいりたいと考えております。

なお、県外でお住まいの本市に縁のある方への広報紙の配布数につきましては、現在１０件程度と少ない状況でございますので、今後は、ホームページでも掲載はしておりますものの県外に対する配布も検討しまいりたいと思います。

また、本市のホームページでは、主に納税の手引きに関する説明をしておりまして、どちらかというと事務的なホームページとなっております。他市町のホームページにつきましては、議員ご指摘のとおり、町の風景や特産物を紹介するなど、いろいろな特徴的なことがございます。例えば、滋賀県米原市の観光のホームページでは、天の川ほたるまつりのサイトにおいて、蛍を守る活動にふるさと納税をと、祭りの趣旨とふるさと納税制度の内容をあわせてＰＲしておる市もございまして、今後は、市のホームページの構成内容について十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

このふるさと納税制度は、単に市の財源確保というだけでなく、亀山市の情報発信のツールとしても大変活用できます。例えば、亀山市にはたくさんの魅力がございます。豊かな自然と歴史のまち亀山には、棚田のお米や石水渓、三つの宿場町、活発なＮＰＯ活動、きょうも岩手県へ出張して、亀山市をＰＲしてくれている亀山みそ焼きうどん、ろうそくやモズクやジネンジョ、ムカゴ、関ロッジ、いろいろございます。つい最近には、関宿をすばらしく表現しました「関宿かるた」もできました。そういったものは、すべて亀山市を知る潜在住民に訴えかけるものであります。

例えば、寄附していただいた市外の方に亀山市の広報を毎月送ったり、イベント情報を送るのも一つの心配りになります。亀山の桜まつりや関宿まつりなど、イベントの情報発信をすることによって、例えば帰省の時期をそこに合わせる人が複数いらっしゃれば、そういった動きがプラスの活力になり、地域再生の力になる可能性を持っております。

また、この潜在住民という考え方は、大きな可能性を持っております。亀山市は５万人という小さな規模でございますが、潜在住民を含めれば、５万人以上の人口が２倍になることも可能なのです。そういったきずなを深めることは、亀山市の愛着心を生み、ひいては亀山市に戻ってくる人、また定住化への力にもなります。そうでなくとも、潜在住民の方々は、亀山市を宣伝してくれる強力な媒体となるだけでなく、何度も訪れてくれる特産品を購入してくれる消費者にもなってくれます。また、市内にいては気づかない外からの視点を与えてくれるなど、多くの可能性を含んでおります。だからこそ、ぜひとも一つの有効なツールとして、このふるさと納税について、もっと熱心

に真剣に取り組んでいただきたい。

また、ふるさと納税には項目が幾つかございますが、市民が一番興味があることに納税することができます。よく税金が高過ぎるわとか、税金を取られたわという表現をなさるのを耳にすることがございますけれども、これも、ただ税金を支払うというだけでなく、このようなふるさと納税のように自分の払ったお金の使途がわかる、そういったものは市民にとってもうれしく、払いがいのあるお金だと思います。

この項目メニューには、いま一度工夫をしてもらい、亀山市らしく夢のあるメニューがもっとあってもよいと思います。そして、寄附していただいた分は、毎年何とかに使われましたというような情報発信をすべきだと思います。夢と可能性にあふれた意見と思いますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員がお触れになられました、潜在住民の心の位置へしっかりと訴えていくような取り組みを進めていくと。ふるさと納税制度をうまく、もっともっと工夫をして、そこのところをしっかり取り組めというご提案をちょうだいいたしました。まさに、大変重要な要素であるというふうに思っておりますし、もちろん自分のまちを誇りに思ったり愛着を持つ、その内部の力と外からの評価がつながったときに、相乗効果でまちが輝いたり、住民の皆さんの暮らしはまさに輝くんではないかというふうに考えておりますので、本当に夢のある、あるいはどのようにメッセージとして心へ伝えていくのかと、こういうやり方につきましては、さらに工夫をして、今後、市民の皆さんへの情報共有とか、愛着や誇りをつくり上げるような、地域の資源を磨いていくような取り組みはもちろんしっかり進めながら、対外的な情報発信に向けて、あるいはシティープロモーションに向けて努力をいたしてまいりたいと考えるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。私は、亀山市が応援したいまち、愛されるまち、元気なまちになっていただきたいと思います。そう願っている人が、亀山市だけでなく市外にもたくさんいらっしゃることも私は知っております。ぜひとも、この事業、ふるさと納税ですけれども、誠意と感謝の気持ちを持って、一丸となって取り組んでいっていただきたいと思っておりますので、またよろしくお願い申し上げます。

その次に行きたいと思います。

障がい福祉サービスにつきまして、去年４月から亀山駅周辺を中心とした地区の亀山市交通バリアフリー構想がスタートしました。年々、地方を中心に高齢化が進み、亀山市でも例外ではなく、高齢化が進んでおります。今以上に高齢者がふえ、今後は足腰が弱い方や車いすを使用する方が多くなってくることが予想されます。そういったことを考えても、バリアフリー化することは重要であり、またそれに備えた生活環境をつくっていくことは、行政の重要責務となってくることでしょ

う。

そのような観点から、まず１点、亀山市における車いす状況についてお伺いしたいと思います。現在、亀山市で車いすを利用している方は何名ほどいらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

車いすにつきましては、補装具の種目の一つでございます。普通の車いすと電動車いすに分けられます。

過去３年の補助による交付件数及び修理件数でございますが、平成２０年度につきましては、車いすの交付が８件、修理が８件、電動車いすの交付件数はゼロ件、修理が６件。平成２１年度につきましては、車いすの交付が１０件、修理が９件、電動車いすの交付件数はゼロ件、修理が３件です。本年度につきましては、１１月末現在、車いすの交付件数が１０件、修理件数が３件、電動車いすの交付が２件、修理が４件となっております。

なお、車いすをご利用になられている方の実数、ちょっとそこまでは把握してございません。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

すみません、時間がありませんので、次に行きたいと思います。

次に、補装具及び住宅改修補助事業について、二つに分けてお伺いしたいと思います。

補装具とは、身体の失われた部分を補う義肢や、体の機能を補助する装具などの総称で、義足や義眼、車いす、補聴器などをいいます。補装具にもさまざまございますけれども、これらの補装具に対する補助額、また対象者の費用負担について、わかることを教えてください。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

補装具につきましては、先ほどの車いすを含め約１６種類が障害者自立支援法に種目として定めております。各種目ごとに基本価格及び耐用年数が定められておりまして、ご質問の補助額及び利用者負担額につきましては、補装具の購入、または修理が必要であると市が認めるときは、費用の９割が公費で、残りの１割が利用者の負担となります。所得に応じまして、負担上限額も定められております。

例を申し上げますと、電動車いすの場合、価格が５５万２，０００円といたしますと、１割と計算しますと５万５，２００円ですが、自己負担額は、世帯の収入状況によりまして無料、９，３００円、または３万７，２００円のいずれかに軽減をされることとなります。また、補聴器の場合でも、価格が６万８，０００円といたしますと、公費負担が９割の６万１，２００円、自己負担が１割の６，８００円といったことになります。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

次に、住宅改修事業についてお伺いをいたします。

この事業は、県の制度変更に伴って廃止されたと伺っておりますが、このことに対して亀山市はどのような対応をしていますか。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

住宅改修補助事業でございますが、平成８年度から高齢者及び障がい者の住環境改善支援を目的といたしました三重県高齢者及び障害者住宅改修補助実施要綱に基づき、市におきましても要綱を制定して実施をしてまいりました。しかしながら、県におきまして、平成２１年３月にまず高齢者が対象から外され、平成２２年３月には障がい者も含め廃止となりました。これは、介護保険法に基づく住宅改修を利用できること、また県補助事業の実績が減少していることなどから廃止となったところでございます。市といたしましても、同様のことから、平成２２年３月で廃止をさせていただいております。

そこで、市では、障がい者の住宅改修につきまして、別事業の日常生活用具給付事業で、重度の障がいのある方は対応させていただくとともに、既存の住宅改修事業に該当しなかった重度の知的障がい者（児）の方のために、重度知的障がい者（児）住宅改修補助事業要綱を制定いたしまして、本年４月から施行させていただいております。現時点では実績がないところでございます。今後も、広報等におきまして事業の周知に努めてまいりたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

福祉サービスの資料を見せていただきました。いろいろなサービスがある中でも、やはりそれぞれに条件や制限がございます。その中で大切なことは、制度のはざまで困っている人を無視しないようにしなければならないということです。本当に困っているけれども、自分ではどうにもできない、そのような人がいないようにしなければならないと思います。すべてが制度や規則でうまくいくものではないですが、きっと現場の皆さんの方がよくおわかりと思いますので、きめ細かな対応をお願いいたします。

次に、車いすレクダンスの全国大会について質問させていただきます。

来年２０１１年の１１月１１日、１２日に亀山市で行われます車いすレクダンス全国大会についてお伺いをいたします。

ことし２月１１日に、市民参画共同事業の公開プレゼンテーションで傍聴の機会がございました。その中で、車いすレクダンス普及会亀山支部さんの活動内容が紹介されましたが、ことし亀山市で車いすレクダンスの大会「めざそうバリフタウン全国大会ｉｎ亀山」が開催されるそうです。

まず最初に、この大会の概要、経緯について担当部にお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

車いすレクダンス全国大会についてでございますが、大会を運営されます車いすレクダンス普及会亀山支部さんにおかれましては、車いすを活用した社交ダンスやフォークダンスを通して、高齢者や車いすを利用されているなど多くの方々との触れ合いを大切にするボランティアグループで、平成２０年５月に全国３４２支部、会員７，０００人のうちの一つとして発足をされたと伺っております。以来、市内の高齢者施設などで活動を行い、支部及び会員もふえていると伺っております。

そんな中、平成２１年８月の亀山市市民講座の講師といたしまして、車いすレクダンス普及会、矢車草の会さんの黒木理事長が亀山市にお越しになられ、平成２１年１２月に全国大会実行委員会を立ち上げられました。そして、平成２２年４月に行政に対しまして、実行委員会への参画依頼があり、同月の実行委員会から参加をさせていただいているところでございます。

全国大会は、平成２３年１１月１２日に開催されますが、参加者はスタッフを含め約６００名で、会場は西野公園体育館を予定されております。現在、実行委員会より全国の支部あてに参加者の確認をされておりまして、年末までにはおおよその人数がわかると、このように伺っているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

では、この案内を見ていただきたいと思います。

「めざそうバリフタウン全国大会」というのが正式な名称で、来年１１月に亀山市で全国大会が開かれることになりました。バリフタウンという言葉は、バリアフリーのまちづくりを目指して、亀山市で生まれた新語だそうです。社会には、町のつくりのような物理的なバリアだけでなく、年齢や言葉、体の特徴、目に見えない心のバリアなど、さまざまなバリアがあります。それらが多いほど住みにくいまちということですが、それらのバリアを取り除いて、バリアフリーのまちづくりをしていこうという考えで、「めざそうバリフタウン」という表現ができたそうです。

この大会は、体の不自由な方に、外に出て人との触れ合いから生きがいを見つけて、社会に出てもらう一歩として車いすレクダンスを進めています。全国大会を開催するに当たり、亀山市のバリアフリーを総点検し、バリアフリーができていないところを改善していこうと、市民、企業、そして行政がそれぞれの専門性を生かして取り組んでいらっしゃいます。例えば、公共施設のトイレを車いすの方が使えるように改善したり、市内ホテル内のバリアフリーについてチェックをしたり、ハード面の施設改善だけでなく、心のバリアフリーやバリアフリーのまちづくりに取り組む意識改革も、また積極的に進めていらっしゃいます。

今回の大会は、去年沖縄でも行われ、およそ３００人の人が沖縄に集合したそうです。来年の亀山市では、およそ五、六百人の参加者が見込まれております。このような大変な人数が全国から亀山市に訪れるのですが、亀山市としては、この大会にどのようにかかわっていくのでしょうか。市長、担当部局のこの大会に対する意識や取り組みについて確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

お話がございました来年の車いすレクダンスの全国大会でございますけれども、この全国大会の開催に向けて、現在、車いすレクダンス普及会亀山支部の皆さんを初め、めざそうバリフタウン全国大会ｉｎ亀山実行委員会の皆様が、来年の大会に向けての準備を今進めていただいておりまして、全国からのお客様をお迎えするためのご尽力を賜っておるものでございます。

亀山市といたしましても、来年１１月のこの全国大会が、まさにおっしゃられましたハード的なバリアフリーだけではなくて、人と人のバリアを取り除くような心のバリアフリー、これを一層深めて、まさに亀山発のバリフタウンという共生社会の実現に向けて、非常に大きな契機となることを願っておりまして、その開催、成功に向けまして、亀山市といたしましても、この実行委員会の取り組みをしっかりと支援をしていきたいと、このように考えておるものでございます。議員初め多くの市民の皆様のご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

担当部といたしましては、健康福祉部高齢障がい支援室が市の窓口として参加しております。４月より毎月開催をされます実行委員会に出席をさせていただいているところでございまして、県への後援依頼や補助金の要望についても同席をさせていただいております。

また、本年１１月１３日に開催されましたプレ大会につきましては、亀山市が後援として、市長を初め健康福祉部、市民部、市社会福祉協議会より人員の協力もさせていただいているところでございます。今後も支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

最後に、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

先ほど申し上げましたが、この全国大会は、大きな大会であり多数の人数の参加が見込まれております。その中で、実行委員会ではできない部分の補助が必要だと思います。

そこでまず１点目、亀山駅のエレベーターと多目的トイレですが、やはり亀山市の玄関口であり、多数の方が利用される亀山駅のエレベーターとトイレの状況が大変心配です。エレベーターと多目的トイレの進捗状況はどうでしょうか。

それからもう１点、西野公園においてですが、多目的トイレが、現在西野公園の体育館に一つ、外に一つしかございません。車いすをご利用の方に対して圧倒的に不足しております。一つは、体育館に多目的トイレの設置をお願いしたいと思います。また、外の多目的トイレについては、トイレ入り口付近のコンクリートの凹凸がありまして、車いすの方が通るのが大変危険です。ここの改修をお願いしたいと思います。見解をお願いします。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

ちょっと順番が変わりますが、会場となります西野公園体育館内のトイレ改修、西野公園内のト

イレの凹凸の改修につきましては、各所管担当室におきまして対応していただく予定と確認をいたしております。

また、亀山駅のエレベーター、多目的トイレの設置につきましては、今年度中に完成の予定と伺っております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○５番（豊田恵理君登壇）

最初にも申し上げましたけれども、今どんどん高齢化の波が押し寄せております。亀山市の高齢化率も上がってきております。近い将来に、車いす利用者の方が確実にふえていくことがわかっております。また、多目的トイレは、車いす利用者のみが使うわけではありません。障がいを持つ方、人工肛門の方や妊婦さん、さまざまな方が利用します。というよりも、だれもが使えるんですけれども、しかしながら、車いすの方は多目的トイレでないと困るのです。そのように考えたときに、ぜひともこの多目的トイレの設置を希望いたします。

また、このバリフタウンの大会の目的は、体の不自由な方々に外に出て、人との触れ合いから生きがいを見つけて社会に出てもらうこともあります。車いすレクダンスは屋内で行われますし、西野公園での車いすによるスポーツイベントも、今後ますます活発に行われていくことと思います。そのような前向きな活動を後押しするためにも、また応援していくためにも、ぜひとも前向きに検討をしていただきたいと思います。

最初の項目で潜在住民のお話をいたしましたが、来年、亀山市に来てくださる全国の人々も、また亀山市の潜在住民となる方々になります。ぜひとも、亀山市をよいまちであると思ってもらえるような、またバリフタウンとして誇れるまちとなるよう、この１年、皆で考えておもてなしをできればと思います。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

５番　豊田恵理議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　６時２９分　休憩）

（午後　６時３９分　再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１番　髙島　真議員。

○１番（髙島　真君登壇）

初めまして、私、自由民主党の髙島　真といいます。何分初めてですので、ご迷惑をかけることが多々あるかと思いますが、ひとつよろしくお願いいたします。

これは市長が書かれたマニフェストやと思います。基本的に入れられた方は、未来と希望と亀山を、ああ、これを見たらいいんやなと思って入れられたと思うんですよ、市長に１票を投じたと思われます。

そこで、市長が今就任されて約２年経過し、ここの中に今すぐにと書かれた項目、市長の交際費

の全面開示、隣接する４市との連携、いろいろと書かれています。それで、今、すぐにはすべてできておるのかなという思いも聞かせていただきたいのと、もう時間がありませんので、基本的に、ここ１年以内にというのもＷＨＯ都市連合に加盟とかあります。先ほど小坂議員がマニフェストの達成率を聞かれたときには、手がけたことを入れて８４％という答えをいただきましたが、手がけたんじゃないんですよ。ここに書かれているのは、一年以内にするんやと、すぐするんやと。運用されて実行されておるのは一体何％なのかということと、一体、何ができて、何ができていないのかというのを率直にお聞かせ願いたい。よろしくお願いします。市長、お願いします。

○議長（大井捷夫君）

髙島　真議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

髙島議員のご質問にお答えをさせていただきます。総論を私の方からお答えさせていただいて、個々の具体的なものにつきまして、また担当部の方からお答えさせていただけたらと思います。

まず、マニフェストの進捗の状況でございます。２年前、就任以前にお示しをさせていただきましたマニフェストの項目のうちで、期限すぐに、あるいは１年以内に取り組む施策について明記をさせていただきました。

施策に相当しますものを細分化した項目で見ますと、期限すぐにというのは１９目中１５項目、１年以内で１４項目中１３項目に対しまして、検討・着手ができたところでございます。しかし、今少しお触れいただきましたが、完全達成に至っていないものが多々ございまして、本当に完全達成というものは、例えば市長交際費の全面開示ですとか、中学校卒業までの医療費の無料化、あるいは関支所の機能強化、市長直轄都市計画チームの新設とかＷＨＯ健康都市連合の加盟、あるいはこれは２年以内でお示しをさせていただいておりましたが、前倒しで実施をさせていただいたもので、子ども総合センターの実現ですとか、市民活動支援で未来への専門コーディネーターの配置、あるいは３年以内で小学校芝生化のモデル事業、こういうものは達成されたものでございますけれども、いまだ着手・検討の段階にあるものがまだまだございます。

その中で、達成できた項目、期限すぐにでは３項目、１年以内は３項目の合計６項目ということになります。なお、２年以内、３年以内、４年以内の期限であるものの、本年度までに前倒しで達成できた項目は４項目と、そのような現状でございます。

一方で、着手できていない項目についてどうしていくんやということであろうかと思いますので、これは５項目ございますけれども、現在進めております事業との整合や、詳細の制度設計や検討が必要なものがございますので、今未着手という状況となっておりまして、今後に向けた取り組みにつきましては、マニフェストがぜひ達成できるように努力をいたしてまいりたいというふうに思いますし、現在までの進捗状況につきまして、詳細の検証を行って、できれば来年の２月に取りまとめて、議会、並びに市民の皆様にご報告をさせていただきたいと、このように考えておるものでございます。

具体的な内容につきまして、担当部の方からお答えさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

何分項目も多うございますので、期限すぐにと１年以内で未着手の事項についてご説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

その中で、鈴鹿山系の環境保全区の指定ということにつきましては、やはり法的、あるいは条例上も、完全に市長のマニフェストが達成されるということについては、もう少し調査・検討が必要だということでございます。それから、関、下庄、加太駅の整備で、コミュニティバスとの連動でございますが、これについては新地域生活交通再編事業というのがございまして、そちらの方で行っておりますが、そういった部分については、市長の意向が入ったというような部分ではございませんで、今までの経過で交通再編をやっているということでございます。

次に、新鉄道政策のリニア市民会議の検証でございますが、こういった部分につきましては、リニア市民会議のあり方について、基本的な見直しはまだ行っておらないということでございます。

それから、ミニ市場公募債の発行でございますが、これにつきましては、この財源について亀山市として有効かどうかというような庁内での検証は行っておりますが、直ちに実行できるような状況にはなっていないということでございます。

それから１年以内という部分につきましては、関地区運動会の継続開催ということでございますが、これにつきましては実施主体との関係で今もう現在やっておらないということでございますので、もともとこの部分については着手できない項目になっておるということでございます。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

髙島　真議員。

○１番（髙島　真君登壇）

ありがとうございます。

私の聞いているのは、企画部長に聞くのは、手がけているのを除いて、一体何％の達成率があったのか。達成というだけあって、やっていなけりゃいけないので、基本的に。どれだけあったのかお聞かせ願いたいと思います。その手がけているのを入れたら８４とか、そんなきれいな数字ではなくて、正直に、できていないやつがあれば、達成をしていなかった分をかいま見て、それを達成率としていうのではないかなあと私は思っていますので、どんだけの達成率、何％とかと数字で一遍示してほしいなと思いまして、よろしくお願いします。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

この中で、市長申しましたとおり、達成できた項目が６項目、それから前倒しでできた項目が４項目でございますので、ちょっと数字を持ち合わせておりませんが、全体の分母数が６８というふうに記憶しておりますので、６８分の１０というような数字になろうかと思います。

（「僕が計算するんですか」の声あり）

申しわけございません。計算させていただきます。

それから、市長が申しましたとおり、こういった部分につきましては、詳細については２月中に取りまとめて議会の方にご報告させていただいた方がいいということで、そのようなことで詳細は

させていただきたいと思います。

ちょっとお待ちください。約１５％でございます。

○議長（大井捷夫君）

髙島　真議員。

○１番（髙島　真君登壇）

１５％しか達成をされていないと。今後、大変な財政の中でやりくりしながらやっていってもらわないけないと思うんですけれども、市長のマニフェストの一番最後に、米国発の金融危機、それも見据えてこれを書かれておるわけですよね、基本的に。こういう財政状況になるということはもうわかっておって、これを書かれたということは、達成率は１００％に近くなってくると思いますので、またひとつよろしくお願いいたします。

次に移らせてもらいますが、リニア中央新幹線亀山駅についてですが、今現在、亀山市としてリニアを誘致しようという旗を上げられて、積み立てをやってみえると思いますが、今現在、幾ら積み立てられて、今後、幾らたまったらその事業が達成できるのかとか、そういうことをひとつお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大井捷夫君）

髙島　真議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まずリニア中央新幹線亀山駅整備基金につきましては、亀山市基金条例に規定しておりますとおり、リニア中央新幹線の市内停車駅整備のためにその資金積み立てを行う積立基金でございます。当該基金は、市町合併前の平成８年度から積み立てを行っておりまして、昨年度までの当該基金の積立金は１２億５，０３６万３，８９０円でございます。さらに、本年度５，０００万円の積み立てを行う予定としておりますので、本年度末には１３億円を超える積立額となる予定でございます。

そのリニアの基金につきましては、リニア中央新幹線の市内停車駅が設置される際、当該駅周辺のインフラ整備を図るため、その必要額を目標額としておりまして、２０億円と設定をさせていただいております。このため継続的な積み立てを行っておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

髙島　真議員。

○１番（髙島　真君登壇）

ありがとうございます。

現在１２億余りのお金があって、ことし５，０００万円積み立てられて１３億円になると。それのインフラ整備で２０億円必要なのかなと、そういう試算を出されたと思いますけれども、本当に、２０億で足りるのかなあと。根本的に、駅はＪＲがつくってくれると思うんですよ。その次に、そのまちづくりとして２０億円。市長はそこで補助も国から持ってこられると思いますけれども、この２０億円で本当に足りるのかということと、５，０００万円を積み立てられたと言われますが、その５，０００万の根拠は何かなあと。ただ、国に陳情していくときに、亀山市は基金をしておるでこっちに駅を持ってきてくださいよとお願いをしに行くのか。そのための足づけやったらもうちょっと考えなきゃいけないし、実行予算の中の５，０００万円はどういう根拠と試算に基づいて５，

０００万円というお金が出たのかお聞かせ願いたいんですが、お願いします。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

基金の２０億円の算定根拠でございますが、これは平成８年、あるいはそれ以降もご答弁させていただいておりますが、基金積み立ての目標額につきましては、基金設置当時、これは平成８年でございますが、整備新幹線、北陸新幹線の佐久駅誘致による佐久市の都市施設等の財政負担事例を参考として設定をしておりまして、これが約２０億ということになっておりますので、この目標額に沿って現在も積み立てておるところでございます。

なお、年度ごとの積立額につきましては、定額を基本としつつも長期にわたる積み立てとなりますことから、財政状況を十分考慮した上で、状況に応じて見直しを行っておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

髙島　真議員。

○１番（髙島　真君登壇）

何かよくわかりませんけれども、その５，０００万円、青写真がやっとできてきた中で２０億円が要るのかなというところでなんですけれども、きのう片岡議員が質問されました学校については、幾らかかるかわからん、みんなの意見を聞かなわからんで、積立基金はできやんよという割には、こっちはまだ本当に幾らかかるか、２０億で何ができるのか、一体何をするのかが、青写真的にも、線は引かれましたよね、ＪＲで。その辺のところがわからんのにいいのかなあと。もっとせなあかんのやったら、もっとせいと言うんですよ、僕はするなとは言うていないんですけれども、もっと少なくてもよかったら、もっと少なくてもいいと。多くするなら多くすると。その５，０００万がちょうどいいのかと、財政とか、そういう意味じゃなくてね、このリニアの誘致に関して、そこまでよく市長が言われる身の丈があっているのかなということを、市長、お伺いしたいんですけれども。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど２年前に、ＪＲ東海が自己負担でプロジェクトを完遂すると、このように方針発表されました。この局面から新たなステージに入ったというふうに考えておりまして、当面、名古屋までを２０２７年でございましたか、東京・大阪間を２０４５年と、このように明示をいただいております。

ご指摘のように、非常に不透明な要素があろうかと思います。平成８年から亀山市として基金を創設し、議会の皆さんや、市民の皆さんや、経済界の皆さんや、多くの皆さんが、その将来のためにそれに備えてきていただいた。この間、今部長が答弁をさせていただきましたが、財政状況によって、１年に２億を計上したときもありましたし、ここしばらくは１億できておりましたが、本年度、財政的な状況もありましたので５，０００万と、このように本年度は計上させていただいたものでございます。

さて、その目標であります２０億で駅周辺の整備はどうなるのやというようなご趣旨であろうか

と思います。現段階におきましては、ＪＲ東海は１県１駅とするリニア中間駅の建設を地元負担でお願いしたいと、このように表明をされておりますが、これはリニア中央新幹線のプロジェクト自体、申し上げるまでもなく国家的な一大プロジェクトであります。このような観点からも、駅本体の負担のあり方、中でもターミナル駅と中間駅との地元負担の違い等につきまして、ＪＲ東海と国が十分協議をいただいて、リニア沿線地域の住民理解が得られる形としていただきたいと、このように考えておるものでございます。

このことにつきましては、本年の７月に、国の交通政策審議会中央新幹線小委員会において、沿線自治体として、ヒアリングを受けた三重県の副知事が参画をいただきましたが、三重県の考えとも同じくするものでございまして、今後も三重県を初め関係機関と連携をして進めてまいりたいというふうに考えておるものでございます。２０億で駅と駅の周辺整備ができるというふうには、なかなか考えておりません、現時点では。

○議長（大井捷夫君）

髙島　真議員。

○１番（髙島　真君登壇）

ありがとうございます。

２０億では、私も到底できるもんじゃないと。到底この亀山の市民の皆様が考えておる、リニアが来て立派になるんやと、ここで皆さんが考えておるようには絶対にならんのだろうなあと思うていますけれども、２番の今後の方針について、リニアはこうなるんだと線を引かれて、大体の青写真はできてきたと。そこで、一遍市民の皆様に、リスクもありますよね、基本的に。リニアが来ることによってリスクもあると思うんですよ。うちのところ、辺法寺、野登地区は、第二名神が走りました。ああ、いいのができるなあと。入り口はないわ、夜になると救急車とパトカーの音しか聞こえやんし、何がいいのかなあと。だけど、それは国策によってなされるものなので、ある程度の我慢は必要なのかなあと思いますけれども、そこで皆さんに、ここまでリニアを亀山にと言うたからには、一度、この財政状況も考えて、リニアが来るとこういういいこともあるよと。だけど、リニアが来ると騒音があるよとか、大体この辺に来る予定だとかとお示しをして、いつも役所さんが大好きなアンケートをとられたらどうでしょうか。企画部長、お願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

リニア中央新幹線につきましては、ＪＲ東海が自己負担でプロジェクトを完遂すると発表された以降、期待すべき新たなステージに入っております。市といたしましても、近畿圏までの全線開通に向けた積極的な取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

このような中でございますが、少し経過を申しますと、リニア中央新幹線の建設促進や駅誘致活動につきましては、７０年代の沿線自治体による建設促進期成同盟会発足のころからの長い歴史もございまして、その間、市民レベルの取り組みといたしまして、平成４年に既存のＪＲ複線電化の市民会議にリニア誘致が新たな目的として追加され、根強い取り組みが展開されておるところでございます。この市民会議を通じた取り組みの中には、リニア山梨実験線の車両に市民が試乗する事業もあり、亀山の次世代を担う子供たちが親子で７３５人、このほか一般会員試乗が４７０人と、

１，２００人余りの方々が、夢ではなく、現実のものとしてリニアの高速空間を体験いただいております。

このように、リニアの誘致活動は、市民レベルのものとして広がりを見せておりますので、半世紀以上かけて温めていただく価値のあるプロジェクトとして考えておりますし、市民の皆様方にもご理解をいただいておるというふうに思っておりますので、現在のところ、アンケートを実施するという考え方はございません。

○議長（大井捷夫君）

髙島　真議員。

○１番（髙島　真君登壇）

ありがとうございます。

アンケートをする価値がないと言うたのかな、価値ではないと思うけど、考えがないということで。私、この先般の選挙がございまして、いろいろやたらリニアは反対やという声が圧倒的に多いし、どこに何が来るのかもわからへん。線だけ引いて、どないなっておるんやという声も聞かれていない。そうしたら、もっと啓発をするべきではないかなと。もっともっと、言葉が悪いかわかりませんけれども、市民をあおって、そうしたらここへ来るんやと、こうなるんやと示さんと、お金ばかり積み立てて、積極的なのは僕は役所のお金の積み立てだけやと思うんですけれども、いかがなもんでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員に今ご指摘をいただきました。やはり非常に長い、今日までもそうでありますが、もう四半世紀にわたった運動の歴史がございます。今後も多くの時間が必要というような、本当に大きな事業であろうというふうに思っております。

今のリニア中央新幹線の建設促進の、そしてＪＲ複線電化の市民会議という組織体がその運動母体になって今日に至っておりますが、会長は市長であります私でありまして、それぞれ役員として議長さん、議会の皆さん、それから経済界の皆さん、それから自治会連合会でありますとか、ＰＴＡの皆さんでありますとか、本当にあらゆる主体の皆さんがこの市民会議を結成して、官民協働の運動推進を今日まで展開をしてきたという歴史がございます。

今、ご指摘をいただきましたこの必要性につきまして、本当にさまざまな議論があろうかと思いますが、亀山市といたしましても、市の将来、次世代になろうかと思いますけれども、その発展のために、新たな国土軸の停車駅を設置していくと、この運動を今後も市民の皆様、あらゆる主体とともに展開を力強くしていきたいと考えておりまして、その一つはリニア基金の積み立てでもございますけれども、いずれにいたしましても長期的な取り組みとなりますし、今後ともまだまだ不透明な要素はあろうかと思っておりますが、亀山市といたしましても、市民会議を中心にリニアの推進運動を今後も継続をさせていただくというような思いで進めていきますので、議会並びに市民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（大井捷夫君）

髙島　真議員。

○１番（髙島　真君登壇）

ありがとうございます。

基本的に、リニアというのは国策事業でございまして、それにのるか反るかで、のっていかなしようがないのかなと思う反面、だけど、この亀山市はリニアが来たことによって、ちょっとでもプラスの方向に持っていかないといけないと思うんですよ。そこで市長が、任せておけ、おれがやるんやと、おれが国に行って話をつけてくると、そういうこともやってもらいたいし、皆さんに、もっともっとＰＲをしてもろて、もっともっとこっちへ皆さんの意識レベルというのかな、それをもっとリニアに対して持ってもらうような啓発活動もＰＲもお願いしたいと思います。

次に、タクシー券につきまして、７５歳以上の方が申請すれば、１年間約１万円、１回の利用につき２，０００円を交付されておりますが、今、５，６００人ぐらいの方が見えるのかなあと、そういう私の調べではなっておりますが、そこで、実際のタクシーの利用率、それとどのようなＰＲと、どのような啓発活動を行って、もっともっと７５歳以上のおじいちゃん、おばあちゃんと言うたら怒られますけれども、７５歳以上の方が外に出られて利用されておるのかをお聞きしたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（大井捷夫君）

髙島　真議員の質問に対する答弁を求めます。

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

タクシー料金助成事業につきまして、タクシー券の現在の利用状況でございますが、平成２２年１０月末現在で、対象の人数が６，５９２人、内訳といたしまして、高齢者の方が５，６６３人、障がいをお持ちの方が９２９人であります。そのうち申請をいただいた方が３，３２６人、内訳としまして、高齢者の方が３，０８４人、障がいのある方が２４２人でございます。交付率は５０．４６％となってございます。なお、利用率は、そのうち４０．５％となっております。

この制度の周知でございますが、市広報４月号や９月号、また自治会回覧では７月に、またさらに民生委員、児童委員等を通じて行っております。高齢者の方が、家に閉じこもることなく社会参加をしていただく、そういった移動手段のお助けをするといった趣旨でやっているものでございます。

○議長（大井捷夫君）

髙島　真議員。

○１番（髙島　真君登壇）

ありがとうございます。

申請しなければもらえないというのはいかがなものかと思いまして、私、ここで聞かせていただきたいのですが、まず７５歳以上の方が６，０００人余り見えると。そうしたら、その予算も６，０００万つけるのは当然のことであって、利用するかせんかは別にして、まずあなたにはそれだけの権利があると。７５歳以上のおじいちゃん、おばあちゃんには、あなたには権利がありますよという意味合いを込めて、まずそこを送るのが筋ではないでしょうかね。請求書はすっと来ますけどね、なぜか。７５歳以上のおじいちゃんとおばあちゃんが周知できない部分もあれば、そこで、あなたには利用できる権利がありますよということで、まず送るのが筋やと思うんですけれども、いかが

なもんでしょう。

○議長（大井捷夫君）

山﨑健康福祉部長。

○健康福祉部長（山﨑裕康君登壇）

この制度は、現在申請方式でやらせていただいております。ご自分で車を運転できる方等、タクシー券の必要がないと思われる方も実際にはおりますので、真に必要とする方に利用していただくために、申請制度とさせていただいております。したがいまして、該当の方にすべてお送りさせていただく、そういう仕組みではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

髙島　真議員。

○１番（髙島　真君登壇）

ありがとうございます。

確かに言われるように、ご利用の必要のない方、元気な方もおられます。私の車を抜かしていくおじいちゃん、おばあちゃんも見えますので、それはご立派なことやなあと思いますが、せめて、その利用制度は何ぞやと考えれば、やはり福祉のため、おじいちゃん、おばあちゃんのため、今まで亀山のためにやってきてもろた方のために渡そうという意気込みでやったのであれば、このタクシーチケット１万円、すばらしいことだと僕は思いますよ。もっと出してあげてもいいかなあとは思うんですけれども、しかしながら元気なおじいちゃん、おばあちゃんがおると、ありがたいことではありませんかね。それに引きかえ、寝たきりの人もおると。そこの中のはざまで動いていますので、やはりそこはタクシーチケットには限らず、私のご提案なんですけれども、まずタクシーにも使えますよと。そうしたら、寝たきりのおじいちゃん、おばあちゃんがおれば、介護用品で１万円、それを使えるかというたら、タクシーでは使えませんよね。それを使えるようにしてあげたいなあと。元気な方には、ガソリンも入れられる、税金も払える、地域活性化にもつながっていくと思うんですよ。今現在、おじいさん、おばあさんの方が６，０００人以上見えると。そうしたら、力をかりるならば、老人力を利用させていただいて、そういう振興券を出していただいてやれば、もっともっと活性化にもつながるし、おじいちゃん、おばあちゃんのよく言われる平均的な、平等な福祉を持っていかれるんじゃないかなあと私は思いますけれども、市長、そういう検討されるご意思はあるのか。してくれとは言いませんけれども、まず検討していただけるのかどうかお聞きしたいんですけど。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

このタクシーチケットの助成制度でございますけれども、まずはこの経過の中で、やはり合併前の旧亀山市で開始をしておりました制度、これは平成２年から進めてまいっておりました。旧関町で行っておりましたひとり暮らしの高齢者の皆さんの制度と重度身体障がい者に対しますタクシー料金助成制度、これを合併を機に一本化したと、こういう経過で平成１９年度から現在のタクシー料金助成事業として事業実施をしてまいったものでございます。

昨年度まで、この対象者が異なっておりまして、その中で、従来市民の皆様から、民生・児童委

員の皆様から、あるいは議会の皆様方から、非常に不公平感があるというご指摘をちょうだいいたしておりました。よりよい制度にできないのかというご提案の中で、昨年度、２，０００名の対象者の皆様初め民生・児童委員の皆様のご意見もいただいたアンケート調査等々を実施させていただいて、本年４月から現在の不公平感を解消して、今までは対象者が千数百名であったと思いますが、本年度から７５歳以上のすべての希望される皆さんを対象に実施をしていこうという制度にいたしました。あわせて、身体障がい者の１級の手帳をお持ちの皆様にも年間４万５，０００円の助成をさせていただいておるものでございます。

こういう制度の経過をぜひご理解をいただきたいということと、今おっしゃられたタクシーのチケットだけに限定をせずに、もっと多様に検討する考えはないのかというご趣旨であろうかと思いますので、今申し上げましたようなこの事業自体の過去からの経過と目的は、移動手段を確保する、こういう対応をする事業として計画をいたしてきたものでございますし、おじいちゃん、おばあちゃん、高齢者の皆様のために、この事業だけではなくて、総合的な高齢者福祉対策をいかに組み合わせながら展開をしていくかということが大事であろうというふうに考えておるものでございます。

現在、県内の１４市でこのような事業を展開しておる市はございません。したがいまして、他の高齢者福祉施策事業とうまく連携を強化しながら、施策として今の状態で展開をしていきたいというふうに考えております。ただ、議員が幾つかの考え方、ご提案をいただいておるものにつきまして、さまざまな角度から研究をさせていただくということは必要であろうというふうに思っております。現時点ではそのような考え方でございます。

○議長（大井捷夫君）

髙島　真議員。

○１番（髙島　真君登壇）

何かようわからへんのですけど、検討してくれるのか、くれやんのかだけでいいんですけれども、やはりそういう調査もしてもらわないとだめですし、何が必要で何が不要なのかというのを見きわめてもらいたいと思いますので、検討するのかせんのかだけで、お願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今の地域活性化対策ということにつきましては、研究をしていく必要があるというふうに考えておりますが、事業の目的自体は違うということはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（大井捷夫君）

髙島　真議員。

○１番（髙島　真君登壇）

言われる意味はわかるんですけれども、事業の目的も違うというのはわかるんですよ。しかし、そこの中で、目的が違っても福祉という目的は一緒ですよね、まるっきり。私が言うのは違うというのがあれば違うとおっしゃってもろて結構なんですけれども、目的が福祉なんですよね、基本的に。そうであれば、そういう福祉のために使えるお金１万円、健康なおじいちゃん、おばあちゃんでも、福祉という名目はいろんな解釈ができると思いますので、そこで使える１万円を、いま一度聞きますけれども、研究じゃなく、検討していただけるのかどうか、聞かせてください。お願いし

ます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

目的の違う、この事業の残りの部分を今ご指摘のようなところへ使うということは難しいというふうに考えております。高齢者福祉の制度をどうしていくのかということにつきましては、研究の余地や再構築の余地があるというふうには考えておりますが、今ご指摘の部分につきましては、タクシーチケット助成の１万円をすべて使うようなことはなかなか難しいと。希望者の方にこれは提供していくという福祉目的の事業として活用していきたいと、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

髙島　真議員。

○１番（髙島　真君登壇）

わかりました。もうちょっと私自身も研究して、もっと違う案で、違う方向から攻めさせていただきますので、またひとつよろしくお願いいたします。

本日は、初めてということもあり、私は一番に思ったことは、自分の言葉で、自分の考えでしゃべろうと思っていましたので、いろいろ変な言葉を使うたりありましたことをお許しいただきたいと思いまして、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

１番　髙島　真議員の質問は終わりました。

以上で、予定をしておりました議員の質問は終了いたします。

これより一般質問に対する関連質問に入ります。

通告に従い、順次発言を許します。

１６番　宮村和典議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

限られた質問時間ですので、早速質問に入りたいと思うんですが、その前に、坊野議員の一般質問の中で、大惨事を踏まえて市長の見解を聞くと、このことに関連して質問をさせていただきます。

その前に、先月２８日、６名の方が亡くなられ、２２名ですか、けがをされたということで、亡くなられた方には哀悼の意を表しながら、けがをなされた方には一日も早い回復を祈りながら、早速キーワード「二度とこのような大惨事があってはならない」ということで質問をさせていただきます。

この大惨事があった箇所は、まず私、恐らく６年ほど前だと思うんですが、現在も本当にこの付近で運転、運行上、大変支障を来している箇所があります。要望もいただきました。プロのドライバー、あるタクシー会社の運転手さんです。現在、きくやさんの前に、以前からネットが張ってあるのは教育委員長ご存じですね。これはどういう目的で張ってあるかというのは、私も重々知っておりますが、事故のあった側道から一たん停止した場合、西から東に向かって車が来るのが、そのネットで遮断して全く見えないと。これはプロの運転手の話ですから、私も実際とめてみました。全く同感です。

それから、私ごとですが、私もそこで一たん停止をちょっと怠ったということで、西野公園のと

ころで警察署員さん、運がよかったと私は思っているんですが、一応罰金を払って注意を促されたと。だから、要はこの事故は、恐らく初めてか、近い状態で側道からこの県道に進行する方は、ほとんど一たん停止は見抜けないというか、そんな状況ですので、そんな思いがあって、時間の関係上、まず、１回目、この場所で、過去５年間の交通事故の件数と、それから安全対策について要望と苦情が何件あったのか、まずお尋ねします。

二つ目、市として、対策をどのように講じてきたか。

三つ目、市長は、ここの場所を、亀山市の危険箇所に指定されているのか、知っているかどうかですね。

４番目、この２８日の大惨事について、市長として責任をどう感じておみえですか。

それから最後の五つ目、議会に対して説明責任を果たしたのかということで、具体的に言いますと、事故発生時の初期対応、情報での初期対応ということ。それと、交通安全対策会議が、３日だと思うんですが、開かれたのは、私はテレビを見て知りました、その当日、会議の光景が映っていました。この開催された会議の内容ですね。

以上、まず５点をお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

私の方から、事故の過去５年間の件数と要望について、まずお答えをさせていただきます。

まず過去の事故の発生件数でございますが、当交差点におきましては、平成１８年に４件の交通事故が発生し、そのうち３件が人身事故になっております。１９年におきましては１０件の交通事故、うち４件が人身。平成２０年は１７件の交通事故、そのうち１１件が人身。２１年度、１６件の交通事故のうち４件が人身。平成２２年におきましては、１１月２８日現在でございますが、１９件の交通事故が発生し、そのうち８件が人身ということで、平成１８年から平成２２年の１１月２８日までに６６件、うち３０件が人身事故という発生状況でございます。

二つ目の要望についてのご質問でございますが、市としての働きかけというところもございますが、１４年３月と１８年７月にＰＴＡ要望として要望が行われております。また、１９年には、危険箇所点検において現場を公安、国交省等に確認いただきまして、信号設置要望を行っているという状況でございます。

それと、市としての対策でございますね。今までにとられてきた対策ですけれども、道路管理者も含めましてご説明申し上げますが、１４年度におきまして道路管理者である国土交通省、三重県で各交差点内のラインの強調表示、側道の上り車線をライン表示により狭くしたり、摩耗しているラインの引き直し、交差点注意の路面標示対策を行っていただいております。平成１５年度には、視距の確保から、市が管理しております市道と側道ランプの間に植樹帯がございますが、その植栽を市として移設をしております。また、県道につきましても、これまで白木方面からの進入者に対しての減速帯の設置、並びにゼブラゾーン等のラインの塗り直し、外側線の追加設置、並びに矢印の塗り直しなどを行っていただいておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のお尋ねにお答えをいたします。

まず１点目に市長としての責任を問われました。

今回の大事故、大変重く受けとめさせていただいておりまして、関係機関等と協力体制をしきながら、また市民の皆さんの交通安全の意識啓発をさらに前に進めていくという責務を改めて感じさせていただいておるものでございます。

２点目に、議会への説明はどうだということでございました。当日の交通事故の一報をいただきまして、議長は県外へ出張されておられるということでございましたけれども、副議長にご相談をさせていただいて、早急に、各議員の皆様に事故の一報を連絡させていただきますという相談をさせていただいて、一報を入れさせていただきました。

この事故の重要性を感じまして、翌日２９日、月曜日でございますけれども、事故の現況把握、それから今後の交通安全対策について、早急に検討・対応する必要があるというふうに判断をいたしましたので、亀山市交通安全対策会議条例に基づく交通安全対策会議の開催を決定いたしまして、関係機関に要請をいたしました。１２月３日、同会議を開催させていただいたものでございます。この会議自体は、国・県・警察・市・消防の関係者で構成をいたしておりまして、市交通安全計画に基づいて、それぞれの立場での分析、意見交換を行いまして、今後、それぞれの機関がどのように対応するか、この情報共有と対策の確認を行わせていただいたものでございます。

今後につきましても、二度とこういう惨事が起こらないよう、関係機関に要請をいたしてまいりますことと、市当局ももちろんでございますが、万全を期していきたいというふうに思っておるものでございますのと、本日、今度は交通安全対策協議会の会長ということで、議員もご案内のように、毎年の年末の交通安全県民運動が本日から２０日まで開催をされます。こういう期間を通じまして、交通安全の啓発活動を、皆さんのご理解をいただきながら力強く推進をしていくということで、今後の交通事故防止につなげていきたいと、このように考えておるものでございます。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

市長、危険箇所かどうか知ってみえますかというのは、ちょっと答弁がなかったんですが、まず先ほどの５項目にわたっての答弁をお聞きしていますと、もう以前から、この交差点は魔の交差点だと。だれが見ても、先ほどの答弁から、それから人身事故、死亡事故ですね。それで過去５年間で月に１件当たりの平均ですね。１年で１２件として、５年でしたら６０件、それ以上の死傷者が出るような魔の交差点ということは、ここではっきりと共通認識を持ったところです。

それで、５年前に制定された当亀山市の交通安全対策会議条例というのがありまして、第２条、亀山市交通安全計画を作成し及びその実施を推進すること。それと、市内における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し及びその施策の実施を推進すること。まずこれ一つですね。それと、委員のメンバーの中で、国交省ですね、いろんな委員を委嘱してみえますが、国交省はどなただったか、この二つと、この会議は、過去５年間でどういう回数でいつされたか、答弁を願います。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

議員のご質問の中で、今回開催をしました交通安全対策会議について、まず始めるまでに、会議の開催の最初の部分で、この亀山市交通安全計画に基づいた今回の事故に絡む部分であります今議員が言われたようなことの状況、それを受けて、各関係機関がどう対処しておるかというようなご意見を賜っております。それともう一つ、開催の回数でございますけれども、今ちょっと手持ちにございませんので、また後ほどご答弁をさせていただきます。

国交省の方でございますけれども、国交省の中部地方整備局の三重河川国道事務所副所長と、それから四日市国道維持出張所長様と北勢国道事務所の課長様がお見えでございました。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○１６番（宮村和典君登壇）

ちょっと答弁がないと次に進みにくいんですけど、新聞の記事を参考にして、恐らく過去５年間、条例が制定されて一度もこの対策会議が開かれていないと。新聞記事を信用するならば、こんな魔の交差点ということは既にわかっておるのに、事故が起こってから対策会議をするのじゃなくして、現状を、危険箇所から指定が外れるぐらいの、この会議を会長である市長がみずから、市長はなられてまだ２年ですけれども、５年間で、事故以前に問題について、ここにも審議してと、先ほど読んだとおり、なぜ開かれていないのかなというのが、これは対応に対して私はもう一つどうかなという表現にしておきます。

それと、もう一つ残念なことは、市長が、２９日、議会開会の前日に、議会に対してということと、この対策会議をいつ開こうかということを関係機関に呼びかけたということですけれども、ちょっと記憶が間違っておったら申しわけないんですが、市長が議会開会の冒頭に、大惨事についての哀悼の意ということで一言、言葉で気持ちをあらわされたのはわかっておるんですが、この３０日の開会に、この交通安全対策会議もこういう形で、現在、協力、公安委員会からもすべて、なぜその言葉が、一応いつ開催されるかわからんけど、早急にということを一言入れていただければ、議会も今市長が動いてくれておるんやなという判断ができたと思うんです。

実は、３０日、議会開会終わった後、急遽、全員協議会を開いたということは、理事者側は知ってみえると思うんですが、風の便りか何かで。そのときに、私もそうですが、緊急に全員協議会を開いたんですよ。これは目的は何かというと、議会として、この大惨事に関して、国交省も公安委員会からも亀山警察も、関係する委員を呼んで、一回、事故の内容についてしっかりと報告を受けて、今後の対策、どういう考え方を持っておるのか、場合によっては。ここまで話は行っておったんですわ、２人ですけど、私入れて。あとの１人の方は、ちょっと理事者側の方針というか今後の展開をよく聞いた上でと。だから、一たん我慢して、本当は、この大惨事は、二元代表制とよく言われますが、市長も責任があれば、議員一人一人、議会も大変な責任を持っていたというのは事実ですので、そういった意味で、残念だったということにしておきます。

それで、二度と起こらないために、亀山警察署長、赤坂署長のコメントももう新聞記事しかわか

りませんが、詳しい報告は受けておりませんので、市側から。だけど、新聞記事によると、総合的に、全体的に。だから、今後、一応、いろんな意味で事故が起こらないように、対策を講じていきますよというコメントですね。私もきょう朝見てきました、現地。言っては悪いですけれども、ゼブラの線にしても距離が短いというか、それから赤のカラーですか、やっぱり短いですよ。途中の一時交差点の手前ぐらいしか、あんなもん安いもんですが。何でもっと手前の１号線沿いから表示しないのか。だから、やっておったって、やっておること自体も問題がありますので、ひとつこれからは、市長にお願いしておくんですが、時間の関係がありますので、議会に対して、この交通安全対策会議が一番大事だと思いますので、一応、開かれた暁にはひとつご報告をしていただいて、ともに安全・安心のまちづくりを、行政側と議会といい意味でタッグを組んで、ひとつ二度と起こらない大惨事、危険地帯が解除するぐらいの力を、早急に進めていただきたいと、私の要望だけ申し上げておきます。もう答弁は結構です。

○議長（大井捷夫君）

１６番　宮村和典議員の質問は終わりました。

次に、１４番　宮崎勝郎議員。

○１４番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。お疲れのところ、もう少しおつき合いを願いたいと思います。

先ほど宮村議員も質問の中に取り入れておりました１月２８日のマイクロバスとトレーラーの事故について、亡くなられました方々にご冥福と、また負傷をされました方にお見舞いを申し上げます。

それから、この事故に対しまして、先ほど市長の方からも話がございました。市の対応としまして、消防署の活動、さらに危機管理局の対応、さらには亀山市立医療センターの院長さんの現場でのトリアージの活動等に対しまして敬意を表したいと思っております。当日、危機管理局から私の方へも電話で連絡を受けております。それをまずご報告をしたいと思っております。

本題でございますが、昨日、我が会派の坊野議員が質問いたしました県道亀山関線、市道野村布気線について関連して質問させていただきます。

まず、県道亀山関線、市道野村布気線の質問の中に、事業仕分けの判定について質問されましたが、答弁において、事業仕分けに対する説明が十分であったのか、また質問においては、事前に質問内容を聞き取りなされたと思っております。質問者の坊野議員の質問要旨を把握できていたのかと思われますが、これをどのように感じられておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

議員ご指摘の、昨日の坊野議員に対する一般質問の中の事業仕分けに対する私の答弁でございますが、質問の聞き取りの際、今までの事業仕分けに対する説明が不十分であったことで、結果的に坊野議員にご迷惑をおかけいたしました。今後、このようなことがないよう十分注意いたしますとともに、深くおわび申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

宮崎勝郎議員。

○１４番（宮崎勝郎君登壇）

その答弁、非常に私も厚く受けとめさせていただきます。今後、よろしくお願いしたいと思います。

それで、この道路、市道野村布気線の供用についてでございます。

先般、質問の中で、まず県道亀山関線について、この１２月に工事着工、それから供用開始を２４年と承っていたわけでございますけれども、その部分についてはよくわかりました。それから、市道野村布気線については、用地確保が難航しておるという答弁でございました。

私は、なぜこの部分についておくれが生じておるのかお尋ねしたいと思うんですが、確かに当初は県道亀山関線でいくという路線だったと私は記憶しております。昨日の答弁の中にもその部分も触れられておりますが、市長も当時県会議員であったと、今は市長でございます。そういう部分から見て、このおくれはなぜであったのか。用地の確保が困難と。しかし、当初からこの道路は一本化して、同時に供用を開始しなければならんという部分の道路であると私は思っておりますが、市の取り組みが今までどうであったのか、お尋ねしたいと思います。さらにもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

野村布気線の事業のおくれがなぜかというご質問でございます。

議員ご指摘のように、野村布気線道路整備事業につきましては、県が事業を進めていただいております亀山関線と事業調整を行いながら進めてまいっているところでございまして、議員が先ほどご紹介いただきましたように、県事業であります亀山関線につきましては、用地買収がおおむね完了したということから、今年度着手いただけることになりまして、平成２４年度末の完了を目指して事業を進めていただいているというふうに伺っているところでございます。

一方、市事業であります野村布気線につきましても、当初より２４年度の完了を目途に事業を進めてきておるところではございますが、坊野議員の質問の答弁でもさせていただいたところでございますけれども、現状として用地買収が難航しているというところでございます。その繰り返しになりますが、その理由といたしましては、公図と現地との違いであるとか、移転補償の考え方、代替地の選定、土地が分断される等の課題から用地買収が難航しているところでございます。そういうことから、完了年度が２５年度になる見込みとなってきておるところではございますが、今後も、用地買収に当たりまして、打開策を模索しながら土地所有者等の理解と協力が得られるよう交渉を進めまして、事業の進捗が図れるよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

宮崎勝郎議員。

○１４番（宮崎勝郎君登壇）

答弁いただきましたが、いわゆる用地買収の難航というのは、地域的にかけ離れた場所であれば、それぞれの条件も変わってくると思います。しかし、あの道野地域の中では、一本化の道路ということであると思いますので、やはりそんなに事情も変わってこないだろうと私は思っておるところ

でございます。しかし、相手さんのあることでございますので、これは私も一概に言えませんが、県会議員をされておった市長として、また今は市長の立場で、そういう部分から見て、このおくれはどのように感じられておるのか、ひとつ市長のご意見、思いを聞かせていただきたいなと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員お尋ねの、今のおくれをどのように感じておるのかということでございます。

長い長い経過の中で、平成１９年から合併後、特にこの市道部分につきまして、測量を初め事業を展開いたしてまいりました。現在、用地の買収を進めさせていただいておるものでございますけれども、非常に難航しておるという局面の中でございますが、これはもう最善を尽くすほかにはございませんので、ご理解いただけますよう誠心誠意市としても努力をいたしながら、この局面を変えていきたいというふうに思っておりますし、平成２５年度の事業完了に向かって、この道路事業は引き続きしっかりと進めさせていただくという思いを強く持たせていただいておるものでございまして、今後ともご理解、ご支援をよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（大井捷夫君）

宮崎勝郎議員。

○１４番（宮崎勝郎君登壇）

よろしく進めていただきたいなというふうに思っております。

それから、ちょっと角度は違うんですが、先般の事故を踏まえまして、あの交差点の、多分何メーターか西にこの道路が取りつくだろうと私は思っております。その部分で、交差点改良も含めまして、この市道野村布気線の入り口、いわゆる白木西町線ですか、県道。その部分を、先行で改良工事ができないか、取りつけを見通して改良工事ができないか。市として、そういう考えは持てないかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

できるところからやっていってはいかがかというご趣旨だと思います。

その白木西町線との接続に至る箇所につきましても、一部まだ未買収地がございますので、そちらの方が解決できれば、そちらから工事がかかるということも可能かと存じますが、ちょっと今現時点では、そちらの方の箇所につきましても一部未買収地がございますので、そういったところの解消ができ次第、工事にかかっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

宮崎勝郎議員。

○１４番（宮崎勝郎君登壇）

私は、先行でしていけということを言うてませんよ。あそこの事故があったことに対して、今度は安全対策の中ででも、交差点改良をしてくださいよという私の質問でございます。

あの周辺の交差点については、取りつけ部分の交差点については、以前、市営斎場が建設される

ときに、進入路として、こちらからの玄関ということで、いろいろそういう部分からもあの交差点は非常に危険であるというのは認識されておったと思うんです。そういう部分からも含めまして、この道路行政の中で、県道であるので非常に難しいだろうと思うんですが、そういう要望も、県に含めて、この市道の早期の完成に向けて何とか着工に運んでいただくように私から要望したいと思いますが、考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡﨑建設部長。

○建設部長（岡﨑賢一君登壇）

白木西町線との交差点部分につきましては、坊野議員のところでもご答弁させていただきましたけれども、管理者である県、また交差点の部分につきましては国土交通省も関連してまいりますので、関連機関との調整を図りながら、安全対策も含めて事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

１４番　宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

以上で関連質問を終わります。

以上で、日程第１に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次にお諮りいたします。

明１１日から１６日までの６日間を、各常任委員会における付託議案の審査のため休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明１１日から１６日までの６日間は休会することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの１７日は午後２時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

（午後　７時５６分　散会）

平成２２年１２月１７日

亀山市議会定例会会議録（第５号）

●議事日程（第５号）

平成２２年１２月１７日（金）午後２時　開議

第　　１　議案第６８号　亀山市学童保育所条例の一部改正について

第　　２　議案第６９号　亀山市自然公園条例の一部改正について

第　　３　議案第７０号　亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

第　　４　議案第７１号　亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について

第　　５　議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

第　　６　議案第７３号　平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

第　　７　議案第７４号　平成２２年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について

第　　８　議案第７５号　平成２２年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

第　　９　議案第７６号　平成２２年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

第　１０　議案第７７号　平成２２年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

第　１１　議案第７８号　平成２２年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

第　１２　議案第７９号　平成２２年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第１号）について

●日程追加

第　　１　議案第８０号　亀山市教育委員会委員の任命について

第　　２　議案第８１号　亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

第　　３　議案第８２号　亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

第　　４　議案第８３号　亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

第　　５　報告第３５号　寄附受納について

第　　６　特別委員会の設置について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２２名）

１番	髙島　真　君	２番	新　秀隆　君
３番	尾崎邦洋　君	４番	中崎孝彦　君
５番	豊田恵理　君	６番	福沢美由紀　君
７番	森　美和子　君	８番	鈴木達夫　君
９番	岡本公秀　君	１０番	坊野洋昭　君
１１番	伊藤彦太郎　君	１２番	前田耕一　君
１３番	中村嘉孝　君	１４番	宮崎勝郎　君

１５番	片岡武男君	１６番	宮村和典君
１７番	前田　稔君	１８番	服部孝規君
１９番	小坂直親君	２０番	竹井道男君
２１番	大井捷夫君	２２番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田　正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森　繁君
総務部参事(兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	川戸正則君	健康福祉部長	山﨑裕康君
環境・産業部長	国分　純君	建設部長	岡﨑賢一君
上下水道部長	三谷久夫君	関支所長	稲垣勝也君
危機管理局長	片岡久範君	医療センター事務局長	伊藤誠一君
会計管理者	多田照和君	消防長	渥美正行君
教育委員会委員長	宮﨑洋子君	教育長	伊東靖男君
教育次長	上田寿男君	監査委員	落合弘明君
監査委員事務局長	宮村常一君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	松村　大
書記	原　千里		

●会議の次第

（午後　２時００分　開議）

○議長（大井捷夫君）

これより本日の会議を開きます。

なお、井上選挙管理委員会事務局長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第５号により取り進めます。

それでは、去る８日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしました日程第１、議案第６８号から日程第１２、議案第７９号までの１２件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から提出の審査報告書は、印刷の上、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略し、直ちに委員長各位から委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めま

す。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第９７条の規定により報告します。

記

議案第７０号　亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について　原案可決

議案第７１号　亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について　原案可決

議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）についての内

第１条　第１項

同　条　第２項「第１表　歳入歳出予算補正」中

歳入　全部

歳出　第１款　議会費

第２款　総務費

第３款　民生費

第１項　社会福祉費

第１目　社会福祉総務費

第２３節　償還金、利子及び割引料

社会福祉一般事業

過年度国庫支出金返還金の一部

第２８節　繰出金

第２項　児童福祉費

第１目　児童福祉総務費

第２０節　扶助費

第５項　国民年金費

第９款　消防費

第１２款　諸支出金

第１項　基金費

第１目　財政調整基金費

第２目　減債基金費

第３条「第３表　債務負担行為補正」中

２　変更　原案可決

議案第７３号　平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について　原案可決

議案第７４号　平成２２年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について　原案可決

議案第７９号　平成２２年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第１号）について　原案可決

平成２２年１２月１５日

総務委員会委員長　片　岡　武　男

亀山市議会議長　　大　井　捷　夫　様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第９７条の規定により報告します。

記

議案第６８号　亀山市学童保育所条例の一部改正について　原案可決

議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）についての内

第１条　第２項「第１表　歳入歳出予算補正」中

歳出　第３款　民生費

第１項　社会福祉費

ただし、

（第１目　社会福祉総務費
　第２８節　繰出金）

を除く

第２項　児童福祉費

ただし、

（第１目　児童福祉総務費
　第２０節　扶助費）

を除く

第３項　生活保護費

第４款　衛生費

第１項　保健衛生費

第１目　保健衛生総務費

第１０款　教育費

第１２款　諸支出金

第１項　基金費
第６目　地域福祉基金費
第７目　関宿にぎわいづくり基金費
第２条「第２表　繰越明許費」
第３条「第３表　債務負担行為補正」中
１　追加の内
介護用品支給事業　原案可決
議案第７８号　平成２２年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について　原案可決

平成２２年１２月１４日

教育民生委員会委員長　前　田　耕　一

亀山市議会議長　大　井　捷　夫　様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第９７条の規定により報告します。

記

議案第６９号　亀山市自然公園条例の一部改正について　原案可決
議案第７２号　平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）についての内
第１条　第２項「第１表　歳入歳出予算補正」中
歳出　第４款　衛生費
第１項　保健衛生費
第４目　火葬施設費
第２項　清掃費
第６款　農林水産業費
第７款　商工費
第８款　土木費
第３条「第３表　債務負担行為補正」中
１　追加の内
斎場管理業務委託料　原案可決
議案第７５号　平成２２年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について　原案可決

議案第７６号　平成２２年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について　原案可決

議案第７７号　平成２２年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について　原案可決

平成２２年１２月１３日

産業建設委員会委員長　伊　藤　彦太郎

亀山市議会議長　　大　井　捷　夫　様

○議長（大井捷夫君）

初めに、片岡武男総務委員会委員長。

○１５番（片岡武男君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る８日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、１５日、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第７０号亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、登録した印鑑登録証を失った場合、登録者が届け出を行う必要であるところ、代理人による手続ができることとすることにより、登録者等の負担軽減を図るとともに印鑑登録の利便性の向上を図るため、本条例について所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第７１号亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止については、平成１９年度から第３子以降の児童に対して、出生したときには出生祝い金を、また就学前までの誕生月には誕生祝い金をそれぞれ１人当たり３万円支給する祝い金制度を運用していたが、平成２２年度から子育て世帯の経済的支援という点において、市の祝い金制度と目的を同じくする国の制度である子ども手当の支給が始まり、今後も継続されることから本条例を廃止するものである。しかし、本条例は亀山市として独自の子育て支援策として制定したものであり、また国の動向も不透明なこともかんがみ、直ちに廃止するものでないなどの意見が出されたことから、委員間での自由討議の議題として討議を行い、共通認識の醸成を図りました。

その結果、国の動向を見据える上で直ちに判断するものでないことから、継続審査の申し出がありましたが、採決の結果、継続審査は否決され原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、廃止するに当たり、本支援制度に関する代替策等を講じるなど、子育て支援に対する施策が後退することなく事業を推進されるよう申し添えておきます。

次に、議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について及び議案第７３号平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてのうち、平成２１年度国民健康保険事業特別会計決算の精算に伴い、一般会計繰出金の補正額１億２５万７，０００円を

減額し、同額を国民健康保険給付費等支払準備基金積立金とする修正案が福沢委員から提出されました。

修正案に対して、国民健康保険事業特別会計による残額は、一般会計から法定外の繰り入れをしたものであり、その残額については基金へ積み立てるものではなく、一般会計へ返還することが妥当との意見があり、採決の結果、議案第７２号及び議案第７３号における修正案については、採決の結果、賛成者少数であり、否決することに決しました。

続いて、議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について、当委員会所管分の原案については、人事院勧告に基づく職員人件費、各施設における管理費など額が確定したもの、また勧奨退職者等の増加による退職手当のほか、新エネルギー普及支援事業として住宅用太陽光発電システム設置に伴う補助金の増額や、内部情報系システム事業として機器使用料の確定による減額のほか、インターネット接続に係る委託料を計上した補正であり、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第７３号平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）の原案については、人件費に係る補正、システム修正委託料、過年度負担金精算返還金、また債務負担行為の補正については、国民健康保険税コンビニ収納代行業務委託料について期間及び限度額を変更した補正であり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第７４号平成２２年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）については、人件費に係る補正のほか、平成２１年度決算の精算に伴う一般会計繰出金を計上した補正であり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第７９号平成２２年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第１号）については、人件費に係るものであり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

次に、前田耕一教育民生委員会委員長。

○１２番（前田耕一君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る８日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、１４日、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第６８号亀山市学童保育所条例の一部改正については、井田川小学校区において学童保育所への入所対象児童が増加していることから、今年度、井田川小学校敷地内において既存の学童保育所と同規模の７０人定員の学童保育所を新設することに伴い、本条例について所要の改正を行うものでありますが、本条例は公設・民営を基本とする条例であることから、本来、学童保育所は公設・公営とすべきとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、学童保育所の設置及び管理のあり方については、審査の過程で出た意見を真摯に受けとめ、市の方針について改めて検討するよう申し添えます。

次に、議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）についてのうち、当委員会

所管分については、障がい者への自立支援事業のほか、グループホームへのスプリンクラー設置補助金や子ども医療費等の福祉医療費助成事業の増額、国が子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時交付金を補正予算で措置することを受けて、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用の計上、また私立幼稚園就園奨励費補助金の増額補正、小学校におけるトイレ改修事業費及び空調機整備事業費の確定に伴う減額などを計上したものであり、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第７８号平成２２年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）については、人件費に係るものであり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る８日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、１３日、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第６９号亀山市自然公園条例の一部改正については、環境再生事業の一環として整備を進めてきた加太梶ヶ坂地内の市有林、約４．２ヘクタールを森林公園として利用できるよう自然公園として位置づけ、市民の憩いの場、情操教育の場及び体験学習の場として提供するため、本条例について所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）についてのうち、当委員会所管分については、中山間地域等直接支払い事業について制度の見直し等による増額や、亀山市斎場の管理業務委託料において現在の契約が今年度末に終了となることから、平成２３年度から２５年度までの債務負担行為補正の追加を計上するものであり、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第７５号平成２２年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について、議案第７６号平成２２年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について及び議案第７７号平成２２年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）については、いずれも人件費に係る補正のほか、消費税の中間納付に係る増額や国庫補助事業費の決定に伴う建設改良費の減額補正などであり、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

次に、本日お手元に配付いたしましたとおり福沢美由紀議員ほか１名から、議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）に対する修正案及び議案第７３号平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）に対する修正案が提出されております。

直ちに各修正案を議題といたします。

提出者に、それぞれの修正案について説明を求めます。

６番　福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

それでは、議案第７３号平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）に対する修正案について、まず説明いたします。

今回の補正は、平成２１年度に一般会計から１億８，０００万を繰り入れし、決算で黒字となった１億１，０００万円から１億２５万７，０００円を一般会計に戻すという提案であります。

しかし、この補正が一般会計へ戻されなければならない法的な根拠がないのはもちろんですが、政治的判断として妥当なのか、疑問を抱かざるを得ません。なぜなら、国民健康保険事業特別会計の国民健康保険給付費等支払準備基金は現在４１万円しかなく、底をついた状態です。この基金は、年度途中の予測できない疾病の流行など医療費の増加に対応するものでもあり、この基金が底をついている現在、一般会計に戻すより国民健康保険事業特別会計の国民健康保険給付費等支払準備基金に入れるのがごく自然ではないでしょうか。また、本会議での議案質疑でもただしましたが、この１億円を一般会計に戻しても、来年度予算が組めるのかどうか、またさらなる値上げをするのかどうかといったことが全く決まっておらず、不透明です。そんな中で、一般会計に戻すことだけを先行するという今回の補正は、理解できるものではありません。

さらに、９月の決算特別委員会で、この黒字の大きな要因である保険給付費が見込みより少なく済んだのはなぜかという私の質問に対して、市は、従来より行ってきた健康づくりの施策が今になって効いてきたのではないかと答弁されました。もしそうであれば、この１億円は、病気にならないように、また重症化しないようにと努力された方々を含め、被保険者の方々のために使うべきではないでしょうか。

以上のような理由により、修正案を提案いたしますので、議員各位のご賛同を求め、提案理由といたします。

まず、ご説明をさせていただきます。

議案第７３号平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）に対する修正案についてご説明をいたします。

第１表をごらんください。

歳入歳出予算補正のうち、歳出予算について、第９款諸支出金、第１項償還金及び還付加算金の補正額を１億２５万７，０００円減額し４，２０４万１，０００円とし、新たに第２項に基金費を設け、１億２５万７，０００円を増額補正するものです。

予算に関する説明書ですが、歳出予算の第９款諸支出金、第１項償還金及び還付加算金、第３目償還金、第２８節繰出金、説明欄の一般会計繰出金の補正額１億２５万７，０００円の減額修正をします。そして、第２項に基金費を設け、第１目国民健康保険給付費等支払準備基金費、第２５節積立金、説明欄の国民健康保険給付費等支払準備基金積立金に１億２５万７，０００円を増額補正するものです。

次に、関連いたします議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）に対する修正案でございます。

第１表、歳入歳出予算補正のうち歳入について、第１８款繰入金、第２項特別会計繰入金の補正額を１億２５万７，０００円減額し３，２０８万８，０００円とし、歳出について、第１２款諸支出

金、第１項基金費の補正額を１億２５万７，０００円減額し、７億９３７万１，０００円に修正いたします。

予算に関する説明書ですが、歳入につきましては、第１８款繰入金、第２項特別会計繰入金、第１目国民健康保険事業特別会計繰入金の補正額１億２５万７，０００円を減額し、歳出について、第１２款諸支出金、第１項基金費、第１目財政調整基金費、第２５節積立金、説明欄の財政調整基金積立金を１億２５万７，０００円減額修正を行うものです。

以上、説明といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

修正案についての説明は終わりました。

これより、各委員長報告並びに修正案に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、質疑を終結し、議案第６８号から議案第７９号までの１２件について、並びに議案第７２号に対する修正案及び議案第７３号に対する修正案について討論を行います。

討論はございませんか。

１９番　小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

議案第７１号亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この条例廃止につきましては、さきの本会議におきましても質疑をさせていただきましたが、納得のいく答弁もないまま、廃止ありきのまま委員会付託となり、賛成多数可決となっておりますが、この条例は、さきに申し上げましたが、１０ヵ年総合計画戦略プロジェクトの一つで、少子化、定住対策として亀山市独自の手厚い支援策として定められた条例であります。国の子ども手当制度と目的を同じとしておりますが、この条例制定の理念、また趣旨と背景は大きく異なっていると思います。

亀山市の未来に夢や希望を持って子供を安心して産み、住み続けたい、また住んでみたいと思える施策であり、将来人口５万２，０００人を見据えた一つの手段であり、方策であると高く評価をしておりました。しかし、今、地方財政大変厳しい中、事業仕分けという名のもとに削減、縮小、廃止と、事業の見直しが進められておりますが、この事業仕分けについても、この議会でさまざまな議論がありましたが、もっと利害関係者への説明責任を果たす必要があるというふうに思っております。

私は、この条例廃止すべてを反対しているわけではありません。さきの本会議でも申し上げましたように、大変厳しい財政面からして、また条例制定の趣旨からして、出生祝い金は将来人口にもつながることから、残していただきたいという思いがあります。できれば、修正か継続審議にしていただき、事業仕分けを尊重しながら十分検討していただき、来年度予算審議に十分反映していただきたいとの思いから、反対するものであります。

また、今、亀山市が抱える保育所の待機児童の解消問題等についても、何ら解決策を具体的に見

出す施策も見受けることができません。条例廃止ありきで、今抱える問題解決の施策に財政調整をする考えも、また代替策もない状況からして、反対せざるを得ません。

どうか３月議会の来年度予算審議までに十分検討していただきたいとの思いで賛成しかねますので、議員の皆様方におかれましては、ご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、討論とさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

ほかに討論はございませんか。

６番　福沢美由紀議員。

○６番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党議員団を代表し、議案第７１号亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について、反対の立場で討論します。

今回、市の祝い金制度は、国の子ども手当と目的を同じくするものであるとの観点から、廃止するとのことでした。

私たちは、この制度のお誕生月という一人一人の記念日にお祝いを贈る、また市長のメッセージを添える、市の推進する子育て策をお知らせするといった、子供さんの誕生、成長を大切にお祝いする気持ち、また大変であろう子育てを応援する気持ちをいっぱい込めたこの市の制度が、国のものと全く同じとは認識しておりません。市も、また、この制度制定当時は国の制度とは一線を引き、亀山市独自のものをと言っておられました。国の子ども手当と目的が同じだからというのは、廃止する理由には当たらないと考えます。また、市の祝い金制度ならではのメリットが廃止をすると消えてしまうわけですが、今後、それらをどのように拾い上げ、残そうとしているのか、またそんな議論があったのか、本会議でも総務委員会でも質疑しましたが、具体的な答弁は得られませんでした。

また、平成２１年１２月に２２年度でこの制度を廃止することを決めていたのに、ことしの事業仕分けに上げ、廃止の判定がなされました。この判定結果については、事業の必要性などを検証するとしているのに、検証もされないまま、この祝い金だけを真っ先に廃止しようとしていることは納得できません。制度制定当時の当局の答弁を見ておりますと、この祝い金制度だけで少子化を食いとめるというのではなく、ほかのさまざまな施策と融合される中で市の取り組み姿勢が届き、少しずつ効果が上がるのではないかと考えていたことがわかりました。廃止を決定するには、余りにも時間と議論が不足していると考え、総務委員会で継続審議を求めましたが、否決されましたので、反対とするものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（大井捷夫君）

ほかに討論はございませんか。

２２番　櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、今議会に上程されております議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について、反対の討論をさせていただきたいと思います。

今回の補正額１０億７，９１２万６，０００円のうち、主に財政調整基金積立金５億９３５万９，０００円、減債基金積立金３億円、一般職の退職手当１億６，２２０万３，０００円、教育費の退職

手当６，９６５万３，０００円、合計１０億４，１２１万５，０００円のうち、今回の補正はこの４点が主な補正要因でございます。さきの定例会にも質疑等で行わせていただき、他の議員も質問をさせていただいた中で、１２月の定例会においては、市民要望を年度内に達成するための補正を上げるべきだと私は思っております。

ここで私が一番注目したいのは、減債基金３億円の積み増しでございます。この３億円の積み増しは、将来、平成２６年に債務返済金が１０億余りとなるがための財源としての確保のためと提案説明がありました。私の質疑における債務の説明であった補正前に、既に１４億余りの財源は既に確保してあります。今回さらに３億円を積むことにより、県下２９市町を比較すると、３億の積み増し増によりますと、地方債と減債基金との比較をしますと、県下１、２位を争う立場になります。本来、県下の平均的な基金の額は、質疑でも私なりに試算しまして、債務、市の借金に対する比率は１．６１１となります。すなわち、３億２，０００万相当が返済準備金として、他の財源は財政調整基金に積むべきだと指摘をしました。

議員各位も、財政調整基金の運用のあり方、減債基金の運用のあり方には十分ご理解してみえると思います。この積み増しについては全体的に反対しておいていただきたい。議員各位に申し上げたい。この１１月に私たち市議会議員の選挙がありました。市民の皆さんの代表として、亀山市政、市民のための政治をしたいと、それぞれが選挙戦でみずからの思いを込めて街頭演説、個人演説を開催し、市民のための市民の代弁者としてなるがために１週間選挙戦に臨み、市民の信任を得て、きょう今日、この議会に臨んでいると思います。市民が安心して安全な生活ができるまちづくりの一員となろうとして、私たちは市民のとうとい一票を得て議員として負託を受けたのではないのでしょうか。

今定例会も、本会議において、質疑１１名、一般質問１７名、関連質問２名と多くの議員が質問をし、質疑等において行政のあり方、一般質問においては市民の皆さんの思いを行政に提言をしたのではないのでしょうか。私の２４年の経験の中で数十回に上る、他の議員も同じ言葉を聞いていると思うんですけれども、余剰金の運用を間違えると市政、議会に対する市民の皆さんの誤解を招く、また招きかねない。

私は、さきの選挙においても投票率が低下、６２．８％の評価を皆様とともにどのように受けとめようとしてきたか知りたい。私は、この６２．８％は国政選挙よりも低いということは、いかに市議会に対して不信にあるものだと私は思っておる。市民生活を充実するためには、どうしても資金が必要と思います。皆さんも、このような行政要望を一度は聞かれたと思います。その１として、その要望にこたえたいが予算がないので今後検討したい。２番目に、その要望に対して前向きに考慮したい。３番目に、総合的に判断すれば優先すべき事項があるので、次年度または今後検討したいので、もう少し時間が欲しいというような理由で、先送りにされたことが数数え切れなくあると思います。もっと市政を、市民の目線で市議会も論ずるべきだと私は思っています。

この際、市長にも一言言っておきたい。今、市民の皆さんは、市職員も含むのですが、この亀山市は何をすべきなのかということを、足元をはっきりと見きわめて行政を進めていただきたいと思っております。市長は、議員として２０年の政治の経験を生かし、みずから身を切るべきで、市職員、特に中核の市の職員として努力している５５歳以上の職員の給与、今回１．５％引き下げたような施策を打たれました。そのような中で、やはりこの黒字の収支が入札差金及び経費の節減によ

り生み出されたものであるようなら、当然ながら議会にもその１．５％を申し出るべきではなかったでしょうか。どうですかな。

いろいろ申し上げましたけれども、シャープの誘致をきっかけにして県下で財政基盤が盤石となったと思いきや、リーマンショックやシャープ第一工場の生産中止という財政的にゆとりのないのは理解できますけれども、市民の皆さんが住みよい、住みたいまちをつくるために、特に若者、若い世代が定住する政治を市長として目指していただきたいと思う。

市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校の格差のない教育環境の充実、また市民の安心して生み育てる環境をつくっていただきたい。そのための財源を確保していただきたい。また、高齢者の外出等が不自由な方の交通手段の確保等々、まだまだ不十分な点があることを私は指摘しておきたい。

財政調整基金の積み増しにより、それを優先すべきではないかと私は思う。よく市長が言う選択と集中という言葉において、選択を誤っていないのでしょうか。市民生活を充実すべきだと私は思っています。

このような中で、今回の選択というのは、安心・安全で住みたくなる、住みよい環境づくりを選択すべきであるためには、この減債基金を財政調整基金に積み増して、そして市民生活の安定を図るというような形のものにすべきであると思う。このような補正を行うというのは、やはり市長の姿勢が悪いと思っております。だけど、それを正すのが今亀山市議会の議員の役目と私は思っていますので、どうぞ減債基金の積み増しを含めたこの議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）については反対をしていただきたいと思います。議員各位のご賛同をいただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（大井捷夫君）

ほかに討論はございませんか。

９番　岡本公秀議員。

○９番（岡本公秀君登壇）

議案第７３号平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤をなしているものの、昨今の社会情勢等によって厳しい事業運営となっております。そのような中、国民健康保険給付費等支払準備基金が底をつき、持続可能な事業運営を図るための財源を確保するために、平成２１年度、２２年度と段階的に税率を引き上げております。また、被保険者の負担を緩和するため、財源の不足分について一般会計から暫定的に繰り入れ、平成２１年度の決算におきましては、段階的な税率改正による税収などの歳入及び毎年増加傾向にある医療給付費等の歳出を差し引きますと約１億１，０００円の黒字となってはおりますが、一般会計からの繰り入れを差し引きますと、実質的には国民健康保険事業特別会計は約７，０００万円の赤字決算であります。このような財政事情を明らかにしておくことは、今後の財政運営に大切であること、また市長より、今年度、来年度の国民健康保険財政への支援についても前向きな取り組みを期待し、今回の残額約１億円を一般会計へ繰り入れる本議案は理解をしたいと考えます。

修正案では、平成２１年度決算では黒字額約１億円を一般会計に戻さず、国保会計の基金に積み

立てを行う修正案でございますが、今回の黒字額１億円は、あくまで一般会計から１億８，０００万の法定外の繰り入れを行った結果、発生した黒字ということでありますから、財政規律の観点からも、一般会計に戻すのが本来の姿と考えます。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、討論といたします。

○議長（大井捷夫君）

ほかに討論はございませんか。

１８番　服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）及び議案第７３号平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、原案に反対し、修正案に賛成の立場で討論をいたします。

今回、市が提案をした議案第７２号と７３号の二つの原案は、２１年度決算で出た国民健康保険事業特別会計の黒字のうち、約１億円を一般会計へ戻すという補正であります。それに対して、今回提案された修正案は、補正予算として約１億円を一般会計へ戻すとしているのを、一般会計へは戻さずに、国民健康保険事業特別会計に残し、底をついた国民健康保険給付費等支払準備基金に積み立てるというものであります。

修正案に賛成し、原案に反対する理由の第１は、今議会の議論の中で市が一貫して主張したのは、黒字となった原資は１億８，０００万円の一般会計からの繰り入れであり、財政規律の面から一度一般会計に戻すべきだという主張が誤ったものであるということであります。先ほどの賛成討論も同様であります。本会議の議案質疑で確認をしましたが、２１年度の国保会計の予算案は、予算編成時に医療費の伸びの見込みを想定し、歳出の医療給付費などを決め、その歳出に見合う歳入を考える。そのときに、歳入の不足分すべてを保険税の値上げにすれば、非常に高い値上げとなり、負担が困難になる、こういう判断をし、負担増加の緩和という市長答弁にありましたように、一般会計からの繰り入れをした、こういうつくり方をしたものであります。

ところが、２１年度決算では医療費の伸びが見込みほどふえなかったという見込み誤りが生じ、その分、国保税の取り過ぎが生じたのであって、一般会計から繰り入れされた１億８，０００万円は、既に国保税の値上げ幅を抑えるために使われてしまった、こう見るのが妥当ではないでしょうか。つまり、歳出の医療給付費と歳入の国保税は連動しており、医療給付費がふえれば国保税がふえ、減れば国保税も減るという仕組みになっているのであります。今回、医療給付費だけで１億４，０００万円もの不用額を２１年度決算で出したのですから、それだけ国保税を取り過ぎたことになります。結局市は黒字の原資が取り過ぎた国保税だと認めれば、次にはそれを被保険者に返すということを迫られるために、黒字の原資はあくまでも一般会計からの繰り入れだと言わざるを得ないのであります。仮に百歩譲って、一般会計からの繰り入れが残ったというのであれば、値上げ幅を抑えたとはいえ、高い水準にある国保税に変わりはありませんので、一般会計に戻さず国保特別会計に残し、さらなる負担増加の緩和のために使うべきではないでしょうか。

修正案に賛成し、原案に反対する理由の第２は、この約１億円を戻しても、来年度の予算が組めるのか、また国保税をさらに値上げするのかしないのかもはっきりと答えずに、一般会計に戻すことだけを先行しているということであります。来年度の予算や値上げの見通しを全く示さず、ただ

一般会計に戻すというやり方は、国保事業に対して余りにも無責任な対応だと言わざるを得ません。来年度予算がどうなるのか全く明らかにできない今、この１億円は国保特別会計に残すべきではないでしょうか。

なお、一般会計補正予算には、子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成事業を初めとする三つの助成事業など、市民の願いにこたえるものがあり評価できるものですが、原案には、同時に国保特別会計から一般会計に戻す予算も含まれ、市民の立場から見てこの問題は認めがたいものであるということで反対するものであります。

以上の理由により、この二つの議案については原案に反対し、修正案には賛成するものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（大井捷夫君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、討論を終結し、採決を行います。

初めに修正案が提出されております、議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）に対する修正案及び議案第７３号平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）に対する修正案について、起立により一括して採決を行います。

議案第７２号に対する修正案、並びに議案第７３号に対する修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大井捷夫君）

起立少数であります。

したがって、議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）に対する修正案及び議案第７３号平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）に対する修正案については、いずれも否決することに決しました。

次に、議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）についての原案について、採決いたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大井捷夫君）

起立多数であります。

したがって、議案第７２号平成２２年度亀山市一般会計補正予算（第３号）については原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第７３号平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についての原案について採決いたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大井捷夫君）

起立多数であります。

したがって、議案第７３号平成２２年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のありました議案第７１号亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大井捷夫君）

起立少数であります。

したがって、議案第７１号亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止については、否決することに決しました。

次に、先ほどの修正動議及び討論のありました議案以外の議案第６８号から議案第７０号及び議案第７４号から議案第７９号までの９件について、一括して採決を行います。

本各案についての委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、

議案第６８号　亀山市学童保育所条例の一部改正について

議案第６９号　亀山市自然公園条例の一部改正について

議案第７０号　亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

議案第７４号　平成２２年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第７５号　平成２２年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第７６号　平成２２年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第７７号　平成２２年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第７８号　平成２２年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

議案第７９号　平成２２年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第１号）について

は、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

本日、市長から追加議案として、議案第８０号亀山市教育委員会委員の任命について、議案第８１号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、議案第８２号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、議案第８３号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、報告第３５号寄附受納についてが提出されました。

この際、本各案を本日の日程に追加し議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、本各案を本日の日程に追加し議題とすることに決しました。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第８０号亀山市教育委員会委員の任命についてでございますが、亀山市教育委員会委員の伊東靖男氏は平成２３年２月２１日をもって任期満了となりますので、その後任者として、亀山市川合町５５５番地にお住まいの伊藤ふじ子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第８１号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市固定資産評価審査委員会委員の水谷紀嘉氏は平成２３年２月２１日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第８２号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市固定資産評価審査委員会委員の木﨑嘉秋氏は平成２３年２月２１日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第８３号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市固定資産評価審査委員会委員の前田佳吾氏は平成２３年２月２１日をもって任期満了となりますので、その後任者として、亀山市阿野田町１００９番地７にお住まいの草川　徹氏を選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、報告第３５号寄附受納についてでございますが、亀山市名誉市民であります鹿児島市の中村晋也様から、芸術文化の振興のため美術工芸品の寄附の申し出があり、ありがたく受納いたしましたので報告するものでございます。

なお、美術工芸品はブロンズ彫刻で、作品名「キャンドルの祭り」１体でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより本各案について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

それではちょっと確認のためにお伺いしたいと思います。

議案第８０号、伊東教育長さんにはいろいろ長いことお世話になってありがとうございました。そこでちょっとお聞きしたいんですけれども、確認ですよ。昭和２５年１２月２６日生まれで、選任同意で出てきたんですけれども、伊藤ふじ子さんは今はどのような立場にお見えになるのか、ちょっと確認したいんですが。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

現在は、南小学校校長でございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

私も長いこと議会経験させてもろとるけれども、教育委員さんの選任で、現職校長さんを議会で選任同意をした覚えはないんですけど、それは可能なんですかな。退職されてみえるんやったら当然可能だと思うんですけれども、現在、県の職員、地方公務員として勤務をされている中で、私の経験上そういうようなことはないんですが、それはどこの法か何かあって任命してもよろしいんですかな。これ任命について、それをちょっと一遍確認したいんですが、あるんですかな。わしないと思うがな。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

現職の方の任命については、可能であるということで判断をしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

一遍、可能である根拠を示してほしいんやけどな。地方公務員法で兼務はだめということを書いてあるんですけどな。例えば職員が職務が終わった後、アルバイトをやって賃金を得ることは地方公務員法で禁止していると思うんやけれども、いかがですかな。絶対にだめやと思うけどな。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

ご質問のとおり、兼職については禁止でございますけれども、退職の予定というふうに伺っております。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

だから、この議会までにやめとるんやったら、この提案の理由に沿うと思う。今現在、仕事をし

てみえて職務に励んでみえる方を、これ追加議案でしょう。私きょう聞かしてもろた。ほかの方は現職やないからね。違いますか。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただきましたとおり、退職予定をされておるといったことで、今回議案として上げさせていただいています。副市長の選任同意のときもたしか現職であったというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、副市長の場合は現職であって、副市長としてお迎えするということで提案されたと思うんやね。教育委員会の委員は、今度、伊東教育長さんがおやめになると。そうすると、教育委員会の委員さんの互選で教育長を選任されると。そうすると教育長が不在になると、げすの勘ぐりと言われたらそれまでですけれども、教育長を前提にして教育委員に選任するというふうに思ってよろしいんかな。そうすると、教育委員会の権限を侵すわけですわな。その方が仮に教育長に出てくるという可能性もあるという含みを持っておったらよろしいんかな。

だから、副市長の場合は現職で、退任表明をされて、明らかに退任表明をされました。そして、そのときの伊勢新聞を私も拝見させてもらって、大学上がって県の職務に３８年勤めて、その思いを伊勢新聞に書かれたということを私伊勢新聞で記憶しております。退任決意をされた。既に、２月幾日でしたかね、教育長さんの任期が。そうすると、お生まれが２５年１２月２６日で、その後どういうような形なんですかな。そこら辺、もう少し明らかにしてください。副市長さんの立場と、今回の教育委員の選任同意とはちょっと違うんですけどな。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

教育長につきましては、教育委員会での互選により選ばれるといったことで認識をいたしておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

伊東教育長、大分議会で答弁もなれてもろて、教育行政でいろいろご努力いただいたという中で、ご本人を目の前に置いてこんなこと言うのもあれなんですけれども、かなり教育委員会等でいろいろご努力いただいたこと本当に感謝しておるんですけれども、ご本人のお考えで教育長の職を引かれるということで、後任の人事に尽くされたと思うんですけれども、私としてはいましばらく、もう少し、まだまだ学校関係でいろんなことをやっていただかんならんこともあったもんで、もっと議論したかったんですけども、至極残念やと思っています。

その後任人事については、私は現職の校長で務めてみえる方を、確かに安田副市長の例をとって

と言いますけれども、僕はあまり現職の校長を教育委員として既に決めておくというやり方はおかしいと私は思う。亀山市内に教育行政にたけた方はまだたくさんお見えになると思う。その点を十分今後、人事案件というのは、報告で受ける部分と、すべて重要ですけども、特にやっぱりそこら辺の配慮はすべきやと私は思うんです。

もう一件、中村晋也先生からこのブロンズ像をいただくんですけれども、市長に伺いたいと思う。

ブロンズで作品名が「キャンドルの祭り」という形で、設置場所についてちょっと私は疑問を持ったんですわ。市長応接室、一体年間に市長応接室に何人来やはるんですかな。できたら、中村晋也先生も、市長応接室でこれは市長とお話しする人に見てもらうよりも、この間、文化会館ですか、除幕式までやったときに、私、現場に行きましてもう少し囲いをしたらどうやというようなことを言うたら、中村晋也先生いわく、このブロンズにみんなが手でさわってもろて、手あかをつけてもろてもよろしいんやというようなお考えで、枠は要りませんと中村先生が言われたと。スポットライトを当てた方がよろしいなと言うたら、スポットライトの位置は中村先生の指導で、このような方向からスポットライトを当ててくださいよというようなお考えも受けて、あの場所に設置し、さわれるようにして、市民の手で触れてもらうというような形で設置して、そしてガラスのケースもなしにスポットライトも当てるようにしてあそこに設置したことは、その現場で私聞かせてもろたんやけれども。今度また鈴鹿市にもっと大きなものを贈らはったもんで、ちょっとつり合いが合わんということで、またもう一体この「キャンドルの祭り」というのをいただいたんですけれども、この市長の応接室では、中村先生のご意思に反するのではないかと思いますけれども、この市長応接室に設置した理由を聞かせてください。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご案内のように、１１月に中村晋也さんの作品展を本市で、これは先生のご厚意、京セラ美術館のご配慮によってこれが実現をいたしました。この最終日を迎えられて、その翌日でございましたけれども、中村晋也氏の方からこの作品展を本当に契機に機会に、一体の作品を贈りたいと、このようにご本人がご持参をされたものでございます。私は、今、議員がおっしゃるように、多くの市民の方が見ていただけるような場所へ設置をすべきで、どこがいいだろうかと、こういう話を先生にも申し上げたところでございますが、先生ご本人は、非常に今回のものは小さいものでございますので、例えば市役所のロビーだとか大きなフロアにはなじむものではないと。できればこの応接間へ設置をいただいて、そして多くの市内・市外からお客様来られるときに話題の一つにもしていただけたらと、こういう先生のご意向をお聞きしたしましたので、当面、今の応接室の方へ設置をさせていただくと、こういう判断でございます。将来的には、いろんな機会を通じて考えていきたいというふうに思っておりますが、現時点ではそのような経過と判断をさせていただいたと、先生のご意思ということでご理解いただきたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

また中途半端なことを言うたらいかんのですよ。しかるべき時期とか、そういうような言葉を使

ったら業が沸くんやわし、はっきりと中村晋也先生の意思ですと、市長の応接室に飾っといてくれと、またもうちょっといいのがあったら持ってくるでと言うてはるさかいにて、こういうふうに言うてもろたらいいんですよ。しかるべきときには移すとか、そんな中途半端なことを言うたらあかんの。だから行政が違う方向に行くの。

やはり、中村晋也先生の意思やから市長応接室に置かせていただきましたと、こうやって言うてもうたら、そうかなとわしは言うんや。小さいから、小そうても大きてもいいの。ノミの心臓やで、わしも。だから、小そうても心意気があったら、別にあそこの入り口の案内する玄関を入ったところにランが置いてありますな。市民の人が入ってきて、いいランやな、きれいなランやなと、心和むなと。これが市政と市民との心の触れ合いの糧ですよ。

だから、例えば受付のところに中村晋也先生の第２の寄贈品ですよと。これが名誉市民第１号の中村先生の作品ですよというものをつくったらいいと思うんですよ。市長室に飾っておくって、先生の意向を踏まえたのも結構やけれども、それは謙遜してみえると思う、私から言うと。中村先生そう言われるけれども、市民の皆さんにちょっとでも中村先生を理解していただくためには、玄関へ飾らせていただきますといって、中村先生を説得したらいいと思います。違いますか。

しかるべきときに考えるんやったら、そのしかるべきときを待っていますわ、何年何十年先か知りませんけれども。まあ、終わります。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

１点だけお聞きします。

私は、現職の校長さんということを聞きましたので、学校教育の問題は大丈夫なのかということを思っております。その点で、３月３１日まで勤められて退職されるのか、それ以前に退職されるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（広森　繁君登壇）

平成２３年の２月２２日から任期が始まりますので、それまでに退職をされるというふうに伺っております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

そうすると、１年の中で一番大事な卒業式を校長抜きでやらんならんということですわね。

そういうことをしてまで、今回こういうことが必要だったのかということを、非常に私は疑問に思います。やっぱり卒業式、本当に１年の締めくくりとして大事な行事であるし、やっぱりそこに校長さんがおってもらうということはやっぱり大事なことやと思うんですね。それをしてまでしなきゃならなかったのかというところが、私は随分疑問に思います。

そのことを申し上げて、終わります。

○議長（大井捷夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第８０号から議案第８３号までの４件については、会議規則第３６条第３項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第８０号から議案第８３号までの４件については、常任委員会への付託を省略することに決しました。

なお、報告第３５号については寄附を受納した報告でありますので、ご了承願います。

これより議案第８０号から議案第８３号までの４件について討論に入ります。

討論はございませんか。

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

今回、追加で上程をされました議案第８０号亀山市教育委員会委員の任命についてですけれども、質疑でもちょっとたださせていただいたんですけれども、あくまでも現在お名前が出ている方が現職校長であると。あわせて、先ほど服部議員からも質問があったように、その一番校長として締めくくりに見える方を選任という、市長の選任のあり方について、本当に私は疑義を生ずる。私は、これは伊藤ふじ子先生が立派な方やと思っています。立派な方やけれども、かえってこういうような形で出してくると、指名された方にご迷惑がかかるということで、市長の任命権はあるんですけれども、その任命された方の立場を十分踏まえた中で選任をしていただきたいので、私はこの案件についてはちょっと賛同しがたい。やはり伊藤ふじ子先生は、僕はそんなに面識ないんですけれども、申しわけないんですけれども、市長はもう少し慎重にやっていただきたい、こういうような選任については。その意を踏まえて、この案件には反対したいと思います。終わります。

○議長（大井捷夫君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、討論を終結し、採決を行います。

ただいま討論のありました議案第８０号亀山市教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大井捷夫君）

起立多数であります。

したがいまして、議案第８０号亀山市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第８１号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第８１号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、議案第８２号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第８２号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、議案第８３号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第８３号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、お諮りいたします。

特別委員会の設置についてを本日の日程に追加し議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の設置についてを本日の日程に追加し議題とすることに決しました。

委員会条例第６条の規定により入札制度について、調査・研究を行うため委員９名をもって構成する入札制度調査特別委員会を設置いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、委員９名をもって構成する入札制度調査特別委員会を設置することに決しました。

この特別委員会は議会の閉会中にも調査できるものとし、本調査が終了するまで存続することと

いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

次に、お諮りいたします。

以上で今期定例会の議事をすべて議了いたしました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成２２年１２月亀山市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

（午後　３時２６分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

平成２２年１２月１７日

議　　長　　大　井　捷　夫

２　　番　　新　　秀　隆

１３　番　　中　村　嘉　孝